

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月29日提出

【事業年度】 第106期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

【会社名】 野村ホールディングス株式会社

【英訳名】 Nomura Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 執行役社長兼CEO 渡部 賢一

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

【電話番号】 03(5255)1000

【事務連絡者氏名】 グループ主計部長 北村 巧

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目1番1号

【電話番号】 03(3211)1811

【事務連絡者氏名】 グループ主計部長 北村 巧

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近5連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移

回次		第102期	第103期	第104期	第105期	第106期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
収益合計	(百万円)	1,792,840	2,049,101	1,593,722	664,511	1,356,751
収益合計(金融費用控除後)	(百万円)	1,145,650	1,091,101	787,257	312,627	1,150,822
継続事業からの税引前当期純利益 (損失)	(百万円)	452,016	318,502	64,910	780,265	105,247
野村ホールディングス株式会社に 帰属する当期純利益(損失)	(百万円)	304,328	175,828	67,847	708,192	67,798
純資産額	(百万円)	2,083,629	2,222,959	2,001,102	1,551,546	2,133,014
総資産額	(百万円)	34,694,679	35,577,511	25,236,054	24,837,848	32,230,428
1株当たり純資産額	(円)	1,083.19	1,146.23	1,042.60	590.99	579.70
野村ホールディングス株主に帰属 する1株当たり当期純利益(損失)	(円)	159.02	92.25	35.55	364.69	21.68
希薄化後野村ホールディングス株 主に帰属する1株当たり当期純利 益(損失)	(円)	158.78	92.00	35.57	366.16	21.59
自己資本比率	(%)	5.9	6.1	7.9	6.2	6.6
自己資本利益率	(%)	15.48	8.28	3.25	40.15	3.70
株価収益率	(倍)	16.51	26.61			31.78
継続事業からの営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	565,214	1,627,156	647,906	712,629	1,500,770
継続事業からの投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,678	533,813	102,019	98,905	269,643
継続事業からの財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	829,219	1,568,703	942,879	999,760	2,176,530
現金および現金同等物の期末残高	(百万円)	991,961	410,028	507,236	613,566	1,020,647
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	(人)	14,932 [3,498]	16,854 [3,766]	18,026 [4,576]	25,626 [4,997]	26,374 [4,728]

(注) 1 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国会計原則」)に基づき記載しております。

2 「純資産額」は米国会計原則に基づく資本合計を使用しております。また、「1株当たり純資産額」、「自己資本比率」および「自己資本利益率」は、米国会計原則に基づく野村ホールディングス株主資本合計を用いて算出しております。

3 米国財務会計審議会会計基準編纂書(以下、「編纂書」)210-20「貸借対照表 相殺」(以下「編纂書210-20」)の過年度遡及適用に伴い、第102期、第103期、第104期の「総資産額」および「自己資本比率」の数値を組み替えて表示しております。組み替え再表示前のそれぞれの「総資産額」および「自己資本比率」の数値は次のとおりです。

回次		第102期	第103期	第104期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
総資産額	(百万円)	35,026,035	35,873,374	26,298,798
自己資本比率	(%)	5.9	6.1	7.6

4 第104期、第105期の「株価収益率」は、当期純損失のため記載しておりません。

- 5 第103期より、過年度において「継続事業からの営業活動によるキャッシュ・フロー」として区分していた銀行拠点の貸付金の増減を「継続事業からの投資活動によるキャッシュ・フロー」として区分を開始し、また、過年度において「継続事業からの営業活動によるキャッシュ・フロー」として区分していた銀行拠点の受入預金の増減を「継続事業からの財務活動によるキャッシュ・フロー」として区分を開始しました。第103期以降の開示様式と整合させるために第102期の報告数値の組替を行っております。組み替え再表示前のそれぞれのキャッシュ・フローは次のとおりです。

回次	第102期
決算年月	平成18年3月
継続事業からの営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	566,327
継続事業からの投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	27,439
継続事業からの財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	798,215

- 6 編纂書360「固定資産」の規定に従い、第102期に非継続となった事業にかかる損益を独立表示しております。
- 7 編纂書360「固定資産」の規定に従い、第102期に非継続となった事業にかかるキャッシュ・フローを独立表示しております。
- 8 消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。
- 9 従来臨時従業員として開示しておりました一部の有期雇用社員（専任職）を第104期より従業員数に含め表示しております。これに伴い第103期以前の従業員数および平均臨時従業員数を組み替え再表示しております。なお、この組み替え再表示前の従業員数および平均臨時従業員数は以下のとおりです。

回次	第102期	第103期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (人)	14,668 [3,779]	16,145 [4,434]

- 10 編纂書946「金融サービス 投資会社」の適用に伴い、第104期より当該指針の対象となる投資会社における全ての投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は損益として認識されております。
- 11 編纂書810「連結財務諸表」（以下、「編纂書810」）で言及されている非支配持分に関する会計と開示の新指針（以下、「非支配持分新指針」）の適用に伴い、第102期、第103期、第104期、第105期の「継続事業からの税引前当期純利益（損失）」および「純資産額」の数値を組み替えて表示しております。組み替え前の当該科目の金額は次のとおりです。

回次	第102期	第103期	第104期	第105期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
継続事業からの税引前当期純利益 (損失) (百万円)	445,600	321,758	64,588	779,046
純資産額 (百万円)	2,063,327	2,185,919	1,988,124	1,539,396

(2) 提出会社の最近5事業年度にかかる主要な経営指標等の推移

回次		第102期	第103期	第104期	第105期	第106期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
営業収益	(百万円)	220,699	340,886	419,649	340,071	220,873
経常利益	(百万円)	131,282	207,221	246,231	127,181	29,121
当期純利益(損失)	(百万円)	17,878	158,235	53,985	393,712	12,083
資本金	(百万円)	182,800	182,800	182,800	321,765	594,493
発行済株式総数	(千株)	1,965,920	1,965,920	1,965,920	2,661,093	3,719,133
純資産額	(百万円)	1,446,649	1,475,328	1,423,661	1,244,082	1,806,307
総資産額	(百万円)	3,627,776	4,438,039	4,449,810	3,681,507	4,566,078
1株当たり純資産額	(円)	758.96	772.51	740.17	466.99	485.62
1株当たり配当額	(円)	48.00	44.00	34.00	25.50	8.00
第1四半期	(円)		8.00	8.50	8.50	
第2四半期	(円)	12.00	8.00	8.50	8.50	4.00
第3四半期	(円)		8.00	8.50	8.50	
期末(第4四半期)	(円)	36.00	20.00	8.50		4.00
1株当たり当期純利益(損失)	(円)	9.34	82.97	28.27	202.62	3.86
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	9.32	82.59	28.07		3.83
自己資本比率	(%)	39.9	33.2	31.7	33.1	39.0
自己資本利益率	(%)	1.22	10.84	3.74	29.95	0.81
株価収益率	(倍)	281.05	29.59	52.71		178.36
配当性向	(%)	513.92	53.03	120.27		213.61
自己資本配当率	(%)	6.32	5.69	4.60	4.00	1.45
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	(人)	19 〔 〕	21 〔 〕	52 〔 〕	52 〔 〕	50 〔 〕

(注) 1 消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 第103期より第105期までは、四半期配当を実施しております。

3 第102期の1株当たり配当額中第2四半期の欄には、中間配当額を記載しております。

4 第105期の期末(第4四半期)の1株当たり配当額は、配当を行っていないため記載しておりません。

5 従業員数は就業人員数を記載しております。

6 純資産額の算定にあたり、第103期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

7 第105期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

8 第105期の株価収益率および配当性向は、当期純損失のため記載しておりません。

2 【沿革】

年月	沿革
大正14年12月	株式会社大阪野村銀行の証券部を分離して、提出会社設立。
15年1月	公社債専門業者として営業開始。(本店：大阪府大阪市)
昭和2年3月	ニューヨーク駐在員事務所を設立。
13年6月	国内において、株式業務の認可を受ける。
16年11月	わが国最初の投資信託業務の認可を受ける。
21年12月	提出会社の本店を東京都に移転。
23年11月	国内において、証券取引法に基づく証券業者として登録。
24年4月	東京証券取引所正会員となる。
26年6月	証券投資信託法に基づく委託会社の免許を受ける。
35年4月	野村証券投資信託委託株式会社(平成9年10月、野村投資顧問株式会社と合併し社名を野村アセット・マネジメント投信株式会社に変更。平成12年11月、野村アセットマネジメント株式会社に社名変更)の設立に伴ない、証券投資信託の委託業務を営業譲渡。
36年4月	香港において、ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITEDを証券業現地法人として設立。
10月	提出会社の株式を東京証券取引所・大阪証券取引所・名古屋証券取引所に上場。
39年3月	ロンドン駐在員事務所を設立。
40年4月	提出会社の調査部を分離独立させて、株式会社野村総合研究所を設立(63年1月、野村コンピュータシステム株式会社と合併)。
41年1月	提出会社の電子計算部を分離独立させて、株式会社野村電子計算センターを設立(47年12月、野村コンピュータシステム株式会社に社名変更。63年1月、株式会社野村総合研究所と合併し社名を株式会社野村総合研究所に変更)。
43年4月	改正証券取引法に基づく総合証券会社の免許を受ける。
44年9月	アメリカ、ニューヨーク市において、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.を証券業現地法人として設立。
56年3月	イギリス、ロンドン市において、ノムラ・インターナショナルLIMITEDを証券業現地法人として設立(平成元年4月、ノムラ・インターナショナルPLCに社名変更)。
56年7月	ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.、ニューヨーク証券取引所会員となる。
平成元年4月	アメリカ、ニューヨーク市において、ノムラ・ホールディング・アメリカInc.を米州持株会社として設立。
2年2月	オランダ、アムステルダム市において、ノムラ・アジア・ホールディングN.V.をアジア持株会社として設立。
5年8月	野村信託銀行株式会社設立。
9年4月	株式会社野村総合研究所のリサーチ部門を提出会社に移管し、金融研究所設立。
10年3月	イギリス、ロンドン市において、ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLCを欧州持株会社として設立。
10年12月	改正証券取引法に基づく総合証券会社として登録。
12年3月	野村アセット・マネジメント投信株式会社(平成12年11月、野村アセットマネジメント株式会社に社名変更)を連結子会社とする。これに伴い株式会社野村総合研究所が持分法適用関連会社となる。
12年7月	野村パブコックアンドブラウン株式会社を連結子会社とする。
13年2月	株式会社ジャフコを持分法適用関連会社とする。

年月	沿革
13年10月	会社分割により証券業その他証券取引法に基づき営む業務を野村証券分割準備株式会社に承継させ、持株会社体制に移行。これに伴ない、社名を野村ホールディングス株式会社に変更（同時に野村証券分割準備株式会社は社名を野村証券株式会社に変更）。
13年12月	提出会社がニューヨーク証券取引所に上場。
13年12月	株式会社野村総合研究所が東京証券取引所に上場。
15年6月	提出会社および国内子会社14社が委員会設置会社へ移行。
16年8月	野村リアルティ・キャピタル・マネジメント株式会社は、野村土地建物株式会社からファシリティ・マネジメント業務を会社分割により承継し、同時に商号を野村ファシリティーズ株式会社に変更。
18年3月	ジョインベスト証券株式会社が証券業登録。
18年4月	野村ヘルスケア・サポート&アドバイザー株式会社設立。
19年2月	インスティネット社を連結子会社とする。
19年10月	株式会社プライベート・エクイティ・ファンド・リサーチ・アンド・インベストメンツ設立。
20年10月	リーマン・ブラザーズのアジア・パシフィックならびに欧州・中東地域部門の雇用等の承継。
21年11月	野村証券株式会社がジョインベスト証券株式会社を吸収合併。
22年3月末現在	連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体）の数は314社、持分法適用会社数は17社。

3 【事業の内容】

提出会社および提出会社の連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体、平成22年3月末現在314社）の主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、自己資金投資業、アセット・マネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業等を営んでおります。なお持分法適用会社は平成22年3月末現在17社であります。

・ 企業集団等の事業系統図

野村ホールディングス株式会社	
国内子会社	
野村証券(株)	
野村アセットマネジメント(株)	
その他国内子会社	
野村信託銀行(株) 野村バブcockアンドブラウン(株) 野村キャピタル・インベストメント(株) 野村インベスター・リレーションズ(株) 野村プリンシパル・ファイナンス(株) 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー(株) 野村年金サポート&サービス(株) 野村リサーチ・アンド・アドバイザリー(株) 野村ビジネスサービス(株) 野村ファシリティーズ(株) (株)野村資本市場研究所 野村ヘルスケア・サポート&アドバイザリー(株) (株)プライベート・エクイティ・ファンド・リサーチ・アンド・インベストメンツ	他
海外子会社	
ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc.	
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント Inc. ノムラ・デリバティブ・プロダクツ Inc. ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLC	他
ノムラ・ファイナンシャル・ホールディング・アメリカLLC	
ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツ Inc.	
NHIアクイジション・ホールディング Inc.	
インスティネット Incorporated	他
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC	
ノムラ・インターナショナル PLC ノムラ・バンク・インターナショナル PLC バンク・ノムラ・フランス ノムラ・バンク・ルクセンブルグ S.A. ノムラ・バンク(ドイツ) GmbH ノムラ・バンク(スイス) LTD. ノムラ・イタリア S. I. M. p. A. ノムラ・インベストメント・バンキング(ミドル・イースト) B. S. C. (Closed)	他
ノムラ・ファンディング・ファシリティ・コーポレーション Ltd. ノムラ・グローバル・ファンディング PLC ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V. ノムラ・プリンシパル・インベストメント PLC ノムラ・キャピタル・マーケッツ PLC ノムラ・ヨーロピアン・インベストメント LTD.	他
ノムラ・アジア・ホールディング N.V.	
ノムラ・インターナショナル(ホンコン) LIMITED ノムラ・シンガポール LIMITED ノムラ・マレーシア Sdn. Bhd. ノムラ・オーストラリア LIMITED P.T. ノムラ・インドネシア	他
ノムラ・ファイナンシャル・アドバイザリー・アンド・セキュリティーズ(インド) プライベート・リミテッド	
ノムラ・アジア・インベストメント(フィクスト・インカム) Pte. Ltd.	
ノムラ・アジア・インベストメント(インド・ポワイ) Pte. Ltd.	
ノムラ・サービシズ・インドア・プライベート・リミテッド	他
関連会社	
(株)野村総合研究所 (株)ジャフコ 野村土地建物(株) (株)だいがう証券ビジネス キャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック CO., LTD.	他

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
(連結子会社等)					
野村證券株式会社 3、4、5	東京都中央区	百万円 10,000	証券業	100%	金銭の貸借等の取引 有価証券の売買等の取引 設備の賃貸借等の取引 事務代行 コミットメントラインの設定 債務保証 役員の兼任...有
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区	百万円 17,180	投資信託委託業 投資顧問業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...有
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	百万円 30,000	銀行業 信託業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...有
野村バブコックアンドブラウン株式会社	東京都中央区	百万円 1,000	リース関連投資 商品組成販売業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...無
野村キャピタル・インベストメント株式会社	東京都中央区	百万円 7,500	金融業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...有
野村インベスター・リレーションズ株式会社	東京都中央区	百万円 400	調査コンサルティング業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...無
野村プリンシパル・ファイナンス株式会社	東京都千代田区	百万円 8,935	投資会社	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...有
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	百万円 400	投資運用業 投資 助言・代理業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...有
野村年金サポート&サービス株式会社	東京都千代田区	百万円 950	確定拠出年金運 営管理業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...有
野村リサーチ・アンド・アドバイザリー株式会社	東京都千代田区	百万円 400	未公開企業調査 ・投資事業組合 運営管理業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...無
野村ビジネスサービス株式会社	東京都中央区	百万円 300	事務サービス業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...無
野村ファシリティーズ株式会社 3	東京都中央区	百万円 480	不動産賃貸 および管理業	100%	店舗等の賃貸借および管理 設備の賃貸借等の取引 金銭の貸借等の取引 役員の兼任...無
株式会社野村資本市場研究所	東京都中央区	百万円 110	研究調査業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...有
野村ヘルスケア・サポート&アドバイザリー株式会社	東京都千代田区	百万円 150	コンサルティング業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...無
株式会社プライベート・エクイティ・ファンド・リサーチ・アンド・インベストメンツ	東京都中央区	百万円 1,000	投資顧問業	65%	役員の兼任...有
ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc. 2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 4,439	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 役員の兼任...有
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. 2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 2,050	証券業	100% (100%)	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...無
ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント Inc. 2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 42	投資信託運用管 理業	100% (98.7%)	役員の兼任...無
ノムラ・デリバティブ・プロダクツ Inc. 2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 400	金融業	100% (100%)	役員の兼任...無
ノムラ・ファイナンシャル・ホールディング・アメリカ LLC	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 108	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 役員の兼任...有
ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツ Inc. 2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 393	金融業	100% (100%)	債務保証 役員の兼任...無
ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLC 3	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 1,581	持株会社	100% (100%)	役員の兼任...無
NH I アクイジション・ホールディング Inc.	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 200	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 役員の兼任...無
インスティテュート Incorporated 2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 1,305	持株会社	100% (100%)	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...無
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC 3	イギリス、 ロンドン市	百万円 366,413	持株会社	100%	役員の兼任...有
ノムラ・インターナショナル PLC 3、5	イギリス、 ロンドン市	百万ポンド 2,719	証券業	100% (100%)	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 債務保証 役員の兼任...有
ノムラ・バンク・インターナショナル PLC 3	イギリス、 ロンドン市	百万ポンド 370	金融業	100% (100%)	金銭の貸借等の取引 債務保証 役員の兼任...無

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
バンク・ノムラ・フランス	フランス、 パリ市	百万ユーロ 23	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任...無
ノムラ・バンク・ルクセンブルグ S.A.	ルクセンブルグ、 ルクセンブルグ市	百万ユーロ 28	金融業	100% (100%)	役員の兼任...無
ノムラ・バンク(ドイツ) GmbH	ドイツ、 フランクフルト市	百万ユーロ 10	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任...無
ノムラ・バンク(スイス) LTD.	スイス、 チューリッヒ市	百万スイスフラン 120	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任...無
ノムラ・イタリア S. I. M. p. A.	イタリア、 ミラノ市	百万ユーロ 2	証券業	100% (100%)	役員の兼任...無
ノムラ・インベストメント・バンキング(ミドル・イースト)B. S. C. (Closed)	パハレーン、 マナマ市	百万米ドル 25	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任...無
ノムラ・ファンディング・ファシリティーズ・コーポレーション Ltd.	アイルランド、 ダブリン市	百万ユーロ 1	金融業	100%	役員の兼任...無
ノムラ・グローバル・ファンディング PLC 4	イギリス、 ロンドン市	百万円 22,119	金融業	100%	役員の兼任...無 債務保証
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V.	オランダ、 アムステルダム市	百万ユーロ 51	金融業	100% (100%)	債務保証 役員の兼任...無
ノムラ・プリンシパル・インベストメント PLC 3	イギリス ロンドン市	百万ポンド 1,195	投資会社	100%	役員の兼任...無
ノムラ・キャピタル・マーケッツ PLC 3, 5	イギリス ロンドン市	百万ポンド 1,795	金融業	100%	役員の兼任...無
ノムラ・ヨーロッパ・インベストメント LTD.	イギリス、 ロンドン市	百万ポンド 51	持株会社	100%	役員の兼任...無
ノムラ・アジア・ホールディング N.V. 3	オランダ、 アムステルダム市	百万円 122,122	持株会社	100%	役員の兼任...無
ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITED 3	香港	百万円 133,910	証券業	100% (100%)	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任...無 債務保証
ノムラ・シンガポールLIMITED	シンガポール、 シンガポール市	百万シンガポールドル 239	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任...無
ノムラ・マレーシア Sdn. Bhd.	マレーシア、 クアラルンプール市	百万マレーシアドル 5	証券業	100% (100%)	役員の兼任...無
ノムラ・オーストラリア LIMITED	オーストラリア、 シドニー市	百万オーストラリアドル 85	証券業	100% (100%)	役員の兼任...無
P.T. ノムラ・インドネシア	インドネシア、 ジャカルタ市	百万インドネシアルピア 50,000	証券業	94.0% (73.0%)	役員の兼任...無
ノムラ・アジア・インベストメント(インド・ボワイ) Pte. Ltd.	シンガポール、 シンガポール市	百万円 0.1	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 役員の兼任...無
ノムラ・サービス・インドア・プライベート・リミテッド	インド、 ムンバイ市	百万インドルピー 895	ITサービス業	100% (100%)	役員の兼任...無
ノムラ・ファイナンシャル・アドバイザー・アンド・セキュリティーズ(インド)プライベート・リミテッド	インド、 ムンバイ市	百万インドルピー 3,096	証券業 金融業	100%	役員の兼任...無
ノムラ・アジア・インベストメント(フィクスト・インカム) Pte Ltd	シンガポール、 シンガポール市	百万円 983	持株会社	100%	役員の兼任...無
その他 265社 6					
(持分法適用会社)					
株式会社野村総合研究所 4	東京都千代田区	百万円 18,600	情報サービス業	38.5% (31.8%)	情報システムに関する業務委託 役員の兼任...無
株式会社ジャフコ 4	東京都千代田区	百万円 33,252	投資および投資事業組合等管理運営業	24.1% (5.2%)	役員の兼任...無
野村土地建物株式会社	東京都中央区	百万円 1,015	不動産賃貸業	39.9% (21.1%)	役員の兼任...有
株式会社だいこう証券ビジネス 4	大阪府大阪市	百万円 8,902	証券関連業務	20.2%	役員の兼任...無
キャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック CO., LTD.	タイ、 バンコック市	百万タイバーツ 717	証券業	38.0% (12.9%)	役員の兼任...無
その他 12社 4, 7					

(注) 1 資本金または出資金は、各関係会社の会計通貨により表示しております。また当社の議決権所有割合の()内は、内数表示の間接所有割合であります。

- 2 資本金がゼロまたは名目的な金額であるため、資本金または出資金として、資本金相当額に加え資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。各関係会社の資本金相当額は次のとおりです。
 ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc. ゼロ
 ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. ゼロ
 ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント Inc. ゼロ
 ノムラ・デリバティブ・プロダクツ Inc. 10ドル
 ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツ Inc. ゼロ
 インスティネット Incorporated 2千75ドル
- 3 特定子会社に該当します。
- 4 有価証券報告書提出会社であります。なお、その他に含まれる会社のうち有価証券報告書を提出している会社は次のとおりであります。
 <持分法適用会社> エス・パイ・エル株式会社
- 5 収益合計(連結会社間の内部収益を除く)の連結収益合計に占める割合が10%を超えております連結子会社の主要な損益情報等は以下のとおりであります。
 ・野村證券株式会社
 有価証券報告書を提出しているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

・ノムラ・インターナショナル PLC

収益合計	310,952	百万円
収益合計(金融費用控除後)	208,704	百万円
継続事業からの税引前当期純損益	28,968	百万円
当期純損益	23,751	百万円
純資産額	241,101	百万円
総資産額	18,451,195	百万円

・ノムラ・キャピタル・マーケッツ PLC

収益合計	153,744	百万円
収益合計(金融費用控除後)	138,169	百万円
継続事業からの税引前当期純損益	26,846	百万円
当期純損益	26,846	百万円
純資産額	100,854	百万円
総資産額	3,859,760	百万円

- 6 社数には、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則において子会社には該当しない連結変動持分事業体の社数を含んでおります。

7 連結財務諸表上、持分法適用会社として取り扱われている以下のリミテッド・ライアビリティ・カンパニーを含んでおります。

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
フォートレス・インベストメント・グループLLC 1、2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 1,131	投資業	13.2% (13.2%)	役員の兼任...有

- 1 資本金がゼロであるため、資本金または出資金として、資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。
- 2 編纂書323「投資 持分法ならびにジョイント・ベンチャー」に基づき、持分法が適用されます。

なお上記のほかに、以下の会社が当社の特定子会社に該当いたします。

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
NPF-Harmony投資事業有限責任組合 2、3	東京都千代田区	百万円 107,000	投資業	100% (100%)	役員の兼任...無

- (注) 1 議決権の所有割合の()内は、内数表示の間接所有割合であります。
- 2 議決権の所有割合は、業務執行権限の割合を表示しております。
- 3 企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」により、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則における子会社に該当いたします。提出会社の連結財務諸表の作成においては、編纂書946「金融サービス 投資会社」の適用に伴い、第104期より当該指針の対象となる投資会社における投資に該当するため、公正価値で計上されております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

	従業員数(人)
連結会社合計	26,374 [4,728]

(注) 1 当社の事業区分は投資・金融サービス業という事業セグメントに属しており、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。なお、連結財務諸表注記に記載しております事業別セグメント情報は米国会計原則に規定する経営管理上の組織に基づき、営業部門、グローバル・マーケティング部門、インベストメント・バンキング部門、マーチャント・バンキング部門、アセット・マネジメント部門の5区分により作成されております。平成22年4月にグローバル・マーケティング部門、インベストメント・バンキング部門およびマーチャント・バンキング部門を統合して新たにホールセール部門を設置し、営業部門、ホールセール部門、アセット・マネジメント部門の3部門体制で業務運営を行っております。

2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
50 [〕	39歳 7月	2年 1月	10,606,106

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 上記のほか、野村証券株式会社等との兼務者が 289人おります。

3 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

該当事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績の概況

以下の業績の概況は、「第1 [企業の概況] 1 [主要な経営指標等の推移]」および「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表]」の部とあわせてご覧ください。なお、平成20年3月期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）にかかる業績の概要は平成20年6月30日提出の有価証券報告書に記載の連結財務情報に基づいており、平成22年3月期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の開示様式と整合させるために、報告数値の組替を行っています。また、以下の内容には、一部、将来に対する予測が含まれており、その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれています。当社の実際の経営成績はここに記載されている将来に対する予測と大きく異なる可能性があります。

事業環境

日本

日本経済は、平成20年9月の米国投資銀行破綻をきっかけにした信用逼迫によって世界経済が急激に悪化したことの影響を強く受け、平成20年度に厳しい景気後退に陥りました。平成21年度の実質GDP(国内総生産)も、この影響が残り平成20年度の前年度比 3.7%に続いて同 1.9%と大幅に落ち込みましたが、年度内は4四半期連続で前期比プラス成長となり、景気の回復傾向が見られるようになりました。この背景として、海外諸国において景気対策が発動されその恩恵が輸出回復に及んだことや、日本政府の景気対策が内需を下支えしたことが挙げられます。こうした景気回復の動きを受けて雇用情勢も改善を見せ始めています。

企業業績は内外景気の後退や金融市場の混乱の影響を受けて平成21年3月期には大幅減益となりました。平成22年3月期は、売上の減少傾向は続きましたが、様々なコスト削減努力の効果と、製造業で下半期に売上が回復し始めた効果もあり、業績は回復傾向にあります。平成22年3月期の主要企業(NOMURA400)の経常利益は前期比9割程度の増益となった見込みです。とりわけ金融や、自動車や電機・精密などの加工産業が業績改善に大きく寄与しました。

株式市場は、平成21年3月までの下落基調が転換、年度を通してみると株価は反転しました。世界的な信用逼迫による景気後退懸念は、各国政策当局の景気対策や金融緩和によって徐々に払拭され、平成21年3月以降、世界の株式市場は上昇に転じました。代表的な株価指数である東証株価指数(TOPIX)は、平成21年3月にバブル経済崩壊後の最安値を更新した後平成21年8月まで反発、その後平成21年11月にかけて一旦下落しましたが再度上昇し、平成22年3月が年度の高値となりました。東証株価指数(TOPIX)は平成20年3月末の1,212.96ポイントから平成21年3月末には773.66ポイントと、年度を通して36.2%という指数算出開始以来の大幅な下落となった後、平成22年3月末には978.81ポイントまで26.5%の上昇となりました。また、日経平均株価も平成21年3月末の8,109.53円から平成22年3月末には11,089.94円と年度を通して36.8%の大幅な反発となりました。

新発10年国債利回りは、世界的な金融市場の混乱が落ち着きをみせ始めた平成21年3月末には1.3%でしたが、株価の反転に連れて平成21年6月には1.5%台まで上昇しました。その後、米国金融緩和政策の打ち切りが先送りされるという見方が浮上すると長期金利が低下、一方日本の財政赤字拡大懸念で金利が上昇、という形で、平成21年内はおおむね1.2~1.5%の範囲で推移しました。平成22年3月末にかけては1.3%台での小動きとなりました。

外国為替市場では、円は世界的な金融市場の混乱が収束する過程での影響を受けています。平成21年3月末の円の対米ドル、対ユーロはそれぞれ99円台、130円台でした。金融危機対応のため、特に米国が金融緩和を継続した結果、平成21年11月にかけて世界的に米ドル安が進行、円は一時対ドルで84円台まで上昇しました。その後、日本銀行の追加金融緩和策などを受けて円は対ドルで下落、平成22年3月末には93円台となりました。一方、対ユーロでは平成21年4～12月は124円～139円の範囲内での動きを続けていましたが、平成22年に入ってから、ギリシャの政府債務の問題が深刻化し、ユーロの通貨制度や欧州経済への懸念が浮上したことからユーロが下落しました。円は対ユーロで、平成22年2月に一時119円台まで上昇した後、平成22年3月末には125円台となっています。

海外

主要先進国経済は、平成20年9月以降の世界的な金融危機に対して景気対策を行った効果で、回復基調となっています。国際商品市況も世界的な信用逼迫と景気後退懸念を受けて平成20年末にかけて大きく下落した後、反転しました。米国、欧州ともに積極的な利下げ、民間銀行への公的資金の注入、そして財政政策の発動を行ったため、世界的な景気後退からは脱却しましたが、景気刺激政策を修正して平時に戻すには至っていません。また、中国では、積極財政政策の後、不動産価格の上昇抑制が課題となってきています。

米国の実質GDP成長率は平成20年に前年比0.4%へ減速し、平成21年には同 2.4%へ落ち込みました。しかし四半期の動きで見ると平成21年7～9月期以降、3四半期連続で前期比プラス成長となり、景気回復局面に入っています。金融危機に対して打ち出した金融緩和の効果、減税や公共事業による内需押し上げの効果が景況感の持ち直しにつながり、企業業績の改善とともに企業活動を活性化させています。企業や家計の債務削減の動きが続いているため加速感は緩やかですが、設備投資や雇用にも回復感が広がってきています。

連邦準備制度理事会（FRB）は、金融市場安定と景気下支えの配慮を続けながら、徐々に政策を中立化する経路を模索しました。FFレートの誘導目標値を0～0.25%の範囲とする、事実上のゼロ金利政策を継続し、政策金利引き上げには時間がかかることを認めて市場への配慮は示していますが、住宅ローン担保証券（MBS）などの購入を行って金融市場への資金供給を増加させる量的緩和策に関しては段階的に打ち切っています。米国株式市場は世界的な信用逼迫が落ち着き、金融緩和効果が広がるに連れて上昇に転じました。平成21年3月末のダウ平均株価は7,608.92ドルでしたが、平成22年3月末には10,856.63ドルまで反発しました。米国財務省証券10年利回りは、平成21年3月には2.6%台の水準でしたが、株価上昇や財政赤字拡大懸念による上昇圧力とFRBの金融緩和継続による低下圧力が拮抗、平成21年4月以降に3%台での動きを続けています。

平成21年の欧州経済も景気回復に入りました。ユーロ圏の実質GDP成長率は、平成20年の前年比0.6%から平成21年には同 4.2%となりましたが、四半期で見ると平成21年7～9月期から3四半期連続の前期比プラス成長です。欧州中央銀行（ECB）による、金融市場安定と景気下支えのための政策金利引下げと金融市場への潤沢な資金供給、加えて各国政府による財政刺激策が緩やかな景気回復に寄与しています。一方、財政刺激策の副作用としての政府債務問題への懸念も高まり始めました。株価は、世界的な市場の安定につれて反発、ドイツの代表的な株価指数（DAX）は平成22年3月末までの1年間で約50%の大幅上昇となりました。

平成21年のアジア経済でも、景気回復が顕著になりました。中国経済の実質GDP成長率は平成20年の前年比9.0%から平成21年には同8.7%となりましたが、中国政府による名目GDP比13%に上る大規模な景気刺激策によって、先進国経済よりも力強い回復をみせています。この回復がアジア地域全体の景気回復を牽引する形にもなりましたが、不動産価格の上昇

抑制が政策課題となってきています。

エグゼクティブ・サマリー

平成20年度後半に拡大した世界的な金融市場の混乱を受けた世界経済は、在庫調整の進展や各国の景気刺激策により、昨年春頃には景気の後退が止まり、特に新興国・資源国では急速な回復を見せています。日本経済も、上半期には財政政策の効果で下げ止まりを見せた後、下半期に新興国向けを中心とする輸出の増加に牽引されて回復基調に入りました。雇用情勢の改善は遅れ、家計部門の支出回復には至らないものの、企業部門が売上急減に対応して経費削減を進めたため、主要上場企業の経常利益は平成21年3月期に大幅減益になった後、増益に転換したと見込まれています。一方、当期の東京証券取引所における株式売買代金は約379兆円と5年ぶりの低水準となりました。債券市場では、株式市場の反発を受けて新発10年国債利回りが平成21年6月に1.5%台まで上昇しましたが、先進国での低金利長期化が意識された平成21年末には1.1%台に低下、その後平成22年3月には1.3%台となりました。資本市場では世界的にリスク回避傾向には歯止めがかかり、国内外の資本市場を通じた株式や債券の発行による企業の資金調達環境は好転しました。当期の世界の株式・株式関連市場での資金調達額は前年度を大きく上回り、特にアジアにおいて大幅な増加を見せました。日本市場では、前年度比約5.5倍の7.7兆円に上り、過去10年における最高水準を記録しました。このような環境の下、お客様からの株式や債券などの取引注文に関連したビジネスを中心に、国内における強固な基盤を活かした安定的な収益と海外の新しいビジネス基盤からの収益が貢献し、5部門全てが税引前当期純利益で黒字を達成することができました。当期の収益合計（金融費用控除後）は前期比268%増の1兆1,508億円、金融費用以外の費用は同4%減の1兆456億円、税引前当期純利益は1,052億円、野村ホールディングスに帰属する当期純利益は678億円となり、当期のROEは3.7%となっております。

平成22年3月期の営業部門の収益合計（金融費用控除後）は、前期比33%増の3,883億円、税引前当期純利益は同522%増の1,134億円となりました。コンサルティング営業を中心にお客様のニーズに合わせたビジネス展開を図ってまいりました結果、通貨選択型投信などを中心とした投資信託の販売や、企業の資金調達の機会を捉えた株式の募集が増加いたしました。また、お客様からお預かりしている資産の残高は前期末の59.3兆円から73.5兆円に増加し、営業基盤も着実に拡大いたしました。

平成22年3月期のグローバル・マーケット部門の収益合計（金融費用控除後）は、6,584億円、税引前当期純利益は1,720億円となりました。平成20年10月のリーマン承継に伴うビジネス基盤の拡大による成果が現れ始め、国内に加え、欧州およびアジアにおいてお客様からの株式・債券関連の取引が拡大しました。エクイティビジネスでは、これまでの日本株に加え欧州株、アジア株等のサービスを展開するとともに高度なテクノロジーを活用したサービスをお客様に提供することでお客様層を拡大することができました。フィクスト・インカムビジネスにおいても、米国のプライマリー・ディーラー資格を再取得するなど、ワールドクラスの商品やサービスを提供するための体制整備を進めました。このようにグローバル・マーケット部門では、顧客取引を重視し、地域的にもバランスの取れた収益構造の構築に取り組んでおります。

平成22年3月期のインベストメント・バンキング部門の収益合計（金融費用控除後）は、日本の大手金融機関・事業会社による多くのエクイティ・ファイナンス案件等の獲得により、前期比87%増の1,189億円、税引前当期純利益は17億円となりました。国内においては、株式・債券の引受やM&Aアドバイザーの各ビジネスにおいて圧倒的なシェアを維持しました。また、海外においても、クロスボーダーM&A案件や外国政府等の発行するソブリン債の引受など多くの大型案件を獲得することができました。このような伝統的な投資銀行ビジネスに加え、お客様のバランス・シートやポートフォリオのマネジメントに関連したソリューション・ビジネスからの収益への貢献もはじまっております。

平成22年3月期のマーチャント・バンキング部門の収益合計（金融費用控除後）は、投資先企業の売却益および既存の

投資先企業の業績回復による評価益などにより122億円、税引前当期純利益は14億円となりました。既存投資案件の企業価値向上、売却に向けた取り組みを強化した結果、黒字に転換することができました。

平成22年3月期のアセット・マネジメント部門の収益合計（金融費用控除後）は、前期比18%増の704億円、税引前当期純利益は同152%増の186億円となりました。平成22年3月末の運用資産残高は平成21年3月末比3.2兆円増加の23.4兆円となりました。当期は、お客様のニーズに応えるべく、ハイ・イールド債券投信や新興国関連の投信を設定し、国内公募投信残高シェアでトップの座を確保いたしました。また、海外機関投資家からの投資顧問契約を数多く受託することができました。

経営成績

損益概況

当社の主要な連結損益計算書情報は以下のとおりであります。平成20年3月期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）にかかる業績の概要は、平成20年6月30日提出の有価証券報告書に記載の連結財務情報に基づいており、平成22年3月期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の開示様式と整合させるために、報告数値の組替を行っています。

	平成20年3月期 (百万円)	平成21年3月期 (百万円)	平成22年3月期 (百万円)
金融収益以外の収益：			
委託・投信募集手数料	404,659	306,803	395,083
投資銀行業務手数料	85,096	54,953	121,254
アセットマネジメント業務手数料	189,712	140,166	132,249
トレーディング損益	61,720	128,339	417,424
プライベート・エクイティ投資関連損益	76,505	54,791	11,906
投資持分証券関連損益	48,695	25,500	6,042
その他	28,185	39,863	37,483
金融収益以外の収益合計	797,182	333,155	1,121,441
純金融収益	9,925	20,528	29,381
収益合計（金融費用控除後）	787,257	312,627	1,150,822
金融費用以外の費用	852,167	1,092,892	1,045,575
税引前当期純利益（損失）	64,910	780,265	105,247
法人所得税等	3,259	70,854	37,161
当期純利益（損失）	68,169	709,411	68,086
差引：非支配持分に帰属する当期純利益（損失）	322	1,219	288
野村ホールディングス株式会社に帰属する当期純利益（損失）	67,847	708,192	67,798
自己資本利益率（ROE）	3.3%	40.2%	3.7%

平成22年3月期の収益合計（金融費用控除後）は平成21年3月期の3,126億円から268%増加し、1兆1,508億円となりました。委託・投信募集手数料は、昨年度の世界的な金融市場の低迷から回復基調に入ったことから、主に募集・売出し手数料が前期比29%増加しました。投資銀行業務手数料は、主に日本国内企業のエクイティ・ファイナンスの増加により前期比121%増加いたしました。トレーディング損益は、世界的な金融情勢の混乱からの回復により4,174億円となりました。プライベート・エクイティ投資関連損益は、主に自己資金投資先企業の評価益を計上したことにより、119億円となりました。

平成21年3月期の収益合計（金融費用控除後）は平成20年3月期の7,873億円から60%減少し、3,126億円となりました。委託・投信募集手数料は世界的な金融情勢の混乱による株式市場の低迷に伴う投信募集手数料の減少により、前期比24%減少しました。アセットマネジメント業務手数料は株価下落と円高等により運用資産残高が減少したことにより、前期比26%減少しました。トレーディング損益は、平成20年3月期に617億円であったものの、平成21年3月期は世界的な金融情勢の混乱により1,283億円となりました。プライベート・エクイティ投資関連損益は、平成20年3月期は765億円となりましたが、平成21年3月期は投資先企業の評価損などにより、548億円となりました。

平成20年3月期、平成21年3月期および平成22年3月期の純金融収益は、それぞれ99億円、205億円、294億円でした。純金融収益は、トレーディング資産およびレポ・リバースレポ取引を含む総資産・負債の水準と構成、ならびに、金利の期間構造とボラティリティに左右されます。純金融収益は、トレーディング業務と不可分な一つの要素であり、当社は、特にグローバル・マーケットについて、純金融収益と金融収益以外の収益との合計額で、ビジネス全体の収益性を評価してお

ります。平成22年3月期においては、レボ・リバースレボ取引における短期金利の下落により、金融収益が前期比29%減少し、金融費用が前期比41%減少しました。その結果、純金融収益は前期比499億円増加しました。平成21年3月期においては、純金融収益は前期比106億円減少しました。第3四半期までは日本円の短期金利は米ドルと比較すると相対的に高い水準にありましたが、平成21年3月期は、米ドル、日本円などの主要な通貨の短期金利は下落しました。また、仕組債の販売が減少し、金融費用が増加しました。これらの要因と、グローバルでの金利水準の低下により純金融収益は減少しました。しかしながら、第3四半期までの純金融収益の減少につながる短期金利市場の混乱は、第4四半期には緩やかな動きとなりました。

当社は、投資持分証券関連損益として、平成20年3月期、平成21年3月期、および平成22年3月期に、それぞれ487億円、255億円、60億円を計上しています。この項目は、当社が営業目的で保有する株式等の評価損益と売買損益が含まれます。連結財務諸表では、取引促進の目的で長期保有する関連会社以外の投資持分証券は、公正価値で評価され、その評価損益は当該期の損益として認識されています。

平成22年3月期の金融費用以外の費用は、平成21年3月期の1兆929億円から4%減少し、1兆456億円となりました。主に関連会社に対する投資の減損が前期より減少したことなどにより、その他費用が前期の2,626億円から46%減少して1,425億円となりました。一方で、平成21年3月期のリーマンの統合に関連する人件費、情報・通信関連費用、不動産関係費は費用認識が原則として6ヶ月だったことに対して、平成22年度3月期のリーマンの統合に関連する人件費、情報・通信関連費用、不動産関係費は費用認識が1年間であったことから増加いたしました。

平成21年3月期の金融費用以外の費用は、平成20年3月期の8,522億円から28%増加し、1兆929億円となりました。これは、その他費用および人件費が増加したことが主な要因となっております。その他費用は、関連会社に対する投資の減損等により前期の1,572億円から67%増加し、2,626億円となったことが主な要因となっております。人件費は、リーマンの雇用の一部承継により前期の3,668億円から34%増加し、4,916億円となりました。

税引前当期純利益（損失）は、平成20年3月期、平成21年3月期、平成22年3月期、それぞれ649億円、7,803億円、1,052億円となりました。

当社は、日本においてさまざまな税金を課されており、日本の税法に基づき連結納税制度を適用しております。この連結納税制度は、国税だけを対象としたものであり、平成16年4月1日以降、国内の法定実効税率は約41%となっております。海外子会社は現地で課税を受けており、通常国内より低い税率が適用されています。そのため当社の各期の実効税率は、各地域での損益状況や、各地域で適用される特有の税務上の取り扱いにも影響を受けています。

平成22年3月期の税引前当期純利益に対する法人所得税等は、372億円、実効税率は35.3%となりました。この実効税率35.3%と法定実効税率41%の差異の重要な要因は、海外子会社の所得（欠損金）に適用される税率差異により26.9%実効税率が引き下げられた一方で、益金に加算される項目により10.8%、損金に算入されない費用項目により10.5%実効税率が引き上げられたことがあげられます。

平成21年3月期の税引前当期純損失に対する法人所得税等は、709億円、実効税率は9.1%となり、法定実効税率の41%を大きく下回っています。この税率の差異のもっとも重要な要因は、評価性引当金の増加であり、米国および英国の子会社で発生した損失および国内の将来実現が見込まれる損失にかかる繰延税金資産の回収可能性について将来の実現可能性を見直した結果、評価性引当金が増加したことによるものです。通常、評価性引当金の増加は実効税率を引き上げる効果を有していますが、平成21年3月期においては継続事業からの当期純損失のため、実効税率を約27.6%引き下げる結果となっ

ております。他の重要な要因としては、海外子会社株式等の評価減の税務上の認容見込みにより、実効税率が7.5%引き上げられたこと、海外子会社の所得(欠損金)に適用される税率差異により、実効税率が9.9%引き下げられたことがあげられます。

平成20年3月期の税引前当期純損失に対する法人所得税等は、33億円、実効税率は5.0%となり、法定実効税率の41%を大きく下回っています。この税率の差異のもっとも重要な要因は、評価性引当金の増加です。この増加は主に、米国の子会社で発生した損失および国内の将来実現が見込まれる損失にかかる繰延税金資産の回収可能性について将来の実現可能性を見直した結果、評価性引当金が増加したことによるものです。通常、評価性引当金の増加は実効税率を引き上げる効果を有していますが、平成20年3月期においては継続事業からの当期純損失のため、実効税率を約165.5%引き下げる結果となっております。もう一つの重要な要因は、海外子会社株式等の評価減の税務上の認容見込みにより、平成20年3月期の実効税率を120.9%引き上げる結果になりました。

野村ホールディングスに帰属する当期純利益(損失)は平成20年3月期、平成21年3月期、平成22年3月期、それぞれ、678億円、7,082億円、678億円となりました。自己資本純利益率(ROE)は、それぞれ3.3%、40.2%、3.7%となりました。

事業セグメント別経営成績

当社の事業セグメントは、営業部門、グローバル・マーケット部門、インベストメント・バンキング部門、マーチャント・バンキング部門、アセット・マネジメント部門の5部門体制となっております。投資有価証券の利益(損失)、関連会社利益(損失)の持分額、長期性資産の減損、本社勘定、その他財務調整項目等は、事業セグメント別情報においては、“その他”として表示されています。営業目的で保有する投資持分証券評価損益は、セグメント情報には含まれておりません。なお、事業セグメント別経営成績については、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記] 21セグメントおよび地域別情報」にも記載がございます。また、そこでは、連結財務諸表数値と事業セグメント別数値の調整計算についても説明がありますのでご参照ください。なお、当期の開示様式と整合させるために、過年度の報告数値の組替を行っております。

平成22年4月に、当社はグローバル・マーケット部門、インベストメント・バンキング部門およびマーチャント・バンキング部門を統合し、新たにホールセール部門を設置いたしました。これにより、当社の業務運営および経営成績の報告は、営業部門、ホールセール部門、アセット・マネジメント部門の区分で行なわれます。平成23年3月期より、この部門体制に基づき事業別セグメント情報を開示いたします。

営業部門

当社の営業部門は、国内のお客様に対する資産管理型営業を行っており、その中で手数料等を受け取っております。また、投資信託の運用会社からは当社が販売した投資信託の代行報酬を、保険会社からは当社が代理店として販売した変額年金保険の代理店手数料を受け取っております。

営業部門の経営成績

	(単位：百万円)		
	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
金融収益以外の収益	395,887	287,750	384,816
純金融収益	6,131	4,107	3,456
収益合計(金融費用控除後)	402,018	291,857	388,272
金融費用以外の費用	279,702	273,620	274,915
税引前当期純利益	122,316	18,237	113,357

平成22年3月期の営業部門の収益合計(金融費用控除後)は、投信募集手数料の増加などにより、平成21年3月期の2,919億円から33%増加し、3,883億円となりました。

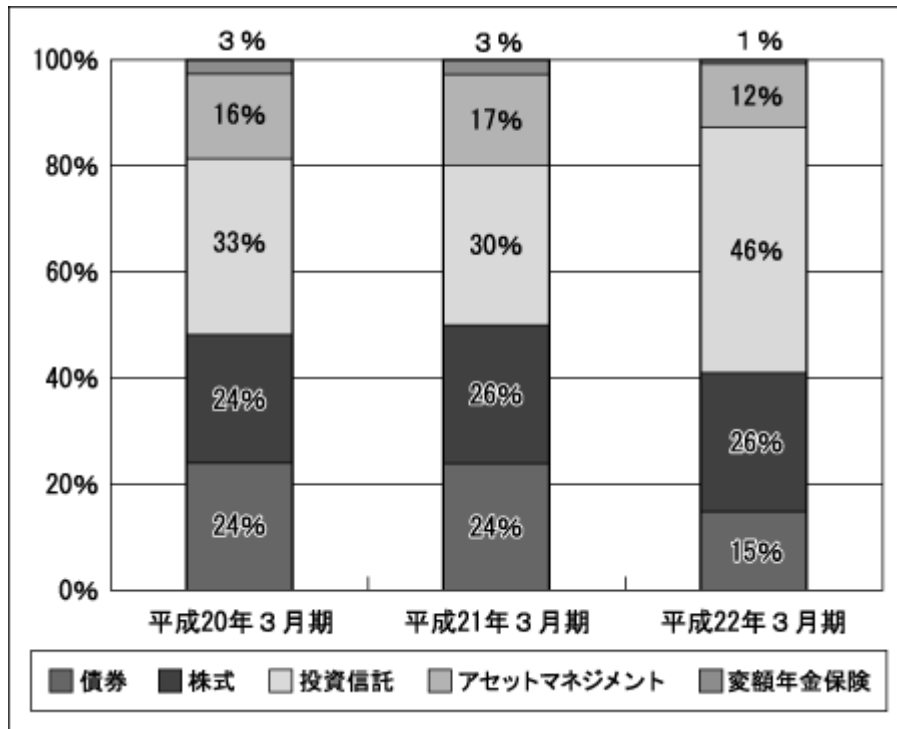
平成21年3月期の営業部門の収益合計(金融費用控除後)は、平成20年3月期の4,020億円から27%減少し、2,919億円となりました。世界的な金融情勢の混乱による株式市場の低迷や円高の進行から株式委託手数料、投信募集手数料や債券関連収益などが減少しました。

平成22年3月期の金融費用以外の費用は、平成21年3月期の2,736億円とほぼ横ばいの2,749億円となりました。

平成21年3月期の金融費用以外の費用は、主に人件費の減少により、平成20年3月期の2,797億円から2%減少し2,736億円となりました。

税引前当期純利益は平成20年3月期、平成21年3月期、平成22年3月期、それぞれ1,223億円、182億円、1,134億円となりました。

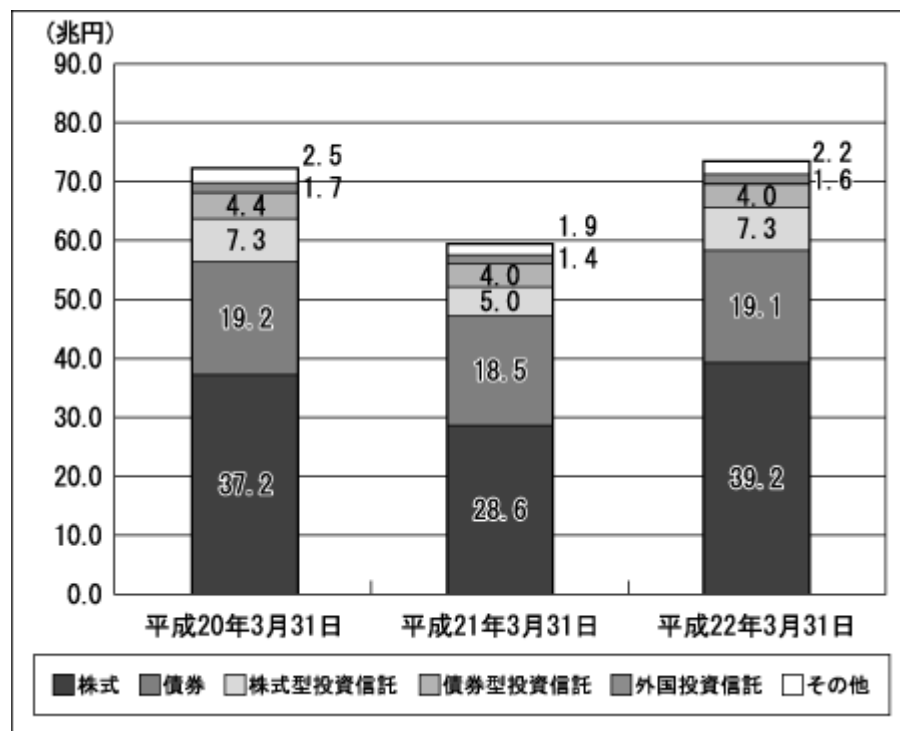
下のグラフは、平成20年3月期、平成21年3月期、平成22年3月期の商品別の金融収益以外の収益構成比を示しています。



上記のとおり、平成22年3月期は、投信募集手数料の増加から、投資信託関連とアセットマネジメント関連の収益構成比は、47%から58%に増加しました。株式関連の収益構成比は前期並みの水準となりました。債券関連の収益構成比は、債券の販売が減少したこと等により、24%から15%に減少しました。また、変額年金保険の代理店手数料の構成比は3%から1%に減少しました。

営業部門顧客資産残高

下のグラフは、平成20年3月末、平成21年3月末、平成22年3月末の営業部門顧客資産残高と、その内訳を示しています。
 なお、営業部門顧客資産残高は、顧客からの預かり資産と変額年金保険契約資産残高からなります。



平成22年3月末の営業部門顧客資産残高は、主に株式資産の増加により、平成21年3月末の59.3兆円から14.2兆円増加し、平成22年3月末には73.5兆円になりました。平成22年3月末の投資信託残高は、平成21年3月末の10.4兆円から25%増加し、12.9兆円となりました。その内訳は、0.8兆円の資金流入と1.7兆円の運用増によるものです。

平成21年3月末の営業部門顧客資産残高は、主に株式市場の低迷に伴う株式資産の減少により、平成20年3月末の72.2兆円から12.9兆円減少し、平成21年3月末には59.3兆円になりました。平成21年3月末の投資信託残高は、平成20年3月末の13.4兆円から22%減少し、10.4兆円となりました。その内訳は、0.1兆円の資金流入と3.1兆円の運用減によるものです。

グローバル・マーケット部門

当社は、長年にわたって主に国内外の機関投資家を対象として、債券・株式や為替およびそれらの派生商品のセールスとトレーディングをグローバルに展開してきました。近年では、多様化・複雑化するお客さまのニーズに応えるため、トレーディング能力と商品組成能力の強化に取り組み、国内外機関投資家のみならず、営業部門およびアセット・マネジメント部門にさまざまな高付加価値商品を提供すると同時に、インベストメント・バンキング部門とも協働し、付加価値の高いソリューションを提供しています。また、不動産証券化や証券化スキームを活用した資金調達手段の提供など、アセット・ファイナンスの分野でも、強固な顧客基盤を活かし、当社が培ってきた高度な金融ソリューションを提供しています。

また、国内外の機関投資家に加えて、国内の富裕層・諸法人や地域金融機関、国内外の政府機関や金融機関・事業法人などと強固な関係を構築しております。これにより、お客さまが現在どのような商品をお求められているのかを把握し、そのニーズに合わせた商品を国内外のプロダクトラインにおいて迅速に開発・提供することが可能となっております。

グローバル・マーケット部門の経営成績

(単位：百万円)

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
金融収益以外の収益	145,192	146,335	625,059
純金融収益	49,595	10,919	33,382
収益合計(金融費用控除後)	95,597	157,254	658,441
金融費用以外の費用	321,794	417,387	486,433
税引前当期純利益(損失)	226,197	574,641	172,008

平成22年3月期の収益合計(金融費用控除後)は、平成21年3月期の1,573億円から6,584億円となりました。グローバル・フィクスト・インカムは平成22年3月期の収益合計(金融費用控除後)は、平成21年3月期の2,172億円から3,080億円となりました。グローバル・エクイティは平成22年3月期の収益合計(金融費用控除後)は、平成21年3月期の989億円から3,528億円となりました。平成20年10月のリーマン承継に伴うビジネス基盤の拡大による成果が現れ始め、国内に加え、欧州およびアジアにおいてお客様からの株式・債券関連の取引が拡大しました。エクイティビジネスでは、これまでの日本株に加え欧州株、アジア株等のサービスを展開するとともに高度なテクノロジーを活用したサービスをお客様に提供することでお客様層を拡大することができました。フィクスト・インカムビジネスにおいても、米国のプライマリー・ディーラー資格を再取得するなど、ワールドクラスの商品やサービスを提供するための体制整備を進めました。このようにグローバル・マーケット部門では、顧客取引を重視し、地域的にもバランスの取れた収益構造の構築に取り組んでおります。

平成21年3月期の収益合計(金融費用控除後)は、平成20年3月期の956億円から1,573億円となりました。グローバル・フィクスト・インカムでは、マーケットの悪化に伴うトレーディング損失に、世界的な金融市場の混乱に伴う一時的な損失などが重なり、収益が2,172億円となりました。グローバル・エクイティでは、市場の混乱によるトレーディング環境の悪化により、収益は前期比52%減の989億円となりました。また、不動産関連などの低流動性資産については、評価の引き下げや残高の縮小などを実施いたしました。平成20年10月のリーマン承継後、組織やビジネスラインの再編を行い、システムなどのインフラの統合についても年度内に概ね完了いたしました。

平成22年3月期の金融費用以外の費用は、主に支払手数料および人件費の増加により、平成21年3月期の4,174億円から17%増加し、4,864億円となりました。

平成21年3月期の金融費用以外の費用は、リーマンの雇用等の承継による費用増加により、平成20年3月期の3,218億円から30%増加し、4,174億円となりました。

税引前当期純利益(損失)は、平成20年3月期、平成21年3月期、平成22年3月期、それぞれ2,262億円、5,746億円、1,720億円となりました。

下の表は、当社の日本国債の入札とセカンダリーでのシェア（元本ベース）を示しています。セカンダリーは、日本で発行された国債の店頭売買取引と取引所でのトレーディングで、現先取引および同業社間取引は除かれています。

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
日本国債入札	11%	11%	9%
日本国債セカンダリー・トレーディング	12%	13%	11%

下の表は、日本の株式市場の指標であります、TOPIX(東証株価指数)と日経225(日経平均株価)の各年の期末日現在の終値および前年比の推移を示しております。

株価指標

	平成20年3月31日	平成21年3月31日	平成22年3月31日
TOPIX(東証株価指数)	1,212.96	773.66	978.81
	29.2 %	36.2 %	26.5 %
日経225(日経平均株価)	12,525.54	8,109.53	11,089.94
	27.5 %	35.3 %	36.8 %

東証株価指数（TOPIX）は、平成21年3月にバブル経済崩壊後の最安値を更新した後平成21年8月まで反発、その後平成21年11月にかけて一旦下落しましたが再度上昇し、平成22年3月が年度の高値となりました。東証株価指数（TOPIX）は平成20年3月末の1,212.96ポイントから平成21年3月末には773.66ポイントと、年度を通して36.2%という指数算出開始以来の大幅な下落となった後、平成22年3月末には978.81ポイントまで26.5%の上昇となりました。また、日経平均株価も平成21年3月末の8,109.53円から平成22年3月末には11,089.94円と年度を通して36.8%の大幅な反発となりました。

下の表は、日本の株式市場における当社のシェアの推移を示しております。

シェア

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
マーケット合計	7 %	7 %	9 %
市場外 / 立会所外取引	21 %	17 %	17 %

インベストメント・バンキング部門

当社は、引受、アドバイザー等、多様なインベストメント・バンキング・サービスを提供しています。アジア、欧州、米国といった世界の主要な金融市場で、債券、株式、その他の引受業務を行っており、日本国内、クロスボーダーおよび海外のM&A / 財務コンサルティング業務を継続的に強化してきました。また、グローバルでのオーダーメイド型サービス提供による、顧客との強固で長期的な関係を構築することを追求しております。

インベストメント・バンキング部門の経営成績

	(単位：百万円)		
	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
金融収益以外の収益	81,305	62,132	118,474
純金融収益	1,804	1,367	448
収益合計(金融費用控除後)	83,109	63,499	118,922
金融費用以外の費用	60,336	120,910	117,178
税引前当期純利益(損失)	22,773	57,411	1,744

平成22年3月期の収益合計(金融費用控除後)は、日本の大手金融機関・事業会社による多くのエクイティ・ファイナンス案件等の獲得により、平成21年3月期の635億円から87%増加し1,189億円となりました。

平成21年3月期の収益合計(金融費用控除後)は、不安定な株式相場を背景にマーケット全体のエクイティ・ファイナンスの金額が低調であったことなどにより、平成20年3月期の831億円から24%減少し635億円となりました。

平成22年3月期の金融費用以外の費用は、平成21年3月期の1,209億円から3%減少し、1,172億円となりました。

平成21年3月期の金融費用以外の費用は、主にリーマンの雇用等の承継による費用増加により、平成20年3月期の603億円から100%増加し、1,209億円となりました。

税引前当期純利益(損失)は、平成20年3月期、平成21年3月期、平成22年3月期、それぞれ228億円、574億円、17億円となりました。

下の表は、債券、株式についての当社の日本の引受市場におけるシェア(金額ベース)の推移を示します。

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
株式新規公開	44 %	57 %	39 %
株式公募増資	42 %	24 %	31 %
普通社債	16 %	16 %	20 %
サムライ債	10 %	12 %	13 %

マーチャント・バンキング部門

国内のバイアウト・企業再生分野においては、野村プリンシパル・ファイナンスを通じ、将来の成長・業績改善の見込める企業および高い投資リターンの見込める企業などに投資を行っております。また、プライベート・エクイティ分野においては、野村リサーチ・アンド・アドバイザーの運用するファンドへの出資を通じて、ビジネスを展開しております。後述の“プライベート・エクイティ事業”での説明のとおり、欧州でのプリンシパル・ファイナンス事業は、主にテラ・ファーマによって管理されております。

マーチャント・バンキング部門の経営成績

	(単位：百万円)		
	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
金融収益以外の収益	74,795	62,319	20,034
純金融収益	10,002	7,556	7,866
収益合計(金融費用控除後)	64,793	69,875	12,168
金融費用以外の費用	11,473	15,398	10,738
税引前当期純利益(損失)	53,320	85,273	1,430

平成22年3月期の収益合計(金融費用控除後)は、主に投資先企業の売却益および既存の投資先企業の業績回復による評価益などにより、平成21年3月期の699億円から122億円となりました。

平成22年3月期の国内における投資先企業などの評価益は48億円となりました。また、テラ・ファーマ投資の売却益は6億円となり、評価益は84億円となりました。投資環境が回復したことにより、主に住宅用不動産投資・再生可能エネルギー・公益分野における投資案件において、売却益および評価益を計上しました。

平成21年3月期の収益合計(金融費用控除後)は、主に投資先企業の評価損等により平成20年3月期の648億円から699億円となりました。

平成21年3月期の国内における投資先企業などの売却益は420億円となり、評価損益は780億円の損失となりました。また、テラ・ファーマ投資の売却益は67億円となり、評価損益は157億円の損失となりました。小売・ビジネスサポートサービス分野における投資案件における売却益があったものの、メディア・航空機リース・廃棄物処理・再生可能エネルギー分野における投資案件において公正価値が下落しました。

平成20年3月期の国内における投資先企業等の売却益は166億円となり、評価損益は212億円の損失となりました。また、テラ・ファーマ投資の売却益は693億円となり、評価益は143億円となりました。住宅用不動産投資は、引き続き好調に推移し、収益に大きく貢献しました。

平成22年3月期の金融費用以外の費用は、主に専門家報酬の減少により、平成21年3月期の154億円から30%減少し、107億円となりました。

平成21年3月期の金融費用以外の費用は、主に専門家報酬の増加により、平成20年3月期の115億円から34%増加し、154億円となりました。

税引前当期純利益（損失）は、平成20年3月期、平成21年3月期、平成22年3月期、それぞれ533億円、853億円、14億円となりました。

アセット・マネジメント部門

アセット・マネジメント部門は、野村証券を含む証券会社や銀行、ゆうちょ銀行・郵便局を通じて販売される投資信託の開発・運用や、年金その他の法人顧客に対する投資顧問業を行い、投資信託の運用報酬や投資顧問報酬を受け取っています。

アセット・マネジメント部門の経営成績

	（単位：百万円）		
	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
金融収益以外の収益	84,710	56,463	68,280
純金融収益	4,031	3,326	2,085
収益合計（金融費用控除後）	88,741	59,789	70,365
金融費用以外の費用	54,790	52,409	51,771
税引前当期純利益	33,951	7,380	18,594

（注）平成21年3月期第2四半期において、アセット・マネジメント部門の確定拠出年金ビジネスをその他のビジネスに統合いたしました。これに伴い、アセット・マネジメント部門とその他の損益を過去に遡り組み替えております。

平成22年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、株価上昇により運用資産残高が増加したことなどにより、平成21年3月期の598億円から18%増加し、704億円となりました。

平成21年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、株価下落と円高等により運用資産残高が減少したことや、新商品開発や商品性維持を目的として自己資金を拠出した投資信託の評価損を計上したことなどにより、平成20年3月期の887億円から33%減少し、598億円となりました。

平成22年3月期の金融費用以外の費用は、平成21年3月期の524億円から1%減少し518億円となりました。

平成21年3月期の金融費用以外の費用は、主に人件費の減少により、平成20年3月期の548億円から4%減少し524億円となりました。

税引前当期純利益は、平成20年3月期、平成21年3月期、平成22年3月期、それぞれ340億円、74億円、186億円となりました。

下の表は、平成20年3月末、平成21年3月末、平成22年3月末のアセット・マネジメント部門の運用会社別の運用資産残高を示しています。

	(単位：十億円)		
	平成20年3月31日	平成21年3月31日	平成22年3月31日
野村アセットマネジメント	25,591	19,993	23,292
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー	2,829	1,634	1,525
ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント	1,117	1,049	1,107
プライベート・エクイティ・ファンド・リサーチ・アンド・インベストメンツ	104	600	578
ノムラ・ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー・アメリカ	306	216	240
ノムラ・アセット・マネジメント・Deutschland KAG mbH	320	172	220
単純合計	30,268	23,663	26,962
合計*	25,766	20,231	23,444

* 運用資産残高の合計は、グループ運用会社間の重複資産調整後の残高です。

アセット・マネジメント部門の運用資産は、平成22年3月末で23.4兆円となっており、平成20年3月末比で2.3兆円の減少、平成21年3月末比で3.2兆円の増加となっております。野村アセットマネジメントの運用資産残高は平成22年3月末で23.3兆円となっております。

株式型投資信託の残高は、投資環境の回復により、平成22年3月末は前期末比で増加しました。公社債型投資信託の残高については、前期末比で減少しました。また、投資顧問の契約資産残高については、海外機関投資家からの新規受託を獲得したことなどにより、平成22年3月末は前期末比で増加しました。

平成22年3月末において、野村アセットマネジメントの運用資産残高に占める国内投資信託残高は、前期比1.7兆円増（13%増）の14.7兆円となりました。その内訳は、0.4兆円の資金流出と2.1兆円の運用増によるものです。ハイ・イールド債券投信や新興国関連の投信の販売は好調に推移しました。平成21年3月末の国内投資信託残高は、前期比4.2兆円減（25%減）の13.0兆円となりました。その内訳は、0.3兆円の資金流出と3.9兆円の運用減によるものです。

下の表は、平成20年、平成21年、平成22年のそれぞれ3月末時点の、野村アセットマネジメントの日本の投資信託市場におけるシェア（純資産残高ベース）を示しています。

野村アセットマネジメントの日本の投資信託市場におけるシェア

	平成20年3月31日	平成21年3月31日	平成22年3月31日
公募投資信託合計	22%	22%	20%
株式型投資信託	17%	16%	15%
公社債型投資信託	44%	44%	43%

その他の経営成績

その他の経営成績には、投資有価証券の利益（損失）、関連会社利益（損失）の持分額、長期性資産の減損、本社勘定、その他の財務調整が含まれております。詳細につきましては、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記] 21セグメントおよび地域別情報」をご参照ください。

その他の経営成績は、平成20年3月期、平成21年3月期、平成22年3月期、それぞれ 209億円、654億円、2,113億円の税引前当期純利益（損失）となりました。なお、平成22年3月期に生じた公正価値オプションを適用した金融負債に対する自社クレジットの変化に起因する損失が644億円、デリバティブ負債に対する自社クレジットの変化に起因する損失が279億円、カウンターパーティー・クレジット・スプレッドの変化に起因する利益が183億円がその他の業績に含まれております。

地域別経営成績

地域別の収益合計（金融費用控除後）、税引前当期純利益（損失）については「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記] 21セグメントおよび地域別情報」をご参照ください。

キャッシュ・フロー

「第2 [事業の状況] 6 [財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析] (4) 流動性資金調達の管理」をご参照ください。

[次へ](#)

(2) トレーディング業務の概要

トレーディング目的資産負債

トレーディング目的資産および負債の内訳については「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記] 3 金融商品の公正価値および4 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

トレーディングのリスク管理

当社はトレーディング業務における市場リスクの測定方法として、バリュアットリスク (VaR) を採用しております。

(1) VaRの前提

- ・ 信頼水準：2.33標準偏差 片側99%
- ・ 保有期間：1日
- ・ 商品間の価格変動の相関を考慮

(2) VaRの実績

	平成21年3月31日 (億円)	平成22年3月31日 (億円)
株式関連	38	26
金利関連	67	44
為替関連	87	105
小計	192	175
分散効果	75	50
バリュアットリスク (VaR)	117	125

	平成22年3月期		
	最大値(億円)	最小値(億円)	平均値(億円)
バリュアットリスク (VaR)	152	99	127

2 【対処すべき課題】

世界的な金融市場の混乱を受けた世界経済は、在庫調整の進展や各国の景気刺激策により昨年春頃に景気の後退が止まり、新興国の牽引により正常化に向かっております。このような経営環境の下、当社は大幅に強化されたビジネス基盤を活用して国内外のお客様のニーズにお応えし、更なる顧客基盤の拡大とマーケットシェアの増大を目指し経営資源を集中的に投入してまいります。加えて、市場環境に即したビジネスの取捨選択、業務プロセスの徹底的な見直しを通じた一段のコスト削減を継続的に進めてまいります。そのための課題、取り組みは以下のとおりです。

〔営業部門〕

お客様の多様化、高度化するニーズに対応するために、対面、インターネット、コールセンター等を通して提供する金融商品、サービスの充実を図ってまいります。お客様のニーズに沿ったワールドクラスの質の高い商品・サービスを提供していくことで、野村グループが、お客様の信頼できるパートナーであり続けることができるように取り組んでまいります。

〔ホールセール部門〕

グローバル・マーケット・ビジネスにおいては、野村グループにおける商品供給基地としての役割を果たすため、更なる商品開発力の強化を進めてまいります。グローバルな注文執行インフラやビジネス基盤の活用により、お客様へ付加価値の高い商品・ソリューションを提供してまいります。フィクスト・インカムにおいては、グローバルなマーケティング体制およびトレーディング力・商品開発力を強化してまいります。エクイティにおいては、ワールドクラスのリクイディティ・プロバイダー（流動性の提供者）を目指してまいります。

インベストメント・バンキング・ビジネスにおいては、お客様それぞれの戦略を的確に捉えた付加価値の高いソリューションを提供することにより、M&Aアドバイザーや資金調達ビジネス等の拡大に取り組んでまいります。日本のビジネス基盤を維持・拡大しつつ、強化したアジアおよび欧州地域におけるビジネス基盤を融合することで、アジアを中心にグローバルに展開し、ワールドクラスのサービスを提供する投資銀行の地位を確立することを目指してまいります。マーチャント・バンキング・ビジネスでは、既存投資先の企業価値向上に全力で取り組むとともにエグジット手法の再検討を行うことにより、投資回収の最大化・早期化を目指します。世界的に不安定な投資環境が続く中、新規投資についてはこれまで以上に慎重なスタンスで取り組んでまいります。

なお、最も大きな市場である米国市場における業務については、リスク管理には細心の注意を払い、更なる拡充に取り組んでまいります。

〔アセット・マネジメント部門〕

グローバルな運用力と商品提供力の更なる強化により、特に日本とアジアで高い競争力を持つワールドクラスの運用会社を目指します。国内では、世界の多様な投資機会を提供することで、また海外では、日本やアジアへの投資ニーズを捉えることで、個人投資家および機関投資家の運用資産の増加と顧客基盤の拡大を図ってまいります。

以上の取り組みを確かなものとするため、部門間の連携をさらに強化してまいります。国内外におけるグループの総力を結集し、金融・資本市場の拡大・発展に尽力することにより、グループ全体の収益力の強化を通じて経営目標の達成および株主価値の極大化を図ってまいります。

[その他の課題]

当社は、持続的な成長を支える経営基盤の更なる強化・充実に取り組んでまいります。

金融危機後、国際的に活動する金融機関を取り巻く市場環境や規制環境は大きく変化しています。当社は、こうした環境の変化に適切に対処しつつ、持続的な成長を実現していくために、平成21年10月に公募増資を実施するなど財務基盤の強化を図ってまいりました。当社は、この強固な財務基盤を維持することに努め、お客様中心主義のビジネスの拡大に活用してまいります。

リスクマネジメントについては、グローバルなリスク管理の一層の強化が必要であると考えており、事後計測型のリスク管理体制ではなく、事前予測型のリスク管理体制の施策の実行により、経営トップ自らが的確な判断を下す体制の拡充に努めてまいります。

コンプライアンスについては、業務が国際化する中で、ますますその重要性が高くなっていると認識しております。法令の遵守にとどまらずこれを幅広く捉え、グローバルでの管理体制の構築およびグループ全体の体制の一層の充実に向けて取り組んでまいります。

人事制度については、優秀な人材こそが資産と考え、顧客重視の基本的な考え方のもとで総合的な成果主義に基づいたグローバルで統一した人事制度を導入し、お客様にご満足いただける総合サービスを提供できるプロフェッショナルな集団を作ってまいります。

なお、会社の経営方針の決定を支配することが可能な量の株式を保有する株主についての基本的な対処方針に関して、当社は、そのような量の株式を保有しようとする者を許容するか否かは最終的には株主の判断に委ねられるべきものと考えております。したがって、新株予約権をあらかじめ発行する防衛策（ライツプラン）等のいわゆる買収防衛策は現時点では導入しておりません。

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益にとって不適切な者により当社の買収が試みられようとした場合には、社内に設置した「企業価値向上委員会」が買収提案等に関して調査・検討を行い、当社社外取締役で構成する検討会議に諮った後、取締役会における十分な審議を経て、企業価値・株主共同の利益の観点から株主にとっての最善策について結論を出すことといたします。

3 【事業等のリスク】

投資判断をされる前に以下に述べるリスクについて十分にご検討ください。以下に述べるリスクのいずれかが実際に生じた場合、当社のビジネスや財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に悪影響を及ぼす可能性があります。その場合、当社の株式の市場価格が下落し、投資家の皆さまが投資額の全部または一部を失う可能性があります。また、以下に述べられたリスク以外にも、現時点では確認できていない追加的なリスクや現在は重要でないと考えられているリスクも当社に悪影響を与え、皆さまの投資に影響を与える可能性があります。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本有価証券報告書提出日（平成22年6月29日）現在において判断したものです。

最近の世界的な金融危機および信用危機や景気後退は当社のビジネスや財政状態および経営成績に悪影響を与えており、今後も継続する可能性があります

平成20年を通じ、特に年後半において、経済情勢は著しく悪化しました。また、平成21年上半年期において、回復の兆しがみられるものの、中長期的な経済情勢は依然として大変不透明です。米国および欧州において、平成19年半ばから始まり、特に平成20年の後半において、流動性の著しい欠如によりほとんど全ての資産の価値が大きく下落したことが、金融サービス産業および世界中の証券市場に重大な悪影響を与えました。この下落は、米国のサブプライム住宅ローンの価値の下落に端を発し、全ての住宅ローンおよび不動産、ローンおよび株式を含むほとんど全ての資産に広がりました。平成21年にかけて市場が広く安定化・改善する間も、資産価値は以前のレベルまで回復していません。さらに、市場はソブリン・リスク等新たな困難に直面しており、当社の中長期的な事業環境も不透明感が拭いきれません。

このような市場環境により、特に米国において、多くの主要な金融機関が破綻または合併しました。金融機関の破綻または問題は、これらの金融機関が発行した証券やこれらの金融機関が相手方となったデリバティブなどの契約がデフォルトした結果、さらなる損失をもたらしました。このような影響は、世界中に広がりました。加えて、米国、欧州の大半および日本における不況は長引いています。多くの産業および地域における企業活動は大きく減退し、著しい個人消費の減少、貸し渋りおよび高い失業率を主な原因とする需要減退のために多くの企業が厳しい状況におかれ続けています。最近の世界中の政府による援助または景気刺激策から期待される成果の達成の失敗、または、そのような政策の段階的廃止または廃止は、当社の事業環境にさらに悪影響を与える可能性があります。

このような経済情勢における課題に対応するため、当社（当社、および当社の連結子会社を含む。以下「事業等のリスク」において同じ。）は、いくつかの戦略を進めております。顧客基盤拡大とフロービジネス（マーケットメイクや取引執行、リサーチ提供などの顧客へのサービス提供に基づくオーダー・フローに重点を置いたビジネス）におけるシェア拡大に集中し、事業フォーカスに合わない分野の資産売却を通じた資産の見直しおよび圧縮を継続しています。短期的には事業の取捨選択を通じ、長期的には省力化のための業務プロセスの見直しによる経費削減を実施しています。しかしながら、これらの戦略が遂行される保証はなく、また遂行されたとしても、現在の経済情勢のもとでは、意図された効果もたらされ、あるいは課題の解決に効果があるという保証はありません。また、経済環境が将来悪化しないという保証はなく、（平成22年前半に表面化し、ユーロの信用性に悪影響を与えるとともに、他の国々の財政懸念を引き起こしたギリシャの債権危機で実証されたように）その場合には当社の財政状態および経営成績が悪影響を受ける可能性があります。

市場の変動によって当社のビジネスが悪影響を受ける可能性があります

当社のビジネスは、日本に加え世界のあらゆる金融市場の動向や経済情勢の影響を大きく受けています。金融市場の低迷は、純粋な経済的要因だけではなく戦争、テロ行為、国際緊張、自然災害などによっても引き起こされます。金融市場の低迷が長引くと、当社のビジネスに悪影響がおよび、結果として大きな損失が発生する可能性があります。金融市場の低迷が長期化しない場合でも、市場のボラティリティ、日本および当社がビジネスを行うその他の地域における政府による財政および金融政策についての変更の影響によっては大きな損失を被る可能性があります。

当社の仲介手数料やアセット・マネジメント収入が減少する可能性があります

市場が低迷すると、当社がお客様のために仲介する証券取引の取扱高が減少するため、仲介業務にかかる収入も減少する可能性があります。また、アセット・マネジメント業務については、多くの場合、当社はお客様のポートフォリオを管理することで手数料を得ており、その手数料額はポートフォリオの価値に基づいています。市場の低迷によって、お客様のポートフォリオの価値が下がり、解約等の増加や新規投資の減少が生じることによって、当社がアセット・マネジメント業務から得ている収入も減少する可能性があります。

当社の投資銀行業務からの収入が減少する可能性があります

金融情勢や経済情勢の悪化によって、当社の行う引受業務や財務アドバイザー業務などの投資銀行業務において案件の数の減少や規模の縮小が起こる可能性があります。これらの業務の手数料を含む投資銀行業務の収入は、当社が取り扱う案件の数や規模に直接関係しているため、金融市場の低迷が長引くとこれらの収入が減少する可能性があります。

トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性があります

当社は自己売買および顧客取引を補完する目的で、債券市場や株式市場等で大きなトレーディング・ポジションと投資ポジションを保有しております。当社のポジションはさまざまな種類の資産によって構成されており、中には金利、クレジット、株式、通貨、商品取引などのデリバティブ取引、さらに貸付債権および不動産も含まれます。上記の資産が取引される市場の変動は、これらの資産の価値に悪影響を与える場合があります。当社が資産を保有している場合（すなわちロング・ポジション）、これらの資産の価格が下落すると、当社が損失を被る可能性があります。また、当社が資産を保有せずに売却した場合（すなわちショート・ポジション）、それらの資産の価格が上昇すると、潜在的には重大な損失に晒されることとなる可能性があります。そのため、当社はさまざまなヘッジ方法を用いてポジションリスクの軽減に努めていますが、自己ポジションとして保有する資産の価格変動により、損失を被る可能性があります。平成10年のロシア経済危機や平成20年秋の金融危機のような事象によって、上記の資産が取引される市場が当社の予測していない動きをした場合には、当社は損失を被る可能性があります。また、特にエマージング市場でみられるように、市場のボラティリティ水準が予測と異なる場合にも損失を被る可能性があります。

当社のビジネスはボラティリティ水準の変化に影響を受けており、または受ける可能性があります。当社のトレーディングビジネスは、トレーディングや裁定取引の機会を提供するボラティリティの影響をある程度受けることから、ボラティリティ水準の低下によって取引機会が減少した場合は、これらのビジネスの結果に悪影響を与える可能性があります。一方、ボラティリティ水準が上昇した場合は、トレーディング量やスプレッドを増加させることがあります。これにより、バリュー・アット・リスク（VaR）で計測されるリスク量が上昇し、当社がマーケットメイキングや自己勘定の投資に関するリスクに晒され、VaRの増加を避けるためにこれらの取引量を減らすことがあります。

さらに当社は、資本市場における取引を円滑に進めるために、引受業務やトレーディング業務に伴い比較的大きなポジションを保有することがあります。また、当社が投資商品の開発目的でパイロット・ファンドを設定・保有し、投資商品の設定・維持目的でシード・マネーに出資を行うことがあります。当社はこれらのポジションから市場価格の

変動により大きな損失を被る可能性があります。

加えて、当社が取引において担保提供者の場合は、担保である資産の価値の大幅な下落によって当社自身の資金調達コストの上昇を招く可能性があり、担保受領者の場合は、そのような価値の下落が顧客取引の減少につながる可能性があります。

証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、当社が大きな損失を被る可能性があります

マーケットメイクやブロックトレード、引受業務あるいは証券化商品の組成もしくは第三者割当による新株予約権付社債等の買い取り等を通じて、特定の資産を大口かつ集中的に保有することによりリスクが高まり、大きな損失を被る可能性があります。当社は多額の資金をこれらのビジネスに投じており、その結果、しばしば特定の発行者または特定の業界、国もしくは地域の発行者が発行する証券に大口のポジションを保有することがあります。加えて商業用不動産担保証券などの資産担保証券の市場価格が変動すると、当社が大きな損失を被る可能性があります。

市場低迷の長期化が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性があります

市場低迷が長期化すると、市場の取引量が減少し、流動性が低下します。流動性の低い市場では価格をモニターすることが困難になるため、特に店頭デリバティブ等においてはポジションを適切に解消することができない場合には大きな損失を被る可能性があります。

ヘッジ戦略により損失を回避できない場合があります

当社はさまざまな方法や戦略を用い、さまざまな種類のリスクに対するエクスポージャーをヘッジしています。ヘッジ戦略が効果的に機能しない場合、当社は損失を被る可能性があります。当社のヘッジ戦略の多くは過去の取引パターンや相関性に根拠を置いています。例えば、ある資産を保有する場合は、その資産の価値の変化を相殺する方向に価格が動いていた資産を保有することでヘッジを行っています。ただし、平成20年秋の金融危機の際に見られたように、過去の取引パターンや相関性は持続しない可能性があります。当社は、さまざまな市場環境においてあらゆる種類のリスクに晒されているため、これらのヘッジ戦略が必ずしも十分に効果を発揮しない可能性があります。

当社のリスク管理方針や手続が市場リスクの管理において十分に効果を発揮しない場合があります

リスクの特定、モニターおよび管理を行うための当社の方針や手続が、十分な効果を発揮しない場合があります。当社のリスク管理方法の一部は過去の金融市場動向に基づいています。過去の金融市場動向は将来的に持続するわけではありません。その結果、過去の金融市場動向が示す以上に将来のリスク・エクスポージャーが大きく増加し、これを予測できないときには大きな損失を被る可能性があります。その他、当社が使用しているリスク管理方法は、市場やお客様、あるいはその他の事項に関する公表されている情報や当社独自のルートにより入手した情報の評価をよりどころとしています。この情報が正確、完全、最新なものではなく、あるいは正しく評価されていないことがあり、そのような場合にはリスクを適切に評価できず、大きな損失を被る可能性があります。また、市場の変動などにより当社の評価モデルが市場と整合しなくなり、適正な評価やリスク管理が行えなくなる可能性があります。

市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性があります

これまでに説明した当社のビジネスに悪影響を与える可能性に加え、市場リスクが、その他のリスクを増幅させる可能性があります。例えば、金融工学や金融イノベーションによって開発された新商品に関連するリスクが、市場リスクによって増幅されることがあります。

また、当社が市場リスクによりトレーディングで大きな損失を被った場合、当社の流動性ニーズが急激に高まる可能性があり、一方で、当社の信用リスクが市場で警戒され、資金の調達が困難になる可能性があります。

さらに、市場環境が悪化している場合に、当社のお客様や取引相手が大きな損失を被り、その財政状態が悪化する可能性があり、当社のお客様や取引相手に対する信用リスクのエクスポージャーが増加する可能性があります。

連結財務諸表に計上されているのれんおよび無形資産にかかる減損が認識される可能性があります。

当社は、事業の拡大等のため、企業の株式などを取得し、または企業グループの一部の事業を承継することがあります。このような取得は、米国会計原則に基づき、当社の連結財務諸表において、企業結合として認識され、取得価額は資産と負債に配分され、差額はのれんとしています。

これらの企業結合などにより認識されたのれんおよび無形資産に対して減損損失が認識される可能性があります。その場合、当社の経営成績に悪影響を与える可能性があります。

流動性リスクによって当社の資金調達能力が損なわれ、当社の財政状態が悪化する可能性があります

流動性、すなわち必要な資金の確保は、当社のビジネスにとって極めて重要です。すぐに利用できるキャッシュ・ポジションを確保しておくことに加え、当社は、レポ取引や有価証券貸借取引、長期借入金の利用や長期社債の発行、コマース・ペーパーのような短期資金調達先の分散、流動性の高いポートフォリオの構築などの方法によって流動性の強化に努めています。しかし、当社は一定の環境の下で流動性の低下に晒されるリスクを負っています。

その内容は以下のとおりです。

当社が債券発行市場を利用できなくなる場合があります

当社は、日常の資金調達に短期金融市場や債券発行市場を継続的に利用しています。長期または短期債券市場で資金を調達できない場合、あるいはレポ取引や有価証券貸借取引ができない場合、当社の流動性は大きく損なわれる可能性があります。例えば、短期または長期の財政状態の見直しに対する評価を理由に、当社がビジネスを行うために必要とする与信を貸し手が拒絶する可能性があるのは、次のような場合です。

- ・大きなトレーディング損失
- ・市場の低迷による当社の営業活動水準の低下
- ・規制当局による重大な措置

上記に加え、銀行の不良貸付債権等の増加に伴う貸付余力の低下、クレジットスプレッドが拡大し当社の資金調達コストが上昇する可能性がある金融市場やクレジット市場の混乱、投資銀行業、証券ブローカレッジ業務、金融サービス業界全般に関する否定的な見通しなど、当社に固有でない要因によって、債券市場での資金調達が困難になることもあります。

当社が短期金融市場を利用できなくなる可能性があります

当社は、当社の事業運営に対する無担保短期資金の主要調達先を、主にコマーシャル・ペーパーの発行と銀行からの短期資金借入に依存しています。当社の流動性は、これらの借入れを継続的に借り換えていくことができるかに大きく依存しています。当社が発行したコマーシャル・ペーパーやその他短期金融商品を保有している投資家は、それらが満期になった時に新たな資金調達に応じる義務を負っているわけではありません。当社は、その不足分を補うための資金を銀行からの短期借入でまかなうことができなくなる可能性があります。

当社が資産を売却できなくなる可能性があります

当社が債券市場から資金を調達できない、もしくは資金残高が大幅に減少するなどの場合、当社は期限が到来する債務を履行するために資産を売却するなどの手段を講じなければなりません。市場環境が不安定で不透明な場合は、市場全体の流動性が低下する可能性があります。このような場合、当社は資産を売却することができなくなる可能性があります。このことは当社が保有する資産の流動性低下につながるおそれがあります。また、資産を低い価格で売却しなければならなくなる可能性もあり、結果的に当社の経営成績や財政状態に悪影響を与える場合があります。他の市場参加者が同種の資産を同時期に市場で売却しようとしている場合には、当社の資産売却に悪影響を及ぼすことがあります。

信用格付の低下により、資金調達コストが増加する可能性があります

当社の資金調達コストや債券市場の利用は、信用格付に大きく左右されます。格付機関は当社の格付の引下げや取消しを行い、格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に掲載することがあります。このような場合、当社の資金調達コストが上昇し、債券市場の利用が制約される可能性があります。その結果、当社の利益が減少し、資金調達にも悪影響を与える可能性があります。

さらに、日本の財政の健全性に対する市場の否定的な見方といった、当社に固有ではない他の要素によって、当社の資金調達コストが上昇する可能性があります。

市場リスクや流動性リスクだけではなく、イベント・リスクも当社のトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性があります

イベント・リスクとは、マーケットに急激な変動をもたらす予測不能な出来事により発生する潜在的な損失をいいます。これらには、平成10年のロシア経済危機や平成13年9月11日の米国同時多発テロ、平成19年以降の米国サブプライム問題、また平成20年秋の金融危機のような、当社に悪影響を与えた事象ばかりではなく、当社のトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせるおそれのある次のような出来事が含まれます。

- ・市場で重要な地位と影響力を有する格付機関による、当社のトレーディング資産や投資資産に関する信用格付の突然かつ大きな格下げ
- ・当社の取引戦略を陳腐化させ、競争力を低下させ、または実行不能にするような、トレーディング、税金、会計、法律その他これらに関する規制の突然の変更
- ・当社がトレーディング資産や投資資産として保有する有価証券の発行会社の倒産、刑事訴追、詐欺的行為等、およびかかる発行会社に関して当社が参加する法人取引が、予測できない事由により遂行されないために当社が受取るべき対価を受取れないこと

第三者の財務上の問題などによって生じた損失により、当社が信用リスクに晒される可能性があります

当社の取引先は、ローンやローン・コミットメントに加え、その他偶発債務、スワップやオプションといったデリバティブなどの取引や契約により、当社に対して負債を負うことがあります。

取引先が破産、信用低下、流動性不足、事務処理の誤り、政治的・経済的事象などの理由で債務不履行に陥った場合、当社は大きな損失を被る可能性があります。リスクを生じさせる恐れのある事由として、次のような場合が含まれます。

- ・第三者が発行する証券の価格の下落
- ・例えばモノライン（金融保証会社）などのクレジット・デフォルト・スワップの取引相手の債務不履行や、決済機関、取引所、清算機関その他金融仲介機関のシステム障害により所定の期日に決済ができない証券、先物、通貨またはデリバティブ取引

第三者の信用リスクに関連した問題には次のものが含まれます。

大手金融機関の破綻が金融市場全般に悪影響を与え、当社に悪影響を及ぼす可能性があります

多くの金融機関の経営健全性は、与信、トレーディング、手形交換など、金融機関間の取引を通じて密接に関連しております。その結果、ある金融機関に関する信用懸念や債務不履行が、他の金融機関の重大な流動性問題や損失、債務不履行につながる可能性があります。このことは決済機関、手形交換所、銀行、証券会社、取引所といったそれらの金融機関と取引のある金融仲介機関にも悪影響を及ぼす可能性があります。現実の債務不履行や予見される債務不履行リスクの増加、その他類似の事象が現在および将来において発生し、金融市場や当社に悪影響を及ぼす可能性があります。国内外を問わず、主要な金融機関が流動性問題や支払能力の危機に面した場合、当社は資金調達において打撃を受ける可能性があります。

当社の信用リスクに関する情報の正確性及当社の信用リスクの軽減のために受け入れている担保が十分であるという保証はありません

当社は信用に懸念のある顧客や取引相手、特定の国や地域に対するクレジットエクスポージャーを定期的に見直しています。しかし、債務不履行リスクは、不法行為のように発見が難しい事象や状況から生じる場合があります。当社も取引相手のリスクに関し、すべての情報を手に入れることはできない可能性があります。さらに、当社が担保を見合いに与信をしている場合に担保価値が不足してしまう可能性があります。例えば、市場価格が急激に下落した場合には、担保価値が減少し、担保不足に陥る可能性があります。

当社のお客様や取引相手が政治的・経済的理由から当社に対する債務を履行できない可能性があります

カントリー・リスクや地域特有のリスク、政治的リスクは、市場リスクのみならず、信用リスクの構成要素でもあります。現地市場の破綻や通貨危機のように、国または地域における政治的・経済的問題はその国や地域のお客様・取引相手の信用力や外貨調達力に悪影響を与え、結果として当社に対する債務の履行に悪影響を与える可能性があります。

金融業界は激しい競争状態にあり、急速に統合が進んでいます

当社のビジネスは激しい競争に晒されており、この状況は今後も続くと思われれます。当社は、取引執行や商品・サービス、イノベーション、評判、価格など多くの要因について競争しており、昨今は、特に、仲介業務、引受業務などで激しい価格競争に直面しています。

商業銀行、大手銀行の系列証券会社や外資系証券会社との競争が激化しています

1990年代後半から、日本の金融業界では規制緩和が進みました。銀行やその他の金融機関は、規制緩和が進展する前に比較して、ファイナンスや投資信託の分野において当社に対する競争力を増しています。とりわけ、日本の大手商業銀行の系列証券会社や外資系証券会社は、証券引受業務、M&Aに関するコーポレート・アドバイザー・サービスや、富裕層向けリテールビジネスの分野において、当社のシェアに影響を及ぼしています。

金融業界の国内外の統合の進展は当社にとって競争の激化を意味します

近年、金融業界において金融機関同士の統合が多くみられるようになりました。特に、大手の商業銀行、保険会社その他幅広い業容を持つ金融機関が証券会社を設立・買収し、あるいは国内外の金融機関との合併を進めています。また、日本においても、証券会社が商業銀行との業務提携を行い、あるいは商業銀行に買収されており、また、外国の商業銀行による国内の証券子会社の強化も行われています。国内の大半の競合企業は銀行持株会社に保有されているか、または銀行持株会社と提携しています。こうした業務提携や統合により、証券会社と銀行がグループ一体となって、ローン、預金、保険、証券ブローカレッジ業務、アセット・マネジメント、投資銀行業務などの幅広い種類の商品の提供が可能となりつつあります。また、これら金融機関は、こうした幅広いサービスの提供によって、当社との比較で、競争力が高まる可能性があります。これらの金融機関は、市場シェアを獲得することで、商業銀行業務や保険、その他金融サービスの収入によって、投資銀行業務や証券ブローカレッジ業務を補完する可能性があります。商業銀行から独立しているという当社の方針は、これらの統合された金融機関の事業拡大により、当社の市場シェアが下がる可能性があります。

当社が海外ビジネスを拡大することができるか否かは、海外における金融機関との競争に打ち勝つことができるかにかかっています

当社は、海外において、多くの事業機会および競争が存在するものと考えています。当社がこれらの事業機会で優位性を得るためには、米国、欧州、アジアなどの重要な海外市場における金融機関との競争に打ち勝たなければなりません。これらの金融機関のいくつかは当社に比べ、各市場において規模も大きく、強固な資本を有しており、また強力な現地拠点を有し、現地における長い営業実績を誇っています。当社は海外ビジネスの強化のため、平成20年にリーマンの欧州、中東の一部およびアジアの大部分の雇用を引き継ぎ、また、インドのサービス関連会社を買収しました。しかし、リーマンの事業フランチャイズを当社のビジネスに成功裡に融合させることによるシナジー効果を、予定どおりに発揮できる保証はありません。加えて、米国において業務の再構築を現在行っております。米国発の金融商品を欧州やアジアにおいて販売する国境を越えた取引およびその逆の取引を含め、顧客に関連したビジネスを提供するために人員を増加しております。当社に対する米国の商品への要求が高まっていることから、米国での再建は、当社の世界的な成功にとって重要であると信じております。従って、米国での当社の業務の拡大と強化に失敗した場合、当社の世界戦略に悪影響を与える可能性があります。

オペレーショナル・リスクの顕在化によって業務の継続が困難となった結果、当社の収益機会が制限され、著しい損失を被る可能性や当社が行政処分を受ける可能性があります

当社は、例えば、次のようなオペレーショナル・リスクに晒されています。これらのリスクが現実のものとなった場合、当社は経済的損失、事業の中断、関係者からの提訴、監督官庁による行政処分、評判の悪化といった事態に陥る可能性があります。

- ・証券決済ができないことによる損害
- ・役員や従業員が正確な事務を怠ることによる損害、例えば取引所に対する誤発注による損害
- ・コンピュータシステムのダウン、誤作動などシステムの不備に伴い損失を被るリスク
- ・大規模災害やテロ行為等で当社の施設やシステムが被災した場合のコンティンジェンシープランを策定しておりますが、想定を上回る被害が発生した場合の損害
- ・新型インフルエンザ等の流行病で事業を中断することに伴う損害

当社のビジネスは、重要なリーガル・リスク、規制上のリスクおよびレピュテーション・リスクに影響される可能性があります

当社が負う重要な法的責任や当社に対する重大な規制措置によって、財務上の大きな影響が生じるか、当社の世評が低下し、その結果、事業の将来性が大きく損なわれる可能性があります。また、当社や市場に適用される規制に重要な変更がなされた場合、これが当社のビジネスに悪影響を与える可能性があります。

法的責任に対する重要なエクスポージャーがあります

当社は、ビジネスにおいて大きな法的責任に晒されています。これらのリスクには金融商品取引法およびその他の法令における、証券引受けおよび勧誘に関する責任、証券その他商品の売買から生じる責任、複雑なトレーディングの条件に関する紛争、当社との取引にかかる契約の有効性をめぐる紛争ならびに当社の財務コンサル業務や自己資金投資業務に関する法的要求が含まれます。

市場の低迷が長引くと、当社に対する請求が増加することが予想され、また、重大な訴訟を提起されることもあります。これらの訴訟費用は高額にのぼる可能性もあり、訴訟により当社の世評が傷つけられる可能性もあります。さらに、違法行為にあたりと断定できない場合であっても、その取引手法によっては社会的非難の対象となってしまう場合もあります。これらのリスクの見積もりや数量化は困難であり、リスクの存在とその大きさが相当期間認識されない状況が続くという可能性もあります。

当社に対する広範な規制により業務が制限され、また重大な処分や損失を受ける可能性があります

金融業界は広範な規制を受けています。当社は、国内では日本政府や自主規制機関の規制を受けるとともに、海外では業務を行っているそれぞれの国の規制を受けており、しかもこれらの政府や規制機関の監視は当社のビジネスの拡大とともに増加する可能性があります。これらの規制は金融市場の健全性の確保や、当社のお客様や当社と取引を行う第三者の保護を目的としています。これらの規制は必ずしも当社の株主を保護することを目的とはしておらず、自己資本規制、顧客保護規制、市場行動規範などを通じて、しばしば当社の活動を制限します。また、広範な検査・監督行為や、当社にとって費用が増加する、あるいは制限を課される新たな規制の採用、または多額の課徴金を伴う重大な処分などを通じて、規制当局が当社のビジネスに干渉してくるリスクに晒されています。当社は、罰金、営業の一部停止、社内ガバナンス体制の向上、営業の一時または長期の停止、もしくは営業認可等の取消などの処分を科される可能性があります。当社に対する行政上または司法上の制裁が科せられた場合、当社の風評が損なわれる可能性があります。また、それらの制裁によって、顧客、特に公的な機関が当社との金融取引を行わない決定をした場合は、たとえ制裁終了後であっても、当社が一定期間ビジネス機会を喪失する可能性があります。

当社や市場に適用される規制の重要な変更が当社のビジネスに悪影響を及ぼす可能性があります

当社のビジネスに適用される規制が導入・改正・撤廃される場合、当社は、直接またはその結果生じる市場環境の変化を通じて悪影響を受けることがあります。例えば、証券取引法の改正により平成16年12月に銀行に証券仲介業務が解禁されました。金融商品取引法の改正により、銀行と証券間のファイアウォール規制が一部緩和され、当社と銀行業界との競争が激化する可能性があります。

加えて、当社は、現在、海外営業拠点を有する国際業務を行う銀行持株会社に対して適用のある金融庁の自己資本比率規制を準用して連結自己資本比率の計算および開示を行っております。平成21年7月にバーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会）は、「バーゼル」と呼ばれる自己資本比率規制（上記の金融庁の規制は、これに基づいています。）を強化するための基本的な枠組みを承認しました。また平成21年12月に、バーゼル委員会は、世界的な金融危機に対応した資本および流動性規制の新しい枠組みを提示し、金融セクターの強靭性を高めるための協議案を発表しました。バーゼルおよび金融庁の規制の強化の具体的な内容はまだ確定していませんが、新たな規制が実行された場合に当社の連結自己資本比率は低下する可能性があり、また、当社の資金調達コストが増加する、あるいは当社の事業、資金調達活動や当社の株主の利益に悪影響を及ぼす資産売却、資本増強もしくは当社のビジネスの制限を行わなければならない可能性があります。

金融庁は、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正し、平成22年3月4日より適用されています。改正には、当社を含む国際的に活動する金融商品取引業者グループの報酬体系に対する規制が含まれ、役職員による過度のリスク負担を軽減することを意図しております。さらに、平成22年5月12日に日本の金融制度の安定と透明性を高めるとともに、投資家保護を保障する目的で金融商品取引法の改正が国会を通過しました。1年以内に施行される予定の改正は、グループ規模の規制強化と、連結自己資本規制の導入を通じた監視体制および規定を上回る規模の証券業者の監視を目的としています。

さらに、金融危機への対応として、将来の危機に備え金融セクターの強靭性を高めるため、関わりのある経済全般のためまたはその他の目的のために、米国・英国などの政府・監督官庁は規制の枠組みを変えるさまざまな提案または課税を行い、今後も行っていく予定です。例えば、平成22年6月25日に米国議会の上下両院協議会において、以下の内容を含む金融規制改革法案につき合意がなされました：(i) 銀行の自己勘定取引およびヘッジ・ファンド、プライベートエクイティファンドへの投資の制限 (ii) 資産規模が500億米ドル以上の金融機関および100億米ドル以上のヘッジ・ファンドに対する特別負担金の認可 (iii) 業績が悪化している金融機関を強制的に清算させることが出来るよう監督機関の権限の拡大 (iv) 格付け機関やヘッジ・ファンドへの監督範囲の拡大 (v) デリバティブに関してより厳しい新たな規制の枠組。協議会案は米国下院および上院にて承認される見込みであり、これにより、平成22年7月4日より前に、オバマ大統領の署名をもって法律として成立させることができます。平成22年6月22日に英国で公表された緊急予算案で、財務大臣は、英国外の金融機関および金融グループの事業体を含む英国の金融機関の総負債への課税を提案しています。これは、欧州理事会により最近採用された金融機関への課税方針に沿ったものであり、G20各国政府の金融機関への新たな課税に関連した、IMFによる提案に関連しています。当社および金融業界への規制または当該法律制定の影響は不明で、当社が業務を行っている他の国が同様の政策を導入する可能性があります。世界各国における当社および金融セクターに対する規制強化または新たな税の導入が、当社のビジネス、財政状態および経営成績に悪影響を与える可能性があります。

従業員、取締役、執行役、執行役員または第三者による不正行為や詐欺が当社に損害を与える可能性があります。

当社は、従業員や取締役、執行役、執行役員または第三者による不正行為が行われるというリスクに晒されています。従業員、取締役、執行役、執行役員が上限額を超えた取引、限度を超えたりリスクの負担、権限外の取引や損失の生じた取引の隠蔽等の不法行為を行うことにより、当社のビジネスに悪影響を及ぼす可能性があります。その結果、不正行為が把握されない、もしくは管理されていないリスクや損失が生じる可能性があります。従業員、取締役、執行役、執行役員による不正行為には、非公開情報の不適切な使用・漏洩も含まれます。これらの不正行為は規制上の制裁や法的責任を伴い、また当社の世評を大きく損なうことから、当社に財務上の損害が生じる可能性があります。従業員、取締役、執行役、執行役員による不正行為は常に防止できるとは限らず、また、不正行為の防止・発見のために取っている予防措置がすべての場合に効果を発揮するとは限りません。そうした不正行為の結果として当社に対する行政上または司法上の制裁が科せられた場合、当社は一定期間ビジネス機会を喪失する可能性があります。また、それらの制裁によって、顧客、特に公的な機関が当社との金融取引を行わない決定をした場合は、たとえ制裁終了後であっても、当社が一定期間ビジネス機会を喪失する可能性があります。

また当社が投資、融資、保証、その他あらゆる種類のコミットメントを行う場合に、第三者が行う詐欺行為に直接または間接に巻き込まれる可能性があります。当社は幅広いビジネス分野で多くの第三者と日々取引を行っているため、こうした第三者による詐欺や不正行為を防止し、発見することが困難な場合があります。これによる損失を回復できない可能性があります。またこれにより当社の信頼が傷つく恐れもあります。

当社の保有する個人情報の漏洩により、当社のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

当社は業務に関連してお客様から取得する情報を保管、管理しています。近年、報道等によれば、企業が保有する個人情報や記録への不正アクセスや漏洩にかかる事件が多く発生しています。当社は個人情報保護法に違反した場合には、それにより生じたお客様の経済的損失や精神的苦痛について損害賠償義務を負う可能性があります。

当社は個人情報の保護に留意し、そのセキュリティ対策を講じておりますが、仮に個人情報の重大な不正漏洩が生じた場合には、当社のビジネスにさまざまな点で悪影響が及ぶ可能性があります。例えば、個人情報の不正開示によりお客様に損失が発生した場合には、当社はお客様からクレームや損害賠償請求を受ける可能性があります。また、自ら進んで行うにせよ、行政上の命令やその他規制上の措置の対応として行うにせよ、当社のセキュリティ・システムの変更や当社のブランド・イメージや世評の悪化の防止・抑制のために行う広報活動のために、追加的な費用が発生する可能性があります。また、不正漏洩の結果、当社に対する世評が損なわれることによって、新規のお客様の減少や既存のお客様の喪失が生じる可能性があります。

提出会社は持株会社であり、提出会社の子会社からの支払に依存しています。

提出会社は、配当金の支払や負債の支払の資金として、提出会社の子会社からの配当金、分配および支払などに依存しています。法規制などにより、子会社への資金移動または子会社からの資金移動は制限される可能性があります。特に、ブローカーディーラー業務を行う子会社を含め、多くの子会社は、規制当局が親会社である持株会社への資金の移動を阻止または減少させたり、あるいは一定の状況では禁止するような法規制に従っております。これらの法規制は提出会社の債務支払に必要な資金調達の方法を制限する可能性があります。

プライベート・エクイティ投資において当社が期待収益を実現できない可能性があります

当社は国内および海外で100%子会社およびファンドの第三者持分のある他の連結事業体を通じプライベート・エクイティ投資事業を展開しています。投資先の業績悪化または当該業種の事業環境の悪化により投資先の公正価値が下がり巨額の損失を被る可能性があります。また、当社が期待する水準や期待するタイミングで投資資産を売却できず、当社の将来の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

投資持分証券を当社が期待する時期または期間に売却できない可能性があります

当社は多額の投資持分証券を保有しています。投資持分証券とは、当社が保有する関連会社以外の株式で現在および将来の取引関係拡大を目的に長期的に保有している証券をいいます。これらの投資持分証券の大部分は日本の上場企業の株式です。米国会計原則では、市場環境によって投資持分証券にかかる多額の未実現損益が計上されることがあり、このことが当社の損益に大きな影響を与えます。日本の株式市場の環境によっては、当社はこれらの株式を売却したい時期にも、期待どおり迅速には、また望ましい水準では売却できない可能性があります。

連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性があります

当社は上場している関連会社およびその他の持分法投資先の株式に投資しており、この投資は持分法で連結財務諸表に計上されています。米国会計原則では、当社が保有する関連会社の株式の公正価値（市場価格）が一定期間を超えて下落した場合において、価格の下落が一時的ではないと当社が判断したときには、当社是对應する会計年度に減損を認識しなければなりません。

当社が提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性があります

当社は、リスク許容度の異なるお客様のさまざまなニーズに応えるために多くの種類の商品を提供しています。マネー・マネジメント・ファンド（MMF）やマネー・リザーブ・ファンド（MRF）といったキャッシュ・リザーブ・ファンドは低リスク商品と位置づけられています。このようなキャッシュ・リザーブ・ファンドなどは、金利上昇および資金の解約動向による損失の発生やファンドのポートフォリオに組み込まれた債券がデフォルトに陥ることにより、元本割れを起こす場合があります。さらに、当社が提供した債券が債務不履行に陥り、利息や元本の支払が遅延する場合があります。当社が提供したこれら商品に損失が生じた場合、当社はおお客様の信頼を失う可能性があり、ひいては当社が保管する顧客からの預かり資産の流出につながる可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績

当期の経営成績の分析

「第2 [事業の状況] 1 [業績等の概要]」をご参照ください。

なお、「第2 [事業の状況] 2 [対処すべき課題]および3 [事業等のリスク]」をあわせてご参照ください。

(2) 重要な会計方針および見積り

財務諸表作成上の見積り

連結財務諸表の作成に際し、経営者は、特定の金融商品と投資の評価、訴訟の結果、税金の見積り、のれんの帳簿価額の回収可能性、貸付金に対する貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性および資産負債の報告数値ならびに財務諸表の開示内容に影響を与えるその他の事項について見積りを行っております。これらの見積りは、その性質上、判断および入手し得る情報に基づいて行われることとなります。したがって、実際の結果がこれらの見積り額と異なることがあり、結果として連結財務諸表に重要な影響を与える場合や、近い将来調整が生じる可能性があります。

金融商品の公正価値

当社の金融資産および負債の大半は経常的に公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書を通じて認識されます。公正価値評価は米国会計原則により特定の適用が要求される場合と、当社が公正価値オプションが選択できる対象に選択して適用する場合があります。

その他の主な評価基準が公正価値に基づかない金融資産や負債は非経常的に公正価値評価されます。その場合、公正価値は減損の測定など限定的な状況で使用されます。

編纂書820「公正価値評価と開示」に基づき、公正価値で測定された全ての金融商品はその測定に使用された基礎データの透明度によって三段階のレベルに分類されます。

レベル1

測定日現在の当社が取引可能な活発な市場における個別の資産や負債の未調整の取引価格。

レベル2

活発でない市場における取引価格、または直接・間接を問わず観察可能な他のデータで調整された取引価格。観察可能なデータを使用する評価方法は、金融商品の価格付けに市場参加者により使用される仮定を反映しており、測定日において独立した市場ソースから入手したデータに基づいております。

レベル3

金融商品の公正価値測定に有意な観察不能なデータ。観察不能なデータを用いた評価方法は、類似の金融資産を他の市場参加者が評価する際に使用するであろうと当社が仮定する見積り、および測定日における利用可能な最善の情報に基づいて計算されます。

各金融商品は、公正価値算定にあたり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。デリバティブの公正価値がレベル1のデータ、レベル2のデータならびにレベル3のデータを使用して算定されている場合は、レベル3のデータに有意性がある場合にはレベル3に分類されます。

レベル3の金融資産負債の評価は、市場で観察できない一部の重要なデータによって決まります。例えば、取引が活発ではない市場で取引される一部の金融商品がこうしたケースに該当します。取引が活発ではない市場の共通の特徴には、金融商品の取引件数が少ない、直近の取引価格の提示がない、市場での取引価格と時間外もしくはマーケットメーカーの提示値では相当価格が異なっている、公開されている情報が少ない、などが挙げられます。観察不能なデータには、デリバティブ取引ではボラティリティリスクや相関リスク、信用に関連する商品や貸付金ではリファイナンスに必要な期間や回収率、資産担保証券化商品では担保価値に影響を及ぼすマクロ経済環境などが含まれております。

仮にレベル3の金融商品の評価に確定的な根拠が利用できない場合は、公正価値は市場にある他の同等の商品を参考として計算されます。特定のレベル3の金融商品とベンチマークに適用される金融商品の相関は、観察不能なデータとして考えられます。市場で観察不能なデータを適切に評価するために使われるその他の手法では、同業者間の価格のコンセンサスデータ、過去のトレンド、観察可能な市場データからの推定、他の市場参加者が同種の商品の評価に使用する他の情報を考慮します。

毎期経常的に公正価値評価される資産のうち、デリバティブを除いた資産の合計に対するレベル3に分類された資産の比率は、平成22年3月期末で6%となりました。

(単位：十億円)

	平成22年3月31日				合計	レベル3 比率
	レベル1	レベル2	レベル3	取引相手 および 現金担保 との相殺		
公正価値評価資産 (除くデリバティブ)	7,246	5,666	891		13,803	6%
デリバティブ資産	860	14,975	551	14,350	2,036	
デリバティブ負債	949	14,982	570	14,341	2,160	

詳細につきましては「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] [連結財務諸表注記] 3 金融商品の公正価値」をご参照ください。

プライベート・エクイティ事業

「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記] 2 会計方針の要旨：プライベート・エクイティ事業 および 5 プライベート・エクイティ事業」をご参照ください。

デリバティブ取引

当社は、トレーディング目的およびトレーディング以外の目的のため、先物取引、先渡取引、スワップ、オプション取引を含むさまざまなデリバティブ金融商品取引を行っています。全てのデリバティブは公正価値で評価され、公正価値の変化は連結損益計算書上で認識されます。

法的に拘束力のあるマスター・ネットリング契約を交わしたデリバティブの公正価値は、当社の連結貸借対照表では相殺して表示しております。加えて、現金担保の請求権または現金担保の返還義務はそれぞれ、相殺されたデリバティブ負債またはデリバティブ資産と相殺されております。

デリバティブ取引は、上場デリバティブおよび店頭取引デリバティブで構成されております。上場デリバティブの公正価値は、通常取引所価格によって決定されます。店頭取引デリバティブは、評価モデルを使用して価格評価がなされます。上場デリバティブおよび店頭取引デリバティブの資産および負債は次のとおりであります。

	平成22年3月31日 (十億円)	
	資産	負債
上場デリバティブ	901	990
店頭取引デリバティブ	1,135	1,170
合計	2,036	2,160

	平成21年3月31日 (十億円)	
	資産	負債
上場デリバティブ	633	716
店頭取引デリバティブ	1,310	898
合計	1,943	1,614

平成21年3月31日および平成22年3月31日現在における、契約上の残存満期年限ごとに分類した店頭取引デリバティブ資産および負債の公正価値は次のとおりであります。

	平成22年3月31日 (十億円)							異なる 満期間の 相殺(1)	公正価値の 合計
	満期年限								
	1年以内	1～3年	3～5年	5～7年	7年超				
店頭取引デリバティブ - 資産	720	621	727	428	1,426	2,787	1,135		
店頭取引デリバティブ - 負債	1,157	689	733	505	1,250	3,164	1,170		

	平成21年3月31日 (十億円)							異なる 満期間の 相殺(1)	公正価値の 合計
	満期年限								
	1年以内	1～3年	3～5年	5～7年	7年超				
店頭取引デリバティブ - 資産	829	746	846	499	1,370	2,980	1,310		
店頭取引デリバティブ - 負債	728	643	767	447	1,249	2,936	898		

(1) 同じ取引相手先において、異なる満期間の公正価値を相殺する場合の相殺の金額を表示しております。同じ満期間の相殺はその年限内にて相殺しております。また、同じ取引相手先との現金担保の相殺を含んでおります。

デリバティブ取引の公正価値にはクレジットリスクに対する調整を含んでおり、これにはデリバティブ資産へのカウンターパーティークレジットリスクとデリバティブ負債への自社クレジットが含まれます。

当社はポジションのクレジットリスクを軽減する目的でデリバティブ取引を行っており、このようなポジションとデリバティブのクレジットリスクの変動に関する損益を一体として認識しております。当社はクレジットリスクを伴う多様なデリバティブ取引を行っており、このなかにはモノライン（金融保証会社）に関するエクスポージャーが含まれております。詳細につきましては、以下のモノライン（金融保証会社）をご参照ください。

デリバティブ負債に関する自社クレジットの変化による影響額は平成22年3月期において28十億円の損失となりました。

特定の金融商品およびカウンターパーティーに対するエクスポージャー

困難な市場状況は当社がエクスポージャーを持つ証券化商品およびレバレッジド・ファイナンスなど数々の金融商品に継続的な影響を与えております。当社はまた通常の業務の一環としてモノライン（金融保証会社）に対してもエクスポージャーを有しております。

証券化商品

当社の証券化商品に対するエクスポージャーには、主に、商業用不動産ローン担保証券（CMBS）、住宅不動産ローン担保証券（RMBS）、商業用不動産担保証券などが含まれます。当社は、証券化ビジネス、ファイナンス、トレーディング、その他の業務に関連して、このような証券化商品を保有しています。次の表は、平成22年3月31日現在における当社の証券化商品に対する原資産の地域別のエクスポージャーを表しています。

(単位：百万円)

	平成22年3月31日				
	合計残高	日本	アジア	ヨーロッパ	アメリカ
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	61,364	8,372		7,781	45,211
住宅不動産ローン担保証券 (RMBS)	265,671	4,047		18,862	242,762
商業用不動産担保証券	32,255	32,255			
その他証券化商品	108,651	33,491	662	19,316	55,182
合計	467,941	78,165	662	45,959	343,155

- 上記金額には、当社が行った金融資産の譲渡について、編纂書860により、会計上は売却ではなく担保付金融取引として取り扱われ、当社が継続的に経済的なエクスポージャーを有していないものは含まれておりません。
- 平成22年3月31日現在、米国におけるCMBS関連ビジネスのエクスポージャーは、ホールローン（コミットメントを含む）の33,192百万円です。
- アメリカの住宅不動産ローン担保証券（RMBS）からは、パススルー証券および米国政府保証が付されたCMO（Collateralized Mortgage Obligation）の残高を除外しております。
- アメリカの住宅不動産ローン担保証券（RMBS）の内、連邦支援機関（GSE、Government Sponsored Enterprisesの略）が発行したCMOの残高は191,522百万円です。

次の表は平成22年3月31日現在における当社の商業用不動産ローン担保証券（CMBS）に対する外部格付別および原資産の地域別のエクスポージャーを表しています。

(単位：百万円)

	平成22年3月31日								ジニーメイ・GSE (1)
	合計残高	AAA	AA	A	BBB	BB	B	無格付	
日本	8,372	2,242	1,786	593	934			2,817	
ヨーロッパ	7,781	220	3,137	1,908	97	396	30	1,993	
アメリカ	45,211	16,864	2,021	10,335	6,619	3,934	3,516	1,762	160
合計	61,364	19,326	6,944	12,836	7,650	4,330	3,546	6,572	160

- ジニーメイは、Government National Mortgage Associationの略です。
- 格付は、平成22年3月31日現在のStandard & Poor's、Moody's Investors Service、Fitch Ratings LTD、株式会社日本格付研究所および株式会社格付投資情報センターによる格付のうち、最も低い格付を使用しております。

モノライン（金融保証会社）

下の表は、グローバル・マーケットの欧州で行っているストラクチャード・クレジット・トレーディング・ビジネスにおける格付別のモノライン（金融保証会社）に対するグロス・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスク・リザーブおよびその他の調整、ネット・エクスポージャーおよびCDSプロテクションを表しています。なお、全額引当済もしくはヘッジ処理済のものは下記残高には含まれておりません。

(単位：百万米ドル)

格付(1)	平成22年3月31日現在				
	想定元本(2)	グロス・ エクスポージャー (3)	カウンターパー ティー・リスク・リ ザーブおよびその他 の調整	ネット・ エクスポージャー	CDS プロテクション(4)
非投資適格	5,837	2,162	1,812	350	102
合計	5,837	2,162	1,812	350	102

- (1) 平成22年3月31日現在のStandard & Poor'sまたはMoody's Investors Serviceによる格付のうち、いずれか低い格付によっております。なお、無格付のモノラインは、非投資適格に含まれております。
- (2) クレジット・デリバティブ契約の想定元本を表しています。なお、米国RMBSを参照資産としたエクスポージャーはありません。
- (3) カウンターパーティー・リスク・リザーブおよびその他の調整前の公正価値の見積額を表しています。
- (4) モノラインを対象としたCDSプロテクションの想定元本から公正価値の見積額を控除した金額を表しています。

平成22年3月31日現在、上記のデリバティブ契約におけるエクスポージャーに加え、当社は190百万米ドルのモノラインによって保証された負債証券を保有しており、その多くは公共事業債です。これらの帳簿価格に含まれる保証部分の公正価値は、重要なものではありません。

レバレッジド・ファイナンス

当社は、顧客にレバレッジド・バイアウト、レバレッジド・バイインにかかる貸付金を提供しています。通常このような資金提供はコミットメントを通じて行われることが多く、当社は実行済および未実行コミットメントの双方においてエクスポージャーを有しております。次の表は、平成22年3月31日現在における当社のレバレッジド・ファイナンスに対する対象企業の地域別のエクスポージャーを表しております。

(単位：百万円)

	実行済残高	未実行 コミットメント残高	合計
	日本	2,585	1,895
ヨーロッパ	90,614	8,470	99,084
合計	93,199	10,365	103,564

新しい会計基準の公表

「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記] 2 会計方針の要旨：会計方針の変更および新しい会計基準の公表」をご参照ください。

[次へ](#)

(3) リスクについての定量・定性的開示

リスク・マネジメント

当社のビジネスは、内在的に様々なリスクに晒されていますが、これらのリスクを管理することが財務の健全性の確保、および企業価値の維持・向上に資する最も重要な責務と考えています。当社では、これらのリスクを総合的にコントロール、モニタリング、報告できるようリスク管理およびガバナンスの体制を構築しています。

なお、当社は取締役会において「業務の適正を確保するための体制」を基本方針として定め、それに沿って「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を制定し、この体制に基づいてリスク管理の高度化、リスク管理の強化・整備に継続的に取り組んでいます。

リスク管理体制

ガバナンス

当社では、適切な財務的経営資源の配賦およびリスク管理を行うために業務部門から組織的に独立した財務的経営資源およびリスク管理を行う部署（グループ主計部、グループ財務部、グループ資金部ならびにグループ・リスク・マネジメント部）を置いています。

この内、グループ・リスク・マネジメント部は、チーフ・リスク・オフィサー（CRO）のリスク管理の統括機能を補佐し、リスク管理体制の整備の実務にあたるとともに、各種リスクを統括管理します。このリスク管理の枠組みで重要な要素は、経営戦略や経営目標に基づき、当社としてのリスク選好度を具体的に定義するリスク・アペタイトです。

グループ・リスク・マネジメント部と各地域のリスク・マネジメント部からなるリスク・マネジメント部門の最大の任務は、当社経営陣が十分な資本を確保しつつ、株主利益の拡大および当社の資本収益率の最適化を実現するための事業戦略推進を補佐することです。その具体的な内容は以下の通りです。

- ・資本の調達額およびコスト、各事業部門または事業部門を超えての効果的な資本の活用、および資本全体の適切性を考慮しつつ、全社的な資本管理の枠組みを構築すること。
- ・当社のリスク・アペタイトに沿って、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、集中リスク、テイル・リスクを明確に把握し、効果的に管理すること。
- ・効率性を測る基準としてストレス・テストやリスク調整後資本収益率を活用しつつ、リミット管理により資本活用の有効性をモニタリングすること。
- ・リスク管理に有用な全ての関係者と効果的な関係を維持すること。

当社では、グループ全社を対象とするリスク管理の枠組みを構築し、その有効性をモニタリングすると共に、グループ全体のリスクを計測、分析することでリスクを管理しています。特に、グループ・リスク・マネジメント部は、リスク管理に関する規程やルールを制定した上で、必要な情報を収集し、それらの規程やルールに基づきリスクを管理しています。グループ・リスク・マネジメント部は、経営陣に対してリスクの状況や分析結果を継続的に報告しており、その報告プロセスは定期的にグループ・インターナル・オーディット部による内部監査を受けています。

リスク管理に係る会議体

リスク・マネジメント・コミッティー

当社では、グループ全体のリスク管理を統括する会議体として次の2つの会議を設置しています。

- ・統合リスク管理会議

・リスク審査委員会

統合リスク管理会議は、経営会議の委任を受け、野村グループのリスク・アペタイトおよびグローバルなリスク管理の枠組みを含む野村グループの統合リスク管理に係る重要事項を審議もしくは決定し、取締役会および経営会議に対する報告義務を負っています。リスク・アペタイトは、エコノミック・キャピタルおよびその他の財務、業務に関するリミットにより具体的に設定され、ポートフォリオ・リミットによりポートフォリオ全体の規模や集中リスクを管理し、必要に応じて改善策を講じる態勢を取っています。また、統合リスク管理会議は、各地域におけるキャピタル・コミットメント、信用・市場リスクの管理を行う会議体、各地域に委譲する承認権限についても決定します。リスク審査委員会は、統合リスク管理会議の委任を受け、地域リミットの承認権限を超える個別案件の承認や、極めてリスクの高い個別案件に関する審議もしくは決定を行います。さらに、リスク審査委員会の委任を受けて、個別案件の審議および決定を行うグローバル・リスク案件会議が設置されております。

リスク・コントロール

当社では、各地域のフロント部門が日々のリスク・コントロールに重要な役割を果たしています。これらのフロント部門は、刻々と変化する市場の状況や、各地域のビジネス・ニーズに、迅速かつ柔軟に対処するのに最も適した立場にあります。しかしながら、そのリスクは、リスク・マネジメント部門が設定したリミットおよびガイドラインの範囲内で管理されています。なお、リスク・マネジメント部門は、ビジネス部門から独立した組織として設置されており、野村グループにおいて、リスク管理に関する以下の責務を負っています。

- ・リスク管理に関する規程と手続きの策定および実施
- ・経済資本配賦の枠組みの構築（上位の配賦に関するガイドラインを含む）
- ・リスク・アペタイトに沿ったリミット管理とモニタリング
- ・リスク計測モデルの開発および維持
- ・インベントリー・ポジションおよび規制資本計算に使用するモデルに関する独立した検証
- ・経営陣および統合リスク管理会議に対する主要なリスクに関する定期報告
- ・規制当局への報告、緊密な対話、およびリスク管理手法に関する承認申請

市場リスク

市場リスクとは、市場価格、金利、指数、ボラティリティ、相関またはその他の市場要因の変化によって発生する潜在的な損失と定義されます。当社では、主にトレーディングにおいて、このリスクに晒されています。市場リスクを適切に管理するためには、複雑で絶えず変化する世界の市場環境を分析し、損失に繋がる可能性のある傾向を把握し、適時に適切な対応を取る能力が必要となります。当社では、バリュー・アット・リスク、ストレス・テスト、感応度分析等、市場リスクを評価し管理するための多くの手段を用いています。市場リスクは、設定されたリミットとの比較でモニタリングし、日次でフロント・オフィスや経営陣に報告されています。

〔VaR〕

バリュー・アット・リスクまたはVaRとして知られる統計的な手法は、ある一定期間に一定の信頼区間内で、市場の変動により発生しうる損失額と定義されます。当社では、トレーディング・ポートフォリオについて、信頼区間99%、保有期間1日のVaRを計測しています。VaRモデルに含まれる市場リスクは、株価、金利、外国為替レート、およびそれらに関連するボラティリティや相関等があります。ボラティリティと相関の計算に利用されるヒストリカル・データは、直近のデータに比重をかけて計算されています。

VaRに関する前提およびその限界：VaR算出における当社のトレーディング・ポジションのリスクの計量化に関して

は、多くの前提と近似値が用いられます。当社の用いる前提や近似値あるいはそれらの組み合わせは合理的なものと考えておりますが、前提や近似値が異なれば、VaRの値が大きく異なる可能性があります。

トレーディング・ポートフォリオ・リスク

〔バックテスト〕

当社は、トレーディング・ポートフォリオのVaRの値と実際の損益とを比較し、リスク計測に利用されるモデルの精度を検証しています。VaRを超過する損益の回数をカウントし、所定の回数に収まっているかを検証します。超過回数が所定の基準を上回った場合は、VaRメソッドロジックの調整を行います。

〔他の計測方法〕

当社は、特定のビジネスやポートフォリオのリスクについて、VaR以外の指標や、リミットによる管理を行っています。これら手法には、市場リスク・ファクターの通常の動きを基にしたポートフォリオの変化の可能性を示す感応度分析も含まれます。このような基準やリミットは、通常、特定の資産の種類、ビジネス、または戦略に適用し、VaRや経済資本を補完する手段として利用されています。

〔ストレス・テスト〕

当社では、ストレス・テストにより、厳格かつ実現可能性のあるシナリオの下において発生しうる損失額を計測しています。当社では、グループ全体のリスク・アベタイトに沿ってリスクを管理する目的で、Severe Market and Economic Downturnシナリオや米国債券市場の大幅下落シナリオ等のグローバルなクロス・リスク・クラス・シナリオから、個々のビジネス・レベルでリスクを管理するためのデスク・レベルのシナリオまでを含む、包括的なストレス・テストを実施しています。また、ストレス・テストの結果は、エコノミック・キャピタルの計測において活用されています。なお、当社には、既にストレス・テストを担当するリスクおよびリスクITの専門家のグローバル・チームがありますが、今後も分析手段、システム、人材の開発に投資を続けます。

〔モデル・レビュー〕

プライシング・モデルは、ポジション管理を目的として、取引の評価やリスク計測のために使用されます。グローバル・モデル・バリデーション・グループは、モデルの設計や開発の担当者から独立した立場で、その有効性および一貫性を検証します。この検証のプロセスにおいて、グローバル・モデル・バリデーション・グループは、多くのファクターを分析し、個々の商品の評価およびリスク管理に対する適合性を評価します。

ノン・トレーディング・リスク

当社におけるノン・トレーディング・ポートフォリオの主な市場リスクは、取引関係維持目的で長期的に保有している投資持分証券にかかるもので、主に日本の株式市場の変動の影響を受けます。このポートフォリオの市場リスクを推定する手法のひとつに、東京証券取引所第一部上場銘柄に対する主要インデックスである東証株価指数（TOPIX）の変化に対する市場感応度分析があります。

当社では、TOPIXとビジネス推進を目的として保有する株式について、直近90日間の市場価格の変動に基づく回帰分析を行います。当社の試算では、ビジネス推進を目的として保有する株式は、TOPIXが10%変動すると、平成21年3月末で約120億円、平成22年3月末で約132億円の損失が予想されました。尚、これは、TOPIXの引値である平成21年3月31日の773.66ポイント、平成22年3月31日の978.81ポイントに基づき、ビジネス推進を目的として保有する株式全体を対象にしたシミュレーションの結果です。従って、個々の株式の価格変動により、実際の計算結果はこの試算結果とは異なる点にはご注意ください。

信用リスク

当社では、代表執行役会（現在の経営会議）により承認された信用リスク管理規程において、信用リスクおよび投資リスクの管理に関する基本的な枠組みを定めています。

信用リスクは、信用供与先の信用力の低下または債務不履行等により資産（オフ・バランス・シート資産を含む）の価値が減少または消失し、損失を被るリスクと定義しています。

投資リスクは、投資有価証券、プライベート・エクイティ投資およびファンド投資のポジション価値の減少または消失し、損失を被るリスクと定義しています。

【信用リスク管理の対象】

信用リスク管理の対象は、カウンターパーティ取引、ローン、プライベート・エクイティ投資、ファンド投資、投資有価証券を含む債券あるいは株式商品ならびに信用リスク管理の観点から必要と考えられるその他の商品を含みます。

【統合管理】

当社は、債務者毎に信用リスクを把握するのみならず、当該債務者と実質的に一体として信用リスクを判断すべき債務者の範囲を特定し、当該債務者グループ単位で信用リスクを把握しています。

【信用リスクの報告】

リスク・マネジメント部門は、信用リスクの状況について、適度な頻度でモニタリング・評価・分析を実施するとともに、CRO、リスク管理担当役員、統合リスク管理会議に報告を行っています。

【信用リスクの計測】

信用リスクは、グローバルに統一された方法で計量的に計測されます。また、信用リスクは、担保や保証の効果を適切に考慮して計測されています。

【デリバティブ取引の取引相手に対する信用リスク】

当社ではデリバティブ取引の取引相手に対する与信相当額を、公正価値で日々評価される時点でのエクスポージャーと取引の満期までの潜在的なエクスポージャーの合計として算出しています。全てのデリバティブ取引のクレジット・ライン管理はリスク・マネジメント部門により行われています。

当社はデリバティブ取引に際し、国際スワップ・デリバティブズ協会（ISDA）の包括契約もしくは同様の法的効果のあるマスター・ネットリング契約を取引相手と締結します。マスター・ネットリング契約により、取引相手の債務不履行に対するリスクを軽減するとともに同一取引相手に対するエクスポージャー相殺後のより実態に即した数値を連結財務諸表上に開示しています。

加えて、債務不履行リスクを軽減する手当として、現金あるいは米国債や日本国債などの流動性の高い証券を必要に応じて担保として徴求することとしています。

平成22年3月31日における当社のトレーディング目的のデリバティブ取引における与信相当額は以下の通りで、取引相手格付と年限による公正価値で表示しております。適用されている格付は当社クレジット部門で決定された社内格付です。

（単位：十億円）

信用格付	満期までの年限					異なる満期間 の相殺(1)	公正価値 の合計 (a)	受入 担保額 (b)	再構築 コスト (a) - (b)
	1年未満	1年から 3年	3年から 5年	5年から 7年	7年超				
AAA	9	9	16	16	76	60	66	1	65
AA	131	213	233	152	340	762	307	23	284
A	327	316	352	214	803	1,634	378	28	350
BBB	47	46	38	23	123	90	187	36	151
BB	12	10	13	3	7	22	23	15	8
その他(2)	194	27	75	20	77	219	174	77	97
小計(店頭取引デリバティブ)	720	621	727	428	1,426	2,787	1,135	180	955
上場デリバティブ	524	296	67	10	4	-	901	-	901
合計	<u>1,244</u>	<u>917</u>	<u>794</u>	<u>438</u>	<u>1,430</u>	<u>2,787</u>	<u>2,036</u>	<u>180</u>	<u>1,856</u>

(1) 同じ取引相手先において異なる満期間の公正価値を相殺する場合、この欄で相殺の金額を表示しております。同じ取引相手先と同一の満期間の公正価値を相殺する場合は、それぞれの満期年限帯で相殺されます。編纂書210-20に適合するデリバティブ取引純額に対する現金担保との相殺額を含んでおります。

(2) 「その他」は、必ずしも、取引先の格付が投資不適格であることを意味しません。

オペレーショナル・リスク

当社では、オペレーショナル・リスクを、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義しています。当社では、この定義に基づく事象を以下の通り分類しています。(1) 内部の不正、(2) 外部の不正、(3) 労務慣行および職場の安全、(4) 顧客、商品および取引慣行、(5) 有形資産に対する損傷、(6) 事業活動の中断およびシステム障害、(7) 注文等の執行、送金およびプロセスの管理。

【ガバナンス】

オペレーショナル・リスクの管理は、ビジネス部門および管理部門が一義的な責任を負っており、適切な管理体制の維持を通して、日々の業務において管理しています。

さらに、当社は、グローバルなオペレーショナル・リスク管理機能を持ち、リスク・マネジメント部門が、ビジネス部門から独立し、中核的な役割を果たしています。オペレーショナル・リスク管理部門は、ビジネス部門および管理部門と協働し、グローバルに一貫性のある包括的なオペレーショナル・リスク管理を実施しています。なお、統合リスク管理会議は、オペレーショナル・リスク管理の実施を推進、統括しています。

【枠組み】

オペレーショナル・リスク管理の枠組みは、統合リスク管理会議の承認により設置されたオペレーショナルリスク管理規程において規定されています。また、オペレーショナル・リスク管理の枠組みは、リスク計測、モニタリング、管理に関するグローバルな基準を設置すると共に、日々変化する規制およびビジネスの環境に合わせて常に見直しが行われています。

当社は、グローバルにビジネスを展開する先進的な金融機関において期待される水準を念頭に、オペレーショナル・リスクの管理の改善に努めています。尚、当社のオペレーショナル・リスク管理の枠組みは、オペレーショナル・リスク管理の透明性を高め、株主および投資家の信頼感を高めることを目標として設計されています。

オペレーショナル・リスク管理の枠組みは、リスクの認識、評価、コントロールおよびモニタリングの4つのプロセスで構成されています。当社では、社内および社外の損失データを収集し、分析することにより、リスクを特定します。そして、損失の分析と自己評価の実施を通じて、リスクを適切に評価しコントロールします。さらに、オペレーショナル・リスクのモニタリングを行い、経営陣、および地域またはグローバルでオペレーショナル・リスクを監督する会議体に報告を行い

ます。尚、当社では、オペレーショナル・リスクおよびその発現による影響について、社員に対して、継続的に情報を提供すると共に、教育を行っています。

オペレーショナル・リスク管理の目的は、オペレーショナル・リスクを削減し、当社のプロセスおよびシステムを改善し、企業価値の向上に資することです。

当社は、これを実現するために、規程、手続き、さらに効果的な方法やシステムの開発を継続します。

(4) 流動性資金調達の管理

流動性の管理

概況

当社では、流動性リスクを返済期限が到来したときに財務上の義務を果たせない潜在的な可能性と定義しております。このリスクは、市場において有担保あるいは無担保調達が可能になる、当社の信用格付けが低下する、予定外の資金需要の変化に対応できない、迅速かつ最小の損失での資産の流動化ができない、あるいは、グループ会社間の自由な資金移動が妨げられる規制資本上の制約に関する変化等によって発生します。流動性リスクは、当社特有の事情や市場全体の事情により発生します。当社は、マーケットサイクルを通じて、そして、ストレス下においても適切な流動性を維持するように努めております。当社の資金流動性管理は、危機発生等により最長1年間にわたり無担保による新規資金調達または再調達が困難な場合においても、保有トレーディング資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することをその基本方針としております。

当社は、主な流動性維持の目的を満たすために、様々な流動性管理規程を定めております。これらには、(1) 当社の資金需要を満たすのに十分な長期性資金を確保すること、(2) 当社の流動性資金需要に見合う現金や換金性のある流動性の高い担保未提供資産で構成される流動性ポートフォリオの維持、(3) ひとつのソースに依存することなく通貨別、プロダクト別、投資家ごとの調達ソースおよび満期の分散をすること、(4) コンティンジェンシー・ファンディング・プラン、そして、無担保コミットメント・ファシリティーに関することが含まれております。

経営会議は、当社の資金流動性に関する重要事項についての決定権を有しており、財務統括責任者は、経営会議の決定に基づき、当社の資金流動性管理に関する業務を執行する権限と責任を有しております。財務統括責任者およびグロ - バル・トレジャリ - 部門は、資金流動性管理に関する経営方針および決定に従うほか、当社の資金流動性管理の基本方針を達成するための諸施策を実行しております。

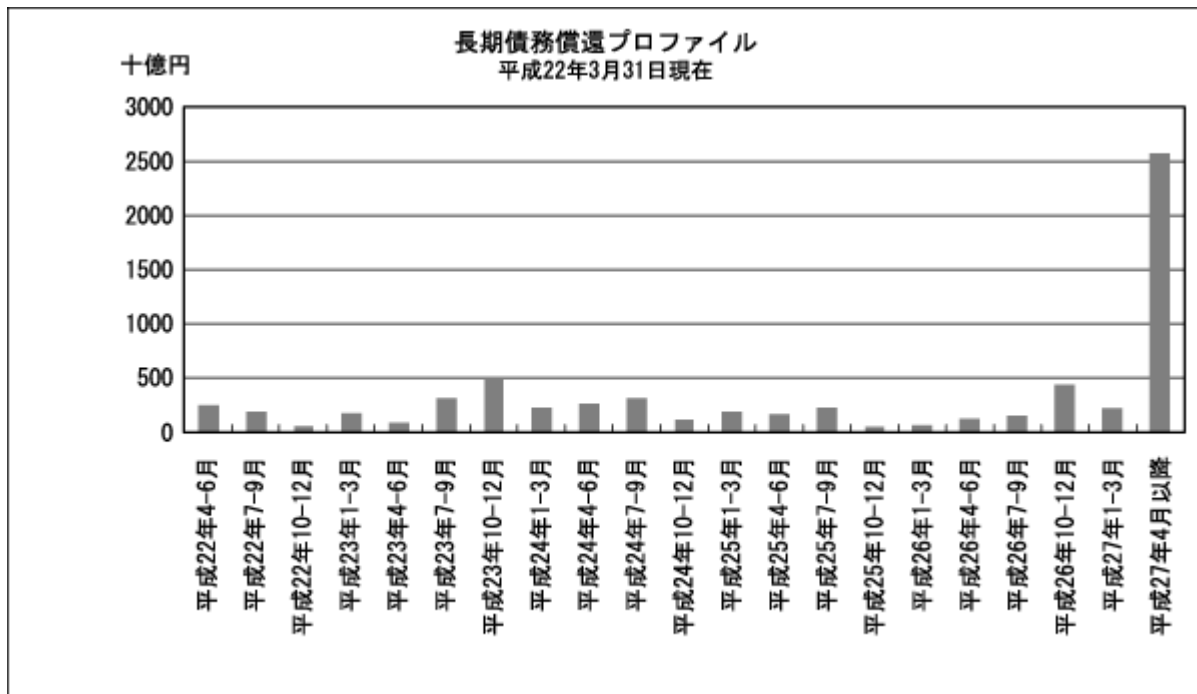
1. 適正な負債期間構造の維持：当社は、保有資産を継続して維持していく上で必要となる長期性資金を確保するために、長期借入金の額、長期債の発行額および株主資本を十分な水準に維持するように努めています。当社は金融市場の環境変化等に起因して1年程度の期間にわたり新たな無担保調達が行えない場合であっても、トレーディング資産等の売却を迫られることなく業務継続を可能としています。長期性資金必要額は、以下の要件を組み込んだ内部モデルに基づいて算出しております。

- (i) レボ契約や証券貸付取引等における当該資産の担保価値、長期性資金必要額は、ストレスシナリオ下で、資産を担保にした借入の保守的な見積もりを使って計算されています。
- (ii) のれん、認識可能無形固定資産、有形固定資産およびその他固定資産
- (iii) 当社信用格付けが2ノッチ格下げられた場合のデリバティブ取引に係る契約上の追加的な担保要請、加えて、ほかの契約に関連した担保未提供資産もまた、長期流動性によって資金手当てを受けております。
- (iv) 支払要求の可能性を反映した当社が第三者に提供するコミットメント契約の額
- (v) 当社規制対象関連会社の規制資本等を維持するために必要となる金額

当社の内部モデルは、グループ会社間の自由な資金移動に影響を及ぼすかもしれない法規制、税制を考慮に入れて計算されています。

当社は、常に十分な長期性資金を確保していくために、満期や通貨の分散を行い定期的に長期性資金の調達を行っております。更に、適切なコストでの調達と、適切な長期債務償還プロファイル維持の両方を満たすように債券発行を行っております。プレーン・バニラ物（プレーン・バニラ債および長期借入金）の調達に関しては、平均残存年数が3年以上となるように努めております。平成22年3月31日現在の平均残存年数（残存期間1年超のもの平均）は、3.88年となっております。また、ミディアム・ターム・ノート（MTN）の発行については、約80%が、金利、為替、株式やこれらのインデックスにリンクした仕組債です。インデックスによる早期償還の条件は、個別発行ごとに定められております。当社では、それらの償還確率を数理モデルによって継続的に評価し、モニタリングを行っております。このモデルは、仕組債がいつ償還される可能性があるかを決定するためにストレス下でオプションを評価しております。

このことを考慮した仕組債の平均残存期間（残存期間1年超のもの平均）は、平成22年3月31日現在で、11.63年です。当社のプレーン・バニラ物を合わせた長期債務の平均残存期間1年超のもの平均は、平成22年3月31日現在で、6.67年です。下図は、当社の長期債券と長期借入の満期の分散状況を示す図です。



(1) 償還足は、個別銘柄毎の償還確率を考慮したものです。なおストラクチャーに偏りがあることから、一定のストレスをかけた後の確率を使用しています。

2. 資金調達ソースの分散：当社は、無担保調達資金の借換えリスクを低減させるために資金調達を行う市場および手段を分散させております。当社は、プロダクト別、投資家別、マーケット別に、調達ソースおよび返済期限の分散をさせております。自社債やコマーシャル・ペーパーを幅広い顧客層へ販売することにより、調達する金額の大部分については、資金調達先の分散のメリットを享受しています。

当社の流動性維持において、投資家との良好な関係を保つことが重要だと考えております。また当社は、調達通貨の分散にも努めております。平成22年3月31日現在、日本円以外の長期借入比率は、22%となっております。

当社は、様々な種類の債券を発行することによって、資金調達手段の分散を図っております。これらには、仕組ローンや仕組債が含まれます。仕組債は、金利・為替・株式・コモディティやこれらのインデックスにリンクしたリターンが付いた債券です。

(単位：十億円)

	平成21年3月31日		平成22年3月31日	
短期の無担保調達資金(1)	1,932.4	23.8%	2,153.5	20.9%
短期銀行借入	796.7		704.2	
その他の短期借入	137.4		128.6	
コマーシャル・ペーパー	318.7		484.6	
銀行業務受入預金	354.6		354.9	
譲渡性預金	61.0		64.4	
償還まで1年以内の社債	264.0		416.8	
長期の無担保調達資金	4,646.4	57.2%	6,024.6	58.5%
長期銀行業務受入預金	24.7		29.3	
長期銀行借入	1,706.4		1,995.8	
その他の長期借入	124.0		162.8	
社債(2)	2,791.3		3,836.7	
野村ホールディングス株主資本	1,539.4	19.0%	2,126.9	20.6%

(1) 短期の無担保調達資金には、当初1年超の調達のうち残存期間が1年以内となったものを含んでいます。

(2) 編纂書810「連結」に定義される変動持分事業体の要件を満たす“連結変動持分事業体(VIE)が発行する社債”と編纂書860「譲渡とサービシング」により、会計上担保付金融取引として取り扱われる譲渡取消に伴う担保付借入を含んでおりません。

3. 無担保調達資金の管理：当社は、すべての無担保調達資金を一元的に管理しており、その使用に関して、内部で上限を設けております。この上限は、経営会議で設定され、グローバルトレジャリー部門によって、使用状況はモニタリングされております。

また、規制対象ブローカーあるいは銀行における調達資金は、グループ会社間の資金移動が制限される可能性があり、当社はこれらの発行体では、限定的にしか発行しておりません。原則として、資金調達の当社あるいは、当社の主要規制外発行体への集中を積極的に行っております。このことにより、当社は調達コストを最小化し、投資家からの認知度を高め、様々なグループ会社間の資金供給のフレキシビリティを高めるメリットを享受しております。

4. 流動性ポートフォリオの維持：当社の流動性資金の円滑な利用を確保するために、当社は、法規制面における制約などからグループ会社間の自由な資金供給ができない場合も有り得るという前提に立ち、流動性ポートフォリオの構成を考えております。

当社は、現金および極めて流動性の高い証券等で構成される流動性ポートフォリオを維持しております。これらは、潜在的資金需要に備えるために、利用可能な流動性資金を確保するためのものです。当社の流動性ポートフォリオは、以下の資金需要を考慮に入れております。

- (i) 既存の借入金の返済期日や発行済み社債の償還期日（1年以内）
- (ii) 発行済み社債の買い取りの可能性
- (iii) 流動性の低い資産の資金手当てのための担保付資金調達ラインの想定以上の喪失
- (iv) 通常の事業環境下での運転資金需要の変化
- (v) ストレス時の現金および担保流出

平成22年3月31日現在における当社の流動性ポートフォリオは、5兆1,499億円となりました。当社の流動性ポートフォリオは、以下のように流動性の高い商品で構成されております。

（単位：十億円）

	平成21年3月31日	平成22年3月31日
流動性ポートフォリオ	2,400.5	5,149.9
現金預金/インターバンク・デポ	1,150.7	1,217.5
翌日物コール・ローン	45.9	23.6
国債	1,203.9	3,908.8

平成22年3月31日現在、流動性ポートフォリオを補完するものとして、当社では、1兆2,499億円の担保未提供資産を所有しております。当社の流動性ポートフォリオとそれ以外の担保未提供資産の合計は、6兆3,998億円となりました。これは、当社の1年以内に満期の到来する無担保債務の合計に対して、297.2%に相当します。

（単位：十億円）

	平成21年3月31日	平成22年3月31日
その他担保未提供資産の担保価値	907.9	1,249.9
流動性ポートフォリオ	2,400.5	5,149.9
合計	3,308.4	6,399.8

5.コミットメント・ファシリティの維持：流動性ポートフォリオに加えて、当社は、緊急時の資金調達の一助とするために、グローバルに業務を展開する銀行との間で、一定量の未使用コミットメント・ファシリティを維持しています。平成22年3月31日現在の当社の未使用コミットメント・ファシリティの総額は1,723億円となりました。当社は、これらのファシリティの契約満期日を一時期に集中しないように分散させております。なお、現時点において、当社はこれらのファシリティ契約における財務制限条項に抵触することにより、ファシリティの利用が制限される状況にはありません。当社は、内部モデルを考慮する際にこれらの調達ソースは考慮しておりませんが、これらの調達ソースへのアクセスを持っております。当社は適宜これらのドローダウンテストを行っております。

6.非常時の資金調達プランの維持およびテスト：当社は、詳細にわたるコンティンジェンシー・ファンディング・プラン(CFP)を持っております。この中で、リクイディティ・イベントの範囲の分析と特定方法を記載しております。その上で、当社特有のあるいはマーケット全体の影響の可能性を見積もることや、リスクを低下させるために即座にとられるべき対応を特定しております。CFPIは、キーとなる内部および外部の連絡先やどの情報を知らせるかを示すプロセスの詳細をリスト化しております。また、当社が規制上、法的、あるいは税務上の制限によって、グループ会社レベルにおける資金へのアクセスができなくなったことを想定し、グループ会社レベルで、個別の資金需要に応えうように作られております。なお、当社は、定期的に様々なマーケットや当社特有のイベントに対して本CFPの有効性をテストしております。また、当社は、日本銀行や欧州中央銀行等が行う様々な債券に対して実施する資金供給オペレーションへのアクセスも持っております。これらのオペレーションは、通常のビジネスでも利用しておりますが、市場環境の悪化による不測のリスクを軽減させる重要な手段のひとつです。

平成21年11月以降、当社は、流動性リスク管理を包括的リスク管理への更なる収斂と、量的流動性リスク管理プロセスを強化するために、CFPの見直しを行いました。見直し後のCFPIに沿って、当社は、一定のストレス・シナリオ下でのキャッシュ・フローの変化をシミュレートする内部モデルにより、流動性をモニターしております。ストレス・シナリオは、統合リスク会議によって設定されたリスク・アベタイトを考慮に入れた流動性必要額に合わせて設定されます。先に述べた流動性リスク・アベタイトの要件を満たせなかった場合、CFPIは、その不測の事態の性質に応じたアクション・プランを示しております。

キャッシュ・フロー

現金および現金同等物の平成22年3月末残高は、前期末と比較し4,071億円増加しました。当期における営業活動によるキャッシュ・フローは、主にトレーディング資産の増加などにより、1兆5,008億円の支出となりました。また投資活動によるキャッシュ・フローは銀行貸付金（純額）の増加などにより、2,696億円の支出となりました。一方、財務活動によるキャッシュ・フローは、借入の増加や株式の発行などにより、2兆1,765億円の収入となりました。

貸借対照表および財務レバレッジ

平成22年3月31日現在の資産合計は、平成21年3月31日現在の24兆8,378億円に対し、担保付契約、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資が増加したこと等により、7兆3,926億円増加し、32兆2,304億円となりました。また、平成22年3月31日現在の負債は、平成21年3月31日現在の23兆2,863億円に対し、買戻条件付売却有価証券およびトレーディング負債が増加したこと等により、6兆8,111億円増加し、30兆974億円となりました。平成22年3月31日現在の野村ホールディングス株主資本は、平成21年3月31日現在の1兆5,394億円に対し、株式発行に伴い、前期末比5,875億円増加の2兆1,269億円となりました。

当社は、マーケットの極端な変動によってもたらされ得る大きな損失にも耐えられる規模の資本を維持することに努めています。当社の適正資本の維持に係る基本方針は経営会議が決定し、その実践の責任を負います。適正資本の維持に係る基本方針には、適正な総資産規模の水準やそれを維持するために必要な資本規模の決定などが含まれます。当社は、当社のビジネス・モデルに由来する経済的なリスクに耐え得る必要十分な資本を維持しているかにつき、定期的な確認を行っていますが、こうした観点とは別に、銀行業や証券業を営む子会社は規制当局から要請される最低資本金額を満たす必要もあります。

当社の平成22年3月31日現在の野村ホールディングス株主資本は平成21年3月31日現在の1兆5,394億円に対し、5,875億円増加し、2兆1,269億円でした。この結果、当社の財務レバレッジは、平成21年3月31日現在の16.1倍から平成22年3月31日現在15.2倍に低下しました。

以下のテーブルは、当社の野村ホールディングス株主資本、総資産、調整後総資産と財務レバレッジの状況を示しています。

(単位：十億円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日
野村ホールディングス株主資本	1,539.4	2,126.9
総資産 (1)	24,837.8	32,230.4
調整後総資産 (2)	16,425.2	19,763.2
レバレッジ・レシオ (3)	16.1倍	15.2倍
調整後レバレッジ・レシオ (4)	10.7倍	9.3倍

- (1) 総資産は連結貸借対照表上の総資産に調整されています。担保付貸借取引とされずに売買取引とされる満期レボ取引、日本版現先取引、および、特定の日本国内有価証券貸借取引を除いた金額となっております。またこれにより売却処理された有価証券の公正価値は、上記平成21年3月31日現在、および、平成22年3月31日現在の当社のレバレッジ・レシオ、もしくは、調整後レバレッジ・レシオに重要な影響を及ぼすものではありません。
- (2) 調整後総資産は、総資産の額から売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金の額を控除したものととなります。
- (3) レバレッジ・レシオは、総資産の額を野村ホールディングス株主資本の額で除して得られる比率です。
- (4) 調整後レバレッジ・レシオは、調整後総資産の額を野村ホールディングス株主資本の額で除して得られる比です。

資本調達

平成22年度3月期は、自己資本の充実を目的として、平成21年10月に、提出会社の普通株式の公募増資と第三者割当増資により、総額4,355億円を調達しました。

連結自己資本規制

金融庁は平成17年6月に「金融コングロマリット監督指針」を策定し、連結自己資本規制に関する規定を設けました。この「金融コングロマリット監督指針」に基づき、平成17年4月より野村ホールディングスは連結自己資本規制のモニタリングを開始しました。

平成21年3月末より、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」-五-三(3)に基づき、「金融コングロマリット監督指針」による監督の下、「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成十八年金融庁告示第二十号、以下「銀行持株会社告示」という。)の規定を準用して連結自己資本規制の計測を開始しました。銀行持株会社告示は「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」(バーゼルII 枠組文書)に基づいて制定されたものです。

「金融コングロマリット監督指針」の中で金融コングロマリットは合算自己資本が所要自己資本を下回らないようにすることとされています。当社は、銀行持株会社告示の準用開始に伴い、従来のリスク相当額の12.5倍にあたるリスク・アセット金額を測定しております。そのため、リスク・アセット金額に対する自己資本の比率という基準を通じて、即ちその比率が8%を上回っていることをもって要件を満たしているか確認しております。平成22年3月31日現在の連結自己資本比率は24.3%となり、要件を満たしました。

平成21年3月31日および平成22年3月31日現在の連結自己資本比率は、下記に示しております。

	(単位:億円)	
	平成21年3月31日	平成22年3月31日
自己資本		
基本的項目	14,051	20,000
補完的項目	6,127	5,600
準補完的項目	2,975	3,061
控除項目	584	602
自己資本合計	<u>22,570</u>	<u>28,059</u>
リスク・アセット		
信用リスク・アセットの額	54,221	46,579
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た値	52,070	54,612
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た値	13,068	14,067
リスク・アセット合計	<u>119,359</u>	<u>115,257</u>
連結自己資本比率		
連結自己資本比率	18.9%	24.3%
Tier 1 (基本的項目)比率	11.7%	17.3%

自己資本は基本的項目、補完的項目、準補完的項目から成り立っています。当社の基本的項目の主な内訳は普通株式と非支配持分からのれん、無形固定資産の一部を控除したものです。

補完的項目、準補完的項目は契約時または発行時の償還期間やその他銀行持株会社告示の規定に基づき補完的項目、準補完的項目に分類された劣後債務からなっています。

市場リスク相当額は「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の規定によりVaRにより算出しています。信用リスク・アセットは定められた比率を資産の額に乗じる標準的手法により算出しています。オペレーショナル・リスク相当

額は直近3年間の粗利益の平均に一定の比率を乗じる基礎的手法により算出しています。

金融危機によって明らかになった脆弱性を踏まえ、規制資本の枠組みを強化するより広範な取組みについてパーゼル銀行監督委員会（以下、「パーゼル委員会」）は一連の文書を公表しました。当社にとって関連が深いと思われる事項について、以下に概要を記載しております。

平成21年3月12日に、パーゼル委員会は銀行の自己資本充実度を強化する必要を認識し、最低所要自己資本の水準を平成22年中に見直すと発表しました。平成21年7月13日に、パーゼル委員会はトレーディング勘定に対する資本賦課の取扱いの強化と、パーゼルの枠組みの3本の柱を強化する措置に係る文書を承認しました。平成23年末までに実施予定のトレーディング勘定に関する規制の見直しは、複雑なトレーディング業務に係る信用リスクを捕捉するためにより高い資本賦課を導入するものです。これにはストレスのかかったvalue-at-risk（ストレスVaR）による資本賦課が含まれますが、パーゼル委員会は、この資本賦課が最低自己資本の枠組みの景気循環変動（シクリカリティ）を抑制するのに役立つと確信しています。平成21年9月7日に、パーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは、基本的項目（Tier 1）の質、一貫性および透明性を向上を含む銀行セクターの規制強化に関する主要な措置について合意しました。特に、基本的項目（Tier1）のうち主要な部分は普通株および内部留保であるべきだとされ、平成22年末までにこれらの新しい措置の水準調整を図ることとされております。

平成21年12月に、パーゼル委員会は銀行セクターの強靱性を高めるという目標に向けて、グローバルな資本および流動性規制を強化する一連の提案を公表しました。提案には、資本の質、一貫性および透明性の向上（特にのれん・営業権やその他の無形固定資産、繰延税金資産（純額）を基本的項目（Tier 1）の主要な部分からの控除や、より広範な金融システムの見地に立った他の金融機関向け出資がもたらす資本重複の制限）、（平成21年7月に公表されたトレーディング勘定に対する資本賦課の強化に加え）自己資本の枠組みにおけるリスク捕捉の強化、リスク・ベースの枠組みに対する補完的指標としてのレバレッジ比率の導入、現在の枠組みにおける「プロシクリカリティ（景気循環増幅効果）」に対する懸念を抑制する一連の措置の導入が含まれています。また、30日間の流動性カバレッジ比率と、それを補完するより長期的な構造の流動性比率を含む、最低限の流動性基準の導入も含まれています。また、システム上重要な金融機関が全体にもたらす外部要因としての影響を減少させるような、追加資本、流動性およびその他の監督上の措置も検討に上っています。パーゼル委員会は総合的な定量的影響度調査を行った後に、平成24年末までを目標として金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に実施に移せるようにするため、平成22年末までに完全に水準調整された一連の基準を策定する予定です。

上記の措置がパーゼル委員会によって正式に採択されると、銀行持株会社告示もそれに沿って改定される可能性があります。

格付会社による信用格付

無担保資金の調達コストおよび調達可能金額は一般的に格付会社による長期あるいは短期の信用格付の影響を受けます。野村ホールディングスおよび野村証券には、Standard & Poor's社、Moody's Investors Service社、格付投資情報センターおよび日本格付研究所より長期および短期の信用格付が付与されています。

平成22年5月31日現在の野村ホールディングスおよび野村証券の格付会社による格付は以下のとおりです。

野村ホールディングス（株）	短期債務	長期債務
Standard & Poor's	A-2	BBB+
Moody's Investors Service		Baa2

格付投資情報センター	a-1	A+
日本格付研究所		AA-

野村証券(株)	短期債務	長期債務
Standard & Poor's	A-2	A-
Moody's Investors Service	P-2	Baa1
格付投資情報センター	a-1	A+
日本格付研究所		AA-

平成21年5月27日にMoody's Investors Service社は、野村ホールディングスの長期優先債務格付をA3からBaa2へ、野村証券の長期優先債務格付をA2からBaa1へ、また野村証券の短期債務格付をPrime-1からPrime-2へと変更し、格付の方向性を安定的としました。これらの格下げには、厳しい事業環境が続く中、強固な収入の計上および利益の回復には一定の時間を要するであろうというMoody's Investors Service社の見方が反映されております。また、野村ホールディングスが合理的な期間の中でリーマン・ブラザーズとの事業統合を進め、ホールセール事業基盤を拡大する可能性についても、依然として不確実性が残るという同社の考えも格下げに反映されております。

(5) オフ・バランス・シート取引

非連結事業体との取引

当社は通常の業務において、将来の財政状態や業績に影響を与える可能性があるさまざまなオフ・バランス・シート取引を非連結事業体と行っております。

当社が行う非連結事業体とのオフ・バランス・シート取引には、以下のものが含まれます。

- ・債務保証契約上の義務
- ・譲渡した資産に対する留保持分または偶発的な持分、もしくは、譲渡した資産に関し信用リスク、流動性リスク、市場リスクを補完するような類似の取引
- ・金融派生商品として会計処理される契約による一切の義務（偶発債務を含む）
- ・非連結事業体が資金調達リスク、流動性リスク、市場リスク、信用リスクの補完を当社に対し提供している場合、またはリース、ヘッジ、研究開発契約を当社と結んでいる場合、当社が保有しかつ当社にとって重要な非連結事業体の変動持分から発生する一切の義務（偶発債務を含む）

非連結事業体は、会社、パートナーシップ、ファンド、信託、その他法的事業体の形態をとり、限定された特定の目的を履行するために、発起人によって設立されます。当社は、これらの事業体を設立または発起したり、第三者によって設立または発起された事業体と取引を行います。これらの事業体は、通常、編纂書810に定義される要件を満たす変動持分事業体、または、編纂書860に定義される要件を満たす適格特別目的事業体に該当します。

編纂書810に定義されるとおり変動持分事業体は、追加の劣後的財務支援がない場合にも業務を遂行することができる充分なリスク資本を確保していない事業体、あるいは、支配的財務持分保有者としての特徴が欠如している事業体であります。支配的財務持分保有者としての特徴が欠如しているとは、エクイティ投資家が、議決権を通じて重要な意思決定ができること、事業体の予想損失を負担する義務を有すること、事業体の残余利益を受取る権利を有すること、のいずれかを欠いていることを意味します。適格特別目的事業体とは、編纂書860に定められる要件を満たし、通常その活動が当初から決められ、限定されている受動的な事業体です。このような事業体は、通常、ローン債権や負債証券などの金融資産を証券化する際に利用されます。

当社の非連結事業体とのオフ・バランス・シート取引で重要なものは、主に商業用および居住用モーゲージ、政府発行債および社債、ならびにその他の金融商品を証券化するために利用する非連結事業体との関与です。重要な関与は、たとえ期末日における損失の可能性が低くても、これらの非連結事業体との取引全てに基づいて評価されています。

当社の非連結事業体との関与は、これらの事業体を組成すること、またマーケットの状況に応じて、これらの事業体が発行する負債証券および受益権を引受け、売出し、販売することが含まれております。また当社は通常の証券化およびエクイティデリバティブ業務の中で、これらの事業体に対する金融資産の譲渡、これらの事業体が発行したりパッケージ金融商品の引受け、売出し、販売を行っております。さらに当社は、マーケット・メーカー業務、投資業務、組成業務に関連し、特別目的事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。非連結事業体とのそのほかの関与には、債務保証やデリバティブ契約などが含まれます。変動持分事業体との取引については、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記] 8 証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

次の表は、平成22年3月末現在における、連結変動持分事業体からのエクスポージャー、重要な変動持分を保有する、または、変動持分事業体の設立・発起に關して変動持分を保有する非連結変動持分事業体に対するエクスポージャーを表しています。当社は、最大損失のエクスポージャーは連結貸借対照表または証券化および変動持分事業体にかかる注記および債務保証にかかる注記に反映されている以下の金額に限定されると考えております。なお、最大損失のエクスポージャーは、不利な環境変化から実際に発生すると見積もられる損失額を表したもので、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものではありません。

(単位:十億円)

	連結変動持分事業体からのエクスポージャー	重要なまたは設立・発起に關した非連結変動持分事業体に対するエクスポージャー(2)	合計
連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産			
現金および現金同等物	36		36
トレーディング資産			
株式関連商品	222	98	320
債券関連商品	49	27	76
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	46	54	100
受益証券等	0	3	3
デリバティブ取引(1)	1	2	3
プライベート・エクイティ	1		1
建物、土地、器具備品および設備	24		24
その他	68	105	173
合計	447	289	736

- (1) 連結貸借対照表に計上されているデリバティブの残高を示しております。連結変動持分事業体のエクスポージャーに含まれるデリバティブ取引の想定元本は413十億円、非連結特別目的事業体に対するエクスポージャーに含まれるデリバティブ取引の想定元本(変動持分事業体の総資産額を上限としています)は34十億円です。
- (2) 非連結特別目的事業体に対するエクスポージャーとして、貸出コミットメント、スタンドバイ信用状その他の債務保証が、平成22年3月31日現在、8十億円あります。

当社は編纂書810に基づき連結されていない事業体の主たる受益者になった場合、当該事業体の連結を求められます。主たる受益者とは、事業体にかかる予想損失の過半を負担する者、または事業体にかかる予想残余利益の過半を享受する者、もしくはそのいずれにも該当する者をいいます。これらの判定には当社の事業体に対する変動持分とともに、その他変動持分を保有する投資家に対する優先劣後性も考慮に入れます。

売却取引として経理しているレポ取引等

当社は、編纂書860の金融資産の消滅の要件を満たすため、担保付調達としてではなく売却取引として経理している一定の形式のレポ取引や有価証券貸借取引を行っております。こうした取引には、満期レポ取引、特定の日本国内有価証券貸借取引、および、少額ではありますが、日本版現先取引があります。

満期レポ取引は、現物債券取引とレポ取引の裁定取引を行う目的で利用しております。特定の債券を市場で調達し、同時に別の取引先と担保債券の満期と一致する満期のレポ取引を締結します。この取引は編纂書860の金融資産の消滅の要件を満たすため、担保付調達としてではなく売却取引として当社は経理しております。当社の連結貸借対照表上売却処理された満期レポ取引の金額は平成21年3月31日現在残高はなく、平成22年3月31日現在185,047百万円であります。

当社は、(日本上場株券などの)保有有価証券を資金調達目的で譲渡する特定の有価証券貸借取引を日本国内で行っております。この取引には様々な担保率が適用されますが、通常は貸し付ける有価証券の時価にくらべ相当少な

い額の現金を取引先より受領しております。この取引は編纂書860の金融資産の消滅の要件（特に、譲受人が倒産した場合に実質的に合意した期間に譲渡した金融資産の返却を受けられないため、譲渡した金融資産に対して有効な支配を継続できないという点）を満たすため、当社の連結財務諸表上は売却取引として経理しております。これにより、平成21年3月31日現在および平成22年3月31日現在に連結貸借対照表から売却処理された有価証券貸借取引の金額は、174,567百万円および153,808百万円であります。

当社は、現先取引と呼ばれる日本固有の買い戻し条件付売却取引を従来から行っております。この取引は編纂書860の金融資産の消滅の要件を満たすため、売却取引として当社は経理しております。この取引は現在では日本でも一般的ではなく、2001年に導入された、アメリカ合衆国、イギリスおよびその他の地域で国際的に利用されているレポ取引に似た現先レポ取引に多くは代替されています。この取引には、担保率の維持、担保の差し替え、譲渡された資産の売却や再担保に対する一定の制限があります。したがって当社の連結財務諸表上、現先レポ取引は担保付調達として経理処理されております。平成21年3月31日現在および平成22年3月31日現在に連結貸借対照表から売却処理された現先取引は、重要な金額ではありませんでした。

[次へ](#)

(6) 契約上の義務の開示

当社の業務の一部として、当社は将来支払いが必要となるかもしれないさまざまな契約上の義務および偶発的コミットメントを有しております。これらの取引は以下のものを含んでおります。

スタンドバイ信用状およびその他の債務保証

当社は、通常の銀行もしくは金融業務の一環として、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

長期借入

当社の業務に関連して、当社は資金調達政策に従い、変動および固定金利による日本円建ておよび日本円建て以外の長期借入を行っております。

オペレーティング・リース・コミットメント

当社は、日本国内において事務所および特定の従業員用住宅を主に解約可能リース契約により賃借しており、当該契約は契約期間満了時に更新されるのが慣行になっております。

当社は、特定の器具備品および施設を解約不能オペレーティング・リース契約により賃借しております。

キャピタル・リース・コミットメント

当社は、特定の器具備品および施設をキャピタル・リース契約により賃借しております。

購入義務

物品およびサービスを購入する義務には、建物設備等の工事、広告宣伝、コンピュータ・IT関連の維持管理などに関する契約が該当します。

貸出コミットメント

当社は、銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、こうした契約義務には一般に固定満期日が設定されております。

投資銀行業務に関連して、当社は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。

パートナーシップへ投資するコミットメント

当社は、マーチャント・バンキング業務に関連して、パートナーシップ等に投資するコミットメントおよび当該投資に関連してパートナーシップに資金提供するコミットメントを行っております。

「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記] 12 借入」に当社の短期借入および長期借入にかかる追加的情報を、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [連結財務諸表注記] 20 コミットメント、偶発事象および債務保証」にこれらにかかる追加的情報を含んでおります。

こうした貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、当社の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、こうした信用関連コミットメントの契約金額は将来の現金所要額を必ずしも表わしているわけではありません。こうした契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なったものになります。当社は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要

と考えられる場合に当社が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

下記の表は平成22年3月31日現在での満期年限別の契約上の義務および偶発的コミットメントを表示しております。

	(単位：百万円)				
	契約総額	満期年限			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
スタンバイ信用状およびその他の債務保証	10,146	1,533	125	199	8,289
長期借入(1)	6,440,664	477,200	1,628,614	1,285,279	3,049,571
オペレーティング・リース・コミットメント	93,338	17,669	27,125	17,224	31,320
キャピタル・リース・コミットメント(2)	53,654	393	308	27	52,926
購入義務(3)	50,690	41,573	9,117		
貸出コミットメント	228,439	79,491	139,441	2,923	6,584
パートナーシップへ投資するコミットメント	40,203	456	13,886	1,465	24,396
合計	6,917,134	618,315	1,818,616	1,307,117	3,173,086

- (1) 長期借入の金額は、編纂書860に従って売却ではなく金融取引として会計処理されている、金融資産の譲渡の結果として長期借入の中に認識される金融負債を除いております。これらは当社の資金調達を目的とした借入ではなく、したがって当社が現金を返済する実際の契約上の義務を表しておりません。
- (2) キャピタル・リース・コミットメントの契約総額は利息を控除する前の最低支払リース料を記載しています。
- (3) 購入義務の金額は、重要な条件がすべて特定されている法的な強制力のある契約に基づく、契約上の義務となる最低金額が記載されています。購入義務の金額には、既に貸借対照表に負債または支払債務として計上されているものは除かれています。

上記に記載されている契約上の義務および偶発的コミットメントには、通常の場合短期の義務の性格を有する短期借入、受入銀行預金、その他の支払債務、担保付契約および担保付調達（例えば、売戻条件付買入取引および買戻条件付売却取引）およびトレーディング負債などを含んでおりません。

上記の金額に加えて、当社は担保付契約、担保付調達および現先取引に関連する金額を含む売戻契約および買戻契約を結ぶ義務を負っております。これらのコミットメントは平成22年3月31日現在、売戻契約に対して2,306十億円および買戻契約に対して1,072十億円となっております。これらの金額には、編纂書860に従って、金融取引ではなく売却として会計処理されている一定の買戻取引および有価証券貸借取引が含まれています。

[前へ](#)

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

多様化するお客様のニーズに的確に応えながら、質の高い金融サービスを提供できるように、地域の特性にあった特色ある店舗を積極的に展開していくという戦略に基づき、平成22年3月期は、野村證券株式会社において、1支店を新たに開設いたしました。平成22年3月期は、主要な設備である店舗等の建物および構築物に関し、17,383百万円の投資を行いました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成22年3月31日現在

事業所名	所在地	建物および構築物		土地		合計	従業員数 (人)	摘要 (注)3、4、5
		帳簿価額 (注)1、2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (注)2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)		
本店	東京都中央区		2,017				50	賃借 (一部所有) (注)6
大手町本社	東京都千代田区		3,097					賃借 (注)6

(2) 国内子会社

平成22年3月31日現在

会社(事業所)名	所在地	建物および構築物		土地		合計	従業員数 (人)	摘要 (注)3、4、5
		帳簿価額 (注)1、2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (注)2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)		
野村證券株式会社本店	東京都中央区	2,403	36,037	132	176	2,535	4,401	賃借 (一部所有)
野村證券株式会社 大手町本社	東京都千代田区	1,736	47,547			1,736		賃借
野村證券株式会社 大阪支店	大阪市中央区	588	11,354			588	162	賃借
野村證券株式会社 名古屋支店	名古屋市中区	722	7,703	2,736	1,536	3,458	147	所有
野村アセットマネジメン ト株式会社本社ビル	東京都中央区	2,162	7,966	5,810	910	7,972	311	所有
野村アセットマネジメン ト株式会社本社分室	東京都中央区	313	9,188			313	500	賃借
野村信託銀行株式会社 本社	東京都千代田区	193	3,838			193	249	賃借
野村パブコックアンド ブラウン株式会社本社	東京都中央区	123	1,117			123	63	賃借
野村インベスター・リ レーションズ株式会社 本社	東京都中央区	15	1,180			15	76	賃借
野村ビジネスサービス 株式会社本社	東京都中央区	6	680			6	31	賃借
野村ビジネスサービス 株式会社横浜支店	横浜市保土ヶ谷区	57	6,330			57	176	賃借
野村ビジネスサービス 株式会社大阪支店	大阪市西区	23	1,848			23	103	賃借
野村ファミリーーズ 株式会社本社	東京都中央区	113	1,155			113	85	賃借

(3) 在外子会社

平成22年3月31日現在

会社(事業所)名	所在地	建物および構築物		土地		合計	従業員数 (人)	摘要 (注)3、4、5
		帳簿価額 (注)1、2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (注)2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)		
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.本社	アメリカ、 ニューヨーク市	467	13,989			467	1,562	賃借
インスティネット Incorporated本社	アメリカ、 ニューヨーク市	218	26,433			218	345	賃借
ノムラ・インターナショナルPLC本社	イギリス、 ロンドン市	24,682	35,334	8,295	4,514	32,977	1,275	所有
ノムラ・インターナショナル(ホンコン)LIMITED本社	香港	1,321	19,760			1,321	1,195	賃借
ノムラ・シンガポールLIMITED本社	シンガポール、 シンガポール市	364	9,367			364	436	賃借
ノムラ・サービシズ・インディア・プライベート・リミテッド本社	インド、 ムンバイ市	2,420	40,513			2,420	2,616	賃借

- (注) 1 賃借物件の場合、建物造作工事にかかる額を記載しております。
 2 連結会社の所有にかかる金額が含まれております。
 3 所有物件には、連結会社による所有が含まれております。
 4 平成22年3月期の支払賃借料(建物および構築物ならびに器具備品および設備等にかかるものを含む)は49,374百万円であります。
 5 賃借物件には、関連会社である野村土地建物株式会社およびその連結子会社からの賃借が含まれております。平成22年3月期の当該会社に対する支払賃借料は4,531百万円であります。
 6 帳簿価額は野村証券株式会社本店、大手町本社の建物および構築物に含まれております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

平成21年8月に当社の連結子会社、ノムラ・プロパティーズPLCはWatermark Place (48,774㎡、所在地ロンドン市1 Angel Lane)の借入者として期間20年のリース契約を結びました。当該建物は、主に欧州主要拠点でありますノムラ・インターナショナルPLCの業務に使用される予定であります。また、当該建物への入居に必要な工事は平成21年8月に開始され、平成22年12月に完了予定であります。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
第1種優先株式	200,000,000
第2種優先株式	200,000,000
第3種優先株式	200,000,000
第4種優先株式	200,000,000
計	6,000,000,000

(注) 「発行可能株式総数」の欄には、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年3月31日現在)	提出日現在 発行数(株) (平成22年6月29日現在)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,719,133,241	3,719,133,241	東京証券取引所(注2) 大阪証券取引所(注2) 名古屋証券取引所(注2) シンガポール証券取引所 ニューヨーク証券取引所	単元株式数 100株
計	3,719,133,241	3,719,133,241		

(注) 1 提出日(平成22年6月29日)現在の発行数には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

2 各市場第一部

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成15年6月26日)		
第2回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	1,230(注1)	1,227(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,230,000	1,227,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,337円	1株当たり1,332円
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～ 平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,337円 資本組入額 669円	発行価格 1,332円 資本組入額 666円
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が新株予約権の付与時から行使時点まで当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由より当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使時点で、当社又は当社子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日(平成15年6月26日)		
第3回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	153(注)	150(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	153,000	150,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月5日～ 平成23年6月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。</p> <p>ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

株主総会の特別決議日(平成16年6月25日) 第4回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	1,247(注1)	1,244(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,247,000	1,244,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,330円	1株当たり1,326円
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成23年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,330円 資本組入額 665円	発行価格 1,326円 資本組入額 663円
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日(平成16年6月25日)		
第5回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	16(注1)	6(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,000	6,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月26日～ 平成24年4月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日） 第6回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	266(注1)	251(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	266,000	251,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月4日～ 平成24年6月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第8回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	15,163(注1)	15,103(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,516,300	1,510,300
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,167円	1株当たり1,165円
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成24年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,167円 資本組入額 584円	発行価格 1,165円 資本組入額 583円
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者が、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日(平成17年6月28日)		
第9回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	1,704(注)	1,515(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	170,400	151,500
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月25日～ 平成25年4月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日(平成17年6月28日) 第10回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	4,819(注)	4,362(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	481,900	436,200
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月13日～ 平成25年6月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,053円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第11回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	17,980(注1)	17,900(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,798,000	1,790,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,820円	1株当たり1,814円
新株予約権の行使期間	平成20年7月7日～ 平成25年7月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,820円 資本組入額 1,153円	発行価格 1,814円 資本組入額 1,150円
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った場合には、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換に行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日(平成18年6月28日) 第12回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	124(注)	47(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,400	4,700
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月11日～ 平成25年10月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,105円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った場合には、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日(平成18年6月28日) 第13回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	8,739(注)	7,370(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	873,900	737,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年4月26日～ 平成26年4月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,165円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日(平成18年6月28日) 第14回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	8,738(注)	8,001(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	873,800	800,100
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月22日～ 平成26年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,278円	同左
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第15回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	1,130(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	113,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,969円	1株当たり1,963円
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～ 平成26年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,969円 資本組入額 1,233円	発行価格 1,963円 資本組入額 1,230円
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換に行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第16回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	18,790(注1)	18,710(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,879,000	1,871,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,969円	1株当たり1,963円
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～ 平成26年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,969円 資本組入額 1,233円	発行価格 1,963円 資本組入額 1,230円
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換に行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日(平成19年6月27日) 第17回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	5,547(注)	5,515(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	554,700	551,500
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～ 平成26年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,105円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日(平成19年6月27日) 第18回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	251(注)	218(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,100	21,800
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年10月20日～ 平成26年10月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 972円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日(平成19年6月27日) 第19回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	60,778(注)	23,615(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,077,800	2,361,500
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年4月24日～ 平成27年4月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 806円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第20回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	1,523(注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	152,300	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月24日～ 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 819円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日(平成19年6月27日)		
第21回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	7,682(注)	7,593(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	768,200	759,300
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月24日～ 平成27年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 819円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第22回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	1,100(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,353円	1株当たり1,349円
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～ 平成27年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,353円 資本組入額 818円	発行価格 1,349円 資本組入額 816円
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社保有の当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換に行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第23回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	19,630(注1)	19,550(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,963,000	1,955,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,353円	1株当たり1,349円
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～ 平成27年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,353円 資本組入額 818円	発行価格 1,349円 資本組入額 816円
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社保有の当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換に行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

第24回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	60(注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～ 平成27年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 747円	同左
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日(平成20年6月26日) 第25回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	30(注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～ 平成27年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 747円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第26回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	156(注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年11月11日～ 平成27年11月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 488円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日(平成20年6月26日) 第27回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	6,759(注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	675,900	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年11月11日～ 平成27年11月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 488円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を有していること。</p> <p>ただし、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日(平成20年6月26日) 第28回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	82,707(注)	80,465(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,270,700	8,046,500
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年5月1日～ 平成28年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 295円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第29回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	4,811(注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	481,100	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月17日～ 平成28年6月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 409円	同左
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第30回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	11,489(注)	11,354(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,148,900	1,135,400
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月17日～ 平成28年6月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 409円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第31回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	1,760(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり767円	1株当たり766円
新株予約権の行使期間	平成23年8月6日～ 平成28年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 767円 資本組入額 470円	発行価格 766円 資本組入額 同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{株式の分割または株式併合の比率}}{1}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成21年6月25日） 第32回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	24,045(注1)	23,960(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,404,500	2,396,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり767円	1株当たり766円
新株予約権の行使期間	平成23年8月6日～ 平成28年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 767円 資本組入額 470円	発行価格 766円 資本組入額 同左
新株予約権の行使の条件	1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。 ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成21年6月25日） 第33回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)	5,884(注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	588,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年11月26日～ 平成28年11月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 297円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第34回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年3月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日現在)
新株予約権の数(個)		22,086(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)		2,208,600
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり1円
新株予約権の行使期間		平成24年5月19日～ 平成29年5月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額		発行価格 1円 資本組入額 293円
新株予約権の行使の条件		<ol style="list-style-type: none"> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。
新株予約権の譲渡に関する事項		譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成21年 6 月25日） 第35回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年 3 月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年 5 月31日現在)
新株予約権の数(個)		85,056 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)		8,505,600
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり1円
新株予約権の行使期間		平成24年 5 月19日～ 平成29年 5 月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額		発行価格 1円 資本組入額 293円
新株予約権の行使の条件		<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項		譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成21年 6 月25日） 第36回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成22年 3 月31日現在)	提出日の前月末現在 (平成22年 5 月31日現在)
新株予約権の数(個)		28,780 (注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)		2,878,000
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり1円
新株予約権の行使期間		平成25年 5 月19日～ 平成29年 5 月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額		発行価格 1円 資本組入額 293円
新株予約権の行使の条件		<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有していること。ただし、要項に定める事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>3. 新株予約権者について、行使時点で、当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定もしくはこれらに準ずる事由がないこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項		譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

新株予約権付社債

該当事項はありません。

商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債ならびに新株引受権付社債

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後の開始事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年3月11日(注1)	661,572,900	2,627,492,760	132,248,423	315,048,212	132,248,423	244,752,688
平成21年3月27日(注2)	33,600,000	2,661,092,760	6,716,640	321,764,852	6,716,640	251,469,328
平成21年10月13日(注3)	766,000,000	3,427,092,760	208,474,560	530,239,412	208,474,560	459,943,888
平成21年10月27日(注4)	34,000,000	3,461,092,760	9,253,440	539,492,852	9,253,440	469,197,328
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日(注5)	258,040,481	3,719,133,241	55,000,000	594,492,852	55,000,000	524,197,328

- (注) 1 一般募集：発行株数 661,572,900株、発行価格 417円、発行価額 399.80円、資本組入額 199.90円
2 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）：
発行株数 33,600,000株、発行価額 399.80円、資本組入額 199.90円、割当先 三菱UFJ証券株式会社
3 一般募集：発行株数 766,000,000株、発行価格 568円、発行価額 544.32円、資本組入額 272.16円
4 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）：
発行株数 34,000,000株、発行価額 544.32円、資本組入額 272.16円、割当先 三菱UFJ証券株式会社
5 転換社債型新株予約権付社債の転換による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府 および 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	2	315	114	4,083	834	209	399,765	405,322	
所有株式数 (単元)	5,309	8,378,996	935,923	2,003,389	16,411,896	3,648	9,432,792	37,171,953	1,937,941
所有株式数 の割合 (%)	0.01	22.55	2.52	5.38	44.15	0.01	25.38	100.00	

- (注) 1 自己株式49,025,474株のうち、490,254単元は「個人その他」に、74株は「単元未満株式の状況」に含まれて
おります。
2 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	204,709	5.50
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	169,143	4.55
ジェーピー モルガン チェース バンク380055 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	米国ニューヨーク州、ニューヨーク パークアベニュー270 (東京都中央区月島4丁目16-13)	84,722	2.28
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	英国ロンドン コールマンストリート ウールゲートハウス (東京都中央区月島4丁目16-13)	79,900	2.15
ステート ストリート バンク ア ンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	米国マサチューセッツ州、ボストン (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	67,218	1.81
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシー ト ホルダーズ (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	米国ニューヨーク州、ニューヨーク パークレーズストリート101 ザ ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン気付 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	66,856	1.80
オーディー05 オムニバスチャイ ナトリーティ808150 (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	オーストラリア ニューサウスウェールズ州、シドニー ビットストリート338 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	48,051	1.29
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	39,699	1.07
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	米国マサチューセッツ州、ボストン (東京都中央区月島4丁目16-13)	39,387	1.06
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジャスデック ア カウント (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	ベルギー、ブリュッセル デザールアベニュー35 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	34,411	0.93
計		834,096	22.44

(注) 1 当社は、平成22年3月31日現在、自己株式を49,025千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式 (自己株式等)			
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 49,025,400		
	(相互保有株式) 普通株式 1,000,000		
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,667,169,900	36,671,699	
単元未満株式	普通株式 1,937,941		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,719,133,241		
総株主の議決権		36,671,699	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。
また、「単元未満株式数」には当社所有の自己株式74株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 野村ホールディングス 株式会社	東京都中央区日本橋 1丁目9-1	49,025,400		49,025,400	1.32%
(相互保有株式) 株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内 1丁目6-5	1,000,000		1,000,000	0.03%
計		50,025,400		50,025,400	1.35%

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

平成15年定時株主総会における特別決議によるもの

平成13年改正旧商法第280条ノ20および同第280条ノ21に基づき、当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員に対し新株予約権を発行することを平成15年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

第2回新株予約権

決議年月日	平成15年6月26日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員252名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回新株予約権

決議年月日	平成15年6月26日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成16年定時株主総会における特別決議によるもの

平成13年改正旧商法第280条ノ20および同第280条ノ21に基づき、当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員に対し新株予約権を発行することを平成16年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

第4回新株予約権

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員343名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第5回新株予約権

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第6回新株予約権

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員48名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成17年定時株主総会における特別決議によるもの

平成13年改正旧商法第280条ノ20および同第280条ノ21に基づき、当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員に対し新株予約権を発行することを平成17年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

第8回新株予約権

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員411名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第9回新株予約権

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員45名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第10回新株予約権

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員86名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成18年定時株主総会における特別決議によるもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人に対し新株予約権を発行することを平成18年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

第11回新株予約権

決議年月日	平成18年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人538名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第12回新株予約権

決議年月日	平成18年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第13回新株予約権

決議年月日	平成18年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人127名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第14回新株予約権

決議年月日	平成18年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人146名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成19年定時株主総会における特別決議によるもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして当社子会社の役員（取締役、執行役、監査役）および使用人に対して、新株予約権を発行するにあたり、募集事項の決定を当社取締役会または当社取締役会の決議による委任を受けた執行役に委任することを、平成19年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

第16回新株予約権

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人576名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第17回新株予約権

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人31名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第18回新株予約権

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第19回新株予約権

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役、監査役および使用人213名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第21回新株予約権

決議年月日(注)	平成19年6月27日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役および使用人221名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成20年定時株主総会における特別決議によるもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして当社子会社の役員（取締役、執行役）および使用人に対して、新株予約権を発行するにあたり、募集事項の決定を当社取締役会または当社取締役会の決議による委任を受けた執行役に委任することを、平成20年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

第23回新株予約権

決議年月日	平成20年6月26日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役および使用人602名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第25回新株予約権

決議年月日	平成20年6月26日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第27回新株予約権

決議年月日	平成20年 6 月26日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の使用人20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第28回新株予約権

決議年月日	平成20年 6 月26日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役および使用人104名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

第30回新株予約権

決議年月日	平成20年 6 月26日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役および使用人143名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同 上

平成21年定時株主総会における特別決議によるもの

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして当社子会社の役員（取締役、執行役）および使用人に対して、新株予約権を発行するにあたり、募集事項の決定を当社取締役会または当社取締役会の決議による委任を受けた執行役に委任することを、平成21年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

第32回新株予約権

決議年月日	平成21年6月25日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役および使用人1,000名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第33回新株予約権

決議年月日	平成21年6月25日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の使用人8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第35回新株予約権

決議年月日	平成21年6月25日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の取締役、執行役および使用人98名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第36回新株予約権

決議年月日	平成21年6月25日
付与対象者の区分および人数	当社子会社の使用人9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

定時株主総会による特別決議によらない発行

第15回新株予約権

決議年月日(注)	平成19年7月12日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人23名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 取締役会の委任を受けた代表執行役会決議日

第20回新株予約権

決議年月日(注)	平成20年6月6日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第22回新株予約権

決議年月日(注)	平成20年7月18日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人24名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第24回新株予約権

決議年月日(注)	平成20年7月18日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第26回新株予約権

決議年月日(注)	平成20年10月24日
付与対象者の区分および人数	当社の使用人3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第29回新株予約権

決議年月日	平成21年5月29日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人30名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第31回新株予約権

決議年月日	平成21年7月17日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人33名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

第34回新株予約権

決議年月日	平成22年4月30日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役、執行役および使用人22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同 上
新株予約権の行使時の払込金額	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	同 上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同 上

(注) 取締役会の委任を受けた経営会議決議日

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	26,857	18,489,684
当期間における取得自己株式	3,296	2,186,929

(注) 1 単元未満株式の買取請求に伴うものであります。

2 平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(注1)	6,129,228	8,287,953,270	3,944,213	5,332,564,143
保有自己株式数	49,025,474		45,084,557	

(注) 1 単元未満株式の買増に伴う処分および新株予約権の行使に伴う処分を行ったものであります。

2 平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増に伴う処分および新株予約権の行使に伴う処分は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速・確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本としております。必要となる資本の水準につきましては、以下を考慮しつつ適宜見直しをまいります。

- ・ 事業活動に伴うリスクと比較して十分であること
- ・ 監督規制上求められる水準を充足していること
- ・ グローバルに事業を行っていくために必要な格付けを維持すること

当社は、株主の皆様への利益還元について、株主価値の持続的な向上および配当を通じて実施していくことを基本と考えています。

配当につきましては、連結配当性向30%を重要な指標のひとつとし、安定的な支払いに努めてまいります。

しかしながら、各期の配当額については、パーゼル規制強化をはじめとする国内外の規制環境の動向、連結業績を合わせて総合的に勘案し、決定してまいります。

なお、当社は、会社法第459条第1項に基づき、6月30日、9月30日、12月31日および3月31日を基準日として、取締役会の決議により剰余金の配当を実施することができる旨を定款に定めておりますが、配当回数については、原則として年2回（基準日：9月30日、3月31日）といたします。

内部留保金については、前記規制環境の変化に万全の対応をするとともに、株主価値の向上につなげるべく、インフラの整備・拡充も含め、高い収益性・成長性を見込める事業分野に有効投資してまいります。

（当期の剰余金の配当）

当期の剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、平成21年9月末日を基準日とする配当金は、1株当たり4円をお支払いいたしました。平成22年3月末日を基準日とする配当金につきましても、同方針に基づき1株当たり4円をお支払いいたしました。これにより年間での剰余金の配当は1株につき8円となりました。

当期に係る剰余金の配当の明細は以下のとおりです。

決議	基準日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)
平成21年10月28日 取締役会	平成21年9月30日	11,130	4.00
平成22年4月28日 取締役会	平成22年3月31日	14,680	4.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第102期	第103期	第104期	第105期	第106期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	2,630	2,870	2,580	1,918	934
最低(円)	1,295	1,843	1,395	403	498

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

(2) 【最近6箇月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年 10月	11月	12月	平成22年 1月	2月	3月
最高(円)	691	650	717	783	715	708
最低(円)	515	578	612	681	631	631

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

5 【役員 の 状況】

(1) 取締役 の 状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長		氏 家 純 一	昭和20年10月12日生	昭和50年11月 平成2年6月 平成4年6月 平成7年6月 平成8年6月 平成9年5月 平成15年4月 平成15年6月 平成18年4月 当社入社 取締役 米州本部長 常務取締役 米州本部長 審査本部担当 取締役社長 取締役会長 取締役会長兼執行役 取締役会長(現職)	(注1)	199
取締役		渡 部 賢 一	昭和27年10月28日生	昭和50年4月 平成10年6月 平成12年6月 平成13年10月 平成14年4月 平成15年6月 平成16年4月 平成18年3月 平成18年4月 平成20年4月 平成20年6月 当社入社 同 取締役 同 常務取締役 同 取締役 野村証券株式会社常務取締役 野村証券株式会社専務取締役 当社執行役 野村証券株式会社取締役兼専務執行役 野村証券株式会社専務執行役 当社執行役退任 野村証券株式会社執行役副社長 当社執行役社長兼CEO(現職) 野村証券株式会社取締役兼執行役社長兼CEO(現職) 当社取締役(現職) < 主要な兼職 > 野村証券株式会社取締役、執行役社長兼CEO	(注1)	20
取締役		柴 田 拓 美	昭和28年1月8日生	昭和51年4月 平成10年6月 平成12年6月 平成13年9月 平成13年10月 平成15年4月 平成15年6月 平成16年4月 平成17年3月 平成17年4月 平成18年3月 平成20年3月 平成20年4月 平成20年6月 平成22年4月 当社入社 同 取締役 同 常務取締役 退任 野村証券株式会社常務取締役 野村証券株式会社専務取締役 当社執行役 野村証券株式会社専務執行役 野村証券株式会社取締役兼専務執行役 野村証券株式会社取締役兼専務執行役退任 野村アセットマネジメント株式会社取締役兼執行役社長 当社執行役退任 野村アセットマネジメント株式会社取締役兼執行役社長退任 野村証券株式会社取締役兼執行役副社長兼COO(現職) 野村証券株式会社取締役兼執行役副社長兼COO(現職) 当社取締役(現職) ホールセール部門チェアマン兼CEO(現職) < 主要な兼職 > 野村証券株式会社取締役、執行役副社長兼COO	(注1)	78

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		板谷 正徳	昭和28年10月13日生	昭和51年4月 平成10年6月 平成12年6月 平成13年10月 平成15年6月 平成16年4月 平成18年4月 平成19年6月	当社入社 取締役 広報・IR担当 企画部門兼広報担当 総合管理部担当 執行役 グローバル広報担当(総合管理部 兼秘書室担当) インターナル・オーディット担当 常務執行役 インターナル・オーディット担当 取締役 監査特命取締役(現職)	(注1)	80
取締役		西松 正記	昭和33年2月3日生	昭和55年4月 平成15年4月 平成15年6月 平成19年4月 平成20年10月 平成22年4月 平成22年6月	当社入社 野村證券株式会社取締役 同 執行役 同 常務執行役 同 常務(執行役員) 当社顧問 同 取締役 監査特命取締役(現職)	(注1)	49
取締役		辻 晴雄	昭和7年12月6日生	昭和30年3月 昭和61年6月 平成10年6月 平成13年6月 平成15年6月 平成20年6月 平成22年6月	早川電機工業株式会社(現、シャープ株式会社)入社 同社取締役社長 同社相談役(現職) 当社社外監査役 当社社外取締役(現職) 小林製薬株式会社社外取締役(現職) セーレン株式会社社外取締役(現職)	(注1)	14
取締役		澤部 肇	昭和17年1月9日生	昭和39年4月 平成8年6月 平成10年6月 平成18年6月 平成20年3月 平成20年6月 平成21年6月	東京電気化学工業株式会社(現、TDK株式会社)入社 同社取締役記録デバイス事業本部長 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長(現職) 旭硝子株式会社社外取締役(現職) 帝人株式会社社外取締役(現職) 当社社外取締役(現職) < 主要な兼職 > TDK株式会社代表取締役会長	(注1)	1
取締役		久保利 英明	昭和19年8月29日生	昭和46年4月 平成10年3月 平成10年4月 平成13年4月 平成13年10月 平成15年2月 平成20年6月	弁護士登録・森綜合法律事務所入所 同事務所退所 日比谷パーク法律事務所代表(現職) 日本弁護士連合会副会長・第二東京弁護士会会長 当社社外取締役(現職) ソースネクスト株式会社社外監査役(現職) 農林中央金庫経営管理委員(現職)	(注1)	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		藤 沼 亜 起	昭和19年11月21日生	昭和44年4月 堀江・森田共同監査事務所入所 昭和45年6月 アーサーヤング公認会計士共同事務所入所 昭和49年11月 公認会計士登録 平成3年5月 監査法人朝日親和会計社代表社員 平成5年6月 太田昭和監査法人(新日本監査法人(現、新日本有限責任監査法人))代表社員 平成12年5月 国際会計士連盟会長 平成16年7月 日本公認会計士協会会長 平成19年6月 新日本監査法人退職 平成19年7月 日本公認会計士協会相談役(現職) 平成19年8月 東京証券取引所グループ社外取締役(現職) 平成19年10月 株式会社東京証券取引所自主規制法人理事(現職) 平成20年4月 中央大学大学院戦略経営研究科特任教授(現職) 平成20年6月 住友商事株式会社社外監査役(現職) 平成20年6月 武田薬品工業株式会社社外監査役(現職) 平成20年6月 当社社外取締役(現職) 平成20年7月 住友生命保険相互会社社外取締役(現職) 平成22年5月 株式会社セブン&アイホールディングス社外監査役(現職)	(注1)	6
取締役		坂 根 正 弘	昭和16年1月7日生	昭和38年4月 株式会社小松製作所入社 平成元年6月 同社取締役 平成6年6月 同社常務取締役 平成9年6月 同社専務取締役 平成11年6月 同社取締役副社長 平成13年6月 同社取締役社長 平成15年6月 同社取締役社長兼CEO 平成19年6月 同社取締役会長(現職) 平成20年6月 東京エレクトロン株式会社社外取締役(現職) 平成20年6月 当社社外取締役(現職)	(注1)	3
取締役		Colin Marshall 〔コリン・マーシャル〕	1933年11月16日生	1983年2月 British Airways plc チーフ・エグゼクティブ 1993年1月 HSBC Holdings plc ノン・エグゼクティブ・ディレクター 1993年2月 British Airways plc チェアマン 1995年11月 Inchcape plc チェアマン 1996年5月 CBI (Confederation of British Industry) プレジデント 1998年1月 Invensys plc チェアマン 2003年9月 Pirelli UK plc チェアマン(現職) 2004年10月 Nomura International plc チェアマン(現職) 2009年5月 Nomura Europe Holdings plc チェアマン(現職) 2010年6月 当社社外取締役(現職)	(注1)	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		Clara Furse 〔クララ・ファース〕	1957年9月16日生	1983年2月	Phillips & Drew (現、UBS) 入社	(注1)	
				1991年6月	LIFFE (London International Financial Futures Exchange) ノン・エグゼクティブ・ディレク ター		
				1997年6月	LIFFE デビュティ・チェアマン		
				1998年5月	Credit Lyonnais Rouse グループ・チーフ・エグゼクティ ブ		
				2001年1月	London Stock Exchange Group チーフ・エグゼクティブ		
				2009年6月	Legal & General Group Plc ノン・エグゼクティブ・ディレク ター (現職)		
				2009年12月	Nomura International plc ノン・エグゼクティブ・ディレク ター (現職) Nomura Europe Holdings plc ノン・エグゼクティブ・ディレク ター (現職)		
				2010年4月	Amadeus IT Holdings SA ノン・エグゼクティブ・ディレク ター (現職)		
			2010年6月	当社社外取締役(現職)			
計							456

(注) 1 取締役の任期は平成22年6月25日の定時株主総会から1年であります。

2 取締役 久保利英明、辻晴雄、藤沼亜起、坂根正弘、澤部肇、Colin MarshallおよびClara Furseは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3 当社は委員会設置会社であります。委員会体制につきましては次のとおりであります。

指名委員会	委員長 委員 委員	氏家 純一 久保利英明 坂根 正弘
監査委員会	委員長 委員 委員	辻 晴雄 藤沼 亜起 澤部 肇
報酬委員会	委員長 委員 委員	氏家 純一 久保利英明 坂根 正弘

[次へ](#)

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役 執行役社長	最高経営 責任者 (CEO)	渡部 賢一	(注1)	(注1)	(注2)	(注1)
代表執行役 執行役 副社長	業務執行 責任者 (COO)	柴田 拓美	(注1)	(注1)	(注2)	(注1)
執行役	営業 部門 CEO	多田 斎	昭和30年6月29日生	昭和53年4月 当社入社 平成8年6月 渋谷支店長 平成9年5月 総務審理室長 平成9年12月 営業相談室長兼総務審理室長 平成11年4月 営業業務本部支店経営担当 平成11年6月 取締役 平成13年6月 業務管理本部兼営業相談、総務審理担当 平成13年7月 業務管理本部兼営業相談室、総務審理室、インターナル・オーディット部担当 平成13年10月 総務審理室担当 野村證券株式会社取締役 平成15年3月 当社取締役退任 平成15年4月 野村證券株式会社常務取締役 平成15年6月 当社執行役 野村證券株式会社常務執行役 平成18年3月 当社執行役退任 平成18年4月 野村證券株式会社専務執行役 平成20年4月 国内営業部門(現、営業部門)CEO(現職) 平成20年10月 当社執行役 野村證券株式会社代表執行役、専務(執行役員) 平成21年4月 野村證券株式会社執行役副社長(現職) <主要な兼職> 野村證券株式会社執行役副社長	(注2)	74
執行役	アセット・マ ネジメント部 門 CEO	吉川 淳	昭和29年4月7日生	昭和53年4月 当社入社 平成9年6月 本社勤務(ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.共同社長) 平成12年6月 取締役 米州本部担当 平成13年9月 退任 平成13年10月 野村證券株式会社取締役 平成15年6月 野村證券株式会社執行役 平成16年3月 野村證券株式会社執行役退任 平成16年4月 当社執行役 野村アセットマネジメント株式会 社常務執行役 平成17年4月 野村アセットマネジメント株式会 社専務執行役 平成18年3月 当社執行役退任 平成20年4月 野村アセットマネジメント株式会 社取締役兼執行役社長 アセット・マネジメント部門 CEO(現職) 平成20年10月 当社執行役(現職) <主要な兼職> 野村アセットマネジメント株式会 社取締役、執行役社長兼CEO	(注2)	35

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役	グループ CAO(グループ ・コンプライ アンス統括責 任者兼IT統括 責任者 (CIO)、グ ローバル・オ ペレーション 担当)	田中 浩	昭和31年5月13日生	昭和55年4月 当社入社 平成11年4月 エクイティ部長 平成13年9月 当社退社 平成13年10月 野村証券株式会社入社 平成14年4月 野村証券株式会社取締役 平成15年6月 当社執行役 グローバル・エクイティ担当 野村証券株式会社執行役 平成16年4月 グローバル広報担当(総合管理部 兼秘書室担当) 平成17年4月 (秘書室担当) 平成18年3月 当社執行役退任 平成18年4月 野村証券株式会社取締役兼代表執 行役 平成19年4月 野村証券株式会社取締役兼常務執 行役、代表執行役 平成20年9月 野村証券株式会社取締役退任 平成20年10月 当社執行役 グループ・コンプライアンス統括 責任者兼IT統括責任者(CIO)、 グローバル決済担当 野村証券株式会社代表執行役、 常務(執行役員) 平成22年4月 グループCAO(グループ・コンプラ イアンス統括責任者兼IT統括責任 者(CIO)、グローバル・オペレー ション担当)(現職) 野村証券株式会社代表執行役、専 務(執行役員)(現職) <主要な兼職> 野村証券株式会社代表執行役、専 務(執行役員)	(注2)	32
執行役	財務統括 責任者 (CFO)	仲田 正史	昭和33年7月30日生	昭和56年4月 当社入社 平成13年9月 当社退社 平成13年10月 野村証券株式会社入社 平成15年4月 業務管理部長 平成17年4月 同社執行役 平成17年4月 当社執行役 財務統括責任者(CFO)、グローバル ・リスク・マネジメント兼グロー バル・コントローラー、グローバ ルIR担当(税務室担当) 平成18年4月 財務統括責任者(CFO)(現職)	(注2)	3
執行役	コーポ レート 担当	永井 智亮	昭和32年12月1日生	昭和56年4月 当社入社 平成12年6月 法務部長 平成13年9月 当社退社 平成13年10月 野村証券株式会社入社 平成18年4月 同社執行役 平成18年4月 当社執行役 コーポレート担当(現職)	(注2)	11
計(注3)						155

(注) 1 (1) 取締役の状況参照

2 執行役の任期は平成22年6月25日の取締役会から1年であります。

3 合計株数に取締役を兼任する執行役の持株数は算入していません。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性とスピード感のあるグループ経営を追求し、野村グループ全体として中長期的な企業価値の向上を目指す上で、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題の一つと認識し、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実に取り組んでおります。

中でも、経営の透明性の確保に係る改革を積極的に推進し、平成13年10月に持株会社体制へ移行した際、監督機能の強化のための社外取締役の設置、社外取締役も参加する経営管理委員会（現、内部統制委員会）の設置、過半数が社外取締役からなる報酬委員会の設置、社外の有識者からなるアドバイザー・ボードの設置等を行い、また同年12月にはニューヨーク証券取引所（NYSE）への上場を機に情報開示の更なる充実を図り、透明性の高い経営体制の構築を進めてまいりました。平成15年6月には委員会設置会社に移行し、経営の監督機能と業務執行を分離し、社外取締役を過半数とする指名・監査・報酬の三委員会を設置することで、より一層の経営の監督機能の強化および透明性の向上を実現するとともに、執行役に業務執行の決定の権限を大幅に委譲することで、スピード感のある連結経営を行っております。

また、平成16年には「野村グループ倫理規程」を制定し、コーポレート・ガバナンスに関する事項や企業の社会的責任に関する事項について野村グループの役員・社員一人一人が遵守すべき項目を定め、株主のみならず、あらゆるステークホルダーに対する責任を果たすべく努めております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスの状況に関する最新の情報は、証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において開示しており、当社ホームページからもご覧いただけます。

（<http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/>）

提出会社の企業統治に関する事項

1. 企業統治の体制の概要および当該企業統治の体制を採用する理由

当社は委員会設置会社形態を採用しております。委員会設置会社は、経営の監督と業務執行が分離され、取締役会が執行役に業務執行の決定の権限を大幅に委譲することによる意思決定の迅速化と、社外取締役を過半数とする指名・監査・報酬の三委員会の設置による一層の経営の監督機能の強化および透明性の向上が図られているため、当社にとって現時点における最適な機関形態であると判断いたしております。

また、当社はNYSE上場企業として、我が国における機関形態の中で、委員会設置会社形態がNYSE上場会社マニュアルに規定されるコーポレート・ガバナンスに関する基準に最も近い機関形態であると考えております。

< 業務執行の仕組み >

当社は委員会設置会社であるため、取締役会が執行役に業務執行の決定の権限を大幅に委譲し、執行役が当社の業務を機動的に執行する体制をとっております。取締役会の決議により執行役に委任された事項のうち、特に重要な業務執行の決定については「経営会議」、「統合リスク管理会議」、「内部統制委員会」といった会議体を設置し、審議・決定することとしております。各会議体の役割および構成メンバーの概要等については以下のとおりです。

経営会議

最高経営責任者（CEO）を議長とし、業務執行責任者（COO）、部門CEO（ビジネスを行う部門の責任者）、その他CEOが指名する者から構成される会議体であり、野村グループの経営戦略、事業計画および予算ならびに経営資源のアロケーションをはじめとする、野村グループの経営に係る重要事項について審議・決定しております。

統合リスク管理会議

CEOを議長とし、COO、部門CEO、チーフ・リスク・オフィサー（CRO）、その他CEOが指名する者から構成される会議体であり、経営会議からの委任を受けて、パーゼルへの対応をはじめとする、野村グループの統合リスク管理に関する重要事項について審議・決定しております。なお、ポジション・リスク管理上重要性の高い個別の事案については、統合リスク管理会議の下に「リスク審査委員会」を設置し、そこで審議・決定することとしております。

内部統制委員会

CEOを議長とし、CEOが指名する者、監査委員会が選定する監査委員、取締役会が選定する取締役（監査特命取締役）から構成される会議体であり、野村グループの業務運営体制に係る内部統制の整備および評価に関する基本事項ならびに企業行動の適正化に関する事項について審議・決定しております。

取締役会から委任された重要な業務の執行を決定している会議体での審議状況について、取締役会は各会議体から3カ月に1回以上の報告を受けることとしております。

また、高度化・専門化する金融業務における業務執行体制の一層の強化を図るため、執行役から業務執行権限の一部の委譲を受け、個々の担当業務のビジネス、オペレーションに専念する役割の「執行役員」を設置しております。

このほか、経営戦略の立案に社外の視点を活用することを目的に、経営会議の諮問機関として著名な経営者からなる「アドバイザリー・ボード」を設置しております。

<各種委員会について>

当社は委員会設置会社であるため、構成メンバーの過半数が社外取締役からなる法定の指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設置しております。各委員会の役割および構成メンバーの概要等については以下のとおりです。

指名委員会

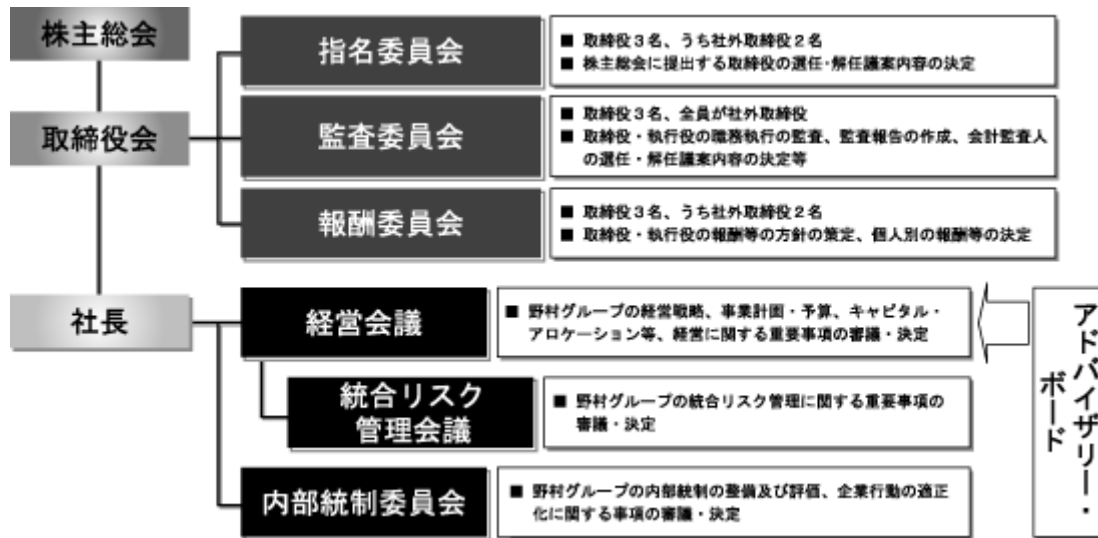
株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案を決定する法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。指名委員会は、執行役を兼務しない取締役会長の氏家純一ならびに社外取締役である久保利英明および坂根正弘で構成され、委員長は氏家純一が務めております。

監査委員会

取締役および執行役の職務の執行の監査ならびに監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行う法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。監査委員会は社外取締役の辻晴雄、藤沼亜起および澤部肇で構成され、委員長は辻晴雄が務めております。全ての委員は、米国企業改革法に基づく独立取締役の要件を満たしており、また、公認会計士の資格を有している藤沼亜起は同法に基づく財務専門家であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

報酬委員会

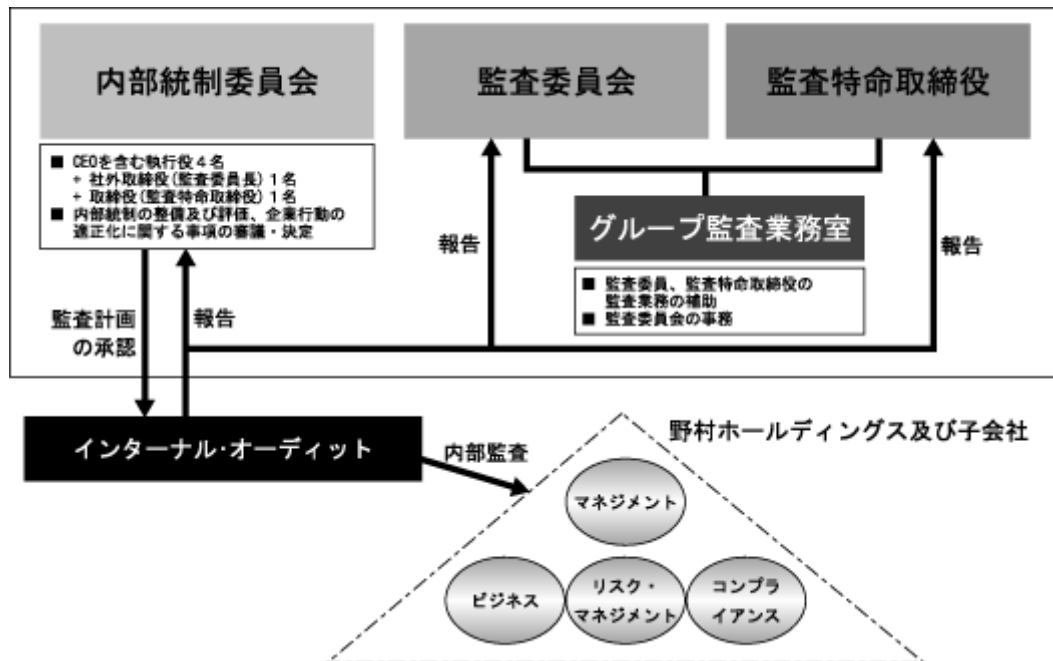
取締役および執行役の報酬等の内容に係る決定に関する方針ならびに個人別の報酬等の内容を決定する法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。指名委員会は、執行役を兼務しない取締役会長の氏家純一ならびに社外取締役である久保利英明および坂根正弘で構成され、委員長は氏家純一が務めております。



2. 内部統制システム整備の状況

野村グループは、経営の透明性・効率性の確保、法令・諸規則の遵守、リスク管理、事業・財務報告の信頼性の確保、適時・適切な情報開示の促進といった観点から、グループ全体にわたる企業行動の適正化を推進するための内部統制システムの強化・充実に努めております。当社における内部統制システムは、取締役会において、「野村ホールディングスにおける業務の適正を確保するための体制」として決議しております。

また、内部統制の有効性および妥当性を確保するため、業務ラインとは独立したグループ・インターナル・オーディット部を設置し、同部および傘下の主要な子会社に設置した内部監査専任部署が、当社および子会社における内部監査を実施しております。同部はその業務遂行について、内部統制委員会の指揮に従っております。内部監査の結果については、執行ラインのみならず、監査委員会および監査特命取締役に対しても報告が行われております。



3. リスク管理体制の整備の状況

「第2 [事業の状況] 6 [財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析] (3) 「リスクについての定量・定性的開示」をご参照ください。

4.報酬

野村グループの報酬制度の概要は、以下のとおりであります。

(1)報酬の方針

グループの持続的な成長と株主価値の長期的な増加、顧客への付加価値の提供ならびにグローバルな競争力と評価の向上を可能とするような優秀な人材の確保・維持・動機づけ・育成に資するため、「野村グループの報酬の基本方針」を定めております。当該方針は大きく分けて以下の6つの内容から構成されます。

- 1.当社が重視する価値および戦略との合致
- 2.会社、部門、個人の業績の反映
- 3.リスクを重視した適切な業績測定
- 4.株主との利益の一致
- 5.適切な報酬体系
- 6.ガバナンスとコントロール

(2)報酬におけるガバナンス

野村ホールディングスの法定の報酬委員会は、「野村グループの報酬の基本方針」を決定し、報酬制度と事業戦略との一致を図っております。

報酬の方針の実際の運営にあたっては、「人事委員会」に権限が委任されております。人事委員会の主な役割は以下の通りです。

- ・グローバルな報酬戦略に基づき、役員および従業員に対して業績向上を促すための適切なインセンティブを提供し、グローバルな事業戦略の成功に向けての各自の貢献が報いられるような報酬制度を承認すること
- ・賞与総額および各部門に対するその配分額を承認すること
- ・業績連動報酬を含む各種の支給が、個人の業績と会社全体の業績を適切に反映すべく、主要な経営幹部の業績測定方法を検討すること
- ・報酬の方針の妥当性を継続的に検証すること
- ・グローバルな福利厚生制度に関する主要な変更を承認すること

人事委員会のメンバーには定まった任期はなく、同委員会の委員長が選任します。現在のメンバーは、当社の最高経営責任者（CEO）、業務執行責任者（COO）、ホールセール部門プレジデント兼COO、財務統括責任者（CFO）、チーフ・リスク・オフィサー、コーポレート担当執行役員および人事担当執行役員であり、CEOが委員長を務めております。

(3)報酬に関する規制の動向と当社の報酬制度の見直し

近年の世界的な金融危機以降、当社が業務拠点を置いている主要な国・地域において、各種規制・監視体制が強化されております。当社は、当社の事業、規制および競争環境における様々な変化を踏まえ、平成22年3月期に報酬制度の全般的な見直しを行いました。

当該見直しは報酬に関する外部のコンサルティング機関から以下のような支援、助言を得て行いました。

- ・報酬に関する業界でのベスト・プラクティスの紹介
- ・当社の事業の状況、現在の報酬制度に関する意見、ならびに改善が必要と思われる分野を把握するため、当社の70名以上の経営幹部に対して聞き取り調査の実施
- ・上記調査に基づき、当社グループ全体にとってのアプローチならびにホールセール部門特有の施策の検討
- ・競争力のあるベンチマークを設定するための報酬に関するマーケットデータの継続的な提供

この見直しによって策定された新しい報酬制度は、事業戦略と成長を支援し、従業員を含む事業の主要なステークホルダーの期待に応えることを目的に設計されました。また、「金融安定理事会」（FSB）および当社が業務拠点を置いている主要な国・地域の規制当局の方針にも合致したものとなっています。

当社は今後も継続的に報酬制度の見直しを行い、規制当局の提言および指針ならびに常に変化する競争環境に適切に対応していきます。

(4) 当社の報酬制度の枠組み

年間報酬総額は、外部の報酬水準との比較の対象となる基礎的な数値であり、下記の項目を含みます。

項目	目的	具体的な内容（例）
ベースサラリー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各自の知識、スキル、能力、経験に応じて支給 ・ 各国・地域の労働市場における水準を反映 ・ 賞与額の変動に耐え得るだけの十分な水準とすべき 	基本給
各種手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各国・地域の労働市場の慣行を反映し、固定報酬の一部として支給 	住宅関連手当 時間外労働手当
年間賞与	<ul style="list-style-type: none"> ・ チームおよび個人の業績と事業戦略や将来の付加価値への貢献に対する報酬 ・ 社内および外部市場との適切な比較に基づき決定 ・ 個人業績、リスクに対する方針、コンプライアンス、部門間の協力等の幅広い観点に基づき決定 ・ 事業の構築段階および既存の保証を考慮 	現金賞与 繰延株式報酬および株式関連報酬 繰延現金報酬

注：福利厚生制度は各国・地域の法令・慣行に基づき運営されるものであり、上記の年間報酬総額には含めておりません。

平成22年3月期、当社はリスクテキングの度合いを減らすための規制当局の指針ならびに業界の動向を反映し、固定報酬と変動報酬の比率に関する見直しを行いました。この見直しは、当期の年間報酬総額をできるだけ増加させることなく、報酬における固定比率を増加させることを意図して行われました。

変動報酬である年間賞与は、会社全体と個人双方の業績に対する報酬として支給されます。賞与の水準は、財務的ならびに非財務的な業績の評価に基づき決定されます。賞与の総額決定に関する当社のアプローチについては後述します。賞与の保証は経済合理性に基づき必須とみなされる場合にのみ限定的に行われます。

(5) 変動報酬

変動報酬は年間報酬総額の運用の中核をなす部分であり、従業員の利益と株主その他の主要なステークホルダーの長期的利益とを合致させることを目的としております。

1. 総額決定の枠組み

当社の報酬制度および慣行を全般的に見直す上で焦点となったのが、年間報酬総額における変動報酬の総額決定方法です。株主への適正なリターンを確保するため、リスク調整後の利益に基づいて変動報酬総額を決定することが投資銀行業界における標準的な方法となる可能性があり、それは規制当局の要請にも合致しています。このため当社は、リスク調整後の税引前・人件費控除前の利益額に対する比率として報酬総額を決定することを重視しています。

変動報酬の決定に際しては、適切な比較対象企業におけるペイアウト比率を参考としますが、それはビジネス部門によって異なります。比較対象企業については、事業の内容、その規模と範囲、地域的分布を考慮して選定します。当社とこれらの企業とは、事業の発展と成長のために優秀な従業員を確保・維持する上で競争関係にあります。一方、管理部門に対する賞与総額の配分はビジネス部門への配分とは別に決定されます。

当社が立ち上げようとしている事業の投資段階においては、変動報酬総額の水準は予算上の目標値、ビジネス基盤の構築状況、資本の使用状況、賞与保証額およびマーケットの状況等の影響を受けますが、事業が成熟するにつれて徐々に水準は低下することが多く、長期的に持続可能な水準に落ち着くと見込まれます。

2. 変動報酬の種類

当社の変動報酬の主要なものは下記のとおりです。

(a) 現金賞与

年間賞与の一定部分は事業年度終了後に現金で支給されます。賞与水準の低い従業員は全額が現金となりますが、賞与水準が高いほど賞与における現金賞与の比率が低くなります。これは規制当局の指針に沿ったものであり、全世界に適用される方針ですが、各国・地域ごとに個別の規制がある場合には、現金賞与比率の決定に際し、当該規制が遵守されます。

(b) 株式関連報酬

一定以上の年間賞与を受け取る役職員に対しては、その賞与の一部が株式関連報酬の形で支給されます。報酬の経済的価値を当社の株価にリンクするとともに一定の受給資格確定期間を置くことによって、以下の効果を期待できます。

- ・従業員と株主との利害の一致
 - ・付与から受給資格確定までの一定の期間に個人資産増大の機会を与えることによる従業員のリテンション
 - ・中長期的な企業価値の向上という共通の目標を与えることによる部門や地域を越えた連携・協力の推進
- 株式関連報酬にはこのようなメリットがあるため、主要各国の規制当局からも積極的な活用が推奨されています。現在の株式関連報酬の種類は以下のとおりです。

1. ファントム・ストックプラン

平成22年3月期の賞与支給時からファントム・ストックプランをグローバルに導入しました。同プランはストック・オプションBプラン（後述）と主要な点で同一となるように設計されています。年間賞与の一定部分の最終的な価値を当社の株価に連動させることが導入の主な目的です。税制等の理由でストック・オプションの利用が不利な国においてもファントム・ストックプランは利用可能です。

2. スtock・オプション

当社グループでは、役員および特定の従業員に対して下記の2種類のストック・オプションを発行しております。

・ストック・オプションAプラン

権利を付与する時点での当社株式の時価を上回る権利行使価額のストック・オプションが付与されます。権利付与後一定の権利行使制限期間があります。日本では税制適格型オプションとなるため、主として日本国内の従業員に対して付与しています。

・ストック・オプションBプラン

欧米で一般的なリストラクテッド・ストック（譲渡制限期間付きの株式）と同様の経済効果を持つものとするため、権利行使価額を1円とするものです。権利付与後一定の権利行使制限期間があ

ります。

(6)取締役および執行役の報酬

上記の報酬に関する基本的な考え方や枠組みのもと、日本の会社法上の委員会設置会社である野村ホールディングスでは、法定の報酬委員会が、取締役および執行役にかかる報酬の方針に基づき、取締役および執行役の報酬等の額を決定しております。同委員会は、執行には関わらない取締役会長を委員長とし、過半数が社外取締役からなる、極めて独立性の高い機関であります。

1. 取締役・執行役の報酬等の総額

(単位：百万円)

役員区分	人数	基本報酬	ストック・オプション	賞与	総額
取締役（社外取締役を除く）	4名	174	60	122	356
執行役	10名	632	218	705	1,555
社外取締役	6名	137	25		162
合計	20名	943	303	827	2,073

子会社からの報酬等を含みます。

2. 連結報酬等の総額が1億円以上の役員の報酬等

(単位：百万円)

氏名	会社	役員区分	基本報酬	ストック・オプション	賞与	総額
氏家 純一	提出会社	取締役会長	80	34	80	194
渡部 賢一	提出会社	執行役社長	96	35	168	299
柴田 拓美	提出会社	執行役副社長	74	30	148	252
多田 斎	提出会社	執行役	69	26	106	201
山道 裕己	提出会社	執行役	32	23	44	99
同上	海外子会社		104			104
丸山 明	提出会社	執行役	57	23	58	138
吉川 淳	提出会社	執行役	57	22	44	123

山道裕己は欧州駐在のため、海外子会社からの基本報酬には住宅費・交通費・会社負担の税額等（合計88百万円）を含みます。

5.責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

内部監査および監査委員会監査の組織、人員および手続・内部監査、監査委員会監査および会計監査の相互連携ならびにこれらの監査と内部統制部門との関係

当社は委員会設置会社であるため、経営監視機能の中心的役割は取締役会および監査委員会が担っております。監査委員会は、社外取締役の辻晴雄、藤沼亜起および澤部肇で構成されており、業務執行からの独立性を一層明確にしております。そのうち、藤沼亜起は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査委員会による監査の実効性を高めるため、野村グループの業務および社内事情に精通した、執行役を兼務しない常勤の取締役2名を、監査委員会の監査を補助する「監査特命取締役」として任命しております。監査特命取締役は監査委員会の指示に従い、重要な会議への出席や日常的なヒアリング・往査等の経営監視活動を通じ、監査委員会の監査を補助しております。また、監査委員会を補助する組織として、室長1名を含む使用人5名以上からなる「グループ監査業務室」を設置し、監査委員および監査特命取締役の監査業務の補助や、監査委員会の事務を行っております。グループ監査業務室の使用人の人事考課は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が行っており、グループ監査業務室の使用人に係る採用・異動・懲戒についても監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の同意を必要としております。

また、内部統制の有効性および妥当性を確保するため、業務ラインとは独立したグループ・インターナル・オーディット部を設置し、同部および傘下の主要な子会社に設置した内部監査専任部署が、当社および子会社における内部監査を実施しております。内部監査の実施状況は、監査委員および監査特命取締役が出席する「内部統制委員会」に報告され、内部統制委員会の内容は取締役会に対して報告されております。個別の内部監査の結果についても、グループ・インターナル・オーディット部から監査委員会に対し直接または監査特命取締役を通じ、原則として月次で定期報告がなされております。また、監査委員は内部監査に係る年次計画、実施状況およびその結果について、執行役に対し、計画変更、追加監査および改善策の策定を勧告することができることとしております。

監査委員会は、会計監査人の年次監査計画を承認し、会計監査人から四半期に1度以上の頻度で会計監査に関する報告および説明を受けるほか、随時会計監査人と情報交換を行い、会計監査人の監査の方法および結果の相当性について監査するとともに、計算書類等につき検証しています。また、会計監査人に対する監査報酬については、財務統括責任者（CFO）の説明を受け監査委員会として同意しております。これに加えて、会計監査人およびその関連会社が、当社および当社の子会社に対して提供する業務の内容および報酬については、米国企業改革法および関連する米国証券取引委員会（SEC）規則に基づき、CFOの申請を受け、監査委員会で協議・事前承認する手続を定めております。

社外取締役の員数、提出会社の人的関係、資本的關係または取引関係その他利害関係、企業統治に果たす機能及び役割、選任状況に関する考え方

経営の監督機能と業務執行が制度的に分離された委員会設置会社である当社の取締役会は、取締役12名のうち7名を社外取締役が占めており、外部の視点を重視した監督のもとで、透明性の高い経営の実践を志向しております。社外取締役は、それぞれの専門分野における豊富な経験や知見を活かし、取締役会あるいは指名・監査・報酬の各委員会の活動を通じて、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。

社外取締役は全員とも、取引所が定めている独立性に疑義があるとされる類型には一切該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は社外取締役7名全員を「独立役員」として指定し、取引所に届け出ております。

株式の保有状況

(1)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 419銘柄

貸借対照表計上額の合計額 125,797百万円

(2)保有目的が純投資目的以外の目的である上場投資株式のうち、当事業年度の貸借対照表計上額の上位10銘柄

銘柄名称	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
トヨタ自動車株式会社	3,553	13,261	取引関係強化のため
株式会社りそなホールディングス	7,905	8,965	同上
株式会社電通	2,400	5,643	同上
アサヒビール株式会社	2,650	4,587	同上
あいおい損害保険株式会社	7,644	3,357	同上
株式会社千葉銀行	5,693	3,121	同上
ヒロセ電機株式会社	300	3,097	同上
株式会社高島屋	3,200	2,385	同上
株式会社ベネッセホールディングス	568	2,228	同上
株式会社常陽銀行	4,298	1,731	同上

(注) あいおい損害保険株式会社は、平成22年4月1日付でMS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社(三井住友海上グループホールディングス株式会社が平成22年4月1日付で商号変更)と株式交換を実施し、同社の完全子会社となりました。これに伴い、当社が保有するあいおい損害保険株式会社の株式7,644千株に対して、平成22年4月1日付でMS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の株式1,452千株の割当交付を受けております。

取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、経営環境の変化に機動的に対応した株主への利益還元や資本政策を遂行できるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定めております。

取締役および執行役の責任免除

当社は、取締役および執行役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）および執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

種類株式について

当社は、普通株式のほか、無議決権優先株式を発行できる旨を定款に定めております。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、普通株主に先立ち優先配当金を受けている限り、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができません。

ただし、提出日現在、現に発行している株式は普通株式のみであります。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名、監査業務に係る補助者の構成

1. 業務を執行した公認会計士の氏名および所属する監査法人名

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員 英 公一	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 松村洋季	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 櫻井雄一郎	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 亀井純子	新日本有限責任監査法人

監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

2. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 23名

その他 61名

（注）その他は、会計士補、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	818	37	848	92
連結子会社	329	72	305	92
計	1,147	109	1,153	184

【その他重要な報酬の内容】

提出会社およびその連結子会社等（以下、「当社」）は、当社の監査公認会計士等に該当する新日本有限責任監査法人の提携会計事務所であるアーンスト アンド ヤングおよび同一のネットワークに属している関係会社等より、監査業務、監査関連業務、税務業務などの役務提供を受けており、その報酬の総額は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成21年3月期	平成22年3月期
監査報酬	1,489	1,577
監査関連報酬	70	47

税務業務に対する報酬	146	135
その他の報酬	38	12
合計	<u>1,743</u>	<u>1,771</u>

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

提出会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容といたしましては、公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の会計事項にかかる助言等の役務提供等およびコンフォートレター作成業務等があります。

【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等に対する監査報酬については、財務統括責任者（CFO）の説明を受けた上で監査委員会として同意する手続きが執られております。また、新日本有限責任監査法人、その提携会計事務所であるアーンスト アンド ヤングならびに同一のネットワークに属している関係会社等が当社に対して提供する非監査業務の内容および報酬については、CFO の申請を受け、監査委員会で協議・事前承認する手続きを定めております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年内閣府令第73号)附則第2条2項の規定に基づき、改正前の「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第93条の規定に従い、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき作成されております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、各連結会社がその所在する国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)ならびに同規則第2条の規定に基づいて作成しております。
なお、第105期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第106期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成21年3月期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)および平成22年3月期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の連結財務諸表ならびに第105期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)および第106期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。会計基準等の内容を適切に把握し、かつ会計基準等の変更等についての的確に対応するための社内組織や、当社の開示すべき重要情報の網羅性、適正性を確保するための社内組織を設置しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

		平成21年3月31日	平成22年3月31日
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産)			
現金・預金：			
現金および現金同等物		613,566	1,020,647
定期預金		537,084	196,909
取引所預託金およびその他の顧客分別金		272,059	134,688
計		1,422,709	1,352,244
貸付金および受取債権：			
貸付金	9 3	519,179	1,310,375
(平成21年3月31日現在 12,431百万円、 平成22年3月31日現在 692,232百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
顧客に対する受取債権		23,619	59,141
顧客以外に対する受取債権		1,103,974	707,623
貸倒引当金		3,765	5,425
計		1,643,007	2,071,714
担保付契約：			
売戻条件付買入有価証券		2,657,151	7,073,926
借入有価証券担保金		5,755,467	5,393,287
計		8,412,618	12,467,213
トレーディング資産およびプライベート ・エクイティ投資：			
トレーディング資産	3,4	11,348,747	14,374,028
(平成21年3月31日現在 2,851,759百万円、 平成22年3月31日現在 3,921,863百万円の 担保差入有価証券を含む、 平成21年3月31日現在 21,189百万円、 平成22年3月31日現在 18,546百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
プライベート・エクイティ投資	3,5	323,865	326,254
(平成21年3月31日現在 62,108百万円、 平成22年3月31日現在 61,918百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)			
計		11,672,612	14,700,282
その他の資産：			
建物、土地、器具備品および設備		357,256	357,194
(平成21年3月31日現在 225,475百万円、 平成22年3月31日現在 273,616百万円の 減価償却累計額控除後)			
トレーディング目的以外の負債証券	3	244,027	308,814
投資持分証券	3	118,902	122,948
関連会社に対する投資および貸付金	19	243,474	251,273
その他	11	723,243	598,746
計		1,686,902	1,638,975
資産合計		24,837,848	32,230,428

		平成21年3月31日	平成22年3月31日
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(負債および資本)			
短期借入 (平成21年3月31日現在 36,304百万円、 平成22年3月31日現在 103,975百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)	3,12	1,183,374	1,301,664
支払債務および受入預金：	9		
顧客に対する支払債務		403,797	705,302
顧客以外に対する支払債務		398,187	374,522
受入銀行預金		440,334	448,595
計		1,242,318	1,528,419
担保付調達：			
買戻条件付売却有価証券		5,000,787	8,078,020
貸付有価証券担保金		2,243,152	1,815,981
その他の担保付借入		2,914,015	1,322,480
計		10,157,954	11,216,481
トレーディング負債	3,4	4,752,054	8,356,806
その他の負債	11	467,574	494,983
長期借入 (平成21年3月31日現在 913,790百万円、 平成22年3月31日現在 1,839,251百万円の 公正価値オプションの適用により 公正価値評価を行っている金額を含む。)	3,12	5,483,028	7,199,061
負債合計		23,286,302	30,097,414
コミットメントおよび偶発事象	20		
資本：	17		
資本金		321,765	594,493
無額面：			
授権株式数 - 平成21年3月31日現在 6,000,000,000株 平成22年3月31日現在 6,000,000,000株			
発行済株式数 - 平成21年3月31日現在 2,661,092,760株 平成22年3月31日現在 3,719,133,241株			
発行済株式数(自己株式控除後) - 平成21年3月31日現在 2,604,779,843株 平成22年3月31日現在 3,669,044,614株			
資本剰余金		374,413	635,828
利益剰余金		1,038,557	1,074,213
累積的その他の包括損益		118,437	109,132
計		1,616,298	2,195,402
自己株式(取得価額)		76,902	68,473
自己株式数 - 平成21年3月31日現在 56,312,917株 平成22年3月31日現在 50,088,627株			
野村ホールディングス株主資本合計		1,539,396	2,126,929
非支配持分(1)		12,150	6,085
資本合計		1,551,546	2,133,014
負債および資本合計		24,837,848	32,230,428

(1) 米国財務会計基準審議会編纂書(以下「編纂書」)810「連結財務諸表」(以下「編纂書810」)で言及されている非支配持分に関する会計と開示の新指針(以下「非支配持分新指針」)の適用により、従来その他の負債に含めておりました非支配持分を資本に含めて表示しております。なお、当期の開示様式に合わせて過年度の負債・資本の数値を組み替えて表示しております。

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

【連結損益計算書】

		平成21年3月期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	平成22年3月期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
区分	注記番 号	金額(百万円)	金額(百万円)
収益：			
委託・投信募集手数料		306,803	395,083
投資銀行業務手数料		54,953	121,254
アセットマネジメント業務手数料		140,166	132,249
トレーディング損益	3,4	128,339	417,424
プライベート・エクイティ投資関連損益		54,791	11,906
金融収益		331,356	235,310
投資持分証券関連損益		25,500	6,042
その他		39,863	37,483
収益合計		664,511	1,356,751
金融費用		351,884	205,929
収益合計(金融費用控除後)		312,627	1,150,822
金融費用以外の費用：			
人件費		491,555	526,238
支払手数料		73,681	86,129
情報・通信関連費用		154,980	175,575
不動産関係費		78,480	87,806
事業促進費用		31,638	27,333
その他		262,558	142,494
金融費用以外の費用計		1,092,892	1,045,575
税引前当期純利益(損失)(1)		780,265	105,247
法人所得税等	16	70,854	37,161
当期純利益(損失)(1)		709,411	68,086
差引：非支配持分に帰属する当期純利益(損失)		1,219	288
野村ホールディングス株式会社に帰属する当期純利益(損失)(2)		708,192	67,798

		平成21年3月期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	平成22年3月期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
区分	注記 番号	金額(円)	金額(円)
普通株式1株当たり：	13		
基本-			
野村ホールディングス株主に帰属する当期純利益（損失）		364.69	21.68
希薄化後-			
野村ホールディングス株主に帰属する当期純利益（損失）		366.16	21.59

- (1) 「非支配持分新指針」の適用により、非支配持分に帰属する当期純利益（損失）を控除する前の損益を「当期純利益（損失）」として表示しております。なお、当期の開示様式に合わせて過年度の数値を組み替えて表示しております。
- (2) 従来の「当期純利益（損失）」は、当期より「野村ホールディングス株式会社に帰属する当期純利益（損失）」として表示しております。

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

【連結資本勘定変動表】

区分	平成21年3月期	平成22年3月期
	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
資本金		
期首残高	182,800	321,765
新株の発行	138,965	217,728
転換社債型新株予約権付社債の転換		55,000
期末残高	321,765	594,493
資本剰余金		
期首残高	177,227	374,413
新株の発行	143,482	228,934
転換社債型新株予約権付社債の転換		55,000
自己株式売却損益	2,755	5,702
新株予約権の付与および行使	9,954	4,242
「企業自身の株式に関する契約」初年度適用調整額		26,923
転換社債型新株予約権付社債に関連する有利転換条項	40,995	2,959
子会社株式の売却等		561
その他の増減(純額)		576
期末残高	374,413	635,828
利益剰余金		
期首残高	1,779,783	1,038,557
野村ホールディングス株式会社に帰属する当期純利益(損失)	708,192	67,798
現金配当金	48,675	25,803
「公正価値測定」初年度適用調整額	10,383	
「公正価値オプション」初年度適用調整額	5,258	
「企業自身の株式に関する契約」初年度適用調整額		6,339
期末残高	1,038,557	1,074,213
累積的その他の包括損益		
為替換算調整額		
期首残高	28,416	73,469
当期純変動額	45,053	861
期末残高	73,469	74,330
確定給付年金制度		
期首残高	42,695	44,968
年金債務調整額	2,273	10,166
期末残高	44,968	34,802
期末残高	118,437	109,132
自己株式		
期首残高	80,575	76,902
取得	91	18
売却	73	13
従業員に対する発行株式	3,759	8,275
その他の増減(純額)	68	159
期末残高	76,902	68,473
野村ホールディングス株主資本合計		
期末残高	1,539,396	2,126,929
非支配持分(1)		
期首残高	12,978	12,150
現金配当金	131	103
非支配持分に帰属する当期純利益(損失)	1,219	288
非支配持分に帰属する累積的その他包括利益(損失)		
為替換算調整額	1,572	196
子会社株式の購入・売却等(純額)	3,071	2,004
その他の増減(純額)	977	4,050
期末残高	12,150	6,085

資本合計		
期末残高	1,551,546	2,133,014

(1) 「非支配持分新指針」の適用により、従来その他の負債に含めておりました非支配持分を資本に含めて表示しております。従来の「当期純利益(損失)」は、当期より「野村ホールディングス株式会社に帰属する当期純利益(損失)」として表示しております。

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

【連結包括利益計算書】

	平成21年3月期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	平成22年3月期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
当期純利益(損失)	709,411	68,086
その他の包括利益(損失):		
為替換算調整額(税引後)	46,625	1,057
確定給付年金制度:		
年金債務調整額	5,861	18,339
繰延税額	3,588	8,173
計	2,273	10,166
その他の包括利益(損失)合計	48,898	9,109
包括利益(損失)(1)	758,309	77,195
差引:非支配持分に帰属する包括利益(損失)	2,791	92
野村ホールディングス株式会社に帰属する包括利益(損失)(1)	755,518	77,103

(1)「非支配持分新指針」の適用により、非支配持分に帰属する包括利益(損失)を控除する前の損益を「包括利益(損失)」として表示しております。また従来の「包括利益(損失)」を「野村ホールディングス株式会社に帰属する包括利益(損失)」として表示しております。

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

【連結キャッシュ・フロー計算書】

	平成21年3月期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	平成22年3月期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益（損失）(1)	709,411	68,086
当期純利益（損失）の営業活動に使用された現金（純額）への調整		
減価償却費および償却費	75,780	73,081
株式報酬費用	16,476	9,737
投資持分証券関連損益	25,500	6,042
持分法投資損益（受取配当金控除後）	12,842	8,097
建物、土地、器具備品および設備の処分損益	6,107	2,446
繰延税額	83,631	19,574
営業活動にかかる資産および負債の増減：		
定期預金	72,670	348,003
取引所預託金およびその他の顧客分別金	153,059	142,416
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資	3,153,499	3,123,679
トレーディング負債	1,323,314	3,737,079
売戻条件付買入有価証券 および買戻条件付売却有価証券（純額）	1,490,423	1,437,635
借入有価証券担保金 および貸付有価証券担保金（純額）	278,318	69,472
その他の担保付借入	425,886	1,591,535
貸付金および受取債権 （貸倒引当金控除後）	1,336,288	248,175
支払債務	994,150	139,919
未払法人所得税（純額）	72,209	65,718
その他（純額）	630,638	377,806
営業活動に使用された現金（純額）	712,629	1,500,770

	平成21年3月期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	平成22年3月期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
建物、土地、器具備品および設備の購入	95,978	83,079
建物、土地、器具備品および設備の売却	38,799	2,909
投資持分証券の購入	6,236	2,318
投資持分証券の売却	2,065	1,272
銀行貸付金の減少（増加）(純額)	28,096	105,800
トレーディング目的以外の 負債証券の減少（増加）(純額)	19,415	64,586
事業の取得および売却（純額）	39,421	9,865
関連会社に対する投資の減少（増加）(純額)	5,965	13
その他（純額）	850	8,163
投資活動に使用された現金(純額)	98,905	269,643
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
長期借入の増加	2,091,553	3,059,225
長期借入の減少	1,262,300	1,470,978
短期借入の増加（減少）(純額)	175,988	137,076
受入銀行預金の増加（減少）(純額)	126,520	13,279
株式発行に伴う収入	282,447	446,662
自己株式の売却に伴う収入	65	10
自己株式の取得に伴う支払	91	18
配当金の支払	64,924	11,130
子会社における株式の発行に伴う収入	2,478	2,404
財務活動から得た現金(純額)	999,760	2,176,530
現金および現金同等物に対する 為替相場変動の影響額	81,896	964
現金および現金同等物の増加額	106,330	407,081
現金および現金同等物の期首残高	507,236	613,566
現金および現金同等物の期末残高	613,566	1,020,647

	平成21年3月期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	平成22年3月期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
区分	金額(百万円)	金額(百万円)
補足開示： 期中の現金支出額 -		
利息の支払額	416,124	210,742
法人所得税等支払額(還付額)(純額)	84,986	62,994
現金支出を伴わない取引 -		
事業の取得 平成21年3月期、増加した資産の合計金額は現金および現金同等物を除き56,168百万円、増加した負債の合計金額は28,849百万円であります。 平成22年3月期、増加した資産の合計金額は現金および現金同等物を除き45,981百万円、増加した負債の合計金額は27,663百万円であります。		
キャピタル・リースによる資産の取得 平成22年3月期、26,572百万円のキャピタルリースによる資産の取得による増加が、連結貸借対照表上の建物、土地、器具備品および設備に含まれております。		
転換社債の振替 平成21年3月、当社は平成20年12月16日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に係る有利転換条項に関連する本源的価値相当額について、長期借入から資本剰余金に振り替えております。平成21年3月31日現在、当該有利転換条項に関連する資本剰余金残高は税効果考慮後40,995百万円であります。		
転換社債の転換 平成22年3月期、当社は転換社債型新株予約権付社債が110,000百万円転換されております。結果、資本金が55,000百万円、資本剰余金55,000百万円がそれぞれ増加しております。		

(1) 「非支配持分新指針」の適用により、非支配持分に帰属する当期純利益(損失)を控除する前の損益を「当期純利益(損失)」として表示しております。

(2) なお、当期の開示様式に合わせて過年度の数値を組み替えて表示しております。

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

[次へ](#)

〔連結財務諸表注記〕

1 会計処理の原則：

平成13年12月、野村ホールディングス株式会社（以下「提出会社」）はニューヨーク証券取引所に米国預託証券を上場するため、1934年証券取引所法に基づき登録届出書を米国証券取引委員会（以下「米国SEC」）に提出しました。以後提出会社は、年次報告書である「様式20 - F」を1934年証券取引所法に基づき米国SECに年1回提出することを義務付けられております。

上記の理由により、当社（以下、提出会社および財務上の支配を保持する事業体を合わせて「当社」）の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第73号）第2条2項の規定に基づき、改正前の「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第93条の規定に従い、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国会計原則」）に基づき作成されております。また当社は平成21年7月1日より開始した第2四半期より米国会計原則の唯一の参照文献となった編纂書を適用しました。従前の米国の会計基準文献の参照は全て編纂書への参照に置き換えられています。詳細につきましては「注記2 会計方針の要旨 連結財務諸表作成上の基礎」をご参照ください。なお、平成22年3月期において当社が採用しております米国会計原則とわが国における会計処理の原則および手続ならびに連結財務諸表の表示方法（以下「日本会計原則」）との主要な相違点は次のとおりであります。金額的に重要性のある項目については日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額をあわせて開示しております。

・連結の範囲

米国会計原則では、主に、議決権所有割合および主たる便益享受者を特定することにより連結の範囲が決定されます。日本会計原則では、主に、議決権所有割合および議決権所有割合以外の要素を加味した「支配力基準」により、連結の範囲が決定されます。

また、米国会計原則では投資会社に対する監査および会計指針が適用される投資会社が定義されており、当該指針の対象となる投資会社における全ての投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。日本会計原則では、財務諸表提出会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有しているなどの場合においては、当該他の会社を支配していることに該当する要件を満たす場合であっても子会社に該当しないものとして取り扱うことができます。

・投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。平成21年3月期および平成22年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、23,137百万円（損失）および9,407百万円（利益）であります。

・トレーディング目的以外の負債証券への投資の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。

・退職金および年金給付

米国会計原則では、年金数理上の仮定の変更や仮定と異なる実績から生じた損益は、当該損益の期首時点の残高が回廊額（予測給付債務と年金資産の公正価値のうち大きい額の10%と定義される）を超過している場合に、当該超過部分が従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務と年金資産の公正価値の差額で測定される年金制度の財政状態が資産または負債として計上されます。日本会計原則では、年金数理差異等は回廊額とは無関係に一定期間にわたり償却されます。

・のれんの償却

米国会計原則では、のれんに対しては償却は行われず、定期的に減損判定を実施することが規定されております。日本会計原則では、のれんは20年以内の一定期間において均等償却されます。平成21年3月期および平成22年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、それぞれ1,446百万円（利益）および6,511百万円（利益）であります。

・デリバティブ金融商品の評価差額

米国会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品を含めすべてのデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、公正価値の変動額は、損益またはその他の包括損益に計上されます。日本会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、公正価値の変動額は、純資産の部に計上されます。

・金融資産および金融負債の公正価値

米国会計原則では、通常は公正価値で測定されない一定の資産と負債を公正価値で測定する選択権（公正価値オプション）が容認されております。公正価値オプションが選択された場合、該当商品の公正価値の変動は、期間損益として認識されます。日本会計原則では、このような公正価値オプションは容認されておられません。平成21年3月期および平成22年3月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、それぞれ21,575百万円（利益）および13,925百万円（損失）であります。なお、当社の連結財務諸表上公正価値により計上されている市場価格のない株式については、日本会計原則では、減損処理の場合を除き、取得原価で計上されます。

・特定の契約に関連した相殺処理

米国会計原則では、マスターネットティング契約に基づき資産と負債が純額処理されたデリバティブ商品については、関連する現金担保の請求権または返還義務も併せて相殺することとなっております。日本会計原則においては、このような相殺処理は容認されておられません。

・新株発行費用

米国会計原則では、新株発行費用を控除した純額で払込金額を資本として計上することとされております。日本会計原則では、払込金額を新株発行費用を控除する前の金額で資本として計上する一方で、新株発行費用を支出時に全額費用化するか、または繰延資産に計上して新株発行後3年以内の一定期間において均等償却を行うこととされております。

・転換社債型新株予約権付社債の会計処理

米国会計原則では、転換社債型新株予約権付社債が内包するデリバティブが発行会社の株価にインデックス付けられている場合には一体として負債として処理し、インデックス付けられていない場合にはデリバティブ部分を区分処理し負債として処理します。ただし、区分処理されていない転換社債型新株予約権付社債の転換価格が発行時の株価を下回る場合は、本源的価値部分を資本剰余金として認識し、償還金額との差額は支払利息として毎期償却されます。日本会計原則では、転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う払込金額を、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分せず、普通社債の発行に準じて処理する方法（一括法）、もしくは、転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う払込金額を、社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分した上で、社債の対価部分は普通社債の発行に準じて処理し、新株予約

権の対価部分は純資産の部に「新株予約権」として計上する方法（区分法）が選択可能です。

・子会社に対する支配の喪失時の会計処理

米国会計原則では、子会社に対する支配を喪失し、持分法適用の投資先になる場合、従前の子会社に対する残余の投資は、支配喪失日における公正価値で評価され、評価差損益が認識されます。日本会計原則においては、従前の子会社に対する残余の投資は、連結貸借対照表上、親会社の個別貸借対照表上に計上している当該関連会社株式の帳簿価額に、当該会社に対する支配を喪失する日まで連結財務諸表に計上した投資の修正額のうち売却後持分額を加減した、持分法による投資評価額により評価されます。

2 会計方針の要旨：

事業の概況

提出会社および証券業務、銀行業務、その他の金融サービス業を行う子会社は、個人や法人、政府等の顧客向けに世界の主要な金融市場において、投資、金融およびそれらに関連するサービスを提供しております。

当社の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。当社の経営成績の報告は、営業部門、グローバル・マーケット部門、インベストメント・バンキング部門、マーチャント・バンキング部門、アセット・マネジメント部門の5つに区分して行われております。

営業部門は、主に日本国内の個人投資家等に対し資産管理型営業によりサービスを提供しております。グローバル・マーケット部門は、主に国内外の機関投資家を対象として債券や株式、為替のセールスおよびトレーディングをグローバルに展開しております。インベストメント・バンキング部門は、世界の主要な金融市場において、債券、株式、その他の引受業務、M&Aの仲介や財務アドバイザー業務など、多様な投資銀行サービスを提供しております。マーチャント・バンキング部門は、投資先企業の価値向上を目指しプライベート・エクイティ事業における投資を行っております。アセット・マネジメント部門は、主に投資信託の開発および運用管理ならびに投資顧問サービスを提供しております。

決算日後に生じた事象

平成22年4月に当社はグローバル・マーケット部門、インベストメント・バンキング部門およびマーチャント・バンキング部門を統合し、新たにホールセール部門を設置しました。これにより、当社は、営業部門、ホールセール部門、アセット・マネジメント部門の3部門体制になっております。

連結財務諸表作成上の基礎

平成21年7月1日より当社は編纂書105「一般に公正妥当と認められた会計原則」（以下「編纂書105」）ならびに会計基準の更新（以下「ASU」）第2009-01号「トピック105 一般に公正妥当と認められた会計原則」により要求されている編纂書を適用しております。編纂書の主な目的は、従前は会計原則に関わる意見書が米国財務会計基準審議会意見、緊急問題専門委員会要約、米国財務会計基準審議会解釈指針、米国財務会計基準審議会スタッフの見解、米国公認会計士協会の意見書や業種別のガイドなど様々な所より発表されていたため、これらの文献を一元化することにあります。また、平成21年7月1日以降の米国財務会計基準審議会による編纂書の変更は全てASUを通じて公表されることとなりました。

編纂書は現行の原則を一箇所に集めたものであり、新しい指針を示すものではないため、編纂書適用により当社の連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。連結財務諸表における米国の会計基準文献への参照は該当する編纂書のトピックあるいはサブ・トピック番号に置換えております。

連結財務諸表作成にあたっては、提出会社および提出会社が財務上の支配を保持している事業体を連結の範囲に含めております。提出会社はまず事業体の財務上の支配を保持しているかどうかを決定するため、編纂書810の規定に従い、事業体が「変動持分事業体」であるかを判定しております。変動持分事業体とは、株主が財務上の支配を保持しているとは言えない事業体、あるいは追加の劣後的財務支援がない場合でも業務を遂行することができる充分なりスク資本を確保していない事業体であります。提出会社は当社が主たる受益者に該当する変動持分事業体を連結しております。主たる受益者とは、変動持分事業体にかかる期待損失の過半を負担する者、変動持分事業体にかかる期待残存利益の過半を享受する者、またはそのいずれにも該当する者をいいます。変動持分事業体でない事業体においては、提出会社が議決権の過半を保有する場合には、原則として財務上の支配を保持していると判断され、連結しております。なお、証券化取引に利用される特定の「特別目的事業体」が、適格特別目的事業体の定義を満たす場合には、提出会社は連結していません。

当社が営業上および財務上の意思決定に対し重要な影響力を保持している（通常、企業の議決権の20%から50%またはリミテッド・パートナーシップの3%以上を保有する場合）事業体へのエクイティ投資については持分法会計を適用し、その他の資産 関連会社に対する投資および貸付金の勘定に計上するか、または編纂書825「金融商品」（以下「編纂書825」）で許容される公正価値オプションを選択し公正価値で計上され、トレーディング資産またはプライベート・エクイティ投資の勘定に計上しております。当社のマーチャント・バンキング部門による投資はプライベート・エクイティ投資の勘定に計上されております。それ以外の投資はトレーディング資産に計上されております。当社が財務上の支配も重要な影響力も保持していない事業体へのエクイティ投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。

提出会社の投資先には編纂書946「金融サービス 投資会社」（以下「編纂書946」）に基づく投資会社がいくつかあります。野村プリンシパル・ファイナンス株式会社（以下「NPF」）などの子会社を含む投資会社における全ての投資については連結や持分法の適用を行わず公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。

提出会社の主要な子会社には野村証券株式会社、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. およびノムラ・インターナショナル PLC があります。

重要な連結会社間取引および残高は、連結の過程ですべて相殺消去しております。当期の開示様式と整合させるために、過年度の報告数値の組替を行っております。

連結財務諸表作成上の見積り

連結財務諸表の作成に際し、経営者は、特定の金融商品と投資の評価、訴訟および税務調査の結果、のれんの帳簿価額の回収可能性、貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性および資産負債の報告数値ならびに連結財務諸表の開示内容に影響を与えるその他の事項について見積りを行っております。これらの見積りは、その性質上、判断および入手し得る情報に基づいて行われることとなります。従いまして、実際の結果がこれらの見積額と異なることがあり、結果として連結財務諸表に重要な影響を与える場合や、近い将来調整が生じる可能性があります。

金融商品の公正価値

当社の金融資産および負債の大半は経常的に公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書を通じて認識されます。公正価値評価は米国会計原則により特定の適用が要求される場合と、当社が公正価値オプションを選択できる対象に選択して適用する場合があります。

その他の一義的な評価基準が公正価値に基づかない金融資産や負債は非経常的に公正価値評価されます。その場合、公正価値は減損の測定など限定的な状況で使用されます。

いずれの場合にも、公正価値は編纂書820「公正価値評価と開示」（以下「編纂書820」）に基づき、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において金融資産の譲渡の対価として得られると想定される金額または金融負債を移転するのに必要と想定される金額と定義され、当社が各金融資産または金融負債を取引する場合において主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。当社が通常扱っている金融商品のタイプ毎の公正価値評価方法の詳細については、「注記3 金融商品の公正価値」をご参照ください。

プライベート・エクイティ事業

すべてのプライベート・エクイティ投資は公正価値評価されており、その変動は連結損益計算書に計上されております。詳細については「注記5 プライベート・エクイティ事業」をご参照下さい。

金融資産の譲渡

当社は金融資産の譲渡について、次の条件を満たすことにより当社がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理いたします：(a)譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b)譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が適格特別目的事業体の場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c)譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないこと、という条件を満たす場合に支配を喪失すると規定しております。

証券化活動に関連して、当社は、商業用および居住用モーゲージ、政府発行債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。当社の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受、売出、販売することが含まれております。当社は証券化により譲渡した金融資産に対する支配を喪失したときにオフバランス処理し、当該特別目的事業体は連結対象としておりません。当社が金融資産に対する持分を保有することもあり、証券化を実施するために設立された特別目的事業体の残存持分を一般的な市場条件により保有することもあります。当社の連結貸借対照表では、当該持分は公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて連結損益計算書上、収益 トレーディング損益として認識しております。

外貨換算

提出会社の子会社は、それぞれの事業体における主たる経済環境の機能通貨により財務諸表を作成しております。連結財務諸表の作成に際し、日本円以外の機能通貨を持つ子会社の資産および負債は各期末日における為替相場により円貨換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨換算しております。この結果生じた換算差額は、野村ホールディングス株主資本に累積的その他の包括損益として表示しております。

外貨建資産および負債は、期末日における為替相場により換算しており、その結果生じた為替差損益は、各期の連結損益計算書に計上されています。

手数料収入

収益 委託・投信募集手数料には証券仲介手数料が含まれ、約定日に認識し、当期の損益に計上しております。収益 投資銀行業務手数料は、引受手数料ならびにその他のコーポレート・ファイナンス手数料を含んでおります。引受手数料は引受けに関するサービスの完了時に認識され、その他の手数料は関連するサービスが履行された時に認識されます。収益 アセットマネジメント業務手数料の認識は、アセットマネジメント業務に関連するサービスが提供される期間にわたって発生主義に基づき、または特定の業務執行の要件が満たされたときに計上されております。

トレーディング資産およびトレーディング負債

トレーディング資産および負債は主に負債および持分証券、デリバティブ、ならびに貸付金です。

トレーディング資産およびトレーディング負債については、デリバティブ取引から生じるコミットメント契約を含み、全て連結貸借対照表上約定日基準で認識され、公正価値で評価されております。公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益 トレーディング損益に計上されております。

担保付契約および担保付調達

担保付契約は、売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金からなっております。担保付調達は、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入からなっております。

レポ取引は、主に国債あるいは政府機関債を顧客との間において売戻条件付で購入したり、もしくは買戻条件付で売却したりする取引であります（以下「レポ取引」）。当社は、原資産である有価証券の価値を関連する受取債権（未収利息を含む）および支払債務（未払利息を含む）とともに日々把握し、必要な場合追加担保を徴求したり、もしくは返還を行ったりします。レポ取引は概ね担保付契約あるいは担保付資金調達取引として会計処理されており、売渡金額もしくは買受金額に未収・未払利息を加味した金額で連結貸借対照表に計上しております。

レポ取引の中でも差入れた担保債券の満期がレポ取引の満期と一致し、かつ編纂書860「譲渡ならびにサービシング」（以下「編纂書860」）の金融資産の消滅の要件を満たすものについては担保付資金調達取引ではなく「満期レポ取引」として売却処理を行っております。当社の連結貸借対照表上売却処理された満期レポ取引の金額は平成21年3月31日において残高はなく、平成22年3月31日においては185,047百万円であります。

当社では編纂書860の金融資産の消滅の要件を満たした、値洗いや有価証券の差替権を有さない日本の現先取引についても、売却処理を行っております。平成21年3月31日および平成22年3月31日において連結貸借対照表からオフバランス処理された現先取引に係わる有価証券の金額は重要ではありませんでした。これらの現先取引の大半は、平成13年より日本の金融市場においてより一般的に使用されるようになった日本版のレポ取引（以下「現先レポ取引」）に移行されております。現先取引とは異なり、現先レポ取引では、値洗いが要求され、有価証券の差換権があり、また一定の場合に顧客が譲り受けた有価証券を売却または再担保に提供する権利が制限されております。したがって、現先レポ取引は担保付契約あるいは担保付資金調達取引として会計処理されており、売渡金額もしくは買受金額に未収・未払利息を加味した金額で連結貸借対照表に計上されております。

現先レポ取引を含むレポ取引は、編纂書210-20「貸借対照表 相殺」（以下「編纂書210-20」）の相殺規定に適合する場合に、取引相手ごとに相殺した金額で連結貸借対照表に表示しております。

有価証券貸借取引は、金融取引として会計処理されております。有価証券貸借取引は通常、現金担保付の取引であり、差入担保または受入担保の金額は、連結貸借対照表上、それぞれ借入有価証券担保金または貸付有価証券担保金として計上しております。当該取引において、当社が有価証券を借り入れる場合、通常担保金もしくは代用有価証券を差し入れる必要があります。また逆に当社が有価証券を貸し付ける場合、通常当社は担保金もしくは代用有価証券を受け入れます。当社は日々借り入れまたは貸し付けている有価証券の市場価額を把握し、必要な場合には取引が十分に担保されるよう追加の担保金もしくは代用有価証券を徴求しております。

日本での有価証券貸付取引の中には編纂書860の金融資産の消滅の要件を満たすため当社の連結貸借対照表上売却処理されているものがあります。平成21年3月31日および平成22年3月31日現在において連結貸借対照表からオフバランス処理された有価証券貸付取引に関わる有価証券の金額はそれぞれ174,567百万円および153,808百万円であります。

その他の担保付借入は主にインターバンク短期金融市場における金融機関および中央銀行からの借入であり、契約金額で計上されております。

譲渡取消による担保付借入は売却取引ではなく金融取引として会計処理された金融商品の譲渡に関連する負債からなっており、連結貸借対照表上、短期借入および長期借入に含まれております。これらには通常、公正価値オプションを適用し、経常的に公正価値で計上しております。詳細については、「注記8 証券化および変動持分事業体」および「注記12 借入」をご参照ください。

当社が自己保有の有価証券を取引相手に担保として差し入れ、かつ取引相手が当該有価証券に対し売却や再担保差入れの権利を有する場合（現先レガ取引分を含む）、連結貸借対照表上、トレーディング資産に担保差入有価証券として括弧書きで記載しております。

デリバティブ取引

当社はトレーディング目的で、またトレーディング目的以外でも、先物取引、先渡契約、スワップ、オプション等のデリバティブ取引を行っております。すべてのデリバティブは、公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。

トレーディング目的

トレーディング目的のデリバティブ取引は、公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書上、収益 トレーディング損益に計上しております。デリバティブ資産ならびに負債の評価額は、編纂書210-20に適合する場合に、取引相手毎に相殺した金額で連結貸借対照表に表示しております。加えて、現金担保の請求権（債権）および返済義務（債務）について認識された公正価値もまた、純額処理された関連するデリバティブ負債および資産と各々相殺しております。

トレーディング目的以外

当社は、トレーディング目的のほかに、金融負債の金利変動リスクを管理する、または金利特性を調整するために、デリバティブ取引を利用しております。

これらのデリバティブ取引は、特定の金融負債と関連付けられており、当該ヘッジ対象のリスクを減少させる面で有効であるようヘッジ指定されており、ヘッジ契約の開始時から終了時までを通じてヘッジ対象負債の公正価値の変動と高い相関性を有しております。当社は公正価値ヘッジ会計をこれらのヘッジ取引に適用しており、関連する評価損益はヘッジ対象負債にかかる損益とともに金融収益または金融費用として認識しております。

一部の複合金融商品に組み込まれたデリバティブは、社債や譲渡性預金といった主契約から区分され公正価値で評価された上で、主契約とは別途に、ただし同一の勘定科目に計上されております。これらのデリバティブの公正価値変動による評価損益は収益 トレーディング損益に計上されております。当該取引を経済的にヘッジするデリバティブも公正価値評価され、その評価損益は連結損益計算書上、収益 トレーディング損益に計上されております。

貸付金

予見し得る将来にわたって保有することを意図している貸付は貸付金に区分され、主に銀行業務貸付金、ファイナンス業務貸付金、信用取引貸付金、インターバンク短期金融市場貸付金で構成されております。貸付金は償却原価あるいは公正価値により計上されております。貸付金の利息収入は原則として収益 金融収益に計上されております。償却原価は、当社が組成した貸付金については繰延収益および費用、購入した貸付金に関しては未償却プレミアムもしくはディスカウントで原価を調整し、貸倒引当金等を控除した価額であります。貸付金組成に関する収益および直接費用の純額は、貸付期間にわたって金利の調整として償却され、償却額は収益 金融収益に計上されております。

銀行業務貸付金は、主に、野村信託銀行株式会社、ノムラ・シンガポール LIMITED、ノムラ・バンク・インターナショナル PLCなどの銀行子会社において実行された銀行業務に関連する貸付金であります。

ファイナンス業務貸付金は、ノンバンク子会社において実行された金融活動に関連する貸付金であります。

信用取引貸付金は、株式仲介業務に関連した顧客に対する貸付金であります。これらの貸付金には、通常、顧客の有価証券および預り金が担保設定されております。

インターバンク短期金融市場貸付金は、市場参加者によってオーバーナイトおよびイントラデイの金融取引が行われるインターバンク短期金融市場における対金融機関貸付金であります。

経営者は発生のある可能性のある損失につき最善の見積りを行い、貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金は、減損していると認められる貸付金に対する個別引当金と、個別に減損が認められない貸付金に対して過去の貸倒実績に基づき総合的に見積られる一般引当金によって構成されます。

個別引当金は、個別に減損していると認められた貸付金から発生すると見込まれる損失を反映しております。貸付金は、現在の情報と事象に基づき、貸付契約の契約期間において全額が回収できないと見込まれた際、減損が認識されます。減損を決定するにあたっての経営者の最善の見積りには、債務者の支払能力の評価が含まれ、貸付金の性格、過年度の貸倒実績、現在の経済状況、債務者の現在の財政状態、担保の公正価値等の様々な要素が考慮されております。貸付金における重要でない返済遅延や返済不足の生じた貸付金は減損債権に分類されておりません。引当金は個々の貸付金ごとに、減損している貸付金の帳簿価額から期待将来キャッシュ・フローを実効利率で割り引いた現在価値、貸付金の市場価格または担保依存型の貸付金の場合は担保の公正価値への調整として測定されております。

一般引当金は、個別に減損した貸付以外の貸付金に対する引当金であり、期末日における利用可能な情報に基づいた回

収可能性の判断と、これらの基礎的な推定に内在する不確実性を含んでおります。この引当金は、現在の経済環境などの定性的要素を調整した過去の損失実績を参考にして測定されております。

貸倒引当金の見積りは、利用可能な最善の情報に基づいているため、経済環境の変化、当初の予測と実際の結果の差異等により、将来の調整が必要になる可能性があります。

公正価値ベースでリスク管理している貸付金は、公正価値での測定が選択されております。当社は、貸付金および当該貸付金のリスク軽減目的で使用しているデリバティブの測定方法の違いによって生じる連結損益計算書上の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。

公正価値オプションを選択した貸付金の公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益（トレーディング損益）に計上されております。

その他の債権

顧客に対する受取債権には、顧客との有価証券取引に関する債権の金額が含まれており、顧客以外に対する受取債権には、決済日までに有価証券の引渡が完了していない（フェイル）受取債権、信用預託金、手数料、未決済有価証券取引の純受取額の金額が含まれております。

これらの受取債権については、個別に減損が特定されている受取債権から発生が見込まれる損失可能性に経営者の最善の見積りを反映した貸倒引当金が設定され、貸倒引当金勘定に計上されております。

支払債務および受入預金

顧客に対する支払債務は、顧客との有価証券取引に関する債務の金額が含まれており、通常契約金額で測定されております。

顧客以外に対する支払債務は、決済日までに有価証券の引渡が完了していないブローカー・ディーラーに対する支払債務（フェイル）、未決済有価証券取引の純支払額の金額が含まれており、契約金額で測定されております。

受入銀行預金は、銀行子会社において保有する銀行預金の金額を示しており、契約金額で測定されております。

建物、土地、器具備品および設備

当社が自己使用のために所有する建物、土地、器具備品および設備は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額で計上しております。ただし、土地は取得価額で計上しております。多額の改良および追加投資は、資産計上しております。維持、修繕および少額の改良については、連結損益計算書上、当期の費用に計上しております。

有形資産の減価償却は資産の区分、構造および用途に従って個々の資産ごとに見積った耐用年数に基づき、原則として定額法により計算しております。ソフトウェアの償却は見積耐用年数に基づき原則として定額法により計算しております。主要な資産の種別の見積耐用年数は以下のとおりです。

建物	15年から50年
器具備品および装置	3年から15年
ソフトウェア	5年以内

有形資産の減価償却費および無形資産の償却費は、金融費用以外の費用 情報・通信関連費用に平成21年3月期は56,429百万円、平成22年3月期は51,924百万円がそれぞれ含まれており、また、金融費用以外の費用 不動産関係費に平成21年3月期は19,351百万円、平成22年3月期は21,157百万円がそれぞれ含まれております。

のれんおよびその他の非償却無形資産を除く長期性資産について帳簿価額が回収可能でない兆候を示す事象や環境変化が生じた場合には必ず、減損テストを実施しております。将来の資産からの割引前の期待キャッシュ・フローの合計が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額が公正価値を上回っている金額の損失を認識しております。

当社はソフトウェア、建物、土地、器具備品および設備の評価減による非資金性の減損費用を、平成21年3月期は2,656百万円、平成22年3月期は194百万円計上しております。それらは連結損益計算書上、金融費用以外の費用 その他に計上されております。これらの資産の評価減後の帳簿価額は見積公正価値によっております。

投資持分証券

当社は、既存および潜在的な取引関係をより強化することを目的とし、非関連会社である日本の金融機関や企業のエクイティ証券を一部保有しており、同時に、これらの企業が当社のエクイティ証券を一部保有していることがあります。こうした株式の持合は日本の商慣行に基づいており、株主との関係を管理する方法のひとつとして用いられております。

当社はこれらの投資を事業上の目的で保有しており、連結貸借対照表上、公正価値で評価し、その他の資産 投資持分証券に分類され、公正価値変動は、連結損益計算書上、収益 投資持分証券関連損益で認識しております。これらの投資は、上場および非上場の投資持分証券によって構成され、平成21年3月期には、連結貸借対照表上それぞれ81,053百万円および37,849百万円、平成22年3月期には、それぞれ89,045百万円および33,903百万円が含まれております。

トレーディング目的以外の負債証券

トレーディング目的以外の負債証券は、主にトレーディング活動を行っていない子会社によって保有される負債証券で構成されます。トレーディング目的以外の負債証券は、公正価値で計上され、公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益 その他で認識しております。

短期および長期借入

短期および長期借入は、主にコマーシャル・ペーパー、銀行借入、当社および当社により連結される特別目的事業体により発行された仕組債、編纂書860に基づき金融取引として会計処理された取引から生じた金融負債（以下「譲渡取消による担保付借入」）により構成されております。これら金融負債のうち、一部の仕組債および譲渡取消による担保付借入は、公正価値オプションを適用し経常的に公正価値で会計処理されております。それ以外は償却原価で計上されております。

仕組債

仕組債とは、投資家が見る収益を単純な固定または変動金利から、エクイティ、エクイティ価格、コモディティ商品、為替レート、第三者の信用格付け、またはより複雑な金利といった他の変数に基づくものに変える特性（多くの場合、会計上はデリバティブの定義に該当します。）が組み込まれた債券です。

平成20年4月1日以降に当社が発行したすべての仕組債には、公正価値オプションが適用され定期的に公正価値で評価されております。このように仕組債に包括的な公正価値オプションの適用を選択した趣旨は、仕組債とリスク管理に使用するデリバティブの測定基準が異なることにより発生する連結損益計算書の変動を軽減し、かつ、これらの金融商品に適用する会計処理を全般的に簡素化するためです。

平成20年3月31日時点での発行済仕組債の中には、既に公正価値オプションが選択され公正価値で計上されている債券もありましたが、それ以外については、組込みデリバティブを仕組債から区分処理して計上しております。区分処理されたデリバティブは公正価値評価され、仕組債に組み込まれている債券は償却原価で計上されております。

公正価値オプションが選択された仕組債の公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益 トレーディング損益で計上されております。

法人所得税等

資産および負債について会計上と税務上の帳簿価額の差額から生じる一時差異および繰越欠損金の将来の税金への影響額は、各期に適用される税法と税率に基づき繰延税金資産または負債として計上されております。繰延税金資産は、将来において実現すると予想される範囲内で認識されております。なお、将来において実現が見込まれない場合には、評価性引当金を設定しております。

当社は、当社の税務上の見解が税務調査において是認される確率を、関連する事実関係および状況ならびに期末日時点において利用可能な情報に基づき見積もり、未認識の税金費用減少効果（以下「未認識税務ベネフィット」）を認識および測定しております。当社は、追加情報が入手できた場合もしくは変更を要する事象が発生した場合、未認識税務ベネフィットの水準を調整しております。未認識税務ベネフィットの再測定は、発生期における実効税率に重要な影響を及ぼす可能性があります。

株式報酬制度

株式報酬費用は、付与日における公正価値を見積もるためのオプション価格決定モデルまたは付与日における市場価額および行使価額に基づき計算された公正価値を用いて測定されます。報酬費用は、通常権利行使確定までの期間と一致する要求される勤務期間にわたって認識されております。

1 株当たり当期純利益

1株当たり当期純利益は期中加重平均株式数に基づいて計算しております。希薄化後1株当たり当期純利益は、投資家にとって最も有利な転換価格または行使価格に基づいた、全ての希薄化効果のある転換証券等の転換および転換仮定方式に基づき転換負債が転換されるものとして計算しております。

現金および現金同等物

現金および現金同等物には手許現金と要求払銀行預金が含まれております。

のれんおよび無形資産

のれんおよび非償却無形資産は年一回（特定の状況がある場合にはより高い頻度で）減損の検討が行われております。のれんとは、被取得会社の買収価額が、買収時の被取得企業の識別可能な純資産の公正価値を超過する金額です。当社は定期的に、のれんに関連するレポーティング・ユニットの公正価値を事業体の直近ののれんを含むそのレポーティング・ユニットの帳簿価額とを比較することによって、のれんの回収可能性を判定しております。もしその判定の結果、公正価値が帳簿価額に満たない場合には、のれんにかかる減損の算定が行われます。識別可能な無形資産のうち残存年数が確定できるものはその見積残存年数にわたり償却されます。

リストラクチャリング費用

事業の撤収活動に関する費用は負債が発生した期に公正価値で認識されます。そのような費用には従業員に提供される一時的な退職手当、一定の契約を終了させるための費用および従業員の移転費用などが含まれます。従業員に対して継続給付制度の一部として提供される退職給付は、損失が発生すると見込まれる期間にわたり金額を合理的に見積もることが可能な場合には負債として認識されます。

取得した企業の特定の事業活動からの撤退、または取得した企業の従業員の解雇や配置転換といったリストラクチャリングの費用は、買収日においてそのような活動についての費用負担義務がある場合にのみ、企業結合において引き受けた負債として認識されます。

平成21年4月1日以前に完了した企業結合においても、当社が買収者として主導するリストラクチャリング費用は、経営者が買収日より1年以内に詳細なリストラクチャリングのプランを構築、採用し、該当する従業員に対して公表した場合には、企業結合に関わる負債として認識されております。

会計方針の変更および新しい会計基準の公表

以下の当社に関連する新しい会計基準は、平成22年3月31日から適用しております。

公正価値評価の開示の拡充

平成22年1月1日より当社は編纂書820の開示要求を拡充するASU第2010-06号「公正価値評価の開示の改善」（以下「ASU2010-06」）を適用しました。ASU2010-06では公正価値の階層のレベル1および2の間での重要な移動についての金額とレベル間の移動の理由の開示を要求するものです。ASU2010-06はまたレベル3商品の購入、売却、発行と償還についてグロス金額での開示を要求しています。さらに、ASU2010-06は現行の公正価値評価の開示ガイダンスのうち公正価値階層、インプット、評価方法に関しての開示の細分化をどこまで行うかについて解説するものです。

このような新開示規定や既存の開示の解説の大部分は平成21年12月16日以降に開始する事業年度あるいは四半期から将来に向かっての適用であったため、当社は平成22年1月1日に開始した第4四半期より適用しました。なお、購入、売却、発行と償還についてのグロス金額の情報の開示規定は平成22年12月16日以降に開始する事業年度より適用されるため、当社には平成23年4月1日より開始する事業年度（期中および期末）より適用となります。

ASU2010-06は新規開示を導入するものであり、公正価値評価の方法を定めるものではないため、現在適用されている開示要求を満たすことにより当社の連結財務諸表に重要な影響はなく、また今後要求される開示も次会計年度に重要な影響を及ぼすことはないと思っております。当該基準により新たに追加された開示は「注記3 金融商品の公正価値」をご参照ください。

1株当たりの純資産価額を計算する事業体への投資の評価方法

平成21年10月1日より当社はある一定の要件を満たす場合に1株当たりの純資産価額を投資の公正価値測定の実務上の簡便法として使用することを許容する様に編纂書820を改訂するASU第2009-12号「1株(1単位)当たりの純資産価額を計算する事業体への投資の評価方法」(以下「ASU2009-12」)を適用しました。ASU2009-12は投資会社あるいはそれに類似する会社が行う投資の公正価値が簡単には測定できない場合のみ適用できます。ASU2009-12は簡便法が使用されたか否かに関わらず、このような投資について公正価値評価層のどこに帰属するかについての追加的ガイダンスを提供するとともにより詳細な追加開示も要求しています。

当社は現在当該ASUで許容された簡便法を一定のファンドへの投資の評価に使用し、また当該ASUのガイダンスを一定の投資の公正価値評価層の分類のために使用しております。当該改訂の適用により当社の連結財務諸表に重大な影響はありませんでした。当該基準により要求されている開示は「注記3 金融商品の公正価値」をご参照ください。

負債の公正価値評価

平成21年10月1日より当社は公正価値で評価をする場合の金融負債ならびに非金融負債を公正価値測定する場合の公正価値決定について新しいガイダンスを与え編纂書820を改訂するASU第2009-05号「負債の公正価値評価」(以下「ASU2009-05」)を適用しました。ASU2009-05は負債の公正価値評価方法、公正価値評価方法の優先順位、公正価値評価を行う際に使用するデータや調整項目として負債の譲渡制限を考慮に入れないということを明示しました。当社は公正価値オプションの適用を選択した仕組債等の負債の公正価値評価に公正価値方法の優先順位を適用しています。

この改訂の適用により当社の連結財務諸表に重大な影響はありませんでした。当該基準による当社の金融負債の公正価値評価の方法は「注記3 金融商品の公正価値」をご参照ください。

子会社持分の減少

平成21年10月1日より当社はさまざまな状況下で子会社持分が減少する場合に支配の変化や損益の認識を行うかという編纂書810に含まれていたガイダンスを明確にし編纂書810を改訂するASU第2010-02号「所有子会社持分の減少の会計と報告」(以下「ASU2010-02」)を適用しました。ASU2010-02は、編纂書810の規定が持分法適用の投資先やジョイント・ベンチャーに事業が譲渡される場合を含め、事業活動の実態のある子会社にのみ適用されることを明確にするものです。また、ASU2010-02は実質的に不動産の取引の場合には適用されません。ASU2010-02はさらに、段階的な買収により支配権を持ち企業結合を達成する場合なども含めて、支配の変化により損益が発生する場合に、公正価値評価決定についての開示を新たに要求するものです。

この改訂の適用により当社の連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。

証券会社による非デリバティブ契約の会計

平成21年9月に当社は、当社のような証券会社において会計上のデリバティブの定義にあてはまらないエネルギー取引契約を締結する場合の会計処理を解説し、編纂書940「金融サービス ブローカー・ディーラー」(以下「編纂書940」)を改訂するASU第2009-10号「証券会社：投資 その他 サブトピック940-325の改訂」(以下「ASU2009-10」)を適用しました。ASU2009-10は証券会社による非デリバティブエネルギー取引契約の会計処理に一貫性を持たせるため、証券会社に適用される編纂書940においてもトレーディング資産として所有する非デリバティブエネルギー取引契約について特例措置が無いことを明らかにしたものです。

この改訂の適用により当社の連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。

退職後給付制度資産の開示の拡充

平成21年4月1日より当社は編纂書715-20「報酬-退職給付-確定給付年金」（以下「編纂書715-20」）に含まれる新開示指針を適用しました。この指針は、年次での年金制度資産の開示を拡充することによりそれ以外の金融資産の開示との整合性を持たせるものです。特に、年金制度資産を3つの公正価値階層レベルに区別し、レベル3に分類される年金制度資産については、公正価値の推移を開示することが求められています。

編纂書715-20は新たな開示規定の導入であり、年金資産や給付債務の会計処理を定めるものではないため、新たな要求を満たすことにより当社の連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。当該基準による新たな開示は「注記14 従業員給付制度」をご参照ください。

後発事象

平成21年4月1日より当社は貸借対照表日以降財務諸表が公表される、または公表が可能となる前までに生じた事象に対する会計処理ならびに開示を新たに規定する編纂書855「後発事象」（以下「編纂書855」）を適用しました。

また、平成22年2月より当社は編纂書855と米国SECの報告義務規定との関連につき明確にし、編纂書855を改訂するASU第2010-09号「認識と開示に関わる規定の改定」（以下、「ASU2010-09」）を適用しました。

ASU2010-09により改訂された編纂書855の適用により当社の連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。

非支配持分の会計

平成21年4月1日より当社は編纂書810に含まれた財務諸表上の非支配持分の会計処理と表示についての新ガイダンスを適用いたしました。新ガイダンスは、連結子会社の少数株主持分を、非支配持分と再定義し、非支配持分を負債や中間項目ではなく資本の構成要素としております。新ガイダンスでは、支配の変化は公正価値で測定され、会社と非支配持分間の取引における会計上の指針を提供しております。新ガイダンスは原則として初年度適用した事業年度の開始時点から将来に向けて適用されますが、例外として表示および開示規定は全ての比較開示期間にわたり遡及適用されます。当社は遡及適用により平成21年3月期の当期純損失と野村ホールディングス株式会社に帰属する当期純損失を1,219百万円組み替えております。また、平成21年3月期末のその他の負債12,150百万円を非支配持分に組み替えております。

企業結合会計

平成21年4月1日より当社は編纂書805「企業結合」（以下、「編纂書805」）に含まれた企業結合の新ガイダンスを適用しました。取得日が平成21年4月1日以降となる企業結合には新ガイダンスが適用されますが、新ガイダンスでは企業結合に該当する取引と事象の定義が拡大され、取得資産と偶発債務を含む負債の全ては取得日に決定された公正価値で計上され、その後の変動はのれんではなく損益に反映され、対価として株式が支払われる取引の場合には評価する時点を変更し、また取得関連費用を発生時に費用化することが要求されます。

新基準の適用は当社の連結財務諸表に重要な影響を及しておりません。

リバーチェス・ファイナンス契約

平成21年4月1日より当社は編纂書860に定められた、金融資産の譲渡と、同じ金融資産を対象とした買戻契約が同時に行われた場合、あるいは両方の取引が行われることを前提として行われた場合には、特定の条件を満たす場合を除いて、ひとつの取引として認識することを求める新ガイダンスを適用しました。

新ガイダンスの適用により当社の連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。

1株当たり利益計算の改訂

平成21年4月1日より当社は受取る権利を喪失しない配当または配当同等物（支払われたか未払いかに係らず）が含まれる株式報酬取引の付与は、権利確定前に参加型証券となり、そのため基本1株当たり利益を計算する際に使用する二段階法の利益配分に含めなければならないと明記した最新の編纂書260「一株当たり利益」（以下「編纂書260」）を適用しました。

新ガイダンスの適用により当社の過去および将来の希薄化後1株当たり利益の計算に重要な影響はありませんでした。

企業自身の株式に連動した商品

平成21年4月1日より当社は特定の金融商品（または他の商品に組み込まれてる特徴）が企業自身の株式に連動しているかどうかを判定するためのガイダンスを示す編纂書815-40「デリバティブとヘッジ 企業自身の株式に関する契約」（以下「編纂書815-40」）を適用しました。新ガイダンスは株式に連動した金融商品（または他の商品に組み込まれている特徴）に含まれている転換価格の調整メカニズムを資産あるいは負債として区分処理し、公正価値に基づく損益計上が必要かどうかを判断するための従来のガイダンスを変更するものです。

編纂書815-40の適用に伴い、120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下「転換社債」）に付されていた一部の転換価格の修正に関わる条項が当社の株式に連動していないと判断され、この結果、当該転換社債の転換価格修正条項をデリバティブとして区分処理し、長期借入、資本剰余金、利益剰余金およびその他の資産 その他の当連結会計年度の期首金額を調整いたしました。更にその後当該転換価格修正条項の有効期間の満了に伴い区分処理された転換価格修正条項を利益剰余金に振り替える調整が行われております。なお、当該調整による平成22年3月期の期首利益剰余金への影響は6,339百万円（減額）でした。また新ガイダンスを適用しなかった場合の平成22年3月期の税引前当期純利益と野村ホールディングス株式会社に帰属する当期純利益への影響はそれぞれ56,375百万円（減額）と33,261百万円（減額）であり、基本ならびに希薄化後の野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり当期純利益はそれぞれ11.05円と11.00円となります。

希薄化後の野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり当期純利益に関しては、「注記13 1株当たり当期純利益」をご参照ください。

活発でない市場における公正価値測定

平成21年4月1日より当社は編纂書820に加えられた、資産および負債の市場の取引量および活動レベルが著しく下落している場合に公正価値をどう評価するかを明示するガイダンスを適用しました。このガイダンスはまた、公正価値で測定される金融資産と金融負債の性質およびタイプに関するより詳細な開示を要求するものです。

当社の既存の評価方法と新ガイダンスは整合的であったため、新指針の適用により当社の連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。当社の評価方法の詳細や新指針に沿った開示は「注記3 金融商品の公正価値」をご参照ください。

持分法会計の考慮事項

平成21年4月1日より当社は編纂書323「投資 持分法会計とジョイント・ベンチャー」により要求されている特定の取引の会計処理、ならびに持分法適用対象投資に対する減損についての新ガイダンスを適用しました。

新ガイダンスの適用により当社の連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。

金融商品の公正価値についての期中開示

平成21年4月1日より当社は編纂書825に加えられた、すべての金融商品に関して四半期毎に当該四半期に用いられた公正価値の測定方法、ならびに重要な仮定を含む公正価値の量的および定性的情報を開示する新ガイダンスを適用しました。

この新ガイダンスは、公正価値の決定に影響するものではなく、期中財務諸表への公正価値の開示に関する規定であったため、新ガイダンスの適用により当社の連結財務諸表に重要な影響はありませんでした。

将来の会計基準の進展

将来において適用を予定する、当社に関連する新しい会計基準は以下のとおりです。

金融資産の譲渡

平成21年12月、米国財務会計基準審議会は金融資産の譲渡についての新ガイダンスを編纂書に加えるASU第2009-16号「譲渡とサービシング（トピック860）：金融資産の譲渡の会計」（以下「ASU2009-16」）を公表しました。ASU2009-16は、金融資産の認識の中止についての要件を変更し、適格特別目的事業体の概念を削除し、譲渡された金融資産および譲渡人が売却取引として会計処理した金融資産の譲渡に対する継続的関与についての追加的開示を要求するものです。当該金融資産の消滅の要件として、金融資産の一部が売却取引として認識されるための新しい制限や譲渡資産の隔離が生じたことを法的観点から確認しなければならないことの明確化などが含まれます。適格特別目的事業体の概念が削除されるため、当社が適用日にそれら事業体の変動持分を保有している場合には、当該事業体の連結については後述するASU2009-17により改訂された編纂書810により評価されることになります。

ASU2009-16は平成21年11月16日以降に開始する最初の事業年度（期中および期末）の期首より発効となります。金融資産の譲渡についての当該新規定は発効日以降将来に向かって適用されます。

当社は、平成22年4月1日にASU2009-16の適用を予定しておりますが、当社の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすことはないと思っております。

変動持分事業体の連結

平成21年12月、米国財務会計基準審議会は変動持分事業体の連結に関する新ガイダンスを編纂書810に加えるASU第2009-17号「変動持分事業体に関わる企業の財務報告書の改善」（以下「ASU2009-17」）を公表しました。

ASU2009-17は、どのような事業体の変動持分事業体であるかを定義し、また、変動持分事業体を連結しなければならないかどうかを判断する際に定性的分析の実施を会社に求めるものです。もし会社が変動持分を保有することにより当該変動持分事業体の最も重要な活動を支配するパワーを有し、かつ、利益を享受する権利または損失を負担する義務が重要と判定される持分を有している場合で、別途規定されている受託者として他の受益者の為に行動しているという要件を満たさない限り、会社はその事業体を連結することとなります。新しい定性的アプローチの下では、期待損益の定量的分析は、それのみでは決定要因とはなりません。ASU2009-17はまた、変動持分事業体の連結・非連結を継続的に評価することを求め、事業体への関与の開始時および再考慮のきっかけとなる特定の事象が発生した時だけ評価を要求する現行のガイダンスとは異なっております。

ASU2009-17は、平成21年11月16日以降に開始する最初の事業年度（期中および期末）の期首より発効となります。早期適用は容認されておりません。ASU2009-17では、資産、負債および適用日において事業体を連結したことから生じる非支配持分が帳簿価額（適用日以前において改訂されたガイダンスに従ってあたかも当該事業体が連結されていたかのように計算された帳簿価額）、公正価値または未払元本残高のいずれかで評価されるべきかを決定する特別な初年度適用条項を含んでおります。一定の場合には、連結によって貸借対照表に追加された純額と従来非連結ベースで認識されていた金額との差額は、利益剰余金の累積的調整として認識されます。

平成22年2月、米国財務会計基準審議会はASU第2010-10号「連結（トピック810）：投資ファンドに関する改訂」を公表しました（以下「ASU2010-10」）。ASU2010-10は編纂書946に該当する事業体、または、編纂書946による評価測定ガイダンスを業界の慣行として使用する事業体に適用され、連結基準の適用を無期限に延期するものです。ASU2010-10は事業体が重要な損失を補填する明示的または黙示的な義務を有する場合（ただし、適格なマネーマーケットファンドに対する場合を除く）や、証券化を行う事業体、資産を担保とした資金調達を行う事業体、あるいは従前の適格特別目的事業体の場合には適用できません。またASU2010-10はASU2009-17以前よりあるガイダンスにより変動持分事業体と判定された事業体に対して、ASU2009-17で求められる開示を延期するものでもありません。

当社は、平成22年4月1日にASU2009-17とASU2010-10により改訂された編纂書810の指針の適用を予定しており、当社が関与する全ての適格特別目的事業体、特別目的事業体、ファンドおよびこれらに類似する事業体を分析いたしました。ASU2010-10により延期が求められる事業体については、従前の連結判定基準により引き続き連結の判定が行われます。

これらの分析により証券化のための事業体のいくつかを連結する予定であるため、平成22年4月1日より当社の総資産と総負債は1%弱程度増加する見込みです。また株主資本への重要な影響はないと見込んでおります。総資産の増加は当社のリスク計算に重要な影響を及ぼさないため、当社の規制資本比率に重要な影響を及ぼすことはないと思っております。

[次へ](#)

3 金融商品の公正価値：

金融商品の公正価値

当社の金融資産および負債の大部分は公正価値または公正価値に近似する金額で計上されております。経常的に公正価値で計上される金融資産は、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資、貸付金および受取債権、その他の資産に含まれており、金融負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、長期借入、その他の負債に含まれております。

その他の金融資産、金融負債は、非経常的に公正価値で評価されることはありますが、主に公正価値以外の方法で計測され、公正価値は減損額を認識するなど特定の場合にのみ用いられます。

全ての公正価値は、編纂書820の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において、金融資産の譲渡の対価として得られると想定される金額または金融負債を移転するのに必要と想定される金額と定義され、ここでいう取引は、当社が各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。

金融資産には、編纂書820を適用したファンドへの投資も含まれており、1株当たり純資産価額が業界で一般的に使用されている原則に従って計算されている場合には、実務上の簡便な評価法として公正価値評価に使用することを容認しております。

資産負債の公正価値の増減は、当社のポジション、パフォーマンス、流動性と資本調達に大きく影響します。後述のとおり、採用している評価手法は元来不確実性を内包しており、将来の市場動向の影響を予測することはできません。当社では、市場リスクを緩和するために可能な場合には経済的なヘッジ戦略をとっております。ただし、それらのヘッジ戦略も予想することのできない市場の動向の影響を受けます。

毎期経常的に公正価値評価される金融商品の評価手法

金融商品の公正価値は、取引指標を含む取引所価格、市場インデックス、ブローカーやディーラー気配、その時点における市場環境における経営者の見積による出口価格を含む市場価格に基づいております。現物と店頭取引を含めた様々な金融商品は、市場で観察可能な買取価格と売却価格を有しています。こうした商品は、ビッド価格とオファー価格の間の当社の見積公正価値をもっとも良く表している価格で公正価値評価されます。取引所価格やブローカーやディーラー気配がない場合は、類似する商品の価格や時価評価モデルが公正価値を決定するために用いられます。

活発な市場の取引価格を使用できる場合、それらの価格で評価された資産もしくは負債の公正価値に調整を加えることはありません。そのほかの商品については、観察可能な指標、観察不能な指標、またはその両方を含んだ時価評価モデルなどの評価手法が用いられます。時価評価モデルは同種の金融商品に対して市場参加者が考慮するであろう指標を用いています。

時価評価モデルおよび当該モデルの基礎となる仮定は、未実現および実現損益の金額および計上時期に影響を与えます。異なった時価評価モデルや仮定は異なった財務上の損益に結びつくことがあります。評価の不確実性は、評価手法やモデルの選定、評価モデルに用いられる数量的な仮定、モデルに用いられるデータや他の要素などといった様々な要素によって決定付けられます。これらの不確実性を考慮したうえで、評価の調整は行われます。通常用いられる調整としてはモデル・リザーブ、クレジット・アジャストメント、クローズアウト・アジャストメントや、保有者の取引が制限される金融商品に対する調整などの、個別の金融商品に特有な調整が使用されます。

評価の調整の水準は概して主観的なものであり、市場参加者が類似の金融商品の公正価値を決めるために用いるであろうと当社が推測する要素に基づくものとなります。用いられる調整のタイプ、それらの調整を計算するのに必要な手法、計算に用いられるデータなどは、その時々での市場の状態、新たな情報の有無によって定期的に見直されています。

例えば、ある金融商品の公正価値には、当社の資産に関する取引先の信用リスクと負債に関する自社クレジットの両方に関連した信用リスクの調整を含んでおります。金融資産の信用リスクは、担保やネットティング契約などの信用補完により、大幅に軽減されています。相殺後の信用リスクは、実際の取引先の入手可能で適用可能なデータを用いて測定されます。当社の資産に対する取引先の信用リスクを測定するのと同様の手法が、当社の負債に対する信用リスクを測定するために用いられています。

こうした時価評価モデルは定期的に市場動向に合わせて調整され、用いられるデータは最新の市場環境とリスクに応じて調整されます。グローバル・リスク・マネジメント部が評価モデルを見直し、フロントオフィスのモデルの妥当性、一貫性を独自に評価しています。モデル評価は、評価の適切性や特定の商品のセンシティブティーなど多くの要素を検討します。評価モデルは定期的に、観察可能な市場価格との比較、代替可能なモデルとの比較、リスク耐性の分析により市場環境にあわせて調整されています。

上述のとおり債券、株式、為替、コモディティ市場において変化があれば、当社の将来の公正価値の見積りに影響を与え、トレーディング損益に影響を与える可能性があります。また、金融商品の満期日までの期間が長ければ長いほど、当該モデルの基礎となる仮定を含む客観的な市場データが得にくくなることから、当社の公正価値の見積りはより主観的になる可能性があります。

信用リスクの集中

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があります。また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。当社の信用リスクは、日本国政府、米国政府、EU加盟各国政府およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して集中しております。こうした集中は一般に、トレーディング目的有価証券の保有により発生しており、連結貸借対照表上トレーディング資産に計上されています。担保差入有価証券を含む政府、地方自治体および政府系機関の債券が当社の総資産に占める割合は、平成21年3月期に26%、平成22年3月期に21%となっております。次の表は、こうした政府、地方自治体および政府系機関債関連のトレーディング資産の地域別残高内訳を示しております。デリバティブ取引の信用リスクの集中については、「注記4 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

(単位：十億円)

	平成21年3月31日				
	日本	米国	欧州	その他	合計(1)
政府債・地方債および政府系機関債	4,005	396	1,803	184	6,388

(単位：十億円)

	平成22年3月31日				
	日本	米国	欧州	その他	合計(1)
政府債・地方債および政府系機関債	2,756	1,635	2,270	232	6,893

(1) 上記金額のほかに、その他の資産 トレーディング目的以外の負債証券に国債・地方債・政府系機関債が平成21年3月期に120十億円、平成22年3月期に187十億円含まれております。これらの大部分は日本における国債・地方債・政府系機関債で構成されております。

公正価値の階層

公正価値で測定された全ての金融商品（公正価値オプションの適用により公正価値で測定された金融商品を含む）はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。金融商品は、公正価値算定に当たり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。以下のように3段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル1は、最も透明性の高いデータを有し、レベル3は最も透明性の低いデータを有しております。

レベル1

測定日現在の、当社が取引可能な活発な市場における個別の資産や負債の未調整の取引価格。

レベル2

活発でない市場における取引価格、または直接・間接を問わず観察可能な他のデータで調整された取引価格。観察可能なデータを使用する評価方法は、金融商品の価格付けに市場参加者により使用される仮定を反映しており、測定日において独立した市場ソースから入手したデータに基づいております。

レベル3

金融商品の公正価値測定に有意な観察不能なデータ。観察不能なデータを用いた評価方法は、類似の金融資産を他の市場参加者が評価する際に使用するであろうと当社が仮定する見積り、および測定日における利用可能な最善の情報に基づいて計算されます。

市場で観察可能なデータの利用可能性は、商品によって異なり、種々の要素の影響を受ける可能性があります。以下に限りますが、有意な要素には、特に商品がカスタマイズされたものである場合には市場における類似の商品の普及度、例えば新商品であるかまたは比較的成熟しているかどうかというような市場での商品の様態、例えば現在のデータが取得できる頻度および量などの市場から得られる情報の信頼性などが含まれます。市場が著しく変動している期間は、利用可能な観察可能なデータが減少する場合があります。そのような環境の下では、金融商品は公正価値評価の階層の下位レベルに再分類される可能性があります。

金融商品の分類を決定するのに用いる重要な判断には、商品が取引される市場の性質や商品が内包するリスク、市場データの種類と流動性、および類似商品で観察された取引の性質が含まれます。

評価モデルに市場においてあまり観察可能でないデータあるいは観察不能なデータを使用する場合には、公正価値の決定過程には当社の重要な判断が含まれます。そのためレベル3の金融商品の評価は、レベル1やレベル2の金融商品の評価に比べてより多くの判断が含まれます。

市場が活発であるかどうかを当社が判断するための重要な基準には、取引数、他の市場参加者による価格決定の頻度、他の市場参加者間で取引される価格の多様性、および公表された情報の量などが用いられております。

本注記中の前期に関する表は、当社が平成22年3月期に適用した編纂書820の一部の改訂以前の開示方法に準拠しております。

次の表は、毎期経常的に公正価値評価される資産および負債の平成21年3月期および平成22年3月期のレベル別の金額を示しています。

(単位：十億円)				
平成21年3月31日				
レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保と の相殺 (1)	平成21年 3月31日 残高
資産：				
トレーディング資産				
およびプライベート・エクイティ投資(2)				
エクイティ(含むプライベート・エクイティ)(3)	271	592	606	1,469
負債証券および貸付金	6,007	1,401	793	8,201
受益証券等	19	35	6	60
デリバティブ取引	638	15,581	1,691	15,967
貸付金および受取債権(5)	0	8	4	12
その他の資産	285	54	50	389
合計	<u>7,220</u>	<u>17,671</u>	<u>3,150</u>	<u>15,967</u>
負債：				
トレーディング負債				
エクイティ	413	117	1	531
負債証券	2,355	250	0	2,605
受益証券等	1			1
デリバティブ取引	722	15,192	1,424	15,724
短期借入(6)(7)	9	28	8	45
支払債務および受入預金(8)		0	1	1
長期借入(6)(7)(9)	39	485	81	443
その他の負債		1		1
合計	<u>3,539</u>	<u>16,073</u>	<u>1,351</u>	<u>15,724</u>

(単位：十億円)

平成22年3月31日

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保と の相殺 (1)	平成22年 3月31日 残高
資産：					
トレーディング資産					
およびプライベート・エクイティ投資 (2)					
エクイティ (3)	830	1,068	164		2,062
プライベート・エクイティ (3)	1	0	325		326
日本国債	2,650				2,650
日本地方債・政府系機関債	104	2	0		106
外国国債・地方債・政府系機関債	3,075	1,040	22		4,137
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	165	1,599	131		1,895
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)		110	27		137
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	0	1,015	4		1,019
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券		47	117		164
債務担保証券 (CDO)	1	32	43		76
受益証券等	29	53	10		92
現物取引合計	6,855	4,966	843		12,664
デリバティブ取引					
エクイティ・デリバティブ	851	659	62		1,572
金利デリバティブ (4)	3	11,655	134		11,792
信用デリバティブ	0	1,782	305		2,087
為替取引		701	14		715
商品デリバティブ	6	24	2		32
その他のデリバティブ	0	154	34		188
取引相手毎および現金担保との相殺				14,350	14,350
デリバティブ取引合計	860	14,975	551	14,350	2,036
小計	7,715	19,941	1,394	14,350	14,700
貸付金および受取債権 (5)	8	674	10		692
その他の資産	383	26	38		447
合計	8,106	20,641	1,442	14,350	15,839
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	1,366	196	0		1,562
日本国債	1,616				1,616
外国国債・地方債・政府系機関債	2,334	426			2,760
銀行および事業会社の負債証券		257	0		257
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)		2			2
現物取引合計	5,316	881	0		6,197
デリバティブ取引					
エクイティ・デリバティブ	941	790	29		1,760
金利デリバティブ (4)	3	11,519	155		11,677
信用デリバティブ	0	1,660	324		1,984
為替取引		765	16		781
商品デリバティブ	5	25	2		32
その他のデリバティブ	0	223	44		267
取引相手毎および現金担保との相殺				14,341	14,341
デリバティブ取引合計	949	14,982	570	14,341	2,160
小計	6,265	15,863	570	14,341	8,357
短期借入 (6)(7)		101	9		110
支払債務および受入預金 (8)		0	0		0
長期借入 (6)(7)(9)	91	1,521	127		1,485
その他の負債	3	3			6
合計	6,359	17,488	452	14,341	9,958

- (1) デリバティブ資産および負債の取引相手毎の相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 公正価値が実務上の簡便法として1株当たり純資産価額で計算された事業体への投資を含んでおります。
- (3) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (4) 金利リスクおよび為替リスクの双方を参照するデリバティブを含んでおります。
- (5) 公正価値オプションを選択した貸付金を含んでおります。
- (6) 公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
- (7) 区分処理されている発行済み仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、当社にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。
- (8) 区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、当社にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。
- (9) 売却取引ではなく金融取引として会計処理された担保付金融取引によって認識される負債を含んでおり、当該負債について公正価値オプションを選択しております。

主要な金融資産・金融負債の評価方法

金融資産・金融負債の公正価値評価額推定に当たって当社によって用いられた主要金融商品種別毎の評価方法、および公正価値階層帰属先決定にあたって有意となったデータは、以下の通りです。

エクイティ：エクイティは上場・非上場のエクイティ証券およびファンド投資を含みます。上場証券は取引の活発な市場における同一証券の取引価格が利用可能であればそれを用いて評価されます。そのような評価は市場慣行に即していなければならず、そのため適用できる場合はビッド価格・オファー価格もしくは仲値に基づきます。当社は、取引の活発な市場であるかどうかは、証券取引の量が十分にあるか、その取引頻度が高いかによって判断しております。これら証券がレベル1の階層に分類される場合、公正評価額の調整は行われません。これは当該銘柄において当社が多額の「ブロック」ポジションを保有しており、その全ポジションを取引価格にて処分することができないと見込まれる場合においても同様です。取引の不活発な市場で取引されている上場エクイティは、取引所価格に対し流動性・ビッド・オファー・スプレッドを反映させた価格にて評価され、レベル2に分類されます。非上場エクイティは後述のプライベート・エクイティ投資と同様の評価手法を用いて評価され、その公正価値推定にあたって当社独自の判断を含む為、通常レベル3に分類されます。ファンド投資については通常、実務上の簡便法として1株当たり純資産価額を用いて評価しております。毎日公表される1株当たり純資産価額を用いて評価されている、取引所で取引される投資信託証券はレベル1として分類されています。当社が運用会社に対し貸借対照表日当日あるいは相当の期間内で1株当たり純資産価額にて解約可能なファンド投資はレベル2として分類されています。当社が相当な期間内で解約することができない場合、あるいは解約可能かどうか不明な場合は、レベル3として分類されます。

プライベート・エクイティ投資：公正価値評価されている未上場プライベート・エクイティ投資の評価は、こうした投資については元来透明性のある価格があるわけではないため、当社独自の重要な判断が求められます。プライベート・エクイティ投資は当初は公正価値であると見積もられた取得価額で計上されます。第三者取引事例などで価格の変動が明らかかな場合には、帳簿価額は調整されます。第三者取引が存在しない場合でも、予想される出口価格が帳簿価額と異なると判断された場合は、帳簿価額を調整することがあります。こうした決定に際しては、投資先から生じる予測将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストにより割り引いた値に基づく内部評価モデル、またはEV/EBITDAや株価収益率、株価潜在価値比率や当社の財務諸表中の数値と比較可能な他社の価格との関係に基づいて計算された多様な評価などを用いた、評価比較可能な市場データに基づくマルチプル法を使用します。可能な場合にこれらの評価は、予算または見積もりと対比した会社や資産にかかる営業キャッシュ・フローおよび財務業績、類似の公開企業の株価や利益数値、業種または地域内の傾向、およびその投資に関連する特定の権利または条件（例えば転換条項や残余財産分配優先権）と比較されます。プライベート・エクイティ投資は通常レベル3に分類されます。

国債、地方債ならびに政府系機関債：日本を含むG7の政府の発行する国債は取引所価格、ブローカーやディーラー気配、あるいはこれらに代替し得る価格情報を用いて評価されています。これらの証券は活発な取引のある市場にて取引されているものとみなされ、したがって公正価値階層においてはレベル1に分類されており、G7以外の政府が発行する国債、また政府系機関債および地方債についてはG7国債同様の価格情報を用いて評価されていますが、これら債券が取り引きされるマーケットが活発な取引のある市場の条件を満たさないと考えられる為、通常レベル2に分類されています。一部のG7以外の政府が発行する証券については、活発な取引のある市場にて取引され、レベル1に分類するに足る十分な情報が流動性のある取引所や複数の情報源に存在するため、レベル1に分類されることもあります。一部の証券については、取引が散発的にしか行われず、情報が不足していることから、レベル3に分類されています。

事業会社の負債証券：事業会社の負債証券の評価については、主として内部モデルが用いられております。内部モデル評価に用いられるデータには、当該証券あるいは類似証券の取引価格や直近の取引事例、利回り曲線、アセット・スワップ・スプレッド、クレジット・デフォルト・スプレッドが含まれます。これらモデルに用いられるデータは通常観察可能であることから、多くの事業会社の負債証券がレベル2に分類されています。一部の事業会社の負債証券はレベル1に分類されることがあります。なぜなら、活発な取引のある市場にて取引され、流動性のある取引所や複数の情報源からの十分な情報があり、当該商品の評価するための未調整の取引価格によって評価されているからです。一部証券においては、取引が散発的でありかつレベル2に分類するには価格情報が不足していることから、レベル3に分類されることがあります。

商業不動産ローン担保証券(CMBS)/住宅不動産ローン担保証券(RMBS)：CMBSおよびRMBSの公正価値評価は取引所価格、最近の市場取引または比較可能な市場指数を参照して推定されています。CMBSおよびRMBSは、全ての有意なデータが観察可能であればレベル2に分類されます。一部資産クラスについては、直接的な価格データソースあるいは比較可能な指数が存在しないことから、複数の指数を組み合わせることで評価がなされています。これらの証券はレベル3として分類されています。

モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券：その他のモーゲージ担保証券の公正価値評価は取引所価格、最近の市場取引または比較可能な市場指数を参照して推定されています。有意なデータが観察可能である場合、当該証券はレベル2に分類されます。一部の証券は直接的な価格のソースや比較可能な証券や指標が利用できません。そのような証券はレベル3に分類されます。

債務担保証券(CDO)：CDOは、取引所価格が存在しない場合内部モデルを用いて評価されます。内部モデルを用いるに当たって使用するデータの主なものに、それぞれの信用等级付の市場スプレッドデータ、期中償還率、回収率およびデフォルト確率があります。これら使用データの一部が観察不能な場合には、一部のCDOはレベル3に分類されています。

受益証券その他：受益証券は通常1株当たり純資産価額を用いて評価されます。日々公表されている1株当たり純資産価額で評価されている上場投資信託はレベル1として分類されています。市場で取引されていない投資について、これに該当しないが、当社が投信運用会社に対し貸借対照表日現在の1株当たり純資産価額で当日あるいは相当期間内に解約し得る場合、その投信はレベル2として分類されます。当社が相当期間内に解約できないあるいは解約可能かどうか不明な場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ：上場デリバティブは通常取引所価格をそのまま調整せず使って評価されており、したがってレベル1に分類されています。取引所価格取得タイミングのずれ等の理由から取引所価格を使わないケースにおいては、レベル2となります。店頭(OTC)デリバティブは内部モデルを用い、利用可能な市場取引情報やその他の市場情報を極力参照して評価されます。利用される市場情報としては、市場価格情報、市場で成立した取引価格へのモデル調整、ブローカーやディー

ラー気配、または許容可能な価格透明性を持った代替的な価格情報ソース等があります。評価手法には予想キャッシュ・フローの現在価値単純割引算定法、ブラック・ショールズ・モデル式、モンテカルロ・シミュレーション法等があります。プレーン・バニラフォワード、スワップ、オプション等、流動性のある市場で取引されるOTCデリバティブについては、内部モデルに利用されるデータが概ね検証可能であり、内部モデルの選定に当たっても、特に当社による重要な判断を必要とせずほぼ自動的にモデルが決定されます。全ての有意な使用データが市場データによって裏づけられる場合、店頭デリバティブはレベル2に分類されます。相関係数や長期ボラティリティ、クレジット・カーブやその他有意な観察不能なデータを用いてモデル評価されたOTCデリバティブはレベル3に分類されます。当社によってレベル3に分類されたOTCデリバティブの具体的な事例には、エキゾチック金利デリバティブ、エキゾチック為替デリバティブ、エキゾチック・エクイティ・デリバティブ、また金利、為替、エクイティ・リスクを複合したエキゾチック・デリバティブおよび長期またはエキゾチックなクレジット・デリバティブが含まれます。モデル評価に際しては、市場価格へのモデル調整の他、ビッド・オフアー、流動性およびデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる当社の信用度の双方に関するクレジット・リスク等の要素を織り込む為の評価調整が行われます。

貸付金：貸付金ならびにローン・コミットメントの評価もまた、取引価格等が通常利用できないことから、主として事業会社の負債証券と同様のデータを使った内部モデルが用いられております。これら使用データの多くが観察可能である場合には、通常貸付金はレベル2として分類されますが、一部ローンについては取引が散発的であることと、レベル2に分類するに必要とされる情報が比較可能な貸付金から得られないことから、レベル3に分類されることがあります。

短期および長期借入(仕組債)：仕組債とは、当社によって発行された債券で、投資家に対し、単純な固定あるいは変動金利に変えて、株または株価指数、商品相場、為替レート、第三者の信用格付、またはより複雑な金利等の変数によって決定されるリターンが支払われるという特徴が組み込まれたものを指します。仕組債の公正価値は、もしも活発な取引のある当該債務市場の取引価格があればそれを優先的に用い、それがない場合、同等債務が資産として取引された場合における取引価格、類似債務の取引価格、類似債務が資産として取引された場合における取引価格、当社が評価日現在において同等の債務を移転するに当たって支払うあるいは同等の債務を新規に負った場合受け取ると予想される価格等を用いる複合的な評価手法を用いて評価を行っています。仕組債の公正価値は、当社の自社クレジットを反映するための調整を含んでおります。この調整は仕組債が発行され取引される市場ごとに異なる場合があります。仕組債は観察不能なデータが評価額に対し有意な影響をもたらさない限り、通常レベル2として分類されます。観察不能なデータが有意な場合、レベル3として分類されます。

担保付資金調達取引：担保付資金調達取引により認識される負債は金融資産移転取引が売却会計処理の要件を満たさず、当該取引が担保付資金調達として会計処理される場合に認識されます。この債務は、連結貸借対照表上に残存する移転された金融商品に適用された評価手法と同様の手法を用いて評価されます。したがって公正価値評価階層も、当該資産と同じレベルに分類されます。当社はこれらの債務に対して一般的な遡及義務を負わないことから、評価に当たっては当社自社クレジットを反映させる評価調整は行いません。

[前へ](#) [次へ](#)

レベル3金融資産・金融負債

レベル3の金融資産と金融負債は、市場で観察不能なデータが公正価値算定に有意な影響を与える金融商品で成り立っております。金融商品は、公正価値算定にあたり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。結果として、公正価値がレベル1のデータ、レベル2のデータならびにレベル3のデータを使用して算定されている金融商品は、評価が少なくとも一つの有意な観察不能なデータに大きく影響を受けている場合にはレベル3に分類されます。

レベル3の金融資産と金融負債は多くの場合、レベル1または2の金融商品によってリスクヘッジされております。以下の表の損益はこうしたヘッジ資産負債の損益を含んでいません。また、レベル3の金融資産と金融負債の公正価値は、市場で観察不能なデータと観察可能なデータの両方を使用して算定されます。したがって、以下の表は観察不能なデータの変動による損益と観察可能なデータの変動による損益の両方が反映されております。

次の表は、毎期経常的に公正価値評価されるレベル3の資産および負債の平成21年3月期および平成22年3月期の損益と推移を示しております。以下の表は各四半期連結会計期間の累積により作成されております。

(単位：十億円)

	平成21年3月期							平成21年 3月期 期末残高
	実現および未実現損益合計						購入(発行)/売却(償還)、および現金の授受(2)	
平成21年 3月期 期首残高	トレー ディング 損益	投資持分 証券関連 損益等 (1)	プライ ベート・ エクイ ティ投資 関連損益	金融収 益/金融 費用	実現 および 未実現 損益 合計			
資産:								
トレーディング資産および プライベート・エクイティ 投資								
エクイティ(含むプライ ベート・エクイティ)	802	113	53	0	166	31	1	606
負債証券および貸付金	783	163		2	161	26	145	793
受益証券等	21	1			1	15	1	6
デリバティブ取引(純額)	121	43			43	85	188	267
貸付金および受取債権	4	1			1	2	1	4
その他の資産	59	0	2	0	2	11	0	50
合計	1,790	235	2	53	284	114	334	1,726
負債:								
トレーディング負債								
エクイティ	1	1			1	1	0	1
負債証券		0			0	0	0	0
短期借入	15	5			5	14	16	8
支払債務および受入預金		0			0	1	0	1
長期借入	59	245			245	165	58	81
合計	43	251			251	179	42	73

(単位：十億円)

平成22年3月期								
実現および未実現損益合計								
平成22年 3月期 期首残高	トレー ディング 損益	投資持分 証券関連 損益等 (1)	プライ ベート・ エクイ ティ投資 関連損益	金融収 益/金融 費用	実現 および 未実現 損益 合計	購入(発 行)/売却 (償還)、 および現 金の授受 (2)	レベル3 への/か らの移動 (3)	平成22年 3月期 期末残高
資産：								
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資								
エクイティ	284	13		1	14	31	75	164
プライベート・エクイティ	322		10		10	7		325
日本地方債・政府系機関債	0	0			0	0		0
外国国債・地方債・政府系 機関債	34	3			3	11	4	22
銀行および事業会社の負債 証券・売買目的の貸付金	485	0		0	0	176	178	131
商業用不動産ローン担保証 券 (CMBS)	12	13			13	83	55	27
住宅用不動産ローン担保証 券 (RMBS)	12	0			0	10	2	4
モーゲージおよびその他の モーゲージ担保証券	234	9			9	126	0	117
債務担保証券 (CDO)	17	2			2	24	0	43
受益証券等	5	0			0	4	1	10
現物取引合計	1,405	12	10	1	3	250	309	843
デリバティブ取引 (純額)								
エクイティデリバティブ	9	7			7	19	2	33
金利デリバティブ (4)	69	61			61	30	1	21
信用デリバティブ	187	112			112	45	49	19
為替取引	1	2			2	6	1	2
商品デリバティブ	10	5			5	6	1	0
その他のデリバティブ	9	1			1	8	8	10
デリバティブ取引(純額)合計	267	170			170	60	56	19
小計	1,672	182	10	1	173	310	365	824
貸付金および受取債権	4	1			1	0	5	10
その他の資産	50	1	1		2	10	0	38
合計	1,726	182	10	1	174	320	360	872
負債：								
トレーディング負債								
エクイティ	1	0			0	0	1	0
銀行および事業会社の負債 証券	0	0			0	0	0	0
小計	1	0			0	0	1	0
短期借入	8	7			7	11	3	9
支払債務および受入預金	1	1			1	0	0	0
長期借入	81	52			52	149	143	127
合計	73	58			58	160	147	118

(1) 連結損益計算書の収益 その他および金融費用以外の費用 その他に計上されているものを含みます。

(2) 外国為替の変動による影響を含みます。

(3) 「レベル3への / からの移動」は、資産および負債がレベル3から他のレベルに移動した四半期および他のレベルからレベル3に移動した四半期の期首現在の公正価値で記載されております。従って資産および負債が他のレベルからレベル3に移動した場合、表に当該四半期の損益は含まれ、資産および負債がレベル3から他のレベルに移動した場合、表に当該四半期の損益は含まれません。

(4) 金利リスクと為替リスクの双方を参照するデリバティブを含んでおります。

階層間の重要な移動について

当社では資産負債があるレベルから他のレベルに移動した場合、移動した四半期の期首に移動が生じたものと仮定しております。平成22年3月期の階層間の重要な移動については、下記のとおりです。

レベル1とレベル2間の移動

レベル1とレベル2間では重要な移動はありません。

レベル2とレベル3間の移動

トレーディング資産およびプライベート・エクイティ エクイティ：

ASU2009-12による編纂書820の改訂に伴い、約61十億円がレベル3からレベル2に移動いたしました。

トレーディング資産およびプライベート・エクイティ 銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金：

ASU2009-12による編纂書820の改訂に伴い、約82十億円がレベル3からレベル2に移動いたしました。特定のマーケット指標が観察可能になったため、約55十億円がレベル3からレベル2に移動いたしました。

トレーディング資産およびプライベート・エクイティ 商業用不動産ローン担保証券：

第三者による価格が観察可能となったため、約54十億円がレベル3からレベル2に移動いたしました。

デリバティブ取引（純額）：

金利デリバティブでは約53十億円がレベル3からレベル2に移動いたしました。これはデリバティブを評価する有意なデータの最も低いレベルが、レベル3からレベル2になったためです。信用デリバティブでは約42十億円が参照しているクレジットのデータがより透明性を増したため、レベル3からレベル2に移動いたしました。

金利デリバティブでは約53十億円がレベル2からレベル3に移動いたしました。これはデリバティブを評価する有意なデータの最も低いレベルが、レベル2からレベル3になったためです。金利デリバティブではレベル2からレベル3への移動により、移動が生じた四半期で5十億円の損失を認識しております。

長期借入：

仕組債のうち約154十億円が、参照資産が観察可能となったためにレベル3からレベル2に移動いたしました。

以下の表は当社がレベル別の金額のうちレベル3として分類し、貸借対照表日現在で保有している金融資産および負債に関連する平成21年3月期、平成22年3月期の未実現損益であります。

(単位：十億円)

	平成21年3月期				
	トレーディング損益	投資持分証券関連損益等(1)	プライベート・エクイティ投資関連損益	金融収益/金融費用	未実現損益合計
資産：					
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資					
エクイティ(含むプライベート・エクイティ)	4		85	0	81
負債証券および貸付金	135				135
受益証券等	1				1
デリバティブ取引(純額)	64				64
貸付金および受取債権	5				5
その他の資産	1	4	0		3
合計	74	4	85	0	155
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	0				0
負債証券	0				0
短期借入	2				2
支払債務および受入預金	0				0
長期借入	140				140
合計	142				142

(単位：十億円)

平成22年3月期

	トレーディング 損益	投資持分証 券関連損益 等(1)	プライベート ・エクイ ティ投資関 連損益	金融収益/ 金融費用	未実現損益 合計
資産：					
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ 投資					
エクイティ	2			1	1
プライベート・エクイティ			4		4
日本地方債・政府系機関債	0				0
外国国債・地方債・政府系機関債	2				2
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	37				37
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	2				2
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	0				0
モーゲージおよびその他のモーゲージ担保証券	7				7
債務担保証券 (CDO)	3				3
受益証券等	1				1
現物取引合計	36		4	1	39
デリバティブ取引 (純額)					
エクイティ・デリバティブ	39				39
金利デリバティブ (2)	7				7
信用デリバティブ	64				64
為替取引	0				0
商品デリバティブ	0				0
その他のデリバティブ	8				8
デリバティブ取引 (純額)合計	26				26
小計	10		4	1	13
貸付金および受取債権	1				1
その他の資産		1			1
合計	9	1	4	1	11
負債：					
トレーディング負債					
銀行および事業会社の負債証券	0				0
小計	0				0
短期借入	6				6
支払債務および受入預金	1				1
長期借入	66				66
合計	61				61

(1) 連結損益計算書の収益 その他および金融費用以外の費用 その他に計上されているものを含みます。

(2) 金利リスクと為替リスクの双方を参照するデリバティブを含んでおります。

平成22年3月期において市場環境は改善いたしました。一部の資産は依然流動性が欠如しており、当社の金融商品の評価において有意となる一部のデータの観察可能性に影響を与えております。それらのデータは一部の為替の変動率、一部のクレジット・スプレッドを含みます。

上述のとおり、レベル3の金融資産負債の評価は、市場で観察できない一部の有意なデータによって決まります。取引が活発ではない市場の共通の特徴には、少ない金融商品の取引件数、直近のものでない取引価格提示、時間外もしくはマーケットメーカーの提示値では相当価格が異なっている市場での取引価格、少ない公開情報、などが含まれます。観察不能なデータには、デリバティブ取引ではボラティリティ・リスクや相関リスク、信用に関連する商品や貸付金ではリファイナ

ンスに必要な期間や回収率、資産担保証券化商品では担保価値に影響を及ぼすマクロ経済環境などが含まれております。

仮にレベル3の金融商品の評価に確定的な根拠が利用できない場合は、公正価値は市場にある他の同等の商品を参考として計算されます。特定のレベル3の金融商品とベンチマークに適用される金融商品の相関は、観察不能なデータとして考えられます。市場で観察不能なデータを適切に評価するために使われるその他の手法では、同業者間の価格のコンセンサスデータ、過去のトレンド、観察可能な市場データからの推定、他の市場参加者が同種の商品の評価に使用する他の情報を考慮します。

上述した不確実性により、レベル3の金融商品の公正価値には幅があると考えられます。こうした金融商品の個別の評価は、当社が定めた評価方針および手続きに則り、市場環境一般に対する経営判断に基づいて行われます。合理的に考えられる代替的な仮定をレベル3の金融商品の評価に用いた場合には、公正価値に大きな影響が生じることになります。

前述のとおり、レベル3の金融資産負債は多くの場合レベル1またはレベル2の金融商品によってヘッジされております。平成21年3月期の経営成績に対して、レベル3の資産から生じた損失284十億円は重要な影響を与えましたが、かかる影響はレベル3の負債から生じた収益251十億円と、当社の流動性と資金調達の管理により軽減されています。平成22年3月期の経営成績におけるレベル3の資産から生じた損益は174十億円の損失となりましたが、これによる経営成績への影響は上記のヘッジ損益等により相当程度減殺されており、また当社の流動性と資金調達の管理には重要な影響がありませんでした。

資産の評価が市場全体のセンチメント、信用、金利、為替、相関リスクを含むがこれらに限定されるわけではない様々な要素により変動することに伴い、現在の評価額は市場の状況が悪化した場合、下落することがあり得ます。一方、状況が改善した場合レベル3資産の評価が改善することが予想されます。

1 株当たりの純資産価額を計算する事業体への投資

通常の営業活動の中で当社は、投資会社の定義に該当するもしくは類似する非連結の事業体でありながら容易に確定し得る公正価値を有しない事業体に投資しております。それらの投資の一部は実務上の簡便法として公正価値を1株当たり純資産価額で算定しております。それらの投資のいくつかは換金時に1株当たり純資産価額とは異なる価格で換金されます。

次の表は、1株当たり純資産価額が計算または開示されているそれらの投資に関する情報を、ビジネスの性質やリスクによって主要なカテゴリー別に示しております。

(単位：十億円)

	平成22年3月31日			
	公正価値(1)	コミットメント残高(2)	償還頻度(3) (現在償還可能なもののみ)	償還通知時期(4)
ヘッジファンド	156	1	週次・月次	前日-90日
ベンチャーキャピタル	2	0		
プライベート・エクイティ・ファンド	59	24	四半期	30日
リアル・エステート・ファンド	12	14		
合計	<u>229</u>	<u>39</u>		

(1) 公正価値は通常、実務上の簡便法として1株当たり純資産価額を用いて定められております。

(2) 投資先に当社が支払わなくてはならない契約上のコミットメント残高を示しております。

(3) 当社が投資の繰上償還等を受けられる頻度を示しております。

(4) 償還が可能になる前に義務付けられている通知の時期を示しております。

ヘッジファンド:

このカテゴリーには、様々な資産クラスに亘ったファンドに投資するファンド・オブ・ファンズを含みます。当社はこうしたヘッジファンドにリンクする仕組債を発行するビジネスなどを行っており、こうしたケースでは結果としてリスクの多くがパス・スルーされています。このカテゴリーの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を通常用いて見積もられております。大部分のファンドは6ヶ月以内に償還することができますが、契約上の理由、流動性および償還制限などのため6ヶ月以内に償還することができないファンドもあります。償還停止中あるいは清算中のファンドには第三者への譲渡に制限が設けられているものが含まれており、償還時期については見積もることはできません。

ベンチャーキャピタル:

このカテゴリーは、主にスタートアップのファンドを含んでおります。このカテゴリーへの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を通常用いて見積もられております。大部分のファンドは6ヶ月以内に償還することができません。償還停止中あるいは清算中のファンドの償還時期については見積もることはできません。また、これらのファンドには第三者への譲渡に制限が設けられているものが含まれております。

プライベート・エクイティ・ファンド:

これらのファンドはヨーロッパ、アメリカ、日本の様々な業界に投資をしております。このカテゴリーの一部の投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて見積もられております。それらのファンドの多くは中途償還に制限が課されています。これらのファンドには第三者への譲渡に制限が設けられているものが含まれております。

リアル・エステート・ファンド:

このカテゴリーは、商業用不動産やその他の不動産への投資を含んでおります。このカテゴリーの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を通常用いて見積もられております。それらのファンドの多くは中途償還に制限が課されています。これらのファンドには第三者への譲渡に制限が設けられているものが含まれております。

[前へ](#) [次へ](#)

金融商品の公正価値オプション

当社は編纂書815「デリバティブとヘッジ」（以下、「編纂書815」）および編纂書825で容認された公正価値オプションを選択することにより公正価値で測定された特定の適格の金融資産と金融負債を有しております。当社が適格項目について公正価値オプションを選択した場合、当該項目の公正価値の変動は、連結損益計算書において認識されます。公正価値オプションの選択は通常、その商品に対する会計上の取り扱いを改定させる事象が生じた場合を除いて、変更することはできません。

当社が公正価値オプションを適用している主な金融資産と金融負債および適用趣旨は以下のとおりであります。

- ・公正価値ベースでリスク管理をしている貸付金。当社は、貸付金とリスク管理目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる連結損益計算書上の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。
- ・公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していた投資で、恒久的に保有する目的ではなく、値上がり益や配当収入を得る目的で保有され、出口戦略を有する投資。当社はこれらの投資目的をより忠実に連結財務諸表に反映させるために公正価値オプションを選択しております。
- ・編纂書860の規定上、金融資産の譲渡が担保付金融取引として処理される金融負債。当社は、公正価値オプションを選択しない場合に生じる連結損益計算書上の変動を軽減する目的で、公正価値オプションを選択しております。当該取引に伴う金融資産については、当社のエクスポージャーが通常ないもしくはある場合も少額ではあるものの、連結貸借対照表に公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。
- ・平成20年4月1日以後に発行されたすべての仕組債、仕組債および仕組債のリスク軽減目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる連結損益計算書の変動を軽減することを主に目的として公正価値オプションを選択しております。また、同様の目的により連結変動持分事業体が発行した社債や平成20年4月1日以前に発行された一部の仕組債に対しても、公正価値オプションを選択しております。

公正価値オプションを適用した金融商品から生じる利息および配当金は、その商品の特性に応じて、市場価格の変動損益の一部となる場合は収益 トレーディング損益に、そうでない場合には金融収益または金融費用に計上されます。

以下の表は、平成21年3月31日および平成22年3月31日において、公正価値オプションを使って公正価値で測定されている金融商品の公正価値変動による損益を表示しております。

(単位：十億円)

	平成21年3月期	平成22年3月期
	トレーディング損益	トレーディング損益
資産：		
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資(1)		
トレーディング資産	2	1
プライベート・エクイティ	0	0
貸付金および受取債権	0	8
合計	2	7
負債：		
短期借入(2)	7	3
長期借入(2)(3)	259	147
合計	266	150

(1) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。

(2) 公正価値オプションを選択した仕組債とその他の金融負債等を含んでおります。

(3) 金融資産の移転が譲渡に該当しないため、担保付金融取引として取り扱われることに伴い認識される負債を含んでおります。

当社は普通株式への出資比率が45.5%である株式会社足利ホールディングスへの投資に対して公正価値オプションを適用し、連結財務諸表上トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資 プライベート・エクイティ投資に含めております。日本会計原則に基づく足利ホールディングスの平成21年3月期業績は、収益合計83十億円、費用合計110十億円、当期純損失7十億円となりました。平成21年3月末の総資産および総負債は、それぞれ4,921十億円と4,726十億円となっております。日本会計原則に基づく足利ホールディングスの平成22年3月期業績は、収益合計118十億円、費用合計93十億円、当期純利益25十億円となりました。平成22年3月末の総資産および総負債は、それぞれ4,990十億円と4,755十億円となっております。

当社は公正価値オプションを適用した一部の金融負債に対する自社クレジットの変化による影響額を、観察可能な自社クレジット・スプレッドの変動を反映したレートで将来キャッシュ・フローを割り引くことにより計算しております。公正価値オプションを適用した金融負債に関して、自社クレジットの変化に起因する平成21年3月期の損益は、主にクレジット・スプレッドの拡大により73十億円の収益、平成22年3月期の損益は、主にクレジット・スプレッドの縮小により64十億円の損失となりました。

また、公正価値オプションを適用した金融資産の商品固有の信用リスクに関しては、重要な影響はありませんでした。

公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して、平成21年3月期では1十億円上回っており、また、公正価値オプションを選択した長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額を14十億円下回っております。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上延滞が生じたものはありませんでした。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して、平成22年3月期では1十億円上回っており、また、公正価値オプションを選択した長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額を6十億円下回っております。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上延滞が生じたものはありませんでした。

非経常的に公正価値評価される資産および負債

上述の毎期経常的に公正価値評価される金融資産および負債に加えて、当社は毎期経常的には公正価値評価されない資産および負債を有し、主に公正価値以外の方法で計測され、公正価値は減損額を認識するなど特定の場合にのみ用いられます。

平成21年3月期では、一時的にはとどまらない価値の下落のため、一部の上場持分法適用会社に対する投資の減損として100十億円の減損額が認識されており、これは連結損益計算書の金融費用以外の費用 - その他に含まれております。当該減損が認識された投資は連結貸借対照表のその他の資産 - 関連会社に対する投資および貸付金に計上されており、公正価値評価後の簿価は37十億円となります。平成22年3月期では、一時的にはとどまらない価値の下落のため、上場持分法適用会社に対する投資に対して30十億円の減損額が認識されており、これは連結損益計算書の金融費用以外の費用 - その他に含まれております。当該減損が認識された投資は連結貸借対照表のその他の資産 - 関連会社に対する投資および貸付金に計上されており、公正価値評価後の簿価は20十億円となります。公正価値は編纂書820に従い取引所価格に調整を加えず評価されています。結果として、毎期経常的には公正価値評価をされないこれらの投資に関して、レベル1に区分されるデータによって公正価値評価がなされています。

トレーディング活動

当社のトレーディング活動は主に、有価証券売買の仲介、トレーディングおよび引受け、デリバティブ商品のトレーディングおよび売買の仲介、ならびに証券金融取引で構成されております。トレーディング資産およびトレーディング負債は、トレーディング目的または他のトレーディング資産および負債のヘッジ目的で使用される有価証券等の現物商品およびデリバティブ商品で構成されております。

トレーディング損益

当社のトレーディング活動は主として顧客からの注文に伴うものでありますが、当社は、金利、債券および株式関連商品等の自己勘定取引も行っております。トレーディングにかかる収益には、自己トレーディングから生じる実現損益および未実現損益が含まれております。また当該収益には、当社の自己勘定で行う裁定取引で用いられる負債証券、持分証券、デリバティブに関する実現損益および未実現損益も含まれております。業務単位別のトレーディング損益を示した次の表は、当社が自己のトレーディング業務を管理する区分を反映させたものであります。

	(単位：百万円)	
	平成21年3月期	平成22年3月期
マーチャント・バンキング	2,660	6,028
エクイティ・トレーディング (主として株式、転換社債、ワラントおよび関連デリバティブ等のトレーディングを行う業務単位を含む)	38,660	196,252
債券等トレーディング (主として政府債、事業債、関連デリバティブおよび当社の証券業務に関連した外国為替業務のトレーディングを行う業務単位を含む)	87,019	215,144
	<u>128,339</u>	<u>417,424</u>

見積公正価値

公正価値に近似する契約額で計上された資産には、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金が含まれております。公正価値に近似する契約額で計上された負債には、短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入が含まれております。こうした金融商品は、基本的に1年以内に満期が到来するものであり、市場相場に近似した利率で付利されております。

貸付金

貸付金は公正価値オプションが選択され公正価値で評価されたものを除いて、通常当社が組成した貸付金に関する繰延収益および費用、購入した貸付金に関する未償却プレミアムもしくはディスカウント、控除されるべき貸倒引当金等の控

除により調整された価額によって測定されております。貸付金の公正価値は、貸付金の特性に基づき推計されております。取引所価格が利用可能な場合には当該市場価格を見積公正価値としております。

下記に示した表では、貸付金の帳簿価額と公正価値または見積公正価値を表示しております。帳簿価額は貸倒引当金を控除した後の金額です。

(単位：十億円)

	平成21年3月31日		平成22年3月31日	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
貸付金	516	507	1,306	1,299

長期借入

長期借入については、仕組債を含む一部の金融商品は公正価値オプションに基づき公正価値で計上されております。当該金融商品を除く長期借入は、公正価値ヘッジによるヘッジ対象とならない限り、借入金額で計上されております。長期借入の見積公正価値は利用可能な場合には取引所価格を用いることにより、または将来のキャッシュ・フローを割り引くことにより推計しております。

下記に示した表では、長期借入の帳簿価額と公正価値または見積公正価値を表示しております。

(単位：十億円)

	平成21年3月31日		平成22年3月31日	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
長期借入	5,483	5,196	7,199	6,984

[前へ](#) [次へ](#)

4 デリバティブ商品およびヘッジ活動：

トレーディング目的のデリバティブ

通常の営業活動の中で当社は、顧客ニーズの充足のためもしくは当社のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により当社に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。

当社は、通常のトレーディング活動の一環として、また一部のトレーディング目的以外の資産および負債の市場リスク管理を目的として、有価証券、外貨、金利およびその他資本市場商品にかかる先渡、先物、オプションおよびスワップ取引を含むさまざまなデリバティブ金融商品取引を行っております。

当社は、多様なデリバティブ金融商品において積極的にトレーディング業務を行っております。当社のトレーディングは、大部分が顧客ニーズに添えるものであります。当社は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を結びつける手段として多様なデリバティブ金融商品を活用しております。また当社は、顧客が市場変化に合わせてそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行っております。こうした活動を行うにあたり当社は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

先渡および先物取引は、有価証券、外貨またはその他資本市場商品を将来の特定の日に特定の価格で購入または売却する契約であり、差金授受または現物受渡により決済が行われるものであります。外国為替取引は、直物、先渡取引を含み、契約当事者が合意した為替レートでの二つの通貨の交換を伴うものであります。取引相手が取引契約上の義務を履行できない可能性および市場価格の変動からリスクが発生します。先物取引は規制された取引所を通じて行われ、当該取引所が取引の決済および取引相手の契約履行の保証を行うこととなります。したがって、先物取引にかかる信用リスクはごくわずかであると考えられます。対照的に先渡取引は、一般的に二人の当事者が相対で取り決めるものであるため、該当する取引相手の契約履行の有無に影響されることとなります。

オプション取引は、オプション料の支払を対価として、買い手に対し特定の期間または特定の日に特定の価格で金融商品をオプションの売り手から購入するかまたは当該売り手に売却する権利を付与する契約であります。オプションの売り手は、オプション料を受領し、当該オプションの原商品である金融商品の市場価格が不利な変動をするリスクを引き受けることとなります。

スワップ取引は、合意内容に基づいて二人の当事者が将来の特定の日に一定のキャッシュ・フローを交換することに同意する契約であります。契約によっては、金利と外貨とが組み合わせられたスワップ取引になる場合もあります。スワップ取引には、取引相手が債務不履行の場合に損失を被るといった信用リスクが伴っております。

こうしたデリバティブ金融商品により、当社が保有する金融商品または有価証券ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた当社の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

当社は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続により最小限にする

よう努めております。こうした金融商品にかかる信用リスクの管理は、与信審査、リスク上限の設定および監視手続きによって行われております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。当社は、経済的観点から関連する担保を考慮した上で債務不履行時のリスクの評価を行っております。さらに当社は、通常それぞれの取引相手と国際スワップ・デリバティブズ協会のマスター契約あるいはそれと同等の内容の契約（以下「マスター・ネットティング契約」）を交わしております。マスター・ネットティング契約により、倒産時の相殺権が付与され、これらの取引から生じる信用リスクを軽減させます。これらの契約により、場合によって、当社が店頭デリバティブ金融商品を取引する際に生じる未実現損益の額を編纂書210-20に従い取引相手ごとに純額表示することおよび現金担保と相殺表示することが可能となります。

平成21年3月期において、当社はデリバティブ負債に対する支払現金担保を680十億円相殺し、デリバティブ資産に対する受取現金担保を923十億円相殺いたしました。平成22年3月期において当社はデリバティブ負債に対する支払現金担保を640十億円相殺し、デリバティブ資産に対する受取現金担保を649十億円相殺しました。

トレーディング目的以外のデリバティブ

当社がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、発行済みの負債証券などのトレーディング目的以外の特定の負債の市場リスクを管理することであり、

当社は日本円もしくは外国通貨建ての固定ならびに変動金利債を発行しております。当社は通常の場合、発行社債にかかる固定金利の支払義務についてスワップ契約を締結することにより変動金利の支払義務に変換しております。当該スワップ契約の満期日はヘッジ対象となる債券の満期日に対応しております。トレーディング目的以外に使用されるデリバティブ金融商品にかかる信用リスクはトレーディング目的に使用されるデリバティブ金融商品にかかる信用リスクと同様の手法により管理統制されております。

デリバティブの信用リスクの集中

次の表は、当社のOTCデリバティブ取引における信用リスクに関する金融機関への重要なエクスポージャーの集中について示したものであります。デリバティブ資産の公正価値の総額は、取引相手が契約条件に従った債務を履行できず、かつ受け入れている担保やその他の有価証券が無価値であったと仮定した場合に当社が被る最大限の損失を示しております。

(単位：十億円)

平成21年3月31日				
	デリバティブ資産の 公正価値の総額	マスター・ネットイン グ契約に基づく 取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額 に対する 担保の相殺額	信用リスクに対する エクスポージャー純額
金融機関	13,511	11,962	887	662

(単位：十億円)

平成22年3月31日				
	デリバティブ資産の 公正価値の総額	マスター・ネットイン グ契約に基づく 取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額 に対する 担保の相殺額	信用リスクに対する エクスポージャー純額
金融機関	12,340	11,353	594	393

デリバティブ活動

トレーディング目的のデリバティブは連結貸借対照表上、正の公正価値、負の公正価値を有しているかどうかに応じてトレーディング資産またはトレーディング負債に計上されております。主契約である負債から区分処理された組込デリバティブは契約の満期日に応じて短期借入または長期借入に計上されております。トレーディング目的以外のデリバティブ、すなわちヘッジ活動に関するデリバティブは正の公正価値、負の公正価値を有しているかどうかに応じてトレーディング資産またはトレーディング負債に計上されています。

次の表では、デリバティブの想定元本と公正価値により、当社のデリバティブ活動の規模を示しております。それぞれの金額は、取引相手毎のデリバティブ資産およびデリバティブ負債の相殺前、およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺前の金額となっております。

(単位：十億円)

	平成21年3月31日			
	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	想定元本	公正価値	想定元本 (1)	公正価値 (1)
トレーディングに関するデリバティブ取引				
エクイティ・デリバティブ	8,286	878	8,963	860
金利デリバティブ (2)	186,151	11,195	192,117	10,421
信用デリバティブ	49,587	5,512	49,409	5,137
為替取引	28,799	270	15,193	405
商品デリバティブ	70	23	68	23
その他のデリバティブ	904	32	794	30
合計	<u>273,797</u>	<u>17,910</u>	<u>266,544</u>	<u>16,876</u>
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引 (3)				
金利デリバティブ	646	18	94	1
合計	<u>646</u>	<u>18</u>	<u>94</u>	<u>1</u>

(単位：十億円)

	平成22年3月31日			
	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	想定元本	公正価値	想定元本 (1)	公正価値 (1)
トレーディングに関するデリバティブ取引				
エクイティ・デリバティブ	19,051	1,572	18,391	1,681
金利デリバティブ (2)	343,809	11,765	337,263	11,385
信用デリバティブ	33,531	2,087	35,816	1,984
為替取引	65,370	715	63,090	780
商品デリバティブ	387	32	338	32
その他のデリバティブ	24,362	188	22,600	267
合計	<u>486,510</u>	<u>16,359</u>	<u>477,498</u>	<u>16,129</u>
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引				
金利デリバティブ	1,030	27	472	3
合計	<u>1,030</u>	<u>27</u>	<u>472</u>	<u>3</u>

(1) 編纂書815に基づき区分処理された組込デリバティブの金額を含んでおります。

(2) 金利リスクおよび為替リスクの双方を参照するデリバティブを含んでおります。

(3) ヘッジ活動に関するデリバティブは正の公正価値、負の公正価値を有しているかどうかに応じてその他の資産またはその他の負債に計上されています。

次の表は連結損益計算書に含まれるデリバティブ関連の損益を表しております。当社は前第4四半期連結会計期間から
編纂書815に含まれた指針を適用しました。

(単位：十億円)

	前第4四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
	トレーディング損益
トレーディングに関するデリバティブ取引 (1)	
エクイティ・デリバティブ	15
金利デリバティブ (2)	86
信用デリバティブ	41
為替取引	175
商品デリバティブ	0
その他のデリバティブ	3
合計	36

(単位：十億円)

	平成22年3月期
	トレーディング損益
トレーディングに関するデリバティブ取引 (1)	
エクイティ・デリバティブ	326
金利デリバティブ (2)	254
信用デリバティブ	307
為替取引	124
商品デリバティブ	1
その他のデリバティブ	17
合計	413

(1) 組込デリバティブのトレーディング損益を含んでおります。

(2) 金利リスクおよび為替リスクの双方を参照するデリバティブを含んでおります。

(単位：十億円)

	前第4四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
	金融収益/金融費用
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引	
金利デリバティブ	2
合計	2
ヘッジ対象の損益	
長期借入	2
合計	2

(単位：十億円)

	平成22年3月期
	金融収益/金融費用
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引	
金利デリバティブ	14
合計	14
ヘッジ対象の損益	
長期借入	14
合計	14

信用リスクに関する偶発事象に関する要項を含んだデリバティブ

当社は信用リスクに関する偶発事象についての要項を含んだ店頭デリバティブやその他の契約を結んでいます。これらの契約は当社の長期信用格付けの引き下げといった信用リスクに関わる事象が発生した場合に追加担保やポジションの決済を求めることがあります。

平成21年3月期では、負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は1,578十億円となり、629十億円の担保を差し入れております。当社の長期格付けが1ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入もしくは取引を決済するために求められる金額は13十億円です。平成22年3月期の負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は1,559十億円となり、848十億円の担保を差し入れております。当社の長期格付けが1ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入もしくは取引を決済するために求められる金額は29十億円です。

クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブとは、その原商品の一つあるいは複数、ある特定（もしくは複数）の参照企業の信用リスク、もしくは企業群の信用リスクに基づく指数に関連するデリバティブ商品であり、契約に特定されている信用事由が発生するとクレジット・デリバティブの売り手は損失を被るリスクがあります。

当社が売り手となるクレジット・デリバティブは当社が保証型の契約の保証者として、あるいはオプション型の契約やクレジット・デフォルト・スワップ、あるいはその他のクレジット・デリバティブ契約の形態においてクレジット・プロテクションを提供するものとして、第三者の信用リスクを引き受ける契約やそうした契約を内包するものであります。

当社は通常のトレーディング業務の一環として、信用リスク回避目的、自己勘定取引および顧客ニーズに対応する取引目的で、クレジット・デリバティブの買い手もしくは売り手となっております。

当社が主として使用するクレジット・デリバティブの種類は特定の第三者の信用リスクに基づき決済が行われる個別クレジット・デフォルト・スワップです。また、当社はクレジット・デフォルト指数に連動するものの販売やその他の信用リスク関連ポートフォリオ商品の発行を行っております。

契約で特定された信用事由が発生した場合、当社はクレジット・デリバティブ契約の履行をしなければなりません。信用事由の典型的な例には、参照企業の破産、債務不履行や参照証券の条件変更などがあります。

当社が売り手となるクレジット・デリバティブ契約は現金決済あるいは現物決済の契約となっております。現金決済の契約では、参照債務の不履行など信用事由の発生により支払いがなされた後は契約終了となり、当社による更なる支払い義務はなくなります。この場合、当社は通常支払いの対価としてカウンターパーティーの参照資産を受け取る権利は有しておりませんし、参照資産の実際の発行体に対して直接支払い金額を請求する権利も有しません。現物決済の契約では、信用事由発生により契約額全額が支払われた場合に対価として参照資産を受け取ります。

当社は継続的にクレジット・デリバティブのエクスポージャーをモニターし管理しています。当社がプロテクションの売り手となった場合、プロテクションの対象と同一の参照資産、あるいはプロテクションの対象となる参照資産と発行体が同一でありかつ当該資産と高い相関を有する価値変動を示すだろうと予想される資産を対象としたクレジット・プロテクションを第三者から購入することでリスクを軽減することができます。したがって、当社が売り手となったクレジット・デリバティブの支払い額を第三者からの支払いによって補填するために用いられるリコース条項としては、当該デリ

パティブ契約によってというよりむしろ、同一あるいは高い相関を有する参照資産を対象としたクレジット・プロテクションを別途購入することによる場合が最も一般的です。

当社は、購入したクレジット・デリバティブの想定元本を、下記の表中に「クレジット・プロテクション買付額」として表示しています。これらの数値は売建クレジット・デリバティブの参照資産と同一の資産に対し、第三者から購入したクレジット・プロテクションの購入額であり、当社のエクスポージャーをヘッジするものです。当社が売り手であるクレジット・デリバティブに基づいて支払いを履行しなければならなくなる場合には、通常、その金額に近い金額を購入したクレジット・プロテクションから受け取る権利が発生します。

クレジット・デリバティブで明記される想定元本額は、契約に基づき当社が支払いをしなければならない場合の最大限の金額となります。しかしながら、クレジット・プロテクションの購入に加えて、支払いが起きる可能性や支払額を減らす下記のリスク軽減要素があるため、想定元本額は通常当社が実際に支払う金額を正確に表すものではありません。

信用事由の発生可能性：当社はクレジット・デリバティブの公正価値評価をする際に、参照資産に信用事由が発生し、当社が支払いをしなければならなくなる可能性を考慮しています。当社のこれまでの経験と当社によるマーケットの現状分析に基づきますと、当社がプロテクションを提供している参照資産の全てについて一つの会計期間において同時に信用事由が発生する可能性はほとんど無いと考えています。したがって、開示されている想定元本額は、こうしたデリバティブ契約にかかる当社の実質的なエクスポージャーとしては、相当に過大な表示となっています。

参照資産からの回収価額：ある信用事由が発生した場合に、当社の契約に基づく債務額は、想定元本額と参照資産からの回収価額の差額に限定されます。信用事由が発生した参照資産からの回収価額がわずかであるにしても、回収価額はこれらの契約に基づいて支払う金額を減少させます。

当社は、当社が売り手となっているクレジット・デリバティブに関連して資産を担保として受け入れています。しかしながら、それらはクレジット・デリバティブに基づいて当社が支払う金額の回収に充てられるのではなく、相手方の信用事由の発生により、契約に基づいた当社への支払い対して生じる経済的な損失リスクを軽減するためのものです。担保提供義務は個別契約ごとではなくカウンター・パーティーごとで決定され、また通常クレジット・デリバティブだけではなく全ての種類のデリバティブ契約を対象としております。

平成21年3月期と平成22年3月期の当社が売り手となるクレジット・デリバティブの残高および同一参照資産のクレジット・プロテクションの買付金額の残高は以下のとおりであります。

(単位：十億円)

帳簿価額(1) (資産)/負債	平成21年3月31日						想定元本額 クレジット・プロ テクション買付額
	潜在的な最大支払額または想定元本額					満期年限	
	計	1年以内	1～3年	3～5年	5年超		
クレジット・デフォルト・スワップ(個別)	1,014	9,711	938	2,282	5,337	1,154	9,067
クレジット・デフォルト・スワップ(指数)	2,962	32,963	628	8,808	17,795	5,732	32,919
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品	1,044	5,178	45	921	2,561	1,651	4,915
クレジット・リスク関連オプションおよびスワプション	2	8		8			8
合計	5,022	47,860	1,611	12,019	25,693	8,537	46,909

(単位：十億円)

帳簿価額(1) (資産)/負債	平成22年3月31日						想定元本額 クレジット・プロ テクション買付額
	潜在的な最大支払額または想定元本額					満期年限	
	計	1年以内	1～3年	3～5年	5年超		
クレジット・デフォルト・スワップ(個別)	377	14,659	104	3,249	5,741	5,565	12,988
クレジット・デフォルト・スワップ(指数)	174	13,319	51	1,801	4,693	6,774	11,837
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品	135	3,874		566	1,856	1,452	2,208
クレジット・リスク関連オプションおよびスワプション	0	7		5		2	5
合計	68	31,859	155	5,621	12,290	13,793	27,038

(1) 帳簿価額は、取引相手毎または現金担保との相殺前のデリバティブ取引の公正価値であります。

次の表は当社が売り手となるクレジット・デリバティブの参照資産の外部格付ごとの情報を表しております。格付は、Standard & Poor'sによる格付、同社による格付がない場合はMoody's Investors Serviceによる格付、両社による格付がない場合にはFitch Ratings Ltdまたは株式会社日本格付研究所による格付を使用しております。クレジット・デフォルト・スワップ(指数)についてはポートフォリオまたは指数に含まれる参照企業の外部格付の加重平均を使用しております。

(単位：十億円)

平成21年 3月31日							
潜在的な最大支払額または想定元本額							
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他(1)	合計
クレジット・デフォルト・スワップ(個別)	227	591	2,619	3,537	1,540	1,197	9,711
クレジット・デフォルト・スワップ(指数)	471	557	16,069	11,979	735	3,152	32,963
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品						5,178	5,178
クレジット・リスク関連オプションおよびスワプション						8	8
合計	698	1,148	18,688	15,516	2,275	9,535	47,860

(単位：十億円)

平成22年 3月31日							
潜在的な最大支払額または想定元本額							
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他(1)	合計
クレジット・デフォルト・スワップ(個別)	668	922	4,469	4,912	2,201	1,487	14,659
クレジット・デフォルト・スワップ(指数)	967	351	5,998	3,987	350	1,666	13,319
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品	23					3,851	3,874
クレジット・リスク関連オプションおよびスワプション				2		5	7
合計	1,658	1,273	10,467	8,901	2,551	7,009	31,859

(1) その他には、参照資産の外部格付が投資不適格であるものおよび参照資産の外部格付がないものが含まれております。

[前へ](#) [次へ](#)

5 プライベート・エクイティ事業：

当社のプライベート・エクイティ投資は、主に日本国内および欧州で行われております。

当社は平成19年4月1日より編纂書946を適用いたしました。その結果、当社が議決権モデルあるいは変動持分モデルに基づいて連結している特定の事業体で、編纂書946の規定に適合する投資会社（以下「投資子会社」）が行うプライベート・エクイティ投資は、公正価値評価されており、その変動は連結損益計算書に計上されております。それぞれの投資子会社によって適用される投資会社会計は連結財務諸表に引き継がれております。

これらの事業体は、当社の戦略的な事業上の利益のためではなく、投資先企業価値の増加、金利配当収入あるいはその両方のためにプライベート・エクイティ投資を行っております。当社の投資方針に従って、グループ内の非投資会社はその投資が連結または持分法適用となる場合に、非中核事業を行っている事業体に投資を行うことはできません。そのような投資は通常投資子会社のみ認められています。非中核事業は、当社の事業セグメントで行う活動以外の事業と定義されます。

当社の連結子会社の中には、非投資会社であるが、当社の中核事業を行っている事業体に投資を行っているものがあります。これらの投資は、投資先企業価値の増加や金利配当収入あるいはその両方を目的として行われており、公正価値オプションの適用またはその他の米国会計原則の要請により、公正価値で評価されています。

日本国内のプライベート・エクイティ事業

当社は、日本国内において、主に100%子会社であるNPFを通じて、確立したプライベート・エクイティ事業を行っております。

平成12年の設立以来、NPFは21の投資先企業に投資し、16の投資先企業を売却しており（一部売却を含む）、平成21年3月31日現在および平成22年3月31日現在の投資ポートフォリオの公正価値は、それぞれ98,998百万円、104,962百万円です。

NPFは編纂書946の規定に適合する投資子会社であり、したがって平成19年4月1日の編纂書946の適用日以降は、すべての投資は公正価値で評価され、その変動は連結損益計算書に認識されております。

当社は、100%子会社である野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社（以下「NFP」）においてもプライベート・エクイティ事業を行っております。NFPは当社の中核事業を行う事業体に投資しているため、編纂書946の適用を受ける投資子会社ではありません。当社は足利ホールディングスの普通株式に対して45.5%投資しており、これらの投資について公正価値オプションを適用しております。

欧州のプライベート・エクイティ事業

欧州において、当社のプライベート・エクイティ投資は主に、以前プリンシパル・ファイナンス・グループ（以下「PFG」）により行われ、現在はテラ・ファーマにより管理されている投資（以下「テラ・ファーマ投資」）、テラ・ファーマにより管理されている他のファンドへの投資（以下「その他のテラ・ファーマ・ファンド」）およびその他の投資子会社を通じた投資（以下「その他の投資」）により構成されております。

テラ・ファーマ投資

当社は、欧州を本拠とするプライベート・エクイティ事業を推進していくにあたり、最適な体制を決定するための見直しを行い、PFGを再編成した結果、平成14年3月27日に、特定の投資先企業に対する投資を、プライベート・エクイティ事業を行う有限投資事業組合であるテラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズ I（以下「TFCP I」）に、有限投資事業組合持分と引換えに拠出いたしました。TFCP Iの無限責任組合員であり、当社から独立しておりますテラ・ファーマ・インベストメンツ（GP）リミテッドは、当該投資に対する運営管理と支配を、契約上の制約により当該投資事業組合に譲渡されていないアニントン・ホールディングスplcとともに獲得しました。

平成14年3月27日以降、当社はテラ・ファーマ投資を当社の財務諸表上連結することを停止し、編纂書946に従い、これらの投資を公正価値により評価しております。

テラ・ファーマ投資は投資子会社によって保有されており、したがって当社はこれらの投資を公正価値で評価し、その変動を連結損益計算書に認識しております。

平成21年3月31日現在および平成22年3月31日現在で、当社のテラ・ファーマ投資の公正価値は、それぞれ89,762百万円、98,683百万円です。

その他のテラ・ファーマ・ファンド

テラ・ファーマ投資に加え当社は、同じくテラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズ・リミテッドが設立したプライベート・エクイティ・ファンド（以下「TFCP」）に242十億円の10%、別のプライベート・エクイティ・ファンド（以下「TFCP」）に646十億円の2%の拠出をすることになっております。

当社のTFCP に対する投資コミットメントは当初24,227百万円であり、再投資による調整を行った結果、5,033百万円に減額されております。このうち平成22年3月期末における実行済残高は、4,505百万円となっております。

また当社のTFCP に対する12,492百万円の投資コミットメントに対して、平成22年3月期末における実行済残高は、7,413百万円となっております。

TFCP およびTFCP への投資は公正価値で評価され、その公正価値の変動は連結損益計算書に計上されております。

その他の投資

当社はまた、欧州において100%子会社および第三者持分のある他の連結事業体を通じてプライベート・エクイティ投資を行っております。これらの事業体のいくつかは投資子会社であり、それらのすべての投資は公正価値で評価され、その変動は連結損益計算書に認識されております。

6 投資会社会計：

NPFを含む特定の事業体は、投資子会社であり、それらのすべての投資を公正価値で評価し、その変動を損益に認識しております。

投資会社会計が連結財務諸表に引き継がれている当社のすべての投資子会社により保有されている投資の公正価値および取得価額の合計は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成21年3月31日	平成22年3月31日
期末取得価額(1)	260,920	249,609
未実現利益(総額)	90,760	104,056
未実現損失(総額)	97,987	86,497
期末公正価値	253,693	267,168

(1) 取得価額は各投資の取得原価(買付価額)に追加投資による調整を反映したものです。

以下の表は投資子会社により保有されている投資の前期および当期の実績を要約したものであります。

	(単位：百万円)	
	平成21年3月期	平成22年3月期
期首公正価値	306,354	253,693
投資先の買付(売却)(1)	36,414	5,004
実現損益(2)	49,493	2,212
未実現損益変動額	138,568	20,691
期末公正価値	253,693	267,168

(1) 当期の新たな投資先の取得価額および追加出資または投資先の売却価額です。

(2) 実現損益は投資の売却価額と調整後取得原価の差額として計算されております。

7 担保付取引：

当社は、主に顧客のニーズを満たす、トレーディング商品在庫を利用して資金調達を行う、および決済のために有価証券を調達するという目的で、売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引ならびにその他の担保付借入を含む担保付取引を行っております。こうした取引において当社は、日本国政府および政府系機関債、モーゲージ担保証券、銀行および事業債、日本国以外の政府債、ならびにエクイティを含む担保の受け入れまたは差入れを行っております。多くの場合当社は、受け入れた有価証券について、買戻契約の担保として提供すること、有価証券貸付契約を締結することおよび売建有価証券の精算のために取引相手へ引渡しを行うことが認められております。

当社が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち当社が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値、ならびにそのうちすでに売却されもしくは再担保に提供されている額はそれぞれ以下のとおりであります。

	(単位：十億円)	
	平成21年3月31日	平成22年3月31日
当社が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち当社が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値	10,742	22,378
上記のうちすでに売却され(連結貸借対照表上ではトレーディング負債に含まれる)もしくは再担保に提供されている額	8,631	19,640

当社は、買戻契約およびその他の担保付資金調達取引の担保として、自己所有の有価証券を差し入れております。担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券(現先レガ取引分を含む)は、連結貸借対照表上、トレーディング資産に担保差入有価証券として括弧書きで記載されております。当社が所有する資産であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられているものの概要は、それぞれ以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成21年3月31日	平成22年3月31日
トレーディング資産：		
エクイティおよび転換社債	78,432	7,623
政府および政府系機関債	495,043	2,144,648
銀行および事業会社の負債証券	312,729	169,251
商業用不動産ローン担保証券(CMBS)		26,072
住宅用不動産ローン担保証券(RMBS)		704,016
モーゲージおよびその他モーゲージ担保証券		32,740
債務担保証券(CDO)		16,522
受益証券等	52	6,048
合計	886,256	3,106,920
トレーディング目的以外の負債証券	108,700	98,860
関連会社に対する投資および貸付金	35,682	35,933

上記で開示されているものを除く担保提供資産は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成21年3月31日	平成22年3月31日
貸付金および受取債権	7,408	389
トレーディング資産	3,145,982	2,275,746
建物、土地、器具備品および設備	51,153	24,947
トレーディング目的以外の負債証券	55,244	143,029
その他		12,738
	3,259,787	2,456,849

上記の資産は主にその他の担保付借入およびトレーディング目的担保付借入を含む担保付借入ならびにデリバティブ取引に関して差し入れられているものであります。トレーディング目的担保付借入については「注記12 借入」の記述を参照ください。

8 証券化および変動持分事業体：

証券化業務

当社は、商業用および居住用モーゲージ、政府発行債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。これらは、株式会社、匿名組合、ケイマン諸島で設立された特別目的会社、信託勘定などの形態をとっております。当社の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。当社は金融資産の譲渡について、編纂書860の規定に基づき処理しております。編纂書860は、当社の金融資産の譲渡について、当社がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。編纂書860は、(a)譲渡資産が譲渡人から隔離されていること(譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても)、(b)譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が適格特別目的事業体の場合において、受益持分の所有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c)譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。当社は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することがあります。当社の連結貸借対照表では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益 トレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して保有する留保持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である留保持分については当社は、最良の見積もりに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、見積もり信用損失、早期償還率、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに応じた割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関連するデリバティブ取引を行うことがあります。

以上のように、当社は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。当社が前連結会計年度および当連結会計年度において、新たに行った証券化により特別目的事業体から受け取った金額は137十億円、210十億円であり、その際の譲渡により認識した収益(損失)は203百万円、22百万円となっております。平成21年3月31日現在および平成22年3月31日現在で、継続的関与を持つ特別目的事業体に、当社が売却処理した譲渡金融資産の累計残高はそれぞれ1,122十億円、1,657十億円となっております。また、これらの特別目的事業体の平成21年3月31日現在および平成22年3月31日現在の総資産の公正価値は、それぞれ1,198十億円、1,549十億円となっており、当社はこれらの特別目的事業体に対してそれぞれ7十億円、134十億円の持分を継続的に保有しております。前連結会計年度および当連結会計年度において、これらの継続して保有している持分に関連して特別目的事業体から受け取った金額はそれぞれ1十億円、5十億円となっております。当社は平成21年3月31日現在および平成22年3月31日現在において、これらの特別目的事業体との間に、毀損した担保資産を入れ替える契約およびクレジット・デフォルト・スワップ契約をそれぞれ合計29十億円、30十億円結んでおりますが、その他契約外の財務支援は行っておりません。

次の表は、主要な経済的仮定が10%および20%不利な方向に変動した場合における、継続して保有している持分の公正価値に与える影響を表しております。

(単位：十億円)

平成22年 3月31日

重要な継続して保有している持分(1)

継続して保有している持分の公正価値	133
加重平均残存期間(年数)	4.7
期限前償還率	8.6%
10%不利な方向に変動した場合の影響額	0.6
20%不利な方向に変動した場合の影響額	1.0
割引率	4.5%
10%不利な方向に変動した場合の影響額	2.1
20%不利な方向に変動した場合の影響額	4.1

(1) 継続して保有している持分134十億円のうち、重要な継続して保有している持分133十億円のみ感応度分析を行っております。

表上では10%および20%の経済的仮定が不利な方向に変動した場合を想定しておりますが、公正価値の変動と仮定の変動は線型な関係に必ずしもないことから、一般的に正確な数値を推定することはできません。特定の経済的仮定に対する影響額は、他の全ての経済的仮定が一定であると想定し、算出しております。この理由から、経済的仮定が同時に変動した場合において、その影響額が過大または過少になる場合がございます。感応度分析はあくまでも仮説的条件に基づいたものであり、当社のリスク・マネジメントにおけるストレス・シナリオ分析を反映しているものではありません。

次の表は、金融資産を特別目的事業体に譲渡したが、編纂書860上は譲渡の要件を満たさずトレーディング資産となったもの、また、それにより担保付金融取引として会計処理されたために長期借入とされたものの、金額およびその区分を表しています。

(単位：十億円)

平成21年 3月31日

平成22年 3月31日

資産		
トレーディング資産		
株式関連商品	136	538
債券関連商品	246	205
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	84	127
長期貸付金		29
合計	466	899
負債		
長期借入	443	758

変動持分事業体

当社は通常の証券化およびエクイティ・デリバティブ業務の中で、変動持分事業体に対して金融資産の譲渡、変動持分事業体が発行したりパッケージ金融商品の引受け、売出し、販売を行っております。当社はマーケット・メーカー業務、投資業務および組成業務に関連し、変動持分事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。当社は主たる受益者として、事業会社の発行する転換社債型新株予約権付社債やモーゲージおよびモーゲージ担保証券を、リパッケージした仕組債を投資家に販売するために組成された変動持分事業体などを連結しております。当社はまた投資基準に沿って管理されている投資ファンドを、当社が主たる受益者となる場合は連結しております。

次の表は、連結財務諸表上の連結変動持分事業体の資産および負債の金額、その区分を表しております。なお、債権者は、当社に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡及権を有しておりません。

	(単位：十億円)	
	平成21年3月31日	平成22年3月31日
連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産		
現金および現金同等物	50	36
トレーディング資産		
株式関連商品	362	222
債券関連商品	52	49
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	123	46
受益証券等	8	0
デリバティブ取引	12	1
プライベート・エクイティ		1
建物、土地、器具備品および設備	51	24
その他	32	68
合計	690	447
連結貸借対照表上の変動持分事業体の負債		
トレーディング負債		
債券関連商品		12
モーゲージ担保証券	26	
デリバティブ取引	2	1
短期借入		2
長期借入	251	138
その他	28	18
合計	307	171

当社が主たる受益者ではない場合でも変動持分事業体に対し重要な変動持分を保有すること、および変動持分事業体の設立・発起に関与したものとして変動持分を保有することがあります。そのような変動持分事業体に対し、当社が保有する変動持分には、商業用および居住用不動産を担保とした証券化やストラクチャード・ファイナンスに関連した優先債、劣後債、残余持分、エクイティ持分、主に高利回りのレバレッジド・ローンや格付けの低いローン等を購入するために設立された変動持分事業体に対するエクイティ持分、変動持分事業体を利用した航空機のレバレッジド・リースまたはオペレーティング・リースの取引に関する保証および残余受益権、また事業会社の取得に関わる変動持分事業体への貸付や投資が含まれます。

次の表はそれら非連結の変動持分事業体に対する変動持分の金額と区分、および最大損失のエクスポージャーを表しております。なお、最大損失のエクスポージャーは、不利な環境変化から実際に発生すると見積もられる損失額を表したもので、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものではありません。変動持分事業体に対する当社の関与にかかわるリスクは帳簿金額、以下に記載されておりますコミットメントおよび債務保証の金額、および変動持分事業体の総資産額を上限としたデリバティブの想定元本に限定されます。しかしながら、当社は、デリバティブの想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

変動持分の種類：	(単位：十億円)					
	平成21年3月31日			平成22年3月31日		
	連結貸借対照表上 の変動持分		最大損失の エクスポ ージャー	連結貸借対照表上 の変動持分		最大損失の エクスポ ージャー
	資産	負債	資産	負債	資産	負債
トレーディング資産						
株式関連商品	84		84	98		98
債券関連商品	24		24	27		27
モーゲージおよびモーゲージ 担保証券	89		89	54		54
受益証券等	4		4	3		3
デリバティブ取引	55	0	116	2	10	34
貸付金						
短期貸付金	39		39	31		31
長期貸付金	9		9	74		74
その他	0		0	0		0
貸出コミットメント、その他債務 保証			23			8
合計	304	0	388	289	10	329

9 受取債権および支払債務：

貸付金は、主に銀行拠点における貸付金（以下「銀行業務貸付金」）、アセット・ファイナンス業務などに関連する銀行拠点以外における貸付金（以下「ファイナンス業務貸付金」）、証券業務に関連する信用取引貸付金（以下「信用取引貸付金」）および短期の資金繰りを行うインターバンク短期金融市場における対金融機関貸付金（以下「インターバンク短期金融市場貸付金」）であります。

貸倒引当金控除前の貸付金額、もしくは公正価値オプションによって公正価値評価された貸付金の種類別残高は、以下のとおりであります。

	（単位：百万円）	
	平成21年 3月31日	平成22年 3月31日
銀行業務貸付金	214,390	318,087
ファイナンス業務貸付金	191,489	855,284
信用取引貸付金	67,442	113,366
インターバンク短期金融市場貸付金	45,858	23,638
貸付金合計	519,179	1,310,375

当社は、公正価値オプションによって公正価値評価されていない顧客または顧客以外に対する貸付金に対する回収不能と見積もられる金額を貸倒引当金として計上しております。貸倒引当金の増減は、以下のとおりであります。

	（単位：百万円）	
	平成21年 3月期	平成22年 3月期
期首残高	1,399	3,765
繰入	3,089	2,214
目的使用分	318	1,637
その他	405	1,083
期末残高	3,765	5,425

純額表示される約定見返勘定残高は平成21年 3月31日現在480,182百万円、平成22年 3月31日現在95,954百万円が顧客以外に対する受取債権に含まれております。

[前へ](#) [次へ](#)

10 企業結合：

平成20年10月に当社は、リーマン・ブラザーズ（以下、「リーマン」）の日本、オーストラリアを含むアジア・パシフィック地域部門の大部分の雇用ならびに欧州・中東地域の株式・投資銀行部門の大部分および債券部門の一部の雇用等を承継しました。これらの承継には、リーマンの人員および業務上必要な特定の資産や負債の承継を含んでおりますが、リーマンの金融資産と金融負債は承継の対象外としました。これらの承継により、当社は、ホールセール・ビジネスおよび投資銀行業務をグローバルに強化していきます。

さらに、当社は、IT関連、会計関連、グローバルなリスク・マネジメント等の機能をリーマンの欧州地域部門およびアジア・パシフィック地域等に提供してきたリーマンのインドにおけるIT等のサービス関連会社Lehman Brothers Services India Private Ltd.、Lehman Brothers Financial Services (India) Private Ltd.、Lehman Brothers Structured Finance Services Private Ltd.の3社を買収しました。

これら一連の承継および買収は、当社の連結財務諸表において企業結合として認識されており、これらの事業にかかる損益は平成20年10月より当社の連結損益計算書に含まれております。なお、取得価額の取得した資産と引き受けた負債への配分は、平成21年9月末をもって全て完了しました。のれんの計上額は、平成21年3月末現在では13,018百万円見積計上されていましたが、10,206百万円増加し、平成21年9月末現在では23,224百万円で確定いたしました。この増加の理由は、おもに、取得した事業の再編にかかった費用の増加などによります。また、当社がこれらの一連の承継および買収のために支出した金額は、48,159百万円となりました。平成21年3月末現在と比べて、5,296百万円増加しており、おもに平成21年6月にインドのプライマリー・ディーラーであるLehman Brothers Fixed Income Securities Services Private Ltd.を買収したこと等によります。平成21年9月末までに、これら一連の承継および買収に関連する取得時の負債として26,241百万円計上しております。これはおもに事業の取捨選択による人件費や事務所の移転費用によるもので、平成21年3月末現在と比べて、8,958百万円増加しております。

平成21年9月末に確定し、取得日現在に認識している承継資産および負債は以下のとおりであります。

	(単位:百万円)
資産:	
現金・預金	7,815
貸付金および受取債権	1,419
建物、土地、器具備品および設備	23,016
無形資産(1)	26,420
その他	6,130
資産合計	64,800
負債:	
支払債務および受入預金	11,080
その他の負債	28,785
負債合計	39,865
純資産	24,935
取得価額(2)	48,159
のれん計上額(3)	23,224

(1) 顧客関係資産および有利なリース契約を含む償却無形資産であり、加重平均残存期間10年、残存価額 ゼロと

して計算されております。

(2) 取得価額は、承継した資産および負債に対する対価および承継に付随する直接経費等から構成されております。

(3) のれんは、リーマンの顧客基盤の融合等によってホールセール・ビジネスおよび投資銀行業務が強化拡大されることにより得られるであろう価値から算出されています。リーマンに関するのれんは事業別セグメント上、15十億円がグローバル・マーケット部門、8十億円がインベストメント・バンキング部門で、取得日現在、認識されております。なお、本邦税務上の損金処理が認められているものは8十億円であります。

また、平成21年3月期および平成22年3月期の連結損益計算書の人件費に、既存事業の取捨選択にかかる一時費用 7十億円および2十億円が含まれております。

以下の要約仮定財務情報（監査対象外）では、これら一連の承継および買収が平成19年4月1日に行われたと仮定しております。

	(単位：百万円)	
	(1株当たり情報 単位：円)	
	平成20年3月期	平成21年3月期
収益合計	2,297,185	679,920
野村ホールディングス株式会社に帰属する当期純利益（損失）	114,883	794,081
1株当たり野村ホールディングス株式会社に帰属する当期純利益（損失）（基本）	60.20	408.92
1株当たり野村ホールディングス株式会社に帰属する当期純利益（損失）（希薄化後）	60.01	410.55

要約仮定財務情報は、平成19年4月1日に承継および買収が行われたと仮定した場合の参考情報であり、実際の連結経営成績を表示しているものではなく、また将来の業績の指標となるものでもありません。

1 1 その他の資産 - その他およびその他の負債：

連結貸借対照表上のその他の資産 - その他、およびその他の負債には、以下のものが含まれております。

	(単位:百万円)	
	平成21年3月31日	平成22年3月31日
連結貸借対照表上のその他の資産 - その他		
受入担保有価証券	32,079	5,503
のれんおよびその他の無形資産	130,972	134,015
繰延税金資産	334,123	308,679
営業目的以外の投資持分証券 (2)	5,978	9,636
その他	220,091	140,913
合計	723,243	598,746
連結貸借対照表上のその他の負債: (1)		
受入担保有価証券返還義務	32,079	5,503
未払法人所得税	10,593	28,015
その他の未払費用	360,867	411,327
その他	64,035	50,138
合計	467,574	494,983

(1) 「非支配持分新指針」の適用により、前連結会計年度末の数値を組み替えて表示しております。

(2) その他の資産 その他には、トレーディングおよび事業目的以外の市場性・非市場性の投資持分証券が含まれております。これらの投資は、上場および非上場の投資持分証券で構成され、平成21年3月期には、それぞれ2,844百万円および3,134百万円、平成22年3月期には、それぞれ5,236百万円および4,400百万円が含まれております。これらの証券は、連結貸借対照表上、公正価値で評価しており、公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益 その他で認識しております。

連結貸借対照表上のその他の資産 - その他に含まれるのれんの変動は以下のとおりです。

	(単位:百万円)	
	平成21年3月期	平成22年3月期
期首残高	62,990	70,459
企業結合・企業取得による増加	14,288 (1)	13,003(3)
減損	1,362	
その他	5,457 (2)	3,644(4)
期末残高	70,459	79,818

(1) 13,018百万円は、リーマンに関連するものであり、1,270百万円は、チャイエックス・グローバル・テクノロジー(インスティネットの連結子会社)に関連するものであります。

(2) 5,393百万円は為替換算に関連するものであります。

(3) 10,206百万円は、リーマンに関連するものであり、1,193百万円は、トルク・インベストメンツ・アンド・リサーチ(インスティネットの連結子会社)に関するものであります。また、902百万円は、日興シティ信託銀行(平成22年3月1日よりNCT信託銀行に商号変更、野村信託銀行の連結子会社)に関連するものであり、702百万円は、ネクセン・エナジー・マーケティング・ロンドン(ノムラ・ヨーロッパ・インベストメントの連結子会社)に関連するものであります。

(4) 3,560百万円は為替換算に関連するものであります。

その他の償却無形資産の償却累計額控除前金額は平成21年3月31日現在59,677百万円、平成22年3月31日現在59,513百万円であります。これらの金額は、主にインスティネット、リーマンの買収および承継に関連する顧客関係のものからなり、それぞれ加重平均償却期間15年間、10年間にわたり償却いたします。その他の非償却無形資産の金額は平成21年3月31日現在8,394百万円、平成22年3月31日現在8,015百万円であります。その他の償却無形資産の償却累計額は平成21年3月31日現在7,558百万円、平成22年3月31日現在13,331百万円であります。

[前へ](#) [次へ](#)

1 2 借入：

当社の平成21年3月31日現在および平成22年3月31日現在の借入は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日
短期借入(1)：		
コマーシャル・ペーパー	318,675	484,614
銀行借入金	796,742	631,879
その他	67,957	185,171
計	1,183,374	1,301,664
長期借入：		
銀行およびその他の金融機関からの 長期借入金(2)	1,993,324	2,235,948
社債発行残高(3)		
固定金利債務：		
日本円建	923,086	1,157,449
日本円建以外	10,716	534,494
変動金利債務：		
日本円建	131,971	139,824
日本円建以外	264,925	194,427
インデックス/エクイティ・リンク債務：		
日本円建	1,436,840	1,434,094
日本円建以外	279,138	744,428
	3,046,676	4,204,716
小計	5,040,000	6,440,664
トレーディング目的担保付借入	443,028	758,397
計	5,483,028	7,199,061

(1) 担保付借入（平成21年3月31日現在17,380百万円、平成22年3月31日現在25,411百万円）を含んでおります。

(2) 担保付借入（平成21年3月31日現在29,898百万円、平成22年3月31日現在30,879百万円）を含んでおります。

(3) 担保付借入（平成21年3月31日現在171,225百万円、平成22年3月31日現在66,078百万円）を含んでおります。

トレーディング目的担保付借入

トレーディング目的担保付借入は、編纂書860に基づき売却取引ではなく、金融資産により担保され当社に遡及しない資金調達取引（譲渡取消による担保付借入）として会計処理された金融商品の譲渡に関連する負債からなっております。当該借入は、当社の資金調達を目的としたものではなく、金融資産により担保された金融商品を販売し利益を得るために行うトレーディングに関連したものであります。

長期借入は、以下の内訳からなっております。

	(単位：百万円)	
	平成21年3月31日	平成22年3月31日
提出会社の借入債務残高	1,974,286	2,674,768
子会社の借入債務残高(提出会社が保証するもの)	1,706,250	2,145,020
子会社の借入債務残高(提出会社が保証しないもの)(1)	1,802,492	2,379,273
計	5,483,028	7,199,061

(1) トレーディング目的担保付借入を含んでおります。

平成21年3月31日現在、長期借入の固定金利債務の満期の範囲は平成21年～平成35年、利率の範囲は0.10%～7.00%となっております。変動金利債務は一般にLIBOR(ロンドン銀行間取引金利)を基準としており、満期の範囲は平成21年～平成30年、利率の範囲は0.57%～3.91%となっております。インデックス/エクイティ・リンク債務の満期の範囲は平成21年～平成55年、利率の範囲は0.00%～32.70%となっております。

平成22年3月31日現在、長期借入の固定金利債務の満期の範囲は平成22年～平成68年、利率の範囲は0.10%～7.00%となっております。変動金利債務は一般にLIBOR(ロンドン銀行間取引金利)を基準としており、満期の範囲は平成22年～平成64年、利率の範囲は0.04%～3.95%となっております。インデックス/エクイティ・リンク債務の満期の範囲は平成22年～平成54年、利率の範囲は0.00%～23.95%となっております。

子会社の特定の借入契約には、当該借入が借入人の選択により満期前の特定期日に償還可能である旨の条項が含まれており、また、エクイティあるいはその他の指数に連動する商品を含んでおります。

当社は、金利および通貨リスクを管理するためにスワップ契約を締結しております。基本的にそうしたスワップ契約により、当社の発行社債は実質的にLIBORベースの変動金利債務に変換されております。長期借入の帳簿価額は公正価値ヘッジを反映するための調整を含んでおります。

借入の実効加重平均金利(一部のものについてはヘッジ効果考慮後)は、以下のとおりであります。

	平成21年3月31日	平成22年3月31日
短期借入	0.98%	0.94%
長期借入	1.56%	1.60%
固定金利債務	0.81%	2.03%
変動金利債務	1.54%	1.14%
インデックス/エクイティ・リンク債務	1.89%	1.62%

長期借入の満期年限別金額

平成21年3月31日現在の公正価値ヘッジに関連する調整および公正価値測定の対象となっている負債を含む長期借入の満期年限別金額は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)
平成22年3月期	489,472
平成23年3月期	389,742
平成24年3月期	710,933
平成25年3月期	566,685
平成26年3月期	440,053
平成27年3月期以降	2,443,115
小計	5,040,000
トレーディング目的担保付借入	443,028
合計	5,483,028

平成22年3月31日現在の公正価値ヘッジに関連する調整および公正価値測定の対象となっている負債を含む長期借入の満期年限別金額は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)
平成23年3月期	477,200
平成24年3月期	742,663
平成25年3月期	885,951
平成26年3月期	418,999
平成27年3月期	866,280
平成28年3月期以降	3,049,571
小計	6,440,664
トレーディング目的担保付借入	758,397
合計	7,199,061

借入ファシリティ

当社の未使用借入枠は、平成21年3月31日現在256,230百万円、平成22年3月31日現在172,309百万円であります。

劣後借入

劣後借入は、平成21年3月31日現在949,098百万円、平成22年3月31日現在908,755百万円であります。

転換社債

当社は、平成20年12月16日に120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）、（以下「転換社債」）を110十億円で額面発行いたしました。平成22年3月31日現在、転換社債の転換権は全て行使されました。

[前へ](#) [次へ](#)

1 3 1 株当たり当期純利益：

基本および希薄化後1株当たり当期純利益は、連結損益計算書に記載されております。1株当たり当期純利益（基本）は野村ホールディングス株式会社に帰属する当期純利益を期中加重平均株式数で割ることと求められます。希薄化後1株当たり当期純利益は、希薄化効果を有するすべての有価証券等につき、潜在的な普通株式が期中に割り当てられると仮定した調整が加えられた加重平均株式数を用いて、1株当たり当期純利益（基本）と同様に求められます。加えて、野村ホールディングス株式会社に帰属する当期純利益について関連会社が発行する希薄化効果のある有価証券等を転換させたと仮定した場合の損益への影響を反映しております。

野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり当期純利益（損失）（基本および希薄化後）の計算に用いられた金額および株式数の調整計算は以下のとおりであります。

（単位：百万円）
（1株当たり情報 単位：円）

	平成21年3月期	平成22年3月期
基本 -		
野村ホールディングス株式会社に帰属する当期純利益（損失）	708,192	67,798
加重平均株式数	1,941,906,637	3,126,790,289
野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり当期純利益（損失）	364.69	21.68
希薄化後 -		
野村ホールディングス株式会社に帰属する当期純利益（損失）	708,207	67,784
加重平均株式数	1,934,159,290	3,139,394,052
野村ホールディングス株主に帰属する1株当たり当期純利益（損失）	366.16	21.59

希薄化後1株当たり当期純利益の計算にあたり、各期における野村ホールディングス株式会社に帰属する当期純利益（損失）に対する希薄化は、関連会社が発行するストック・オプションの行使を仮定した場合の当社に帰属する持分の減少により生じております。

平成21年3月31日の希薄化後1株当たり当期純損失の計算に用いられる加重平均株式数は、新株予約権を発行する普通株式のストック・オプション（Aプラン）と株式報酬（Bプラン）により潜在株式数が減少したため、1株当たり当期純損失を増加させております。また、平成22年3月31日の希薄化後1株当たり当期純利益の計算に用いられる加重平均株式数は、新株予約権を発行する普通株式のストック・オプション（Aプラン）と株式報酬（Bプラン）により潜在株式数が増加したため、1株当たり当期純利益を減少させております。

平成21年3月31日現在266,942,428株の普通株式を購入または転換する権利を有する新株予約権および転換社債型新株予約権付社債ならびに平成22年3月31日現在12,436,800株の普通株式を購入する権利を有する新株予約権は、それぞれの期において逆希薄化効果を有しているため、希薄化後1株当たり当期純利益（損失）の計算から除いております。

[前へ](#) [次へ](#)

1 4 従業員給付制度：

当社は、世界各地でさまざまな退職給付制度を提供しております。加えて、野村証券健康保険組合（以下「健保組合」）を通じて、特定の在籍する従業員および退職した従業員に対し医療給付を行っております。

確定給付型年金制度

提出会社および国内会社の一部は、一定の受給資格を満たす従業員について、外部積立型の退職給付制度である退職年金制度を設けております。この制度からの給付は、勤続期間、退職時の年齢、従業員の選択等に基づき、年金あるいは一時金として行われております。給付額は就業規則に定められた役職、勤続期間、退職事由等に基づいて計算されております。上記年金制度に加えて、一部の国内会社は、非積立型の退職一時金制度を設けております。この制度のもとでは、原則として、勤続期間が2年以上の従業員に対し、退職時に一時金が支給されます。給付額は就業規則に定められた役職、勤続期間、退職事由等に基づいて計算されております。また退職年金制度の年金資産への拠出は、国内での基準を満たす額を毎年拠出していくという方針で行われております。平成20年12月、国内会社の一部は、外部積立型の退職年金制度と非積立型の退職一時金制度につき変更を行い、キャッシュ・バランス・プランを採用いたしました。キャッシュ・バランス・プランにおきましては、参加者はおの口の口座を与えられ、最新の給与と実勢利率により再評価された率に基づいて毎年計算された金額が、その口座に加算されます。この制度変更により、国内会社の給付債務が減少いたしました。

ほとんどの海外子会社は、確定給付型制度を、一定の従業員に対し提供しております。平成21年3月31日および平成22年3月31日現在で、前払年金費用をそれぞれ7,628百万円、4,862百万円計上しております。

期間退職・年金費用

確定給付型の退職給付制度にかかる期間退職・年金費用（純額）の主な内訳は以下のとおりであります。なお当社は、国内会社の確定給付型年金制度においては3月31日を測定日としております。

国内会社の制度

	（単位：百万円）	
	平成21年3月期	平成22年3月期
勤務費用	9,706	8,719
利息費用	5,058	4,307
年金資産の期待収益	3,543	3,023
年金数理上の損失の償却	3,260	4,735
過去勤務債務の償却	202	1,148
期間退職・年金費用（純額）	14,279	13,590

過去勤務債務の償却は、在籍する従業員の平均残存勤務期間にわたって定額法で行っております。また、予測給付債務と年金資産の公正価値のうちいずれか大きい金額の10%を超える年金数理上の損益は、在籍する従業員の平均残存勤務期間にわたって償却しております。

給付債務および制度の財政状況

次の表は、給付債務および年金資産の公正価値の変動状況および財政状況の概要を示したものであります。

国内会社の制度

	(単位：百万円)	
	平成21年3月期 および 平成21年3月31日	平成22年3月期 および 平成22年3月31日
予測給付債務の変動：		
予測給付債務期首残高	244,338	229,881
勤務費用	9,706	8,719
利息費用	5,058	4,307
年金数理上の損益	1,596	13,218
支払給付	12,533	14,423
制度変更	18,332	
その他	48	495
予測給付債務期末残高	229,881	215,761
年金資産の変動：		
年金資産の公正価値期首残高	141,685	116,484
年金資産運用収益	26,740	12,927
事業主拠出	7,303	993
支払給付	5,876	7,772
その他	112	
年金資産の公正価値期末残高	116,484	122,632
制度の財政状況	113,397	93,129
連結貸借対照表で認識された金額	113,397	93,129

確定給付型年金制度の一部変更の結果、平成20年12月31日に、予測給付債務が18,332百万円減少いたしました。また、これによる未認識過去勤務債務については、今後の勤務期間にわたって償却されていくこととなります。

国内会社の制度における累積給付債務は、平成21年3月31日現在226,615百万円および平成22年3月31日現在212,183百万円であります。

予測給付債務および累積給付債務が年金資産の公正価値を上回っている年金制度について、予測給付債務、累積給付債務および年金資産の公正価値は以下のとおりです。

国内会社の制度

(単位：百万円)

	平成21年3月期	平成22年3月期
累積給付債務が年金資産の公正価値を上回っている制度		
予測給付債務	229,881	215,761
累積給付債務	226,615	212,183
年金資産の公正価値	116,484	122,632

予測給付債務が年金資産の公正価値を上回っている制度

予測給付債務	229,881	215,761
累積給付債務	226,615	212,183
年金資産の公正価値	116,484	122,632

期間退職・年金費用（純額）の構成要素として認識されていない累積的その他の包括損益（税引前）の金額は以下のとおりです。

国内会社の制度

(単位：百万円)

	平成22年3月期
未認識年金数理上の損失	70,645
未認識過去勤務債務	15,334
合計	55,311

平成23年3月期において、期間退職・年金費用（純額）の構成要素として認識されると予想される累積的その他の包括損益（税引前）の金額は以下のとおりです。

国内会社の制度

(単位：百万円)

	平成23年3月期
未認識年金数理上の損失	3,189
未認識過去勤務債務	1,090
合計	2,099

見積り

次の表は、期末日の給付債務の現在価値を決定する際に用いられた見積り数値の加重平均を示しております。

国内会社の制度

	平成21年3月31日	平成22年3月31日
割引率	2.0%	2.2%
昇給率	2.5%	2.5%

次の表は、各年度の期間退職・年金費用を決定する際に用いられた見積り数値の加重平均を示しております。

国内会社の制度

	平成21年3月期	平成22年3月期
割引率	2.0%	2.2%
昇給率	2.5%	2.5%
年金資産の長期期待運用収益率	2.6%	2.6%

通常、当社は確定給付制度における割引率の決定に関して長期の高格付債券の指標を参考にしており、決定された割引率が、確定給付制度の債務の期間に応じて調整された後の指標を上回っていないことを確認しております。

当社は、年金資産の期待運用収益を計算するために、長期期待運用収益率を使用しております。そして、長期期待運用収益率を決定する際は、過去の金融市場の傾向が将来にわたって継続するという仮定のもと、過去の長期運用収益率の実績に基づくことを基本方針としております。

年金資産

当社は、年金給付等の支払を将来にわたり確実に行えるよう、長期的に必要な年金資産の確保を目的として運用しております。長期的な目標収益率を達成することを前提としつつも、リスクが分散されたポートフォリオを構築することにより、短期的変動を抑えた運用を目指しております。年金資産は、このポートフォリオの方針に基づいて、分散投資しております。

当社の国内会社のポートフォリオは、エクイティ（プライベート・エクイティ含む）23%、負債証券50%、生保一般勘定15%、その他12%に投資することを基本的目標としております。基本ポートフォリオは、原則として5年毎の財政再計算およびポートフォリオ策定時に設定した前提条件等に大きな変化があった時に見直しを行います。

公正価値の測定に使用されるインプットの3つのレベルの区分については、「注記3 金融商品の公正価値」に記載しております。

次の表は国内制度の年金資産の公正価値について、平成22年3月31日のレベル別の金額を資産のカテゴリー別に示しております。

国内会社の制度

年金資産：

（単位：百万円）

	平成22年3月31日			期末残高
	レベル1	レベル2	レベル3	
エクイティ	28,803			28,803
プライベート・エクイティ			892	892
日本国債	48,365			48,365
日本地方債・政府系機関債	275			275
外国国債	3,751			3,751
銀行および事業会社の負債証券		520		520
受益証券等 (1)		11,230	9,371	20,601
生保一般勘定		18,204		18,204
その他		1,221		1,221
合計	81,194	31,175	10,263	122,632

(1)主に、ヘッジファンドおよび不動産ファンドが含まれております。

[前へ](#) [次へ](#)

海外制度における年金資産の平成22年3月31日現在の公正価値は、レベル1が2,945百万円、レベル2が18,350百万円、レベル3が1,658百万円であります。

レベル1に該当する資産は、主に株式や国債で、測定日において取引可能な活発な市場における同一の資産に対する未調整の取引価格で評価しております。レベル2に該当する資産は、主に受益証券、社債および生保一般勘定であります。受益証券は、運用機関により計算された純資産価値により評価しております。生保一般勘定は、転換価格で評価しております。

次の表は、レベル3に該当する年金資産の平成22年3月期の損益と推移を示しております。

国内会社の制度

	(単位：百万円)				
	平成22年3月期				
	平成22年 3月期 期首残高	実現 および 未実現損益	購入/売却	レベル3 への/から の移動	平成22年 3月期 期末残高
プライベート・エクイティ	980	12	76	-	892
受益証券等	1,411	4	7,956	-	9,371
合計	2,391	8	7,880	-	10,263

年金資産については、ASU2009-12 を平成21年4月1日から適用しております。

海外制度における年金資産でレベル3に該当するものは不動産ファンドであり、平成21年3月31日現在の残高は1,489百万円、平成22年3月31日現在の残高は1,658百万円であります。平成22年3月期における当該資産に係る実現および未実現損益、購入および売却に重要性はありません。

キャッシュ・フロー

国内会社の制度において、退職年金制度の年金資産への拠出は、国内での基準を満たす額を毎年拠出していくという方針に基づき、平成23年3月期において13,656百万円を年金資産に対して拠出する予定であります。

今後5年間の予測給付額および6年後から10年後までの合計予測給付額は以下のとおりであります。

国内会社の制度

	(単位：百万円)
平成23年3月期	8,745
平成24年3月期	8,527
平成25年3月期	8,424
平成26年3月期	8,638
平成27年3月期	9,351
平成28年3月期～平成32年3月期	51,721

確定拠出年金制度

確定給付型年金制度に加えて、提出会社、野村證券株式会社および他の国内子会社、海外子会社の一部は確定拠出年金制度を採用しております。

国内会社の確定拠出年金制度に対する拠出費用は、平成21年3月期が1,415百万円、平成22年3月期が3,021百万円であります。

海外子会社の確定拠出年金制度への拠出費用は、平成21年3月期が4,711百万円、平成22年3月期が5,712百万円であります。

医療給付制度

提出会社および特定の子会社は、健保組合を通じ在籍する従業員および退職従業員に対し一定の医療給付も行っております。また提出会社および特定の子会社は、退職従業員に対する一定の医療給付の提供を支援しており（以下「特別制度」）、こうした退職者は全額負担条件で、すなわち1人当たり見積給付費用に基づく負担に応じることにより特別制度への加入を継続することができます。特別制度の管理が健保組合および国との共同で行われており、また特別制度の財政状況は別個に計算されていないため、特別制度は複数事業主退職後給付制度に該当します。このため、提出会社および特定の子会社は、退職者医療給付の費用のうち退職者負担により賄われない額の一部を負担しておりますが、将来の費用の引当てを行っておりません。医療給付費用は要拠出額と等しくなり、平成21年3月期が6,200百万円、平成22年3月期が5,820百万円であります。

[前へ](#) [次へ](#)

15 株式報酬制度：

提出会社は、業績向上へのインセンティブを高め、優秀な人材を確保し、株価と報酬の一部を連動させるために、株式報酬制度を採用しております。株式報酬制度には、AプランとBプランがあり、実質的に、Aプランはストック・オプション、Bプランは株式報酬に該当します。

ストック・オプション（Aプラン）

提出会社は、実質的に「ストック・オプション」といえる新株予約権を従業員等（取締役、執行役および一定の従業員）に発行しております。このストック・オプションは、付与日の2年後に受給権が確定し行使可能となり、一定事由による退職等もしくは付与日の約7年後に失効します。行使価格は、基本的に付与日における提出会社の普通株式の公正価値以上の価格となっております。

付与日の公正価値は、ブラック=ショールズのオプション価格決定モデルを用い、以下の仮定に基づき算定されております。予想ボラティリティは、提出会社の普通株式の過去のボラティリティに基づいております。予想配当利回りは、付与時の配当利回りに基づいております。付与されたオプションの予想残存期間は、過去の実績を基に決定しております。安全利子率の見積もりは、オプションの予想残存期間と等しい満期の円スワップレートに基づいております。平成21年3月期、平成22年3月期に付与したオプションの公正価値の加重平均価格は、付与日時点でそれぞれ1株当たり281円、173円でした。各年における加重平均価格の見積もりは、以下のとおりです。

	平成21年3月期	平成22年3月期
予想ボラティリティ	32.73%	40.06%
予想配当利回り	2.28%	3.25%
予想残存期間	6年	6年
安全利子率	1.43%	1.01%

ストック・オプション（Aプラン）の実施状況は以下のとおりです。

	発行済 (株式数)	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 契約残存年数 (年)
平成20年3月31日	9,000,800	1,891	4.1
付与	2,088,000	1,460	
行使	21,500	1,336	
買戻			
失効	6,000	2,045	
行使期限満了			
平成21年3月31日	11,061,300	1,645	3.7
付与	2,585,000	767	
行使			
買戻			
失効	43,500	1,457	
行使期限満了	1,166,000	1,600	
平成22年3月31日	12,436,800	1,371	3.8

平成21年3月期において行使された本源価値総額は5百万円でした。なお、平成22年3月期は行使が行われず、また、期末残高における本源価値も0円でした。

平成22年3月31日現在、発行されているストック・オプションの詳細は以下のとおりであります。

行使価格 (円)	発行済みストック・オプション			行使可能なストック・オプション	
	発行済み ストック・ オプション (株式数)	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 契約残存年数 (年)	行使可能な ストック・ オプション (株式数)	加重平均 行使価格 (円)
1,969	1,992,000	1,969	4.3	1,992,000	1,969
1,820	1,798,000	1,820	3.3	1,798,000	1,820
1,353	2,073,000	1,353	5.4		
1,337	1,230,000	1,337	0.2	1,230,000	1,337
1,330	1,247,000	1,330	1.2	1,247,000	1,330
1,167	1,516,300	1,167	2.3	1,516,300	1,167
767	2,580,500	767	6.4		
合計	12,436,800	1,371	3.8	7,783,300	1,576

平成21年3月31日および平成22年3月31日現在、行使可能なストック・オプションにかかる株式数は、それぞれ、6,972,300株および7,783,300株です。

株式報酬(Bプラン)

提出会社は、実質的に「株式報酬」といえる新株予約権を従業員等(取締役、執行役および一定の従業員)に発行しております。この株式報酬は、付与日の2年後に受給権が確定し行使可能となり、付与日の約7年後に失効します。行使価格は、1株当たり1円となっております。

株式報酬(Bプラン)の実施状況は以下のとおりです。

	発行済 (株式数)	付与日における 1株当たりの 加重平均公正価値 (円)
平成20年3月31日	12,664,500	2,260
付与	8,223,900	1,560
行使	2,779,700	2,248
買戻		
失効	561,600	1,958
行使期限満了		
平成21年3月31日	17,547,100	1,944
付与	12,524,300	618
行使	6,122,900	2,283
買戻		
失効	2,333,400	726
行使期限満了		
平成22年3月31日	21,615,100	1,211

平成22年3月期における株式報酬に関連する未認識報酬費用の合計額は、3,577百万円でした。当該費用は、1.2年の加重平均期間にわたって認識される予定です。受給権が確定した株式報酬の確定日時点の公正価値の総額は、平成21年3月期および平成22年3月期において、それぞれ5,778百万円および5,593百万円となっております。

税引前当期純利益（損失）に含まれる株式報酬制度（ストック・オプションおよび株式報酬）にかかる費用の総額は、平成21年3月期および平成22年3月期において、それぞれ16,476百万円および9,737百万円となっております。株式報酬制度にかかる税効果の金額は、平成21年3月期および平成22年3月期において、それぞれ1,045百万円、291百万円となっております。発行した株式報酬制度の希薄化についての影響は、希薄化後1株当たり当期純利益（損失）の計算に用いる加重平均発行済株式数に含まれております。平成22年3月期において株式報酬制度の行使によって受け取った現金は、6百万円であり、ストック・オプションの行使から実現した税効果は352百万円でした。

決算日後に生じた事項

平成22年4月30日、提出会社は株式報酬（Bプラン）の目的で普通株式の第34回、第35回および第36回新株予約権を当社の役員および従業員、ならびに子会社の役員および従業員に対して発行することを決議し、平成22年5月18日に発行いたしました。発行された新株予約権の総数は135,922個で、その目的である株式は13,592,200株です。行使価格は1株当たり1円となっております。第34回および第35回新株予約権については付与日の翌日から2年後、第36回新株予約権については3年後に確定し行使可能となり、7年後に失効します。

当社は、上記の株式報酬制度以外にも、当社の株価と連動させた報酬制度を採用しております。本制度の対象となる従業員等は、その支給を得るために将来の一定期間当社の従業員等として業務に従事するなどの必要があり、一定事由による退職等があった場合、支給資格を失います。平成22年4月、当社は、当社および子会社の役員および従業員に対し、当社の株価に連動した総額約662億円の報酬（平成22年4月30日時点の株価で換算、支給時までの平均期間はおよそ2年）を将来支給する旨決定いたしました。当社は将来の支給時期直前の一定期間の当社株価に連動する金額の現金またはこれに相当する額の資産等を支給します。

[前へ](#) [次へ](#)

16 法人所得税等:

連結損益計算書に記載されている法人所得税等の内訳は、以下のとおりであります。

	(単位:百万円)	
	平成21年3月期	平成22年3月期
当年度分		
国内	7,635	12,988
海外	5,142	4,599
当年度分計	12,777	17,587
繰延分		
国内	84,072	28,207
海外	441	8,633
繰延分計	83,631	19,574
法人所得税等計	70,854	37,161

平成21年3月期および平成22年3月期の法人所得税等(繰延分)の内、税務上の繰越欠損金に係る当期の税効果の認識額は、それぞれ 69,205百万円および 10,374百万円となりました。

提出会社および日本の100%子会社は、日本における連結納税制度を導入しております。この連結納税制度は、国税だけを対象としています。平成16年4月1日以降、国内の法定実効税率はおよそ41%となっております。

海外子会社は、各会社が事業を行う国の法人税率の適用を受けております。法人所得税等と会計上の税引前当期純利益(損失)との関係は、様々な税額控除、税務上認容されない特定の費用、および海外子会社に適用される税率の相違等、多様な要因の影響を受けております。

連結損益計算書に記載されている法人所得税等の負担税率と通常の法定実効税率との差異の内訳は、以下のとおりであります。

	平成21年3月期 ⁽¹⁾	平成22年3月期
通常法定実効税率	41.0%	41.0%
影響要因:		
評価性引当金の増減	27.6	6.7
益金に加算される項目	0.1	10.8
損金に算入されない費用項目	3.8	10.5
益金に算入されない収益項目	2.9	7.8
海外子会社からの配当		1.0
海外子会社の未分配所得の影響	0.7	0.1
海外子会社の所得(欠損金)に適用される税率差異	9.9	26.9
海外子会社株式等の評価減の税務上の認容見込み	7.5	
その他	0.2	0.1
実効税率	9.1%	35.3%

(1)「非支配持分新指針」の適用により、前連結会計年度の数値を組み替えて表示しております。

連結貸借対照表のその他の資産 - その他として記載されている平成21年3月31日現在334,123百万円、平成22年3月31日現在308,679百万円の繰延税金資産は、それぞれの税務管轄地における純額の将来税務上減算される一時差異および税務上の繰越欠損金にかかる税額の合計額を表しております。連結貸借対照表のその他の負債として記載されている平成21年3月31日現在34,552百万円、平成22年3月31日現在15,667百万円の繰延税金負債は、それぞれの税務管轄地における純

額の将来税務上加算される一時差異にかかる税額の合計額を表しております。

繰延税金資産および負債の内訳は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成21年 3月31日	平成22年 3月31日
繰延税金資産		
減価償却、その他の償却、および固定資産の評価	18,576	11,175
子会社・関連会社株式投資	241,506	174,529
金融商品の評価差額	232,595	268,588
未払退職・年金費用	59,064	47,786
未払費用および引当金	70,899	81,375
繰越欠損金	343,581	351,101
その他	4,303	5,160
繰延税金資産小計	970,524	939,714
控除：評価性引当金	493,906	501,554
繰延税金資産合計	476,618	438,160
繰延税金負債		
子会社・関連会社株式投資	56,398	66,218
金融商品の評価差額	59,065	46,865
海外子会社の未分配所得	5,114	5,258
固定資産の評価	22,982	19,196
転換社債の転換価格調整	28,340 (1)	
その他	5,148	7,611
繰延税金負債合計	177,047	145,148
繰延税金資産の純額	299,571	293,012

(1) 「連結キャッシュ・フロー計算書」をご参照ください。

評価性引当金は主に、税務上の繰越欠損金を有する連結子会社の繰延税金資産に対するものであります。当該子会社の損失が累積しもしくは継続して発生しているため、当社の経営者は、当該繰延税金資産は実現しない可能性がより高いと判断しております。繰延税金資産にかかる評価性引当金の推移は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成21年 3月期	平成22年 3月期
期首残高	326,634	493,906
期中の純増減額	167,272 (1)	7,648 (2)
期末残高	493,906	501,554

(1) 主に、米国子会社、欧州子会社で発生した損失にかかる繰延税金資産についての回収可能性が低いことにより評価性引当金を計上したことなどのため、海外子会社で121,273百万円、国内子会社で25,817百万円の増加となりました。また、将来実現が見込まれる損失のうち、地方税にかかる繰延税金資産について将来の実現可能性を見直した結果、繰延税金資産への引当てを行い、提出会社で、20,182百万円増加となりました。

(2) 主に、海外子会社、国内子会社で発生した損失にかかる繰延税金資産についての回収可能性が低いことにより評価性引当金を計上したため、海外子会社、国内子会社で、それぞれ8,313百万円、2,667百万円の増加となりました。また、将来の実現可能性を見直した結果、提出会社で3,332百万円の評価性引当金が減少したため、全体で7,648百

万円の増加となりました。

平成22年3月31日現在、近い将来に配当支払が予想されていない海外子会社の未分配所得の合計額1,498百万円に対して繰延税金負債の計上は行われておりません。これらすべての海外子会社の所得が配当される際の税額を見積もることは現実的ではありません。

平成22年3月31日現在、当社は、主に米国子会社、欧州子会社での営業活動から生じた1,186,873百万円の税務上の繰越欠損金を有しております。当該欠損金については、無期限に繰越が可能な474,252百万円を除き、平成22年から平成29年までに387,757百万円、平成30年以降324,864百万円が税務上の効果を失うこととなります。当社は、評価性引当金控除後の当該繰越欠損金の税効果は実現しないよりも実現する可能性の方が高いと判断しております。

編纂書740の適用日および平成22年3月31日現在、未認識税務ベネフィットはありません。また、当期において、未認識税務ベネフィットの変動、および、未認識税務ベネフィットにかかる利息および加算税はありません。未認識税務ベネフィットにかかる利息および加算税は、該当があれば、連結損益計算書の法人所得税等に表示されます。

当社は、日本の国税庁ならびに英国および米国などの主要な業務を行っている税務管轄地におけるその他の税務当局より、継続的に税務調査を受けております。当社はそれぞれの税務管轄地において追加的に徴収される可能性と連結財務諸表における影響額を定期的に評価しております。未認識税務ベネフィットに対する引当は、追加的に徴収される潜在的な可能性に十分備える金額を状況に応じて計上します。期末日以降12ヶ月の間に、未認識の税務ベネフィットが著しく増加する可能性はありますが、現時点では潜在的な結果が不確実なため、定量的に見積もることは出来ません。しかしながら、未認識税務ベネフィットの変動が当社の連結財政状態に重要な影響を与えるとは考えておりません。

当社は複数の税務管轄地において業務を行っており、移転価格税制、費用の控除可能性、外国税額控除、その他多くの問題について、それぞれの税務当局からの調査に直面しています。次の表は、当社が業務を行っている主要な税務管轄地において、税務調査が未了となっている最も古い年度を表しています。香港の税制上は、繰越欠損金がある場合、当局からの更正リスクが残るため、記載しておりません。

税務管轄地	年度
日本	平成17年 (1)
英国	平成20年
米国	平成16年

(1) 移転価格税制にかかる最も古い調査未了年度は、平成16年となります。

17 株主資本：

発行済株式数（自己株式控除後）の変動は以下のとおりであります。

	(単位：株)	
	平成21年3月期	平成22年3月期
発行済株式数（自己株式控除後）期首残高	1,906,885,059	2,604,779,843
増資による新株発行	695,172,900	800,000,000
転換社債型新株予約権付社債の転換		258,040,481
自己株式：		
取得	74,263	26,857
売却	32,162	6,328
従業員等に対する発行株式	2,801,200	6,122,900
その他の増減（純額）	37,215	121,919
発行済株式数（自己株式控除後）期末残高	2,604,779,843	3,669,044,614

日本の会社法において、配当および自己株式取得は分配可能額の範囲で行うことができます。資本剰余金および利益剰余金には日本の会社法に基づく準備金が含まれ、当該準備金の金額は分配可能額には含まれません。分配可能額は日本で一般的な会計原則および慣行に従って作成されている提出会社の個別財務諸表に基づいており、平成21年3月31日現在537,260百万円、平成22年3月31日現在546,483百万円であります。連結財務諸表には記載しているものの個別財務諸表には計上されていない米国会計原則上の調整額は、当該分配可能額に影響を与えておりません。

利益剰余金には、持分法により会計処理されている投資先の未分配利益に対する当社の持分が、平成21年3月31日現在66,916百万円、平成22年3月31日現在72,405百万円含まれております。

1株当たり普通株式の配当金は、平成21年3月期は25.5円、平成22年3月期は8.0円であります。

自己株式の変動には、株式報酬制度に基づき従業員等に自己株式を付与することによるもの、単元未満株式を有する株主からの買増請求により自己株式を売却することによるもの、および単元未満株主から株式を買い取ることによるものが含まれております。また、自己株式に含まれている関連会社が保有する株式は、平成21年3月31日現在1,185千株、2,348百万円であり、平成22年3月31日現在1,063千株、2,189百万円であります。

なお、提出会社は、平成21年3月に公募増資と第三者割当増資により、それぞれ661,572,900株と33,600,000株の新株式を発行しております。また、提出会社は、平成21年10月に公募増資と第三者割当増資により、それぞれ766,000,000株と34,000,000株の新株式を発行しております。

18 法的規制：

提出会社は「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-五-三(三)」に従い、平成21年3月末より「金融コングロマリット監督指針」に代えて「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「銀行持株会社告示」）」を準用し連結自己資本比率を算出しております。当社は、銀行持株会社告示の準用開始に伴い、従来のリスク相当額の12.5倍にあたるリスク・アセット金額を測定しております。そのため、リスク・アセット金額に対する自己資本の比率という基準を通じて、即ちその比率が8%を上回っていることをもって要件を満たしているか確認しております。平成21年3月31日現在および平成22年3月31日現在ともに、提出会社は当該要件を充足しております。

金融商品取引法に基づき、野村証券株式会社は金融庁による自己資本規制の適用を受けております。この規制により自己資本規制比率、即ち数量化した事業リスク合計に対する控除後自己資本の比率が120%を下回らない状態を維持するよう求められております。控除後自己資本は、純資産（資本金、投資有価証券の評価差額、準備金および劣後債務を含む）から控除資産を控除したものと定義されております。事業リスクは、（1）市場リスク、（2）取引先リスクおよび（3）基礎的リスクという三つのカテゴリーに区分されております。この規制においては、自己資本規制比率が120%を超えている限り当該会社の行う業務への制約はありません。野村証券株式会社の自己資本規制比率は、平成21年3月31日現在および平成22年3月31日現在ともに120%を超えております。

日本の金融商品取引業者は金融商品取引法に基づき、証券取引に関する顧客から預った現金を分別する必要があります。平成21年3月31日現在野村証券株式会社は、現金の代用物として市場価額200,350百万円の債券および市場価額3,116百万円の株式を分別しております。平成22年3月31日現在野村証券株式会社は、現金の代用物として市場価額 305,017百万円の債券を分別しております。それらは連結貸借対照表のトレーディング資産に含まれているものあるいは有価証券貸借契約により借り入れられたものであります。

米国において、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.（以下「NSI」）は、1934年証券取引所法下の証券会社として、また米国先物取引委員会（以下「CFTC」）における先物取引業者として登録されております。NSIは、自主規制組織として指定された金融取引業規制機構（以下「FINRA」）およびシカゴ商品取引所（以下「CBOT」）の規制も受けております。NSIは、米国SECの統一自己資本規制（ユニフォーム・ネット・キャピタル・ルール、規制15c3-1）および関連する規制の適用を受けております。当該規制は、代替方法により定義される自己資本が、1,000,000ドルもしくは顧客取引から発生する負債項目の総額の2%のいずれか大きいほうの金額を維持することを要求しております。また、当該子会社はCFTC規則1.17号の適用を受けております。当該規制は、定義上の顧客口座および非顧客口座に存在するすべてのポジションの8%を超過するトータル・リスク・マージン規制、もしくは現金1,000,000ドルのうち大きいほうの維持を要求しております。当該子会社は米国SEC、CFTCあるいはさまざまな他の取引所の規制のうち、いずれか大きいほうを満たす自己資本を維持することを求められております。平成21年3月31日および平成22年3月31日現在、当該子会社は適用されるすべての自己資本規制要件を充足しております。

欧州において、ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス PLC（以下「NEHS」）は、その連結子会社を含む連結ベースにおいて、英国金融サービス機構の規制を受けております。これに加えて、ノムラ・インターナショナル PLC（以下「NIP」）はNEHSの連結子会社であり、銀行業務や証券仲介・売買業務を行っており、英国金融サービス機構による規制を単体でも受けております。これらの規制によって、NEHSおよびその連結子会社には、最低資本要件の充足が義務付けられております。平成21年3月31日および平成22年3月31日現在、NEHSは連結上、NIPは単体上、それぞれ適用されるすべての自己資本規制に関する要件を充足しております。

アジアにおいて、ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED（以下「NIHK」）およびノムラ・シンガポール LIMITED（以下「NSL」）は、それぞれ以下のような規制を受けています。NIHKは香港証券先物委員会の監督下にあり、認可を受けた有価証券の売買の仲介、証券取引、有価証券の引受けや投資に関するアドバイス、および信用取引に関するサービスを顧客のために行っております。NIHKは香港の外にも支店を有しており、それらの支店もまた各国当局の規制を受けております。支店を含むNIHKの活動は、証券先物（ファイナンシャル・リソース）規制（以下「FRR規制」）により、常時、定められた流動資本要求額を下回ることのない流動資本を維持した上でなされること、とされております。流動資本とは、流動資産額が認定負債額を越える部分を指します。流動資本要求額はFRR規制によりあらかじめ決められた条件により計算されます。NSLは有価証券の売買の仲介および証券取引を行っており、シンガポール通貨監督庁（以下「MAS」）の規制を受けております。当該規制はNSLに対し、最低3,000,000シンガポールドルの資本を維持することを要求しております。現在、NSLの自己資本比率はMASの要求する水準を維持しております。平成21年3月31日および平成22年3月31日現在、NIHKおよびNSLは適用されるすべての規制資本に関する要件を充足しております。

[前へ](#) [次へ](#)

19 関連会社およびその他の持分法投資先：

当社の重要な関連会社およびその他の持分法投資先には、株式会社ジャフコ、株式会社野村総合研究所、野村土地建物株式会社、フォートレス・インベストメント・グループ LLC、およびチャイェックス・ヨーロッパ・リミテッドがあります。

株式会社ジャフコ（以下「ジャフコ」）

ジャフコは、日本の上場企業であり、さまざまなベンチャー・キャピタル・ファンドの運用および投資先会社へのプライベート・エクイティ関連投資サービスの提供を行っております。当社は平成13年3月31日時点でジャフコの発行済み株式総数の21.1%を保有するようになり、連結財務諸表においてジャフコへの投資に対し、持分法を適用しております。平成14年3月期において、提出会社はジャフコの株式持分の0.6%を追加取得しました。平成15年3月期において当社は、野村土地建物株式会社からジャフコの株式持分の3.6%を追加取得しました。平成22年3月期において当社は、ジャフコの株式持分の3.4%を売却しました。

平成20年および平成21年において日本の株式市場の減速によりジャフコ株式の株価が著しく下落した結果、投資価値の喪失が一時的な下落にとどまらなかったため、当社は平成20年3月期および平成21年3月期に、ジャフコ株式への投資に対してそれぞれ17,551百万円および13,618百万円の減損を計上しました。当該減損は、連結損益計算書上、金融費用以外の費用 - その他に含まれています。

平成22年3月31日現在、当社のジャフコに対する持分は24.1%であり、ジャフコから発生する持分法によるのれんの未償却残高はありません。

株式会社野村総合研究所（以下「NRI」）

NRIは、情報システムの開発・運用処理業務および調査研究・経営コンサルティング業務を行っております。NRIの主要顧客の一社は当社であります。当社は平成12年3月31日以降NRIの発行済株式総数の25.2%を保有することとなり、連結財務諸表においてNRIへの投資に対し持分法を適用しております。

NRIは、平成13年12月17日に東京証券取引所第一部に上場し、同時に公募発行を行い総数2百万株の普通株式を第三者に対し発行しました。この結果、当社のNRIに対する株式持分は25.2%から24.1%に低下しました。

当社は、野村土地建物株式会社よりNRIの株式持分を、平成15年3月期に1.0%、平成17年3月期に17.2%追加取得しました。

平成17年10月、当社はNRIが行う自己株式の公開買い付けに応募し、同11月、NRIは当社が保有するNRI株式のうち400万株を取得しました。

平成21年3月期に、当社はNRIへソフトウェアおよび器具備品を38,419百万円売却いたしました。

平成22年3月31日現在、当社のNRIに対する持分は38.5%であり、NRIから発生する持分法によるのれんの未償却残高は56,934百万円であります。

野村土地建物株式会社（以下「NLB」）

NLBは、平成16年7月31日以前、当社が日本で賃借している事務所の多くを所有していましたが、平成16年8月1日以降、当社が日本で賃借している事務所の一部を所有しております。当社とのリース取引は、「注記20 コミットメント、偶発事象および債務保証」に開示されております。当社は平成12年3月31日以降NLBの発行済株式総数の24.9%を保有するようになり、連結財務諸表においてNLBへの投資に対し持分法を適用しております。平成15年3月期において当社は、金融機関からNLBの株式持分の4.4%を追加取得しました。

平成16年8月に、NLBが当社へ賃貸している不動産物件の所有、賃貸、保守、管理等のファシリティ・マネジメント業務を、当社が承継いたしました。

平成17年3月に、当社は、第三者からNLBの株式持分の8.4%を追加取得しました。

NLBの子会社である野村不動産ホールディングス株式会社は、平成18年10月に、1株当たりの引受価格3,332円で36百万株の普通株式の公募発行を行い、東京証券取引所第一部に上場しました。

平成22年3月31日現在、当社のNLBに対する持分は38.5%であり、NLBから発生する持分法によるのれんの未償却残高は1,485百万円であります。

フォートレス・インベストメント・グループ LLC（以下「フォートレス」）

フォートレスは世界的な資産運用会社であり、プライベート・エクイティ・ファンド、ヘッジファンドの資金調達から投資・運営を行い、オルタナティブ投資を行っております。

当社は平成19年1月に888百万米ドルで議決権の15%にあたるフォートレスのクラスA株式を取得しました。フォートレスは、同年2月8日に、1株当たり18.5ドルで34,286,000個のクラスA株式の公募発行を行い、新規公開することを発表しました。またフォートレスは、5,142,900個のクラスA株式を購入する権利を引受先に与えました。フォートレスへの投資は、リミテッド・パートナーシップへの投資として扱い、持分法が適用されます。フォートレスは、ニューヨーク証券取引所において、平成19年2月9日より売買が開始されました。

平成20年に米国の株式市場の減速によりフォートレス株式の株価が著しく下落した結果、投資価値の喪失が一時的な下落にとどまらなかったため、当社は平成21年3月期に、フォートレス株式への投資に対して81,248百万円の減損を計上しました。当該減損は、連結損益計算書上、金融費用以外の費用 - その他に含まれています。

平成21年5月に、フォートレスは、46,000,000個のクラスA株式の公募発行を行い、当社は公募発行価格にてそれらの株式のうち5,400,000個を取得しました。

平成22年3月31日現在、当社のフォートレスに対する持分は11.7%であり、フォートレスから発生する持分法によるのれんの未償却残高はありません。

要約財務情報

ジャフコ、NRI、NLBを合計した要約財務情報は以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	平成21年3月31日	平成22年3月31日
資産合計	2,012,853	2,020,517
負債合計	1,507,486	1,474,284

	(単位：百万円)	
	平成21年3月期	平成22年3月期
収益	530,181	526,350
金融費用以外の費用	498,104	482,573
当該会社に帰属する当期純利益	2,598	22,779

フォートレスの要約財務情報は以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	平成21年3月31日(1)	平成22年3月31日(1)
資産合計	154,981	154,471
負債合計	146,871	98,711

	(単位：百万円)	
	平成21年3月期(1)	平成22年3月期(1)
収益	38,702	57,602
金融費用以外の費用	150,079	144,868
当該会社に帰属する当期純利益(損失)	32,458	23,651

(1) フォートレスの財務情報は平成20年12月期、平成21年12月期の年度決算数値を使用しております。当社は3ヶ月の遅れをもってフォートレスの経営成績を取り込みます。

「注記20 コミットメント、偶発事象および債務保証」に開示されているNLBとのリース取引を除く関連会社およびその他の持分法投資先との債権債務および取引の概要は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成21年3月31日	平成22年3月31日
関連会社に対する投資	240,055	247,641
関連会社に対する貸付金	3,419	3,632

	(単位：百万円)	
	平成21年3月期	平成22年3月期
収益	865	362
金融費用以外の費用	43,750	58,219
ソフトウェアおよび有形固定資産の購入	44,602	25,954

上記の取引に加え、平成21年3月期のソフトウェアおよび有形固定資産の売却額は38,420百万円となっております。

関連会社およびその他の持分法投資先に対する投資のうち市場取引価格のあるものの帳簿価額および公正価額の総計は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成21年3月31日	平成22年3月31日
帳簿価額	173,831	176,351
公正価額	156,194	216,932

上記に記載の会社を含む持分法投資先からの投資利益は、平成21年3月期が5,534百万円の損失、平成22年3月期が12,924百万円の利益となっております。持分法投資利益は連結損益計算書上、収益 - その他に計上されております。持分法投資先からの配当額は、平成21年3月期が7,308百万円、平成22年3月期が4,827百万円となっております。

チャイエックス・ヨーロッパ・リミテッド(以下「チャイエックス」)

チャイエックスは平成21年12月31日まで当社の連結子会社でした。平成21年12月31日に、チャイエックスの発行済株式のうち、議決権を持たない株式が普通株式に転換されました。これにより当社の議決権が34%に減少し、当社は支配財務持分を持たなくなったため、平成21年12月31日からチャイエックスは連結除外となり、持分法を適用しております。

当該連結除外に際して、3,074百万円の利益が認識され、当社の連結損益計算書上、収益 - その他に計上しております。この利益は、チャイエックスの純資産の帳簿価額と残余の投資の公正価値との差額であります。

チャイエックスの当該残余の投資の公正価値測定は、マーケット・アプローチとインカム・アプローチを併用しております。マーケット・アプローチでは、市場の指標がチャイエックスと同一または類似の事業に従事している株式公開企業の市場取引価格から得られる、類似企業比較法に基づいております。インカム・アプローチでは、ディスカウント・キャッシュ・フロー法を用いました。

[前へ](#) [次へ](#)

20 コミットメント、偶発事象および債務保証：

コミットメント

信用および投資関連コミットメント

当社は、銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、この契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、当社は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。この契約のもとでのコミットメント残高は貸出コミットメントに含まれております。

また当社は、主にマーチャント・バンキング業務に関連して、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行っております。また当該投資に関連しパートナーシップ等に資金提供するコミットメントを行っております。この契約のもとでのコミットメント残高はパートナーシップ等へ投資するコミットメントに含まれております。

こうしたコミットメントの残高は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成21年3月31日	平成22年3月31日
貸出コミットメント	99,915	228,439
パートナーシップ等へ投資するコミットメント	69,320	40,203

平成22年3月31日現在の上記コミットメントを満期年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)				
	契約金額	満期年限			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
貸出コミットメント	228,439	79,491	139,441	2,923	6,584
パートナーシップ等へ投資する コミットメント	40,203	456	13,886	1,465	24,396

こうした貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、当社の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、こうした信用関連コミットメントの契約金額は将来の現金所要額を必ずしも表わしているわけではありません。こうした契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なるものになります。当社は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に当社が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

その他のコミットメント

建物設備等の工事、広告宣伝、コンピュータ・IT関連の維持管理などに関する契約を含む物品およびサービスを購入する義務は、平成21年3月31日現在30,552百万円、平成22年3月31日現在50,690百万円となっております。

当社は担保付契約、担保付調達および現先取引に関連する金額を含む売戻契約および買戻契約を結ぶ義務を負っております。これらのコミットメントは平成21年3月31日現在、売戻契約に対して1,890十億円および買戻契約に対して3,011十億円、平成22年3月31日現在、売戻契約に対して2,306十億円および買戻契約に対して1,072十億円となっております。これらの金額には、編纂書860に従って、金融取引ではなく売却として会計処理されている一定の買戻取引および有価証券貸借取引が含まれています。

日本では、参加者が金融機関との間で債券・株式の貸借取引を無担保で行う市場があります。この取引に基づき、当社は無担保で借入れた債券・株式を返済する義務を平成21年3月31日現在96十億円、平成22年3月31日現在188十億円負っております。

証券決済機関および取引所の会員として、当社は当該決済機関および取引所に対して債務不履行となった他の会員の財務上の義務の一部を支払うことを要求される可能性があります。これらの保証は一般的に会員契約の下で求められます。これらのリスクを軽減するために取引所および決済機関はしばしば会員に担保を差し入れることを求めます。このような保証の下で当社が支払いを行う可能性は低いと考えられます。

リース

当社は、日本国内において事務所および特定の従業員用住宅を主に解約可能リース契約により賃借しており、当該契約は契約期間満了時に更新されるのが慣行になっております。また当社は、特定の器具備品および施設を解約不能リース契約により賃借しております。転貸収入を控除した賃借料は、平成21年3月期が46,467百万円、平成22年3月期が49,374百万円となっております。これらの賃借料の一部は、関連会社であるNLBに対して支払われております。なお、「注記19 関連会社およびその他の持分法投資先」に記載されている事項をご参照ください。

NLBに支払われた差入保証金および支払賃借料は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	平成21年3月31日	平成22年3月31日
差入保証金	9,175	6,541
当期支払賃借料	5,432	4,531

次の表は、平成21年3月31日現在、キャピタル・リース契約に基づき将来支払われる最低リース料の金額を示しております。

	(単位：百万円)						
	合計	支払年限					
		1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低支払リース料純額の現在価値(1)	1,150	500	372	224	53	1	

(1)利息相当額に重要性がないため、区分表示しておりません。

次の表は、平成22年3月31日現在、キャピタル・リース契約に基づき将来支払われる最低リース料の金額を示しております。

	(単位：百万円)
	平成22年3月31日
最低支払リース料	53,654
控除：利息相当額	28,055
最低支払リース料純額の現在価値	25,599

平成22年3月31日現在の上記最低支払リース料合計を支払年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります

	(単位：百万円)						
	合計	支払年限					
		1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超

	53,654	393	247	61	16	11	52,926
最低支払リース料							

平成21年8月に当社の連結子会社、ノムラ・プロパティーズPLCはWatermark Place（所在地ロンドン市）の借入者として期間20年のリース契約を結びました。この契約は土地のオペレーティング・リースと建物のキャピタル・リースから構成されております。

キャピタル・リース資産は、平成21年3月31日現在および平成22年3月31日現在にそれぞれ977百万円、26,099百万円が連結貸借対照表上の建物、土地、器具備品および設備に含まれております。

次の表は、平成21年3月31日現在および平成22年3月31日現在における残存契約期間が1年超の解約不能オペレーティング・リース契約に基づき将来支払われる最低リース料の金額を示しております。

(単位：百万円)

	平成21年3月31日	平成22年3月31日
最低支払リース料	80,901	93,338
控除：転貸収入	17,495	15,021
最低支払リース料純額	63,406	78,317

平成21年3月31日現在の上記最低支払リース料合計を支払年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	支払年限						
	合計	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低支払リース料	80,901	17,602	16,250	10,575	8,578	6,166	21,730

平成22年3月31日現在の上記最低支払リース料合計を支払年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	支払年限						
	合計	1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低支払リース料	93,338	17,669	14,196	12,929	9,498	7,726	31,320

特定のリース契約には、更新選択権条項または維持費用、公共料金および税金の増加に基づく支払リース料の引上げを定める段階的引上条項が規定されております。

偶発事象

訴訟その他法的手続き

当社は、通常の業務を行う過程で訴訟その他法的手続きに関係せざるを得ず、法的リスクを負うことはやむを得ません。しかし、当社の経営者は、その解決により、当社の連結財務諸表に重大な影響を与えるものはないと確信しております。

係争事件には以下を含んでおります。

平成21年4月、ドイツの銀行WestLBは、当社の欧州子会社であるノムラ・インターナショナルPLC（以下「NIP」）およびノムラ・バンク・インターナショナルPLC（以下「NBI」）に対して22百万米ドルの支払いを求める訴訟を提起しました。WestLBは、NBIが発行し平成20年10月に償還された債券につき、その債券の条項で参照されるべき価値計算に基づけば支払いを求める権利があると請求しています。NBIおよび計算代理人であるNIPは、この請求には根拠がないとして反訴を提起しています。

平成20年1月、NIPは、イタリア共和国ベスカラ県の租税局から、二重課税に係る租税条約（平成10年）に反した行為があったとする通知を受領しました。その通知の内容は、イタリア株式の配当金に関して、NIPが既に還付金として受領した33.8百万ユーロ（金利を含む）の返還を求めるものでした。平成20年3月、NIPはこの還付金返還請求に対して異議を申し立てましたが、平成21年11月に同県租税裁判所は、租税局の主張を認める決定を下しました。NIPはこの決定を不服としその取消しを求める意向です。

NIPは、イギリスの課税当局からノムラ・エンプロイメント・サービシス（マン島）リミティッド（NES）の従業員向けに設立されたオフショア年金プランの税務処理に関して指摘を受けております。当局は、NESのオフショア年金プランに参加した従業員の雇用者はNIPであるとして、NIPからおよそ22百万ポンドを回収することを求めています。当社は当局の判断には根拠がないと考えており、NIPは当局に対して異議を申し立てております。

当社は、当社の子会社の主張が正当なものであると信じております。

決算日後に生じた事項

平成20年9月のリーマン・ブラザーズの破綻後、当社の子会社である野村証券株式会社（以下「NSC」）、NIP、ならびにノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.は、米国法人であるリーマン・ブラザーズ・スペシャル・ファイナンスInc.およびリーマン・ブラザーズ・ホールディングスInc.（以下合わせて「Lehman」）に対し、スワップ取引をはじめとするデリバティブ取引の清算について総額約10億ドルの請求を行っております。この請求について平成22年4月、Lehmanは、米国破産裁判所において異議を述べるための訴訟手続きを開始するとともに、NSCおよびNIPに対しては一定の債権を有しているとしてその弁済を求める訴訟手続きを開始しました。当社は、当社の子会社による主張が正当に認められるものと確信いたしております。

債務保証

編纂書460「保証」は、債務保証をすることに伴い認識される義務に関する開示を規定し、債務保証義務の公正価値を負債として認識することを要求しております。

当社は、通常の業務の一環として、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

加えて、当社は債務保証の定義に該当する一定のデリバティブ取引を行っております。こうしたデリバティブ取引は被債務保証者の資産、負債または持分証券に関連する原証券の変動に伴って債務保証者が被債務保証者に支払いを行うことが偶発的に求められるようなデリバティブ取引であります。当社は顧客がこれらのデリバティブ取引を投機目的で行っているのかまたはヘッジ目的で行っているかを把握していないため、債務保証の定義に該当すると考えられるデリバティブ取引に関して情報を開示しております。

一定のデリバティブ取引によって、当社が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積ることができません。

当社はすべてのデリバティブ取引を連結貸借対照表に公正価値で認識しております。また、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。デリバティブ取引は公正価値で認識されているため、帳簿価額は個々の取引に対する支払、履行リスクを最も適切に表すものと考えております。

債務保証の定義に該当すると考えられる当社のデリバティブ取引およびその他の債務保証は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成21年 3月31日		平成22年 3月31日	
	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額
デリバティブ取引(1)	2,091,560	43,848,870	2,604,545	72,650,089
スタンドバイ信用状および その他の債務保証(2)	1	9,270	340	10,146

(1)クレジット・デリバティブは「注記4 デリバティブ商品およびヘッジ活動」で開示されており、上記デリバティブ取引には含まれておりません。

(2)スタンドバイ信用状およびその他の債務保証に関連して保有される担保は平成21年3月31日においては6,571百万円でした。平成22年3月31日現在においては8,089百万円となっております。

平成22年3月31日現在の債務保証の定義に該当すると考えられる当社のデリバティブ取引およびその他の債務保証にかかる満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	潜在的な最大支払額または契約額					
	帳簿価額	計	満期年限			
			1年以内	1～3年	3～5年	5年超
デリバティブ取引	2,604,545	72,650,089	32,360,916	13,188,171	4,779,348	22,321,654
スタンドバイ信用状および その他の債務保証	340	10,146	1,533	125	199	8,289

[前へ](#)

2 1 セグメントおよび地域別情報：

【事業別セグメント】

当社の経営成績の報告は、営業部門、グローバル・マーケティング部門、インベストメント・バンキング部門、マーチャント・バンキング部門、アセット・マネジメント部門の五つに区分して行われております。当社の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。

セグメント情報の会計方針は、以下の処理を除き、実質的に米国会計原則に従っております。

- ・ 米国会計原則では税引前当期純利益（損失）に含まれる営業目的で長期間保有している投資持分証券の評価損益の影響は、セグメント情報に含まれておりません。

各事業セグメントに直接関わる収益および費用は、それぞれのセグメントの業績数値に含め表示されております。特定のセグメントに直接帰属しない収益および費用は、経営者がセグメントの業績の評価に用いる当社の配分方法に基づき、各事業セグメントに配分されるかあるいはその他の欄に含め表示されております。

次の表は、事業別セグメントの業績を示したものであります。経営者は経営の意思決定上、金融費用控除後の金融収益を利用しているため、純金融収益が開示されております。総資産についての事業別セグメント情報は、経営者が経営の意思決定上当該情報を利用していないため経営者に報告されていないことから、開示されておられません。なお、平成21年4月1日より「非支配持分新指針」を適用したことに伴い、当期の開示方法と整合させるために、過去に遡り報告数値の組み替えを行っております。

(単位：百万円)

営業部門	グローバル・マーケット部門	インベストメント・バンキング部門	マーチャント・バンキング部門	アセット・マネジメント部門	その他(消去分を含む)	計	
平成21年3月期							
金融収益以外の収益	287,750	146,335	62,132	62,319	56,463	158,601	356,292
純金融収益	4,107	10,919	1,367	7,556	3,326	10,853	20,528
収益合計(金融費用控除後)	291,857	157,254	63,499	69,875	59,789	147,748	335,764
金融費用以外の費用	273,620	417,387	120,910	15,398	52,409	213,168	1,092,892
税引前当期純利益(損失)	18,237	574,641	57,411	85,273	7,380	65,420	757,128
平成22年3月期							
金融収益以外の収益	384,816	625,059	118,474	20,034	68,280	104,629	1,112,034
純金融収益	3,456	33,382	448	7,866	2,085	2,124	29,381
収益合計(金融費用控除後)	388,272	658,441	118,922	12,168	70,365	106,753	1,141,415
金融費用以外の費用	274,915	486,433	117,178	10,738	51,771	104,540	1,045,575
税引前当期純利益(損失)	113,357	172,008	1,744	1,430	18,594	211,293	95,840

事業セグメント間の取引は、通常の商取引条件によりそれぞれのセグメント業績に計上されており、消去はその他の欄において行われております。

次の表は、その他の欄の税引前当期純利益(損失)の主要構成要素を示したものであります。

	(単位：百万円)	
	平成21年3月期	平成22年3月期
経済的ヘッジ取引に関連する損益(1)	28,032	3,323
営業目的で保有する投資持分証券の実現損益	2,363	3,365
関連会社利益の持分額	718	7,765
本社勘定	70,533	83,291
その他(1)(2)	19,838	135,725
計	65,420	211,293

(1) 従来「経済的ヘッジ取引に関連するトレーディング損益」を区分して表示しておりましたが、平成22年3月期より「経済的ヘッジ取引に関連する損益」に改め、従来「その他」に含めておりましたトレーディング損益以外の関連損益もあわせて表示しております。なお、従来「経済的ヘッジ取引に関連するトレーディング損益」に含まれておりました金融負債にかかる自社クレジットの変動による損益を「その他」に振り替えて表示しております。当期の開示様式に合わせて過年度の数値を組み替えて表示しております。

(2) その他には、5セグメントに属さない関連会社およびその他の持分法投資にかかる減損損失を、平成21年3月期および平成22年3月期に、97,880百万円および2,974百万円含んでおります。この他に、編纂書825に基づき公正価値オプションが指定されている金融負債における自社の信用リスクによる影響額およびデリバティブ負債における自社の信用リスクによる影響額等を含んでおります。

次の表は、前頁の表に含まれる合算セグメント情報の、当社の連結損益計算書計上の収益合計(金融費用控除後)、金融

費用以外の費用計ならびに税引前当期純利益（損失）に対する調整計算を示したものであります。

（単位：百万円）

	平成21年3月期	平成22年3月期
収益合計（金融費用控除後）	335,764	1,141,415
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	23,137	9,407
連結収益合計（金融費用控除後）	312,627	1,150,822
金融費用以外の費用計	1,092,892	1,045,575
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益		
連結金融費用以外の費用計	1,092,892	1,045,575
税引前当期純利益（損失）	757,128	95,840
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	23,137	9,407
連結税引前当期純利益（損失）	780,265	105,247

決算日後に生じた事項

平成22年4月に、当社はグローバル・マーケット部門、インベストメント・バンキング部門およびマーチャント・バンキング部門を統合し、新たにホールセール部門を設置いたしました。これにより、当社の業務運営および経営成績の報告は、営業部門、ホールセール部門、アセット・マネジメント部門の区分で行なわれます。平成23年3月期より、この部門体制に基づき事業別セグメント情報を開示いたします。

【地域別情報】

当社の識別可能な資産、収益および費用の配分は、一般にサービスを提供している法的主体の所在国に基づき行われております。ただし、世界の資本市場が統合され、それに合わせて当社の営業活動およびサービスがグローバル化しているため、地域による厳密な区分は不可能な場合があります。こうしたことから、以下の地域別情報の作成に際しては複数年度にわたり一貫性のあるさまざまな仮定をおいております。

次の表は、地域別業務ごとの収益合計（金融費用控除後）および税引前当期純利益（損失）ならびに当社の業務にかかる長期性資産の地域別配分を示したものであります。米州および欧州の収益合計（金融費用控除後）は、主にそれぞれ米国および英国における当社の事業から構成されております。なお、地域別配分方法において、収益合計（金融費用控除後）および長期性資産については外部顧客との取引高を基準とし、税引前当期純利益（損失）においては、地域間の内部取引を含む取引高を基準としております。

	（単位：百万円）	
	平成21年3月期	平成22年3月期
収益合計（金融費用控除後）(1)：		
米州	17,748	131,512
欧州	170,718	348,829
アジア・オセアニア	18,781	63,748
小計	134,189	544,089
日本	446,816	606,733
連結	312,627	1,150,822
税引前当期純利益（損失）(2)：		
米州	165,647	3,557
欧州	412,222	18,995
アジア・オセアニア	81,243	13,036
小計	659,112	35,588
日本	121,153	69,659
連結	780,265	105,247

- (1) 単独で重要とみなされる外部の顧客との取引から生ずる収益はありません。
(2) 「非支配持分新指針」の遡及適用により、平成21年3月期の数値を組み替えております。

	（単位：百万円）	
	平成21年3月31日	平成22年3月31日
長期性資産：		
米州	100,241	94,508
欧州	62,690	98,223
アジア・オセアニア	30,804	32,871
小計	193,735	225,602
日本	312,893	269,449
連結	506,628	495,051

【連結附属明細表】

社債および借入金等の内容につきましては、「[連結財務諸表注記] 7 担保付取引および12 借入」に記載されて
おります。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る主要な損益の状況は以下のとおりです。

	第1四半期 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	第2四半期 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	第3四半期 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	第4四半期 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
収益合計 (百万円)	363,595	355,470	321,588	316,098
収益合計(金融費用控 除後) (百万円)	298,359	300,025	274,538	277,900
税引前四半期純利益 (百万円)	31,421	27,292	17,957	28,577
野村ホールディングス 株式会社に帰属する四 半期純利益 (百万円)	11,420	27,715	10,236	18,427
普通株式1株当たり 野村ホールディングス 株主に帰属する四半期 純利益 (円)	4.37	10.22	2.91	5.02

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第105期 (平成21年3月31日)	第106期 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,225	1,140
譲渡性預金	20,500	15,000
金銭の信託	57,077	42,124
短期貸付金	4 1,659,355	4 2,144,666
前払金	44	34
未収入金	4 15,028	4 66,378
未収収益	20,804	24,815
未収還付法人税等	53,830	3,398
繰延税金資産	25,512	1,382
その他	3,912	3,211
貸倒引当金	4,817	24
流動資産計	1,852,470	2,302,125
固定資産		
有形固定資産	1 55,877	1 48,318
建物	20,446	17,328
器具備品	26,591	22,151
土地	8,839	8,839
無形固定資産	110,217	107,727
ソフトウェア	110,217	107,726
その他	-	1
投資その他の資産	1,662,943	2,107,908
投資有価証券	2 118,980	2 135,674
関係会社株式	2 1,158,141	2 1,369,661
その他の関係会社有価証券	24,111	17,370
出資金	767	767
関係会社長期貸付金	135,000	389,964
長期差入保証金	4 42,671	4 37,726
長期前払費用	918	482
繰延税金資産	155,297	126,026
その他	27,118	30,272
貸倒引当金	57	32
固定資産計	1,829,038	2,263,954
資産合計	3,681,507	4,566,078

	第105期 (平成21年3月31日)	第106期 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	4 470,000	49,600
1年内償還予定の社債	60,000	70,000
預り金	1,097	1,242
未払金	29,746	17,187
未払費用	11,362	15,641
貸借取引担保金	4 39,663	4 50,640
未払法人税等	2	3
賞与引当金	245	726
その他	171	90
流動負債計	612,287	205,130
固定負債		
社債	695,446	1,270,055
転換社債型新株予約権付社債	110,000	-
長期借入金	1,018,000	1,280,374
その他	1,693	4,213
固定負債計	1,825,139	2,554,642
負債合計	2,437,425	2,759,771
純資産の部		
株主資本		
資本金	321,765	594,493
資本剰余金		
資本準備金	251,469	524,197
その他資本剰余金	-	4,542
資本剰余金合計	251,469	528,740
利益剰余金		
利益準備金	81,858	81,858
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	13	11
別途積立金	994,000	994,000
繰越利益剰余金	382,199	381,243
利益剰余金合計	693,673	694,625
自己株式	74,554	66,285
株主資本合計	1,192,353	1,751,573
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	16,157	21,801
繰延ヘッジ損益	8,456	8,899
評価・換算差額等合計	24,613	30,700
新株予約権	27,116	24,033
純資産合計	1,244,082	1,806,307
負債・純資産合計	3,681,507	4,566,078

【損益計算書】

(単位：百万円)

	第105期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第106期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業収益		
資産利用料	1 116,478	1 108,691
不動産賃貸収入	2 38,450	2 39,918
商標使用料	3 14,088	3 20,901
関係会社受取配当金	143,552	27,628
その他の売上高	4 27,502	4 23,736
営業収益計	8 340,071	8 220,873
営業費用		
人件費	21,884	16,704
不動産関係費	5 42,954	5 45,006
事務費	6 37,802	6 43,105
減価償却費	54,056	44,145
租税公課	1,371	957
その他の経費	7 12,174	7 6,473
金融費用	34,529	27,553
営業費用計	8 204,768	8 183,943
営業利益	135,303	36,930
営業外収益		
受取配当金	2,347	1,778
投資事業組合運用益	189	517
その他	240	340
営業外収益計	8 2,776	8 2,635
営業外費用		
投資事業組合運用損	6,701	4,732
株式交付費	1,623	2,274
社債発行費	2,027	2,825
その他	547	614
営業外費用計	8 10,898	8 10,445
経常利益	127,181	29,121
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	4,812
投資有価証券売却益	2,577	646
関係会社減資払戻差額	-	1,479
固定資産売却益	162	372
特別利益計	2,739	7,309
特別損失		
投資有価証券売却損	636	965
投資有価証券評価損	8,451	2,908
関係会社清算損	-	1,747
関係会社株式売却損	-	257
関係会社株式評価損	555,926	16,878
固定資産除却損	2,564	3,700
特別損失計	567,577	26,456
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	437,658	9,974
法人税、住民税及び事業税	6,949	51,280
法人税等調整額	36,997	49,171
法人税等合計	43,946	2,109
当期純利益又は当期純損失()	393,712	12,083

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第105期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第106期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	182,800	321,765
当期変動額		
新株の発行	138,965	217,728
新株の発行（新株予約権の行使）	-	55,000
当期変動額合計	138,965	272,728
当期末残高	321,765	594,493
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	112,504	251,469
当期変動額		
新株の発行	138,965	217,728
新株の発行（新株予約権の行使）	-	55,000
当期変動額合計	138,965	272,728
当期末残高	251,469	524,197
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の処分	-	4,542
当期変動額合計	-	4,542
当期末残高	-	4,542
資本剰余金合計		
前期末残高	112,504	251,469
当期変動額		
新株の発行	138,965	217,728
新株の発行（新株予約権の行使）	-	55,000
自己株式の処分	-	4,542
当期変動額合計	138,965	277,270
当期末残高	251,469	528,740
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	81,858	81,858
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	81,858	81,858
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
前期末残高	16	13
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	3	2
当期変動額合計	3	2
当期末残高	13	11

	第105期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第106期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
別途積立金		
前期末残高	994,000	994,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	994,000	994,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	79,442	382,199
当期変動額		
剰余金の配当	64,924	11,130
固定資産圧縮積立金の取崩	3	2
当期純利益又は当期純損失()	393,712	12,083
自己株式の処分	3,007	-
当期変動額合計	461,640	955
当期末残高	382,199	381,243
利益剰余金合計		
前期末残高	1,155,315	693,673
当期変動額		
剰余金の配当	64,924	11,130
当期純利益又は当期純損失()	393,712	12,083
自己株式の処分	3,007	-
当期変動額合計	461,643	953
当期末残高	693,673	694,625
自己株式		
前期末残高	78,296	74,554
当期変動額		
自己株式の取得	91	18
自己株式の処分	3,832	8,288
当期変動額合計	3,742	8,269
当期末残高	74,554	66,285
株主資本合計		
前期末残高	1,372,324	1,192,353
当期変動額		
新株の発行	277,930	435,456
新株の発行(新株予約権の行使)	-	110,000
剰余金の配当	64,924	11,130
当期純利益又は当期純損失()	393,712	12,083
自己株式の取得	91	18
自己株式の処分	826	12,830
当期変動額合計	179,971	559,221
当期末残高	1,192,353	1,751,573

	第105期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第106期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	34,914	16,157
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,756	5,644
当期変動額合計	18,756	5,644
当期末残高	16,157	21,801
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	5,023	8,456
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,433	443
当期変動額合計	3,433	443
当期末残高	8,456	8,899
評価・換算差額等合計		
前期末残高	39,936	24,613
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,323	6,087
当期変動額合計	15,323	6,087
当期末残高	24,613	30,700
新株予約権		
前期末残高	11,401	27,116
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,715	3,083
当期変動額合計	15,715	3,083
当期末残高	27,116	24,033
純資産合計		
前期末残高	1,423,661	1,244,082
当期変動額		
新株の発行	277,930	435,456
新株の発行（新株予約権の行使）	-	110,000
剰余金の配当	64,924	11,130
当期純利益又は当期純損失（ ）	393,712	12,083
自己株式の取得	91	18
自己株式の処分	826	12,830
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	392	3,004
当期変動額合計	179,579	562,225
当期末残高	1,244,082	1,806,307

【重要な会計方針】

第105期	第106期
<p>1 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>(1) その他有価証券</p> <p>ア 時価のある有価証券 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法により算定)ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。</p> <p>イ 時価のない有価証券 移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>2 運用目的の金銭の信託の評価基準および評価方法 時価法によっております。</p> <p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10～50年 器具備品 3～10年</p> <p>(2) 無形固定資産および投資その他の資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間としております。</p>	<p>1 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>(1) その他有価証券</p> <p>ア 時価のある有価証券 (同左)</p> <p>イ 時価のない有価証券 (同左)</p> <p>(2) 子会社株式および関連会社株式 (同左)</p> <p>2 運用目的の金銭の信託の評価基準および評価方法 (同左)</p> <p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～47年 器具備品 3～15年</p> <p>(2) 無形固定資産および投資その他の資産 (同左)</p>

第105期	第106期
<p>4 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(2) 社債発行費 社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>5 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。</p> <p>7 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べる方法によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を行っております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 当社の社債および借入金に係る金利変動リスク等をヘッジするため、金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行っております。また、貸付金等に係る為替変動リスクをヘッジするため、為替予約を行っております。</p> <p>(3) ヘッジ方針 社債および借入金に係る金利変動リスクは、原則として発行額面または借入元本について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。また、貸付金等に係る為替変動リスクは、原則として外貨建の貸付金額について全額、返済日までの期間にわたりヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 金利変動リスク等のヘッジにつきましては、該当するリスク減殺効果に対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を検証しております。</p>	<p>4 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 株式交付費 (同左)</p> <p>(2) 社債発行費 (同左)</p> <p>5 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 (同左)</p> <p>6 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 (同左)</p> <p>(2) 賞与引当金 (同左)</p> <p>7 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 (同左)</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 当社の社債および借入金に係る金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っております。また、貸付金等に係る為替変動リスクをヘッジするため、為替予約を行っております。</p> <p>(3) ヘッジ方針 (同左)</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 (同左)</p>

第105期	第106期
<p>8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税および地方消費税の会計処理方法 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税および地方消費税の会計処理方法 (同左)</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 (同左)</p>

【会計処理の変更】

第105期	第106期
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当期より企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(子会社の範囲の決定に関する会計基準)</p> <p>企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社および関連会社の範囲の決定に関する適用指針」を当期より適用しています。これによる損益に与える影響はありません。</p>	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第105期	第106期												
<p>1 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">25,392百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">51,922</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">77,313</td> </tr> </table> <p>2 差入有価証券等の注記 消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等28,706百万円の差入れを行っております。</p> <p>3 保証債務の残高(注) 1 野村證券株式会社が発行した社債98,200百万円の元利金の保証</p> <p style="text-align: right;">98,200百万円</p> <p>ノムラ・インターナショナルPLCが発行したコマースシャル・ペーパー418,000千米ドル、12,000千ユーロの元金および同社が行う先物取引に伴う保証6,055百万円、同社が行うレポ取引に伴う保証5,073千ユーロ、および同社が行うデリバティブ取引等に伴う884,855千米ドルの保証</p> <p style="text-align: right;">136,251百万円(注) 2</p> <p>ノムラ・グローバル・ファンディングPLCが発行したミディアム・ターム・ノート1,070,000千南アフリカランドの元利金の保証</p> <p style="text-align: right;">10,861百万円</p> <p>ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が発行したミディアム・ターム・ノート1,059,500千米ドル、1,982,500千ユーロ、209,850千豪ドル、1,500千カナダドル、1,869,135百万円の元利金の保証</p> <p style="text-align: right;">2,244,796百万円(注) 2</p> <p>ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.が行うスワップ取引等 410,771千米ドルの保証</p> <p style="text-align: right;">40,350百万円(注) 2</p> <p>ノムラ・バンク・インターナショナルPLCが発行したミディアム・ターム・ノート304,800千米ドル、7,000千ユーロ、17,000千豪ドル、39,200百万円の元利金の保証</p> <p style="text-align: right;">71,189百万円</p> <p>インスティネット・シンガポール・サービス・プライベートLimitedの株取引18千米ドルの決済に関する保証</p> <p style="text-align: right;">2百万円</p>	建物	25,392百万円	器具備品	51,922	計	77,313	<p>1 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">24,888百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">58,175</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">83,062</td> </tr> </table> <p>2 差入有価証券等の注記 消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等30,790百万円の差入れを行っております。</p> <p>3 保証債務の残高(注) 1 野村證券株式会社が発行した社債98,200百万円の元利金の保証</p> <p style="text-align: right;">98,200百万円</p> <p>ノムラ・インターナショナルPLCが発行したコマースシャル・ペーパー421,500千米ドル、228,500千ユーロ、16,000千スイスフラン、2,000千カナダドルの元金、同社が行う先物取引に伴う保証7,653百万円、同社が行うレポ取引に伴う保証138,886千米ドル、同社が行うデリバティブ取引等に伴う保証412,955千米ドル、および同社が行う借入金、レポ取引に伴う3,137,000千米ドルの保証</p> <p style="text-align: right;">420,203百万円(注) 2</p> <p>ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が発行したミディアム・ターム・ノート1,223,200千米ドル、2,542,000千ユーロ、231,700千豪ドル、502,123千ポンド、6,000千スイスフラン、110,000千南アフリカランド、1,500千カナダドル、1,657,915百万円の元利金の保証</p> <p style="text-align: right;">2,181,578百万円(注) 2</p> <p>ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.が行うスワップ取引等 211,249千米ドルの保証</p> <p style="text-align: right;">19,655百万円(注) 2</p> <p>ノムラ・バンク・インターナショナルPLCが発行したミディアム・ターム・ノート 1,303,083千米ドル、1,506,345千ユーロ、17,000千豪ドル、56,158百万円の元利金の保証、および同社が行う借入金125,000千ユーロの保証</p> <p style="text-align: right;">382,634百万円</p>	建物	24,888百万円	器具備品	58,175	計	83,062
建物	25,392百万円												
器具備品	51,922												
計	77,313												
建物	24,888百万円												
器具備品	58,175												
計	83,062												

第105期	第106期																																										
<p>ノムラ・インターナショナル(ホンコン)Limitedのデリバティブ取引等における87千米ドルの保証 9百万円(注)2</p> <p>ノムラ・セキュリティーズ・シンガポール Pte Ltd.の株取引119千米ドルの決済に関する保証 12百万円</p> <p>ノムラ・インベストメント(AH)Limitedが行うスワップ取引632,958千ポンドの保証 88,899百万円</p> <p>ノムラ・サービズ・インドシア・プライベート・リミテッドの銀行借入金7,791千インドルピーの保証 15百万円</p> <p>ノムラ・ストラクチャード・ファイナンス・サービズ・プライベート・リミテッドの銀行借入金68,703千インドルピーの保証 134百万円</p>	<p>ノムラ・インターナショナル(ホンコン)Limitedのデリバティブ取引等における70,779千米ドルの保証 6,585百万円</p> <p>ノムラ・セキュリティーズ・シンガポール Pte Ltd.の株取引165千米ドルの決済に関する保証 15百万円</p> <p>ノムラ・グローバル・ファンディングPLCが発行したミディアム・ターム・ノート1,070,000千南アフリカランド、216,000千豪ドルの元利金の保証 31,956百万円</p> <p>ノムラ・フィックスド・インカム・セキュリティーズ・プライベート・リミテッドのデリバティブ取引等における1,811千米ドルの保証 168百万円</p> <p>ネクセン・エナジー・マーケティング・ロンドン・リミテッドのデリバティブ取引等における24,853千ポンドの保証 3,489百万円</p>																																										
<p>(注)1 日本公認会計士協会監査委員会報告第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。</p> <p>2 野村証券株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。</p> <p>4 関係会社に係る注記 関係会社に対する資産および負債のうち、注記すべき主なものは次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">短期貸付金</td> <td style="text-align: right;">1,659,355百万円</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td style="text-align: right;">15,018百万円</td> </tr> <tr> <td>長期差入保証金</td> <td style="text-align: right;">42,101百万円</td> </tr> <tr> <td>短期借入金</td> <td style="text-align: right;">320,000百万円</td> </tr> <tr> <td>貸借取引担保金</td> <td style="text-align: right;">39,663百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記のほか、関係会社に対する資産が57,749百万円あります。</p> <p>5 貸出コミットメント 野村証券株式会社と野村信託銀行株式会社に対し、劣後特約付コミットメントラインを設定しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">野村証券株式会社</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td style="text-align: right;">750,000百万円</td> </tr> <tr> <td>融資実行残高</td> <td style="text-align: right;">未実行残高</td> </tr> <tr> <td>未実行残高</td> <td style="text-align: right;">750,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">野村信託銀行株式会社</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td style="text-align: right;">10,000百万円</td> </tr> <tr> <td>融資実行残高</td> <td style="text-align: right;">未実行残高</td> </tr> <tr> <td>未実行残高</td> <td style="text-align: right;">10,000</td> </tr> </table>	短期貸付金	1,659,355百万円	未収入金	15,018百万円	長期差入保証金	42,101百万円	短期借入金	320,000百万円	貸借取引担保金	39,663百万円	野村証券株式会社		融資限度額	750,000百万円	融資実行残高	未実行残高	未実行残高	750,000	野村信託銀行株式会社		融資限度額	10,000百万円	融資実行残高	未実行残高	未実行残高	10,000	<p>(注) (同左)</p> <p>4 関係会社に係る注記 関係会社に対する資産および負債のうち、注記すべき主なものは次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">短期貸付金</td> <td style="text-align: right;">2,141,996百万円</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td style="text-align: right;">65,465百万円</td> </tr> <tr> <td>長期差入保証金</td> <td style="text-align: right;">36,223百万円</td> </tr> <tr> <td>貸借取引担保金</td> <td style="text-align: right;">50,640百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記のほか、関係会社に対する資産が61,057百万円、負債が19,973百万円あります。</p> <p>5 貸出コミットメント 野村証券株式会社に対し、劣後特約付コミットメントラインを設定しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">野村証券株式会社</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td style="text-align: right;">150,000百万円</td> </tr> <tr> <td>融資実行残高</td> <td style="text-align: right;">未実行残高</td> </tr> <tr> <td>未実行残高</td> <td style="text-align: right;">150,000</td> </tr> </table>	短期貸付金	2,141,996百万円	未収入金	65,465百万円	長期差入保証金	36,223百万円	貸借取引担保金	50,640百万円	野村証券株式会社		融資限度額	150,000百万円	融資実行残高	未実行残高	未実行残高	150,000
短期貸付金	1,659,355百万円																																										
未収入金	15,018百万円																																										
長期差入保証金	42,101百万円																																										
短期借入金	320,000百万円																																										
貸借取引担保金	39,663百万円																																										
野村証券株式会社																																											
融資限度額	750,000百万円																																										
融資実行残高	未実行残高																																										
未実行残高	750,000																																										
野村信託銀行株式会社																																											
融資限度額	10,000百万円																																										
融資実行残高	未実行残高																																										
未実行残高	10,000																																										
短期貸付金	2,141,996百万円																																										
未収入金	65,465百万円																																										
長期差入保証金	36,223百万円																																										
貸借取引担保金	50,640百万円																																										
野村証券株式会社																																											
融資限度額	150,000百万円																																										
融資実行残高	未実行残高																																										
未実行残高	150,000																																										

(損益計算書関係)

第105期	第106期
1 「資産利用料」は、子会社である野村證券株式会社等から受け取る、当社の保有する器具・備品、ソフトウェア等の利用料であります。	1 (同左)
2 「不動産賃貸収入」は、子会社である野村證券株式会社等から受け取る、店舗等の不動産賃貸料であります。	2 (同左)
3 「商標使用料」は、子会社である野村證券株式会社から受け取る、当社の保有する商標の使用料収入であります。	3 (同左)
4 「その他の売上高」は、子会社である野村證券株式会社等から受け取る、有価証券貸借料や貸付金にかかる受取利息等であります。	4 (同左)
5 不動産関係費の内訳	5 不動産関係費の内訳
不動産費 36,082百万円	不動産費 37,291百万円
器具・備品費 6,872	器具・備品費 7,714
計 42,954	計 45,006
6 事務費の内訳	6 事務費の内訳
事務委託費 37,796百万円	事務委託費 43,100百万円
事務用品費 6	事務用品費 5
計 37,802	計 43,105
7 その他の経費の内訳	7 その他の経費の内訳
資料・研修費 3,415百万円	資料・研修費 2,646百万円
水道光熱費 1,109	水道光熱費 1,297
その他 7,649	その他 2,530
計 12,174	計 6,473
8 関係会社に係る注記	8 関係会社に係る注記
営業収益のうち、関係会社との取引によるものは340,009百万円であります。	営業収益のうち、関係会社との取引によるものは219,654百万円であります。
営業費用のうち、関係会社との取引によるものは78,853百万円であります。	営業費用のうち、関係会社との取引によるものは67,149百万円であります。
営業外収益のうち、関係会社との取引によるものは12百万円であります。	営業外収益のうち、関係会社との取引によるものは39百万円であります。
営業外費用のうち、関係会社との取引によるものは8,843百万円であります。	営業外費用のうち、関係会社との取引によるものは7,076百万円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第105期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	57,886,944	74,263	2,833,362	55,127,845

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求に伴う増加 74,263 株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使に伴う減少 2,801,200 株

単元未満株式の買増しに伴う減少 32,162 株

第106期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	55,127,845	26,857	6,129,228	49,025,474

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求に伴う増加 26,857 株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使に伴う減少 6,122,900 株

単元未満株式の買増しに伴う減少 6,328 株

(リース取引関係)

第105期	第106期																																																
<p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>リース取引開始日が平成20年4月1日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。当該取引は次のとおりであります。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額((注)参照)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: center;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">177百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">104</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">74</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額((注)参照)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">36百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">38</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">74</td> </tr> </tbody> </table> <p>支払リース料および減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">47百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">47百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(注) 取得価額相当額および未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,889百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">14,891</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">16,780</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	取得価額相当額	177百万円	減価償却累計額相当額	104	期末残高相当額	74	1年内	36百万円	1年超	38	合計	74	支払リース料	47百万円	減価償却費相当額	47百万円	1年内	1,889百万円	1年超	14,891	合計	16,780	<p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額((注)参照)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: center;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">101百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">63</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">38</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額((注)参照)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">28百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">38</td> </tr> </tbody> </table> <p>支払リース料および減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">36百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">36百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 (同左)</p> <p>(注) (同左)</p> <p>2 オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">2,396百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">13,303</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">15,699</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	取得価額相当額	101百万円	減価償却累計額相当額	63	期末残高相当額	38	1年内	28百万円	1年超	10	合計	38	支払リース料	36百万円	減価償却費相当額	36百万円	1年内	2,396百万円	1年超	13,303	合計	15,699
	器具備品																																																
取得価額相当額	177百万円																																																
減価償却累計額相当額	104																																																
期末残高相当額	74																																																
1年内	36百万円																																																
1年超	38																																																
合計	74																																																
支払リース料	47百万円																																																
減価償却費相当額	47百万円																																																
1年内	1,889百万円																																																
1年超	14,891																																																
合計	16,780																																																
	器具備品																																																
取得価額相当額	101百万円																																																
減価償却累計額相当額	63																																																
期末残高相当額	38																																																
1年内	28百万円																																																
1年超	10																																																
合計	38																																																
支払リース料	36百万円																																																
減価償却費相当額	36百万円																																																
1年内	2,396百万円																																																
1年超	13,303																																																
合計	15,699																																																

[次へ](#)

(有価証券の状況)

第105期(平成21年3月31日)

(1) 満期保有目的債券の時価等

該当事項はありません。

(2) 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

種類	第105期		
	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社株式			
関連会社株式	32,143	41,109	8,967

(注) 当期(第105期)において、従来その他有価証券で保有していた上場株式について、同社の株式を追加取得し、持分比率が増加したことに伴い関連会社株式に変更しております。これにより、その他有価証券の上場株式が59百万円減少し、関連会社株式が追加取得分を合わせて3,559百万円増加しております。

(3) その他有価証券で時価のあるもの

種類	第105期		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株 式	29,389	61,074	31,685
債 券			
そ の 他	1,510	1,511	1
小 計	30,899	62,585	31,686
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株 式	18,306	15,546	2,761
債 券			
そ の 他	2,253	1,772	481
小 計	20,559	17,318	3,241
合 計	51,459	79,903	28,444

(4) 時価評価されていない主な有価証券(上記(1)、(2)を除く)の内容および貸借対照表計上額

種 類	第105期	
	貸借対照表計上額 (百万円)	
満期保有目的債券		
その他有価証券	83,687	
流動資産に属するもの	20,500	
譲渡性預金	20,500	
固定資産に属するもの	63,187	
株式(非上場株式等)	30,426	
債券(非上場債券等)		
そ の 他	32,761	
その他の関係会社有価証券	24,111	
そ の 他	8,650	

第106期(平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(1) 子会社株式および関連会社株式

種 類	第106期		
	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社株式			
関連会社株式	27,496	52,057	24,562

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 子会社株式	1,338,027
(2) 関連会社株式	4,138
計	1,342,165

上記については市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(2) その他有価証券で時価のあるもの

種類	第106期		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株 式	40,475	79,519	39,044
小 計	40,475	79,519	39,044
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
譲渡性預金	15,000	15,000	
株 式	8,049	6,988	1,062
そ の 他	3,163	2,767	396
小 計	26,212	24,755	1,458
合 計	66,688	104,274	37,586

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券(上記(1)を除く)の内容および貸借対照表計上額

種 類	第106期
	貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	63,770
株式(非上場株式等)	39,290
そ の 他	24,479
その他の関係会社有価証券	17,370
そ の 他	7,110

上記については市場価格等がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(デリバティブ取引の状況)

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

[次へ](#)

(税効果会計関係)

第105期	第106期
1 繰延税金資産および負債の発生の主な原因別内訳	1 繰延税金資産および負債の発生の主な原因別内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
有価証券等評価損	有価証券等評価損
418,217百万円	365,315百万円
繰越欠損金	地方税繰越欠損金
40,007	32,840
固定資産評価減	連結法人税個別帰属額
4,166	15,569
その他	固定資産評価減
7,254	4,166
繰延税金資産小計	ストックオプション
469,645	1,857
評価性引当額	その他
271,125	3,456
繰延税金資産合計	繰延税金資産小計
198,520	423,205
繰延税金負債	評価性引当額
その他有価証券評価差額金	273,889
11,228	繰延税金資産合計
固定資産圧縮積立金	149,317
9	繰延税金負債
その他	その他有価証券評価差額金
6,474	15,150
繰延税金負債合計	繰延ヘッジ損益
17,711	6,184
繰延税金資産の純額	その他
180,809	575
	繰延税金負債合計
	21,909
	繰延税金資産の純額
	127,408
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別内訳
法定実効税率	法定実効税率
41.0%	41.0%
(調整)	(調整)
永久に益金に算入されない収益項目	永久に益金に算入されない収益項目
13.5	112.7
永久に損金に算入されない費用項目	永久に損金に算入されない費用項目
1.3	55.1
評価性引当額	評価性引当額
42.9	6.3
特定外国子会社等課税対象留保金額	特定外国子会社等課税対象留保金額
0.2	5.2
過年度法人税等	過年度法人税等
0.3	3.0
その他	その他
0.3	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
10.0	21.2

(1株当たり情報)

第105期		第106期	
1株当たり純資産額	466円99銭	1株当たり純資産額	485円62銭
1株当たり当期純損失	202円62銭	1株当たり当期純利益	3円86銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純損失		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	3円83銭

(注) 1 第105期は、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益(損失)額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益(損失)額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第105期	第106期
1株当たり当期純利益(損失)		
当期純利益(損失)(百万円)	393,712	12,083
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式にかかる当期純利益 (損失)(百万円)	393,712	12,083
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,943,086	3,127,918
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)		24,344
(うち新株予約権(千株))		24,344
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	(新株予約権) 当期純損失のため、全ての新株予約権および転換社債型新株予約権付社債は希薄化効果を有しておりません。 詳細については、「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況 新株予約権および新株予約権付社債」に記載のとおりであります。	(新株予約権) 新株予約権10種類 102,075個 第2回新株予約権 第4回新株予約権 第8回新株予約権 第11回新株予約権 第15回新株予約権 第16回新株予約権 第22回新株予約権 第23回新株予約権 第31回新株予約権 第32回新株予約権 詳細については、「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況 新株予約権」に記載のとおりであります。

[重要な後発事象]

第105期	第106期
<p>1 平成20年3月27日の取締役会および平成21年4月17日の経営会議の決議に基づき、平成21年6月18日に第12回無担保社債の発行を行いました。</p> <p>(1) 社債の名称 野村ホールディングス株式会社第12回無担保社債</p> <p>(2) 発行総額 金492億円</p> <p>(3) 発行価額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(4) 利率 年1.72%</p> <p>(5) 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(6) 償還期限 平成24年6月18日</p> <p>(7) 資金用途 運転資金</p> <p>2 平成20年3月27日の取締役会および平成21年4月17日の経営会議の決議に基づき、平成21年6月15日に第13回無担保社債の発行を行いました。</p> <p>(1) 社債の名称 野村ホールディングス株式会社第13回無担保社債</p> <p>(2) 発行総額 金800億円</p> <p>(3) 発行価額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(4) 利率 年1.72%</p> <p>(5) 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(6) 償還期限 平成24年6月15日</p> <p>(7) 資金用途 運転資金</p>	<p>1 平成20年3月27日の取締役会および平成22年4月9日の経営会議の決議に基づき、平成22年6月24日に第22回無担保社債の発行を行いました。</p> <p>(1) 社債の名称 野村ホールディングス株式会社第22回無担保社債</p> <p>(2) 発行総額 金610億円</p> <p>(3) 発行価額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(4) 利率 年0.937%</p> <p>(5) 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(6) 償還期限 平成27年6月24日</p> <p>(7) 資金用途 運転資金</p> <p>2 平成20年3月27日の取締役会および平成22年4月9日の経営会議の決議に基づき、平成22年6月24日に第23回無担保社債の発行を行いました。</p> <p>(1) 社債の名称 野村ホールディングス株式会社第23回無担保社債</p> <p>(2) 発行総額 金470億円</p> <p>(3) 発行価額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(4) 利率 年1.808%</p> <p>(5) 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(6) 償還期限 平成32年6月24日</p> <p>(7) 資金用途 運転資金</p>

第105期	第106期
<p>3 平成20年3月27日の取締役会および平成21年4月17日の経営会議の決議に基づき、平成21年6月15日に第14回無担保社債の発行を行いました。</p> <p>(1) 社債の名称 野村ホールディングス株式会社第14回無担保社債</p> <p>(2) 発行総額 金220億円</p> <p>(3) 発行価額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(4) 利率 6ヶ月ユーロ円LIBOR + 年率0.9%</p> <p>(5) 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(6) 償還期限 平成24年6月15日</p> <p>(7) 資金使途 運転資金</p>	<p>3 平成20年3月27日の取締役会および平成22年4月9日の経営会議の決議に基づき、平成22年6月24日に第24回無担保社債の発行を行いました。</p> <p>(1) 社債の名称 野村ホールディングス株式会社第23回無担保社債</p> <p>(2) 発行総額 金220億円</p> <p>(3) 発行価額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(4) 利率 年2.329%</p> <p>(5) 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(6) 償還期限 平成37年6月24日</p> <p>(7) 資金使途 運転資金</p>
<p>4 平成20年3月27日の取締役会および平成21年4月17日の経営会議の決議に基づき、平成21年6月15日に第15回無担保社債の発行を行いました。</p> <p>(1) 社債の名称 野村ホールディングス株式会社第15回無担保社債</p> <p>(2) 発行総額 金750億円</p> <p>(3) 発行価額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(4) 利率 2.01%</p> <p>(5) 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(6) 償還期限 平成26年6月13日</p> <p>(7) 資金使途 運転資金</p>	

[前へ](#)

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

(投資有価証券)

銘柄	株式数(千株)	貸借対照表計上額(百万円)
(その他有価証券)		
トヨタ自動車株式会社	3,553	13,261
第一生命保険相互会社	70	9,800
株式会社りそなホールディングス	7,905	8,965
大塚ホールディングス株式会社	12,195	8,913
株式会社電通	2,400	5,643
アサヒビール株式会社	2,650	4,587
株式会社ジェーシービー	102	3,563
あいおい損害保険株式会社	7,644	3,357
日亜化学工業株式会社	30	3,171
株式会社千葉銀行	5,693	3,121
その他(409銘柄)	102,909	61,414
計	145,151	125,797

(注) 第一生命保険相互会社は、平成22年4月1日付で、株式会社への組織変更に伴い、第一生命保険株式会社に商号変更がなされております。

【その他】

(有価証券)

種類および銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(その他有価証券)		
(譲渡性預金)		
野村信託銀行株式会社譲渡性預金	15,000	15,000
計	15,000	15,000

(投資有価証券)

種類および銘柄	投資口数等(千口)	貸借対照表計上額(百万円)
(その他有価証券)		
(優先出資証券)		
信金中央金庫優先出資証券	7	1,162
農林中央金庫優先出資証券	2,231	161
その他	88	0
(証券投資信託の受益証券等)		
明洞リアル・エステートファンド	12,160	1,001
日本ビルファンド投資法人	1	805
日本ABSファンド	91	800
その他(2 銘柄)	9,440,000	782
(投資事業有限責任組合および それに類する組合への出資)		
グリーン・アール・キャピタル匿名 組合		1,623
トーマス・ワイゼル・ヘルスケアLP		1,506
その他(11 銘柄)		2,037
計		9,877

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 または償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	45,838	1,595	5,218	42,215	24,888	2,176	17,328
器具備品	78,513	4,613	2,799	80,326	58,175	7,848	22,151
土地	8,839	-	-	8,839	-	-	8,839
有形固定資産計	133,190	6,208	8,018	131,380	83,062	10,024	48,318
無形固定資産							
ソフトウェア	161,032	31,747	3,354	189,425	81,698	33,680	107,726
その他	-	1	-	1	-	-	1
無形固定資産計	161,032	31,748	3,354	189,425	81,698	33,680	107,727
長期前払費用	1,411	6	23	1,394	913	442	482

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金(注)	4,874	-	-	4,818	56
賞与引当金	245	726	245	-	726

(注) 当期減少額(その他)は、貸倒懸念債権の回収による取崩および、一般債権の貸倒実績率の洗替による減少であります。

(2) 【主な資産および負債の内容】

平成22年3月31日現在における主な資産および負債の内容は次のとおりであります。なお、附属明細表において記載した項目については省略しております。

a 資産の部

イ 現金及び預金

種類	金額(百万円)
当座預金	1,140
普通預金	0
合計	1,140

ロ 短期貸付金

相手先	金額(百万円)
ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc.	635,902
野村證券株式会社	495,000
ノムラ・バンク・インターナショナル PLC	300,000
ノムラ・ファイナンシャル・ホールディング・アメリカ LLC	182,270
野村キャピタル・インベストメント株式会社	130,450
その他	401,044
合計	2,144,666

ハ 関係会社株式

相手先	金額(百万円)
野村證券株式会社	578,688
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC	228,834
ノムラ・アジア・ホールディング N.V.	140,794
ノムラ・キャピタル・マーケット PLC	77,591
野村アセットマネジメント株式会社	57,029
その他	286,726
合計	1,369,661

二 関係会社長期貸付金

相手先	金額(百万円)
ノムラ・インターナショナル P L C	287,494
野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社	74,570
野村プリンシパル・ファイナンス株式会社	17,900
野村信託銀行株式会社	10,000
合計	389,964

b 負債の部

イ 社債

区分	発行年月日	金額(百万円)
平成24年満期1.35%利付 第5回無担保社債	平成19年3月23日	59,993
平成29年満期1.86%利付 第6回無担保社債	平成19年3月23日	39,986
平成24年満期1.63%利付 第7回無担保社債	平成19年8月14日	25,999
平成29年満期2.12%利付 第8回無担保社債	平成19年8月14日	26,088
平成24年満期1.39%利付 第9回無担保社債	平成19年11月27日	34,993
平成29年満期1.91%利付 第10回無担保社債	平成19年11月27日	29,998
平成23年満期1.26%利付 第11回無担保社債	平成20年9月19日	108,400
平成24年満期1.72%利付 第12回無担保社債	平成21年6月18日	49,200
平成24年満期1.72%利付 第13回無担保社債	平成21年6月15日	80,000
平成24年満期1.381%利付 第14回無担保社債	平成21年6月15日	22,000
平成26年満期2.01%利付 第15回無担保社債	平成21年6月15日	75,000
平成24年満期1.00%利付 第16回無担保社債	平成21年12月4日	20,000
平成26年満期1.28%利付 第17回無担保社債	平成21年11月27日	25,000
平成31年満期2.10%利付 第18回無担保社債	平成21年11月27日	25,000
平成25年満期0.76%利付 第19回無担保社債	平成22年3月24日	10,000
平成27年満期0.98%利付 第20回無担保社債	平成22年3月17日	30,000
平成32年満期1.86%利付 第21回無担保社債	平成22年3月17日	30,000
平成28年満期3.60%利付 第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	平成20年12月26日	300,000
平成27年満期5.00%利付 米ドル建普通社債	平成22年3月4日	139,129
平成32年満期6.70%利付 米ドル建普通社債	平成22年3月4日	139,271
合計		1,270,055

□ 長期借入金

相手先	金額(百万円)
(金融機関借入金)	
株式会社三菱東京UFJ銀行	195,000
株式会社三井住友銀行	175,000
株式会社みずほコーポレート銀行	175,000
株式会社りそな銀行	100,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	100,000
住友信託銀行株式会社	30,000
株式会社みずほ信託銀行	20,000
株式会社千葉銀行	43,000
株式会社静岡銀行	35,000
株式会社八十二銀行	20,000
農林中央金庫	50,000
信金中央金庫	40,000
第一生命保険相互会社	40,000
日本生命保険相互会社	30,000
明治安田生命保険相互会社	20,000
その他	207,374
合計	1,280,374

(注) 第一生命保険相互会社は、平成22年4月1日付で、株式会社への組織変更に伴い、第一生命保険株式会社に商号変更がなされております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日および3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の売却 (買取請求)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	当社が定める100株当たりの売買委託手数料額 × $\frac{\text{買取株式数}}{100}$
単元未満株式の買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
取扱期間	3月、6月、9月および12月の各月末直前の12営業日から月末までを除く営業日
取扱手数料	当社が定める100株当たりの売買委託手数料額 × $\frac{\text{買増し株式数}}{100}$
公告掲載方法	電子公告 (http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/) やむを得ない事由により電子公告ができない場合、日本経済新聞に掲載。
株主に対する特典	なし

(注) 定款において単元未満株式についての権利に関する定めを行っております。当該規定により、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増請求をする権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書およびその添付書類、確認書 平成21年6月30日関東財務局長に提出
- 事業年度 自 平成20年4月1日
(第105期) 至 平成21年3月31日
- (2) 内部統制報告書 平成21年6月30日関東財務局長に提出
- 事業年度 自 平成20年4月1日
(第105期) 至 平成21年3月31日
- (3) 四半期報告書および確認書
- 事業年度 自 平成21年4月1日
(第106期 第1四半期) 至 平成21年6月30日 平成21年8月14日関東財務局長に提出
- 事業年度 自 平成21年7月1日
(第106期 第2四半期) 至 平成21年9月30日 平成21年11月13日関東財務局長に提出
- 事業年度 自 平成21年10月1日
(第106期 第3四半期) 至 平成21年12月31日 平成22年2月15日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
- 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(提出会社の財政状態および経営成績に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく 平成21年4月24日関東財務局長に提出
- 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行決議)の規定に基づく 平成21年7月17日関東財務局長に提出
- 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号(新株発行)の規定に基づく 平成21年9月24日関東財務局長に提出
- 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会の決議事項の決議)の規定に基づく 平成22年6月28日関東財務局長に提出
- (5) 臨時報告書の訂正報告書
- 平成21年7月17日提出の臨時報告書にかかる訂正報告書 平成21年8月5日関東財務局長に提出
- 平成21年9月24日提出の臨時報告書にかかる訂正報告書 平成21年9月25日
平成21年10月5日
平成21年10月14日関東財務局長に提出

(6) 有価証券届出書およびその他添付書類

有価証券届出書（株式一般募集および売出し）およびその他添付書類 平成21年9月24日関東財務局長に提出

有価証券届出書（第三者割当増資）およびその他添付書類 平成21年9月24日関東財務局長に提出

(7) 有価証券届出書の訂正報告書

平成21年9月24日提出の有価証券届出書（株式一般募集および売出し）にかかる訂正報告書 平成21年9月25日
平成21年10月5日
平成21年10月14日関東財務局長に提出

平成21年9月24日提出の有価証券届出書（第三者割当増資）にかかる訂正報告書 平成21年9月25日
平成21年10月5日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月29日

野村ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 英 公 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松 村 洋 季
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 櫻 井 雄 一 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 亀 井 純 子

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（連結財務諸表注記1参照）に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制 - 統合的枠組み」で確立された規準（以下、「COSO規準」という。）を基礎とした、野村ホールディングス株式会社の平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制について監査を行った。財務報告に係る有効な内部統制を維持する責任、及び内部統制報告書において財務報告に係る内部統制の有効性を評価する責任は経営者にある。当監査法人の責任は、独立の立場から会社の財務報告に係る内部統制に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、米国公開会社会計監視委員会の基準に準拠して監査を行った。米国公開会社会計監視委員会の基準は、財務報告に係る有効な内部統制がすべての重要な点において維持されているかどうかの合理的な保証を得るために、当監査法人が監査を計画し、実施することを求めている。監査は、財務報告に係る内部統制の理解、重要な欠陥が存在するリスクの評価、評価したリスクに基づいた内部統制の整備及び運用状況の有効性に関する検証と評価、並びに当監査法人が必要と認めたその他の手続の実施を含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

会社の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した外部報告のための財務諸表の作成に関する合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。会社の財務報告に係る内部統制は、(1) 会社の資産の取引及び処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映する記録の維持に関連し、(2) 財務諸表を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成するために必要な取引の記録が行われていること、及び会社の収入と支出が会社の経営管理者及び取締役の承認に基づいてのみ行われることに関する合理的な保証を提供し、(3) 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産が未承認で取得、使用又は処分されることを防止又は適時に発見することの合理的な保証を提供するための方針や手続を含んでいる。

財務報告に係る内部統制は、固有の限界があるため、虚偽の記載を防止又は発見できない可能性がある。また、将来の期間に向けて有効性の評価を予測する場合には、状況の変化により統制が不十分になる可能性もしくは方針や手続の遵守の程度が低下する可能性が伴う。

当監査法人は、平成21年3月31日現在において、野村ホールディングス株式会社がすべての重要な点においてCOSO基準を基礎とした財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

追記情報

当監査法人は米国公開会社会計監視委員会の基準に準拠して内部統制監査を行った。我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下のとおりである。

1. 我が国の基準では、経営者が作成した内部統制報告書に対し監査意見の表明を行うが、米国公開会社会計監視委員会の基準では、財務報告に係る内部統制に対し監査意見の表明を行う。
2. 我が国の基準では、財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等を監査の範囲とするが、米国公開会社会計監視委員会の基準では、「経理の状況」に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを監査の範囲とする。
3. 我が国の基準では、持分法適用関連会社が監査の範囲に含まれるが、米国公開会社会計監視委員会の基準では監査の範囲に含まれない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月29日

野村ホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 英 公 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松 村 洋 季
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 櫻 井 雄 一 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 亀 井 純 子

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（連結財務諸表注記1参照）に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制 - 統合的枠組み」で確立された規準（以下、「COSO規準」という。）を基礎とした、野村ホールディングス株式会社の平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制について監査を行った。財務報告に係る有効な内部統制を維持する責任、及び内部統制報告書において財務報告に係る内部統制の有効性を評価する責任は経営者にある。当監査法人の責任は、独立の立場から会社の財務報告に係る内部統制に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、米国公開会社会計監視委員会の基準に準拠して監査を行った。米国公開会社会計監視委員会の基準は、財務報告に係る有効な内部統制がすべての重要な点において維持されているかどうかの合理的な保証を得るために、当監査法人が監査を計画し、実施することを求めている。監査は、財務報告に係る内部統制の理解、重要な欠陥が存在するリスクの評価、評価したリスクに基づいた内部統制の整備及び運用状況の有効性に関する検証と評価、並びに当監査法人が必要と認めたその他の手続の実施を含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

会社の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した外部報告のための財務諸表の作成に関する合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。会社の財務報告に係る内部統制は、(1) 会社の資産の取引及び処分を合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映する記録の維持に関連し、(2) 財務諸表を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成するために必要な取引の記録が行われていること、及び会社の収入と支出が会社の経営管理者及び取締役の承認に基づいてのみ行われることに関する合理的な保証を提供し、(3) 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産が未承認で取得、使用又は処分されることを防止又は適時に発見することの合理的な保証を提供するための方針や手続を含んでいる。

財務報告に係る内部統制は、固有の限界があるため、虚偽の記載を防止又は発見できない可能性がある。また、将来の期間に向けて有効性の評価を予測する場合には、状況の変化により統制が不十分になる可能性もしくは方針や手続の遵守の程度が低下する可能性が伴う。

当監査法人は、平成22年3月31日現在において、野村ホールディングス株式会社がすべての重要な点においてCOSO規準を基礎とした財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月29日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 英 公 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松 村 洋 季
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 櫻 井 雄 一 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 亀 井 純 子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第105期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ホールディングス株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月29日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 英 公 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松 村 洋 季
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 櫻 井 雄 一 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 亀 井 純 子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第106期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ホールディングス株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。